

號別特報會議會題問市都國全

會總議會題問市都國全回四第

〔京東・年九和昭〕

5

告報究研

編乙題議二第

（美濟の治自市都）

議會題問市都國全

第四回全國都市問題會議總會

[昭和九年・東京]

5
研 究 報 告

第二編 第二議題

(都市自治の經濟)

| | | | | | |
|----|----|------|----|------|-----|
| 一其 | 編甲 | 第一議題 | 第一 | 研究報告 | 第一冊 |
| 二其 | 編甲 | 第一議題 | 第二 | 研究報告 | 第二冊 |
| | 編乙 | 第一議題 | 第一 | 研究報告 | 第三冊 |
| | 編甲 | 第二議題 | 第二 | 研究報告 | 第四冊 |
| 料 | 資 | 考 | 參 | | 第六冊 |
| 錄 | 要 | 事 | 議 | | 第七冊 |

全國都市問題會議

凡 例

- 一 本書は第四回全國都市問題會議總會の第二議題關係の主要事項に付き、事務局の作成したる質疑要項に對し、官公署の關係諸當局並に學界及實際界の研究者より回示せられたる意見を輯録したるものなり。
- 二 本書は別冊研究報告第一議題甲編其一、同第一議題甲編其二、同第一議題乙編及同第二議題甲編並に、參考資料と併せて總會の豫備資料を構成し、總會終了後刊行すべき議事要録を加へて總會關係文書の全部を組成するものなり。
- 三 本書中第二議題關係實狀並意見と題するものは、即ち前記質疑に對する各方面の回答中、第二議題に關するものを其の内容に隨ひ分類編纂せるものにして、其の内第一「自治體の區域並都市と他の公共團體との關係に關する事項の(一)乃至(三)に付ては、各道府縣長官並外地各道州知事、同(四)及(五)並第二公民議員選舉並吏員等に關する事項に付ては、各市長並外地各府市尹、第三地方制度改善に關する各方面の意見に付ては、各道府縣長官、各市長、各市會議長、外地の各道州知事及各府市尹、關係學會協會並に個人に對して夫々意見の回示を求めたるものなり。

「大阪市營電氣事業の新會計組織並經理方法の概要は特に斯問題に關し當局の報告を煩はしたるもの同報告前文參照、又附録二篇は第二議題中の一項たる市營公益企業組織に關する研究上の參考資料として收録したるものにして、其の内東京市電氣局従業員罷業問題に關する資料は爭議中に付き特に會議事務局限り作成したるものなり。

四 第二議題關係實狀並意見の排列順序は、府縣に在りては北海道より順次南進し、市も亦之に倣ひたるも同一府縣内に在りては人口順に依り個人はいろは順に従へり。

五 回答者の表示例へば單に「何市又は「何市長」と記し、若は「何市長氏名」と記せる如きは原則として回答者の記載に従ふこととせり。

六 本書は議題研究上の準備資料として總會參加者に配布するを本旨として編纂したるものなるも、獨立の文獻として取扱ふも、亦斯問題研究上好箇の參考資料たるべきを信ず。

七 茲に本會議の爲め格別の厚意を以て此等關係資料乃至意見の回示を寄せられたる朝野の各位に對し深厚なる謝意を表す。

昭和九年十月

全國都市問題會議

第四回全國都市問題會議總會5研究報告

第二議題乙編 目次

第二議題 (都市自治の現状と其の濟美問題) 關係實狀並意見

第一 自治體の區域並都市と他の公共團體との關係に關する事項

| | | | | | |
|------------|-------|-------------|-------|---------------|------|
| 青森縣知事多久安宿 | 一七・〇〇 | 熊本縣知事鈴木敬一 | 六九・三 | 宇部市 | 一六・三 |
| 岩手縣知事 | 二七・〇〇 | 八戶市長神田重雄 | 一四・〇〇 | 九龍市長代理助役横田都太郎 | 一六・三 |
| 秋田縣 | 二七・二 | 仙臺市長澁谷徳三郎 | 一四・〇〇 | 松山市長井上久吉 | 一六・三 |
| 神奈川縣 | 三二 | 石巻市 | 一四・〇〇 | 高知市 | 一六・三 |
| 長野縣知事 | 四八・二 | 足利市 | 一四・〇〇 | 佐世保市長御厨規三 | 三 |
| 奈良縣 | 四八・二 | 大垣市長東島卯八 | 一四・〇〇 | 京城府尹 | 一六・四 |
| 山口縣 | 四八・二 | 名古屋市長大岩勇夫 | 一四・二 | (道 補) | |
| 香川縣知事木下義介 | 五八・三 | 岡崎市長小瀧喜七郎 | 一五・三 | 東京市 | 一六・三 |
| 高知縣 | 五八・三 | 大阪市長務部長三宅正三 | 一五・三 | 京都市市長大森吉五郎 | 一六・三 |
| 長崎縣知事鈴木信太郎 | 五八・三 | 尾道市 | 一六・三 | | |

第二 公民、議員選舉並吏員等に關する事項……………二六

| | | |
|------------------|----------------------|------------------|
| 八戶市長神田重雄……………二六 | 岡崎市長小瀧喜七郎……………三三 | 高知市……………三三 |
| 仙臺市長澁谷徳三郎……………二八 | 大阪市庶務部長三宅正三……………三五 | 京城府尹……………三五 |
| 石巻市……………三〇 | 尾道市……………三三 | 〔道 補〕……………四〇 |
| 足利市……………三三 | 宇部市……………三三 | 東京市……………四〇 |
| 大垣市長東島卯八……………三三 | 丸龜市長代理助役横田都太郎……………三五 | 京都市長大森吉五郎……………四六 |
| 名古屋市長大岩勇夫……………三三 | 松山市長井上久吉……………三三 | |

第三 地方制度改善に關する各方面の意見……………六一

| | | |
|---------------------|-----------------------|--------------------|
| 青森縣知事 多久安信……………六一 | 長野縣知事……………六一 | 高知縣……………六一 |
| 岩手縣知事……………六一 | 奈良縣……………六一 | 長崎縣知事 鈴木信太郎……………六一 |
| 秋田縣……………六一 | 山口縣……………六一 | 熊本縣知事 鈴木敬一……………六一 |
| 神奈川縣……………六一 | 香川縣知事 木下義介……………六一 | 八戶市長 神田重雄……………六一 |
| 仙臺市長 澁谷徳三郎……………六一 | 大阪市會議長 川畑清藏……………六一 | 嘉義市……………六一 |
| 石巻市……………六一 | 堺市會議長 楠野泰夫……………六一 | 入江俊郎……………六一 |
| 足利市……………六一 | 尾道市……………六一 | 高島米峰……………六一 |
| 大垣市長 東島卯八……………六一 | 宇部市……………六一 | 宇賀田順三……………六一 |
| 大垣市會議長 木島順三……………六一 | 丸龜市長代理助役 横田都太郎……………六一 | 藤田進一郎……………六一 |
| 名古屋市長 大岩勇夫……………六一 | 松山市長 井上久吉……………六一 | 〔道 補〕……………六一 |
| 岡崎市長 小瀧喜七郎……………六一 | 高知市……………六一 | 東京市……………六一 |
| 大阪市庶務部長 三宅正三……………六一 | 京城府尹……………六一 | 京都市長大森吉五郎……………六一 |

大阪市營電氣事業の新會計組織並經理方法の概要……………大阪電氣局長 平塚米次郎……………七一

〔附録〕

一 市営バス問題に關する大阪市當局の意見 一八七

——大國町住吉間公私營乗合自動車競願に對する處理方針に就て——

一 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市長の陳情書 二 鐵道内務兩大臣宛大阪市長の再陳情書 三 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市會の意見書 四 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市會の再意見書

意見書

二 東京市電氣局従業員罷業問題 二〇九

一 罷業の動因となりたる東京市電氣事業經濟更生計畫 二 罷業勃發以來——市當局側及従業員側が市民に訴へたる宣傳文並に同罷業に關する各方面の輿論の一斑

第二議題 (都市自治の現状) 關係實狀並意見

第一 自治體の區域並都市と他の公共團體との關係に關する事項

(一) 市町村合併の基準並計畫の實例に關する府縣の實狀

(質問)

貴管下市町村の合併問題に對する從來の御取扱振に關し一定の據るべき基準を御設定相成り居ること
もあらば、其の要領を御示し願ひたし。現に都市(現在は町村なるも合併に依り)中接近町村との間に合併
問題進行中のもの、若は關係市町村間に合併の議あり、將來合併の必要を認めらるゝもの有らば、其の
區別に依り當該市町村名並に其の面積、戸數、人口を御示し下され且其の合併を必要とする事由に付承
はりたし。

要を認むるもの「弘前市對接近町村」

青森縣知事 多久安信

和徳村一部 八四五戸 三、五九二人

堀越村一部 一七七戸 一、〇〇三人

千年村一部 一一〇戸 六七五人

市町村合併問題に付一定の據るべき基準を定めたる
ものなし。現に都市中接近町村との間に合併問題進行
中のものなし。市に接近する町村を將來市に合併の必

市の區域と人家接續連續し交通、衛生、火防等の利

第一 自治體の區域並都市と他の公共團體との關係に關する事項

關係密接にして商工業其他經濟的生活に於ても亦利害全然共通するにも不拘行政區域を異にする爲め諸般の施設甚だ不利不便なるに依る。

岩手縣知事

市町村の合併に關し一定の據るべき基準の設定なし。

イ、現に都市中接近町村との間に合併問題進行中のもの若は關係市町村間に合併の議あるもの共になし。

ロ、將來合併の必要を認めらるゝもの

1、盛岡市と中野村

| | 盛岡市 | 中野村 |
|----|---------|---------|
| 面積 | 三・二二四方里 | 〇・三四二方里 |
| 人口 | 六二、二四九人 | 二、六一一人 |
| 戸數 | 一一、六四六戸 | 四五七戸 |

本村は盛岡市東南に接し役場所在地たる字東中野(戸數三百戸)の如きは全然盛岡市街地に連接し一市内たるの觀を呈するのみならず人情風俗其他利害得失

を同くし相互の交渉常に親密にして相離るべからざる關係に在るを以て之を合併して各種施設の圓滑を期すると共に住民負擔の軽減を圖るを適當と認むるに因る。

2、盛岡市と本宮村

| | 盛岡市 | 本宮村 |
|----|---------|---------|
| 面積 | 三・二二四方里 | 〇・六三九方里 |
| 人口 | 六二、二四九人 | 三、七七九人 |
| 戸數 | 一一、六四六戸 | 六七五戸 |

役場市役所間の距離 三十町

本村は盛岡市の西南部に位し戸數三百戸を算する大字仙北町は盛岡市仙北町と連檐同一市街たるの觀あり住民の日常生活風俗習慣其他利害得失を同くし相互の交渉親密にして離るべからざる關係に在るを以て之を合併して一の自治地域とし各種の施設を實施せしむるは住民の福利を増進し併せて負擔の軽減を圖る上に於て必要なり。

秋田縣

現に秋田市に接近せる南秋田郡廣山田村は秋田市に合併希望ありて昭和八年二月二十七日村會の議決を経て秋田市に對し其の實現を要求したる事實あるも秋田市は同村全區域を直に市の區域と爲すは水道布敷費道路の改修費等一時に多額の經費を要するを以て相當考慮の餘地ありと爲し未だ其の實現を見ざる狀況に在り同村の大半は秋田市の都市計畫區域内に在り市に接近せる區域は連檐戸數の状態其他人情風俗等市内の狀態と異なることなく相當時機に於て合併實現するものと認む而して同村の面積、戸數、人口を擧ぐれば左の如し。

| | |
|----|---------|
| 面積 | 〇・七一四方里 |
| 戸數 | 六二六 |
| 人口 | 三、四二五 |

神奈川縣

(1) 一定の基準を定めたるものなし

(2) 現に合併問題進行中のもの左の如し

一、久良岐郡金澤町

| | |
|------|-----|
| 1、面積 | 九方軒 |
|------|-----|

- 2、戸數 一、二九三
- 3、人口 六、六一三

二、久良岐郡六浦莊村

- 1、面積 一三方軒
- 2、戸數 九四七
- 3、人口 四、八二〇

三、橘樹郡日吉村

- 1、面積 一〇方軒
- 2、戸數 八七五
- 3、人口 五、二六〇

横濱市に隣接して人情風俗相近似し交通産業經濟等諸般の事情亦密接不離の關係に在り殊に近年交通機關整備し兩者の關係愈々緊密の度を加ふると共に保健衛生教育産業交通等に關する諸般文化的施設の急を要すること洵に切なるものあり。

依て同市と合併し以て時運の進展に伴ふ諸般の施設を爲し其の健全なる發達を期すると共に一面之に依て住民負擔の軽減を圖らむとするに由る。

長野縣知事

市町村合併に關し一定の基準を設定せるもの無し。
現に合併の議あり、將來合併の必要を認むるもの左の
通飯田町と上飯田町とを合併して市を設定せむとす。
飯田町 面積(方村) 戸數 人口
一・六六 四、〇五九 一九、〇二一
上飯田町 九五・一 二、二九四 一〇、七五五
計 九六・七 六、三五三 二九、七七六
地勢、人情風俗及商取引財政上より見て合併可能に
して且つ其の必要ありと認む。

奈良縣

本縣に於て數年來都市接續町村或は小町村間に於て、
地勢、人情並歴史的關係等を考察し、合併の可能性を
有する地方に對し、之が獎勵に努めつゝあるも、別段
一定の據るべき基準を設定したるものなし。
奈良市の西南部に接する生駒郡都跡村、添上郡辰市、
明治、東市、大安寺等の各村は奈良都市計畫區域内に
包擁せられつゝありて、將來奈良市の發展上之が合併

の必要を認め、目下關係市町村間に調査中に屬するも、
其の具體化には相當の日時を要すべく、而して其面積
人口左の如し。

| 村名 | 面積 (平方村) | 戸數 | 人口 |
|------|-------------|-------|--------|
| 都跡村 | 九・九〇 | 七八五 | 四、〇七〇 |
| 辰市村 | 二・七七 | 四二六 | 二、三五七 |
| 明治村 | 二・六二 | 二四七 | 一、三九七 |
| 東市村 | 一・五六 | 八五七 | 四、五八七 |
| 大安寺村 | 三・一八 | 四〇九 | 二、二四〇 |
| 計 | 三〇・〇三 | 二、七二四 | 一四、六五一 |

山口縣

市町村の合併問題に對する從來の取扱振に關し一定
の據るべき基準としては、戸數一千戸以上を目標とせ
り。現に都市中接近町村との間に、合併問題進行中
のもの及關係市町村間に合併の議あるものなし。
將來合併の議あるものなし。將來合併の問題を生ず
ると認めらるゝもの左の如し。

右合併問題は、現在の町を市とせんがためにして、
他の事由なし。

(イ) 徳山町を中心とするもの

| 町村名 | 面積 | 戸數 | 人口 |
|-----|-------|-------|--------|
| 徳山町 | 一・五四二 | 五、一二九 | 二二、七四八 |
| 太華村 | 一・一一一 | 一、五二八 | 六、九一六 |
| 久米村 | 九九七 | 六五〇 | 三、一八三 |
| 加見村 | 一・八六四 | 五〇四 | 二、二九八 |
| 計 | 五・五一四 | 七、八一 | 三五、一四五 |

(ロ) 防府町を中心とするもの

| 町村名 | 面積 | 戸數 | 人口 |
|-----|-------|-------|--------|
| 防府町 | 一・〇六五 | 五、四八六 | 二四、三七三 |
| 牟禮村 | 一・三一二 | 一、〇七六 | 五、二九八 |
| 中關町 | 一・二六五 | 二、四四〇 | 一〇、七七八 |
| 華城村 | 五三八 | 七二三 | 三、七〇三 |
| 計 | 四・一八〇 | 九、七二五 | 四四、一五二 |

香川縣知事 木下義介

市町村合併の基準の設定なく尙合併問題進行中の
の並に合併の議あるものなし。

高知縣

市町村の合併に付一定の基準の設定なし。

長崎縣知事 鈴木信太郎

市町村合併に關して別段に基準を定めたるものなし
將來に於て合併せんとする議あるもの

| 町村名 | 面積 (方村) | 戸數 | 人口 |
|------|------------|--------|---------|
| 佐世保市 | 五〇・七二八 | 二七、一二八 | 一四七、八五二 |
| 相浦町 | 三五・二七三 | 二、三一二 | 一三、七二二 |

佐世保市と相浦町とは隣接し地理的及諸般の行政上
密接不離の關係ありて其の利害得失を俱にし更に佐世
保が軍港なるため商港としての發展に不利なるを以て
相浦港を海運の機關とする必要に迫られ相浦亦佐世保

其の發展を俱にせむとするにあり。

熊本縣知事 鈴木 敬一

市町村合併の要件に付、特に基準として設定したるもの無きも從來取扱ひたる事件の一般の方針としては

- (イ) 關係各市町村民の要望が相當なる程度に達し且つ一部に於て反對するが如き者なきこと。
- (ロ) 關係市町民の何れもが合併に依り負擔輕減を來す見込あること。

- (ハ) 利害關係が共通なること(例へば施設經營等に於て)又合併に依り利益増大の見込あること(例へば施設の遂行可能となり、又は普及する見込あること等)。

- (ニ) 地理的に密接なる關係あること、殊に市街形成地域連續せること。

(二) 大都市附近市町村の都市計畫區域設定に關する府縣の意見

(質問)

大都市の近郊又は外郊に在る市町村にして從來大都市の都市計畫區域内に在りたるもの、若は從來は都市計畫區域外に在りたるも都市計畫法の改正に依り都市計畫法の適用を必要とするものに對する都市計畫法適用上の御措置に關し、市町村毎に都市計畫區域を設定するの可否、若し可とせらるゝに於ては從來の都市計畫區域又は他の關係都市計畫區域に對する關係に付、如何に措置するを適當なりとせらるる御見込なるか、理由を示して御高示を賜りたし。

青森縣知事 多久 安信

秋 田 縣

本縣下に於ける從來の都市計畫區域には小都市を中心とし交通、經濟上密接の關係ある隣接町村の全部又は一部を編入しあるを以て將來之等町村に對し各別に都市計畫法を適用する必要がある場合は町村毎に都市計畫區域を設定せざるべからざるも現下是を必要とするものなし。

岩手縣知事

市町村毎に都市計畫を設定するの要なし。

從來の都市計畫區域外に於ける町村又は町村の一部區域外となりたる部分に於ける法第十二條適用關係上の適用町村は最近著しく増加せんとする傾向にあり。これら町村に對しては委員會に於て充分の統一を考慮するに於ては各町村毎に都市計畫區域を設定するは差支へなきものと認む。

これによりて現官制上區域内町村の不滿の因たりし町村直接關係の委員問題は解決するものと思考せらる。計畫にありては母體都市及衛星都市の各勢力範圍に

つき委員會に於て統一連絡する要あり。

長野縣知事

都市計畫上之が合理的統制を期し、以て都市の機能を完全に發揮せしむべく大都市の區域に屬せしむるを可とす。

奈良縣

本縣に關係なきを以て省略す。

山口縣

大都市の近郊又は外部に在る市町村の都市計畫

(イ) 大都市の近郊又は外部に在る市町村にして、從來大都市の都市計畫區域内に在りたるものは、其の必要を認め、區域内に包含せるものに付、之を分離して市町村毎に都市計畫區域を設定するは否なり。

(ロ) 都市計畫區域外に在りたるも、都市計畫法の適用を必要とするものに對しては、市町村毎に都市計

畫區域を設定するを可とす。即ち其の市町村の發展に適應せる區域の設定を必要とするに由る。

香川縣知事 木下義介

其地方の實狀により具體的に考慮すべきものと思料す。

高知縣

該當事項なし。

長崎縣知事 鈴木信太郎

當地方大都市の都市計畫區域は他地方と異り地理的に大都市周圍に連續して市街地化する傾向少く故に都市計畫區域内町村も一には或は寧ろ單獨區域とするを可とすべきも目下の處現在區域の變更迄は考慮しをらず。

但長崎都市計畫區域に接續して今年矢上に單獨區域が決定せられたる目的は長崎郊外の海水浴場、遊覽地を中心として、將來長崎都市計畫區域と關連して人口

二、三萬の一衛星都市建設にあり。

一般的に理想としては大都市を中心とし展延の傾向を參酌して必要ある町村毎に適用し聯合都市計畫の形式となし、大都市及其領域統制上地方計畫の樹立實現を期するものなり。

附屬都市計畫區域の場合には發言權なし、故に地理的經濟關係等より單獨に發展する傾向あり又其傾向を助長する必要がある場合は町村毎に適用し郷土愛に立脚したる地元の熱意の助をかりされば都市計畫の目的達成するを得ざるによる。

熊本縣知事 鈴木敬一

本縣に於ては從來の區域制を以て支障なし。

(三) 市町村財政調整施設並市町村に對する交付金制度等に關する府縣の回答

(質問)

貴道府縣に於て管内市町村の爲め財政調整を目的とする施設を講ぜられたること有らばその内容に付承はりたし。無しとせば例へば國、道府縣、水利組合、商工會議所又は健康保險組合等の費用徴收費に對する法令上の交付金制度は孰れに依るを適正なりとせらるゝや、其他、國、道府縣其他公共團體の事務執行に要する市町村の費用に對しては如何に措置するを適當なりと認めらるゝか御高示願ひ度し。

青森縣知事 多久安信

市町村の爲め財政調整を目的とする施設を講じたることなし。

國道府縣其他の費用徴收に對する法令上の交付金制度は現行制度にて不可なし。

國の委任事務に要する市町村の費用に對しては左の方法に依るを可とす。

- 戸籍事務 人件費を國庫負擔とすること
- 寄留事務 同上
- 選舉事務 同上

兵事事務 同上

普通教育 同上

道路橋梁費 道路橋梁の新設改修等の場合半額を國庫の負擔とすること。

傳染病 傳染病患者發生に依る豫防救治に要し
豫防費 たる費用の半額國庫負擔とすること

岩手縣知事

本縣に於て市町村の爲め財政調整を目的とする施設を講じたることなし。

イ、國、道府縣、水利組合、商工會議所又は健康保

險組合等の費用徴收費に對する法令上の交付金制度は徴收金額を標準とする現行制度を適當と認む。

ロ、國、道府縣、其他公共團體の事務執行に要する市町村の費用に對しては當該公共團體より市町村役場費(役所費)に對し相當交付金を支出せしむるを適當と認む。

神奈川縣

み最も適正なる措置と認む。

- (1) 該當事實なし。
- (2) 現行國稅の例に據るを可とす。但し交付金額は徴收金額の百分の四以上とすること。
- (3) 事務の性質に依り區分するを最適當なりと思料するも右區分不可能の場合は交付金制度に依るを可とす。

秋田縣

縣に於て管内市町村の爲め財政調整を目的とする施設を講じたる事實なきも縣下市町村の財政は年と共に窮迫を告げ傍ら稅の滯納は年と共に増嵩するを以て所要經費支辨の爲一時借入を爲し其の償還を爲し能はず又は公債償還の遲延等の爲不測の費用を要する等累年負擔は荷重を加ふるの止むなき狀況に在り從て之れが防止に關しては國、府縣、水利組合費徴收に關する交付金制度の改正を行ひ其の増額を期するは調整の一方方法なるべきも單に之のみに依りては效果的ならず寧ろ國家事務たる兵事、戶籍、學事等に要する事務費は國庫之を全額負擔とするの制度を實現するは現下の狀況に鑑

長野縣知事

縣に於て財政調整を目的とする施設なし。且つ之を考慮したる事なし。

奈良縣

本縣に於て管内市町村の爲、財政調整を目的とする特別の施設を講じたることなし。

國、府縣其他團體の費用徴收費に對する法令上の交付金は、現在の徴收費用に徴し幾分少額に失する嫌あり。

又市町村に對する國、府縣其他公共團體の委任事務執行に要する費用は、時勢の進運と新規法令の發布に伴ひ、比年増高を見つゝありて、特に貧弱市町村に在りては、此等委任事務の爲固有事務の遂行を阻碍せらるゝ向尠からず、斯くの如きは到底健全なる市町村の發展を庶幾し難きを以て、國に於て之等市町村財政匡救の意味を以て、義務教育費下渡金の増額或は俸給全額の國庫支辨或は調整交付金制度等適切なる方途の實施を望むものなり。

山口縣

縣に於て管内市町村の爲め財政調整を目的とする施設を講じたるものなし。

交付金制度は地方團體の特異性を根基とし地方團體の財力の懸隔に基く地方負擔の不均衡を調整することに重心を置き措置するを適當と認む。

香川縣知事 木下義介

(イ) 財政調整を目的とする格段の施設を講じたる事例

其の事務の一部の取扱を委任するに付ては、市町村は相當の負擔を被るを以て市町村の役場費に對し例へば（委任事務取扱交付金）と云ふが如きものを交付する制度の成立は（此の際は費用徴收に對する現行の交付金の如きは之を撤廢して本案交付金中に包含せしむ）財政調整に關し相當考慮せらるべき問題なりと思料す。

なし。

(ロ) 國府縣其他の徴收交付金制度は現行のものにて不都合なしと思料す。

(ハ) 其他公共團體の事務執行に要する費用に付ては其の費用に比例し相當費額を交付することは理論上並に市町村の財政現狀に鑑み必要を認むるも國府縣等の財政上之が實現は困難なりと思料す。

高知縣

財政調整施設並に制度、委任事務の執行に要する費用の措置等に付調査研究したる事實なし。

長崎縣知事 鈴木信太郎

財政調整を目的とする施設を講じたることなし。其他につきては目下研究中。

熊本縣知事 鈴木敬一

目下本縣に於ては専ら財政調整のみを目的とする施設無く、市町村に對し其の固有事務以外に國道府縣が

(四) 國、道府縣又は私人事業の都市移管に關する市の回答

(質問)

國、道府縣又は私人の事業にして都市の事業に移すを適當とし、若は一層其の効果を擧げ得べしと認めらるゝものあらばその事業の種類並經費額等に付き承はりたし。

前項に該當するも法制上都市の事業と爲すことを得ざるものあらば事業の種類並法制改正に對する御意見を承はりたし。

八戸市長 神田重雄

足利市

該當なし。

仙臺市長 澁谷徳三郎

電氣、瓦斯、乗合自動車、葬儀取扱、市場、火災保険。

大垣市長 東島卯八

國道府縣又は私人の事業にして都市の事業に移すを適當とし、若は一層其の効果を擧げ得べしと認めらるゝ事業なし。

適當と認むる事業なし。

名古屋市長 大岩勇夫

石巻市

電氣、瓦斯、バス、港灣等を擧げ得る。經費等に就ては詳ならず。

該當なし。

岡崎市長 小瀧喜七郎

(二) 産業に關するもの

A 府立工業獎勵館

經費 一、二、三、一、五、七 (九年度大阪府豫算)

B 府立貿易館

經費 一〇、四、二、四、六 (前同)

C 産業能率研究所

經費 三、九、三、五、二 (前同)

別段記述すべきものなし。

大阪市庶務部長 三宅正三

イ 國の事業にして大阪に移すを適當なりとなすもの

A 煙草元賣捌業(煙草賣捌規則(昭和六年大藏省令第十七號)に基き大阪煙草販賣官署長施行に關するもの)

B 大阪工業試験所

C 大阪衛生試験所

ロ 大阪府の事業にして重複整理を要すると認めらるゝもの

(一) 教育事業に關するもの

A 府立職工學校(二校) 經費 三〇、六、五、二、四 (九年度大阪府豫算)

B 府立高等女學校(大阪市内の分七校) 經費 六、九、七、九、三、一 (九年度大阪府豫算)

但し貯蓄銀行業に就きては貯蓄銀行法第三條に於て「貯蓄銀行業は資本金五十萬圓以上の株式會社に非ざれば之を營むことを得ず」と規定し業者を株式會社に限定せるを以て、現行法制上は都市の事業となすことを得ざるを以て公共團體に於ても之を營み得る様同條改正の要あり。

B 貯蓄銀行業

營)

A 乗合自動車事業(大阪乗合自動車株式會社經營)

尾 道 市

該當事項なし。

宇 部 市

本市に於ては差向き適切な事業なし。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

該當事項なし。

松山市長 井上久吉

特記すべきものなし。

高 知 市

京 城 府 尹

無し。

追 補

東 京 市

(イ)知事の管理に屬する市内國縣道は其の多くは市道と接続せるに不拘管理者の異なる爲其の管理方法及交通取締方法等統一を缺く嫌あるを以て六大都市の例に準じ其の管理を市長に移管するの適當なるを認め法令の改正方に付昭和七年四月高松市に於

一、東京都制の實施に依り東京府所管の行政を一括して本市に移管すべきこと。

都制實施の曉に於ては東京府系統の行政(自治體としての東京府の行政、東京府知事の職權に屬する國政事務、府參事會の行政裁判權等、但し警視廳所管の事務は暫く之を別問題とす)は擧げて東京市の行政系統に統合せらるゝに至るべく其の結果は本市をして府市二重行政の諸弊より脱却するを得るに至らしむべし、即ち東京都制の實施こそは本市に於ける地方制度の整理改善策として最も徹底且つ理想的の方策と謂ひ得べきものと認む。

二、國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項の一部を本市長に移管すべきこと。

東京都制實施の緊要なるは前述の如しと雖も、本案は現在種々なる事情に達着して俄に其の實施を逆踏し難き状態にあり。茲に於てか本市並本市と提携して都制促進に努め來れる五大都市は昨年十二月都制並特別市制實施に至る迄の暫定的措置に付左記二案件の協定を遂げ政府當局に對し速に之が實施方を要望する所

て開會せる四國市長會議に本市より提案せしも宿題となりたる儘今日に及べり尙本市内國縣道は其の延長一五、一四四・六〇(面積六二、〇二六・七六にして維持管理費年額(概算)五、二〇〇圓なり。

(ロ)本市内に土佐電氣株式會社あり明治三十六年の創立に係り資本金壹千萬圓(内拂込額七百萬圓にして外に長期債二百五十萬圓を有す)にして主なる事業は電車の運輸電燈の配給等にして相當の成績を收めつゝあり斯種事業は其の性質上よりも市經營に移すを適當と認めたるを以て其の内容等に付き目下調査中に在り從て其の買收價格及條件等は未定なり。

ありたり。

(一) 市制中特例に關する法律制定方要望の件
(二) 國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項を市長に移管方要望の件

右二案件中第一案は二重監督の撤廢に關する方策にして直接本件事項に關する所なしと雖も、第二案は其の指定諸法令中地方長官の職權に屬する國政事務を六大都市市長に移管すべきことを要望するものなり。而して當該諸法令中地方長官の職權に屬するものとせらるゝ事項は主として許可、禁止、認可等の行政處分に關する權限なれども其の中には河川法に依る河川管理權、大正十一年五月内務省訓令第六號に依る港灣管理權の如き事業的なる權限をも包含す。(第七號回答三(添付資料參照))

尙既述せる如き廣汎なる意味に於てに非ずして單に市行政の部分的擴充の案件として或種の特定事項に關し權限移管を要望したるは屢々其の例を見たる所なり。即ち河川管理權、港灣管理權移管の要望の如きは大都市事務協議會(六大都市市長會議)の屢々可決建議したる所なりとす。(大正八年、同十二年、同十五年、昭

和四年)

三、私人經營の事業又は法令上公共團體に經營權を認許せられざる事業にして本市への移管又は經營權認許の要望せらるゝもの。

(1) 本市に於ける交通、水道、電氣、瓦斯等諸般の公益企業の統制若は公營化の問題は最近特に緊要の事案として論議せらるゝ所なり、公益企業は主として公益上又財政の許容し得る限り公營化するを適當とすべく少くとも何等かの統制策を講ずるを相當とすべし(例、報償契約六大大市長建議公益企業法案の實施等の如し)。現在本市と玉川水力電氣株式會社及玉川水道株式會社との間には買収問題具體的に進行中なり。又火葬場の如きも漸次公營化すべき事業なるべく、民營社會事業、交隣團體に關する事業(町内會等)に付ても或程度の統制若は公營化を必要とするものあるべし。

(2) 法令上自治體に經營權を認められざる事業中之を認許するを適當とするものあるべし。例へば大都市に對する貯蓄銀行經營權認許の要望の如きは

嘗つて大都市事務協議會の屢々可決建議したる所なりとす。(大正九年、同十二年、昭和二年)

京都市長 大森吉五郎

(イ) 無し。

(ロ) 社會事業

A 方面委員制度

方面委員制度は社會事業運營機構上の基礎的組織と稱すべく其の任務は廣汎に互り就中共の擔當する社會調査は社會事業の科學的經營の基礎をなすものにして最緊要なると共に救護法關係の事務に就ては總べて同法第四條に依る委員となり市長の補助機關として活動すべき地位にあり。市が之等方面委員の協力に俟つところ頗る大なりと謂はざるべからず。然るに現在方面委員制度が府の主管に屬する結果市が之等方面委員を動員利用規制するに付不便を感ずるところ不尠依つて本制度中市域關係の部分を分離し速に之を市に移管せられんことを要望するものなり。

方面委員數 市部定員 一、〇〇〇名

現在數 九六四名 (六月二十日現在)

昭和九年度京都府歲出豫算 方面委員費

三三、三七一圓

(五) 市費の國又は他公共團體への移管に關する市の回答

(質問)

市の負擔に屬する費用にして國又は道府縣其の他公共團體の費用に移し、若は其の分擔を必要とせらるゝものあらば其の種類及經費並其の將來の内譯を理由と共に承はりたし。

八戸市長 神田重雄

は略す)

石巻市

市の負擔に屬する費用中國又は縣の事務其の大半を占む。即ち市制第二條に依る委任事務なり。之等に對しては其の特殊のものに付補助金の交付あるも、時運の趨勢に伴ひ逐年之が事務多端となり、之に要する諸經費は益々激増の狀勢にあり、依て之が狀勢に鑑みて國及縣に於て分擔若くは相當補助金の交付を必要と認む。

無し。

足利市

義務教育の全額を國庫負擔とすることを必要と認む。(昭和九年度費額六八六、〇〇〇圓將來の内譯及理由)

- (イ) 委任事務の經費は一般に之を國又は道府縣の負擔とするか尠くとも分擔を必要とす。
- (ロ) 主要市道費の府縣費分擔。

仙臺市長 澁谷徳三郎

大垣市長 東島卯八

小學校兒童年々激増の爲め既設校舍狹隘不足を告げ毎年度多額の増改築費を要するも、市税増徴の餘地無

く常に起債に其の財源を需めつゝありて、市債の大部分は殆ど本費用を以て占め、年々多額の償還金に苦しめられつゝあるの實況に付、之等は其の費用の性質より見るも、國庫に於て相當之を負擔するの適當なるを認む。

別段記述すべきものなし。

大阪市庶務部長 三宅正三

青年訓練所事務(本市に於ける費用は九萬圓乃至拾萬圓)所得調査委員選舉事務(費用は約二千圓)は國家的性質を帯有する事特に著しきを以て、その費用は國の負擔とすべく、更に國及縣の市に對する委任事務は年と共に増加し、その費用は大略三百九拾萬圓にも達せんとする現狀なり。然るに之に對して國及縣の負擔はその三割弱に過ぎず。市の逼迫せる財政に餘裕あらしめ、以て市の自治の實績を挙げしむる爲めには、尠くとも五割以上は國及縣に於て負擔すべきものと存す。

名古屋市長 大岩勇夫

一、本問中「費用に移し」とは「單に費用のみを移す」場合と「費用と共に其の事務をも移す」場合との二様に解し得らるゝも後者の如く解するとせば勢ひ權限移管の問題に再轉するを以て茲には前者の意義に解答するものとす。

- 二、(一)の負擔に屬する費用にして國又は道府縣其の他公共團體の分擔を必要とするもの。
- (イ) 大都市に於ける道路に關する費用は總て市費を以て處辨せるに拘らず道路により最も利益を享くる諸事に對し府縣税を課するは妥當ならざるを以て市特別税となすか或は車税は現行の儘とし府縣は其費用分擔の意味を以て車税額を限度とし相當交付金を交付せらるゝ様せられたきこと。
- (ロ) 中等學校生徒にして市外より通學せるものに對しては其の所要教育費を住所地の公共團體に分

岡崎市長 小瀧喜七郎

擔せしむること。

尤も市内の生徒に比し若干高率の授業料を徴收しつゝあるも此の額は極めて少額にして所要經費を償ふに足らず。

(二)市の負擔に屬する費用にして國又は道府縣其他公共團體の費用に移すべきもの。

(イ)市に於て國府縣の事務を執行する爲要する費用にして現在補助金(交付金を含む、以下同じ)制度確立せざるものに對しては國稅府縣稅徵收交付金と同様相當交付金を交付せられたきこと。

種類 兵事に關する事務

選舉に關する事務

戸籍に關する事務

汚物掃除に關する事務

(ロ)現在補助金制度確立せるも該費用の一部を償ふに足らず一般財源に俟つ所多きものは補助金交付を二分の程度に増額せられたきこと。主要なるもの左の如し。

種類 小學校に關する事務

傳染病豫防に關する事務

トラホーム豫防及治療に關する事務

家計調査に關する事務

米生産統計に關する事務

尾 道 市

該當事項なし。

宇 部 市

(イ)教員恩給金市町村納付制度を撤廢し、官吏同様教員より全額納付せしむること。

(ロ)市町村の國府縣事務に屬する一般經費は、國府縣に於て分擔し、交付金又は補助金として交付するを適當と認む。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

青年訓練所費を府縣の費用に移すを必要とす。

小學校教育費は義務教育費國庫負擔法に依り下渡金あり、又小學校費補助あるも、獨り青年訓練所には僅

かなる縣の補助を得て所期の目的に向つて邁進しつゝあるも、元來此の種經費に付ては人件費のみの如くに考ふるも、其の實際に於ては教訓用備品費、消耗品費、教練費等多額の費用を要するを以て後援會の如きもの

及實業團體等より篤志の寄附を仰ぎ、備品の如きは僅に一部のものに支給し得て教育しつゝある状況にして之を完備せんとするには多大の費用を要するに財政頗る逼迫せる折柄なるを以て府縣費支辨若くは二分の一位の補助支給に制定せざれば到底市として完全を期すること能はざるものとす。

尙本市に於ける昭和九年度經費左の如し。
青年訓練所經費 三千六百二十九圓

内 譯

一、手當 二千六百四十四圓

二、雜給 三百五十圓

三、需要費 五百九十五圓

四、諸費 四十圓

他に實業團體より寄附に係るもの

南部式教練銃 二十五挺 此金五百圓

特記すべきものなし。

高 知 市

松山市長 井上久吉

市立高知商業學校は明治三十一年の創立に係り昭和五年二月工費三十萬圓(内二二、二〇〇圓は起債に求め未償還額六五、〇〇〇圓)を以て移轉改築を行へり。經常費年額四萬七千圓にして内授業料收入三萬三千圓を控除したる殘額一萬四千圓は一般市費より支辨しつゝあり。本校を縣立に移管するの可否に付ては相當議論の存する所にして目下慎重に考究中なり。

佐世保市長 御厨規三

消防組に關する費用に對し國及府縣より補助を得度

(イ)消防組員の指揮命令權は警察署長にありて(消防組規則第六條)之に要する器具建物の設備並に一

切の費用は其市町村に負擔を命じあり(同規則第十二條第二項及第三條)。然るに消防組は水火災警

防に任ずるのみならず不時非常事件突發に際しては常に警察の補助機關となり夫々の任務に服し居れり。

京城府尹

特記すべきものなし。

道補

東京市

現行消防組規則は夫等實狀なるに不拘經費負擔が合理的ならざるを以て、指揮命令者側たる國及府縣に於ても全費用の十分の二、五づゝを分擔し市町村の經費を節減すると共に一面組員優遇の道をはかりたし。

本市本年度經費

警備費經常部

九、九〇四圓

警備費臨時部

二、一七〇圓

合計

一二、〇七四圓

(口) 都市の汚物掃除も其歸する處は傳染病豫防に外な

らず、依て傳染病豫防法施行規則第五十一條第一號の規程を擴張し府縣費の補助を受けたし。

本市本年度經費

汚物掃除費經常部

五一、三八八圓

同 臨時部

一、〇三八圓

合計

五二、四二六圓

一、復興事業外債利子補給

復興事業が國都の復興たる點に重きを置き事業計畫の大綱は政府に於て決定せられ市は政府の方針に基き其の計畫の一部を執行したるものなり。隨て外債募集に當りては政府は其の元利金の支拂を無條件に保證して其の發行を容易且つ有利ならしめ又復興期間中は其の利子を補給せられたり。市が政府より補給を受けんとする外債利子額は平價計算にて年額約三百四十五萬圓之を現在の爲替相場に依る時は約六百萬圓に達す。右は數年來懸案の儘今日に及びたるも此の問題は本市普通經濟財政計畫の根幹を爲すものにして且つ帝都復興事業の沿革に徴するも是非其の實現を期せざるべ

からざるものとす。

二、復興事業分擔金の免除

復興事業分擔金は政府より其の分擔を命ぜらるべき關係に在れども前記の通復興事業の沿革に顧み、利子補給同様なるを以て之が免除を受くべき筋合なりと思料す。其の分擔金總額一億二千七百三萬七千圓、之を三十年間均分負擔として年額四百二十三萬圓とす。

京都市長 大森吉五郎

文化の發達、人口の増殖、都市の膨脹に伴ひ都市の經營すべき事業施設は逐年増加し、之に要する經費の増嵩を見るに反し都市の財源枯渴を告ぐるは、現今大都市の等しく惱めるところたるは贅言を要せず。

然るに現行制度に於ては其の事業乃至施設の性質、目的より見て當然國又は府縣に於て之が經費を負擔すべきものたるに拘らず、或はその全額或は大部分の經費を市町村に負擔せしむるもの尠からず。左に掲ぐるものは寧ろ國又は府縣に於てその經費の大部分若は全部を負擔すべきものと信す。

A 義務教育費國庫負擔金増額

義務教育は道德教育及國民教育の基礎並其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを目的とし、全國的同一規格の下に施行せらるゝものなるを以て之に要する經費は國家に於て負擔するを理想とし、假令校舍其他の設備は都市と町村の文化的經濟的事情に差異あるに依り夫々に適應せる設備たらしむるため、之を市町村の負擔とするも教育費は現行法に定むるが如く一部負擔とせず其の全額を國庫に於て負擔すべきものと信す。

昭和九年度本市尋常小學校及尋常高等小學校教育費

豫算 二、六四五、五一五圓

市町村義務教育費國庫負擔法第三條に依る教育費下

渡金 昭和九年度分 五七二、六三二・〇八

B 救護法に依る救護事務費に對する國庫並府補助の増額

救護法に依る救護に付市が負擔したる諸費に對しては同法第二十五條に依り二分の一以内の國庫補助、四分の一の府補助あるも右補助を受くべき諸費中には救

護事務費を包含せず。

然るに救護事務費は相當多額を要すると共に救護法實施當初の豫想以上に其の事務は繁劇にして之が經費を漸次膨脹せんとする傾向あり財政窮乏の折柄市が必
要且充分たる經費を負擔するは容易に非ざるため自然
救護事務費は常に緊縮を餘儀なくせられ、職員
の如きも最少限の人員を以て之に當らしむるの外無く、從つて救護の迅速、適正、圓滑を期する上に於て缺くるところ尠しとせず。仍ち救護事務の國家的性質に鑑み救護法第二十五條の改正を爲し救護事務費に對しても國庫並府補助を要望するものなり。

昭和九年度豫算救護費

| (歳出) | | (歳入關係) | |
|------|---------|--------|-------|
| 總額 | 一五九、六八圓 | 國庫補助 | 府補助 |
| 給料 | 三、九〇圓 | 七、四三圓 | 三、七七圓 |
| 雜給 | 三、七三圓 | — | — |
| 需用費 | 一、二五四圓 | — | — |
| 救護費 | 一四一、八七圓 | 七、三三圓 | 三、六零圓 |

く而も其の多數は市内出身者よりは府下又は他縣人殊に鮮人なるの實情に在り。
而して本市に於ても他の大都市と同じく政府の方針にも基き之等一般勞働失業者の爲當面應急の対策として大正十四年以降失業救濟事業を起興し、更に昭和五年度よりは其の規模を擴大して失業狀況の緩和を圖りしも、之がため支出せし經費は本事業開始以來の合計五、一八二、〇一二・五三(昭和八年度末現在)一内勞力費二、一三七、一〇三・九六一の膨大なる金額に達し市財政に重壓を加へつゝあり。

之が財源は専ら國庫補助金並公債に求めつゝあるも國庫補助金は繼に勞力費及勞働手帳作製費に對する二分の一に過ぎず殘餘の大部分は公債に俟つ關係上其の集積は累を後年に及ぼすものにして相當考慮すべきものと信ず。

昭和八年度末現在失業救濟のためにする起債額

| | |
|------|------------|
| 未償還額 | 四、〇九一、五〇〇圓 |
| ク | 四、〇一九、〇〇〇圓 |

而も現在の社會經濟情勢は遠に失業者數の減少を望

| | | | |
|------|--------|--------|--------|
| 費用辨費 | 五、〇〇〇圓 | 二、五〇〇圓 | 一、三〇〇圓 |
| 諸費 | 一、〇〇〇圓 | — | — |

C 職業紹介所費に對する國庫補助増額
職業紹介所費に對しては職業紹介法(第十條)並同法施行令(第二條)に基き建築費及之に伴ふ初度調辨費に對しては二分の一、其の他の諸費に對しては六分の一の國庫補助あるも其の經費は市の社會事業費中相當部分を占め市現在の窮迫せる財政に於てかなり重き負擔を爲し、設備の擴張、職員増加等刻下の社會的情勢に應じ適當なる機能増進の方策を樹てんとするも其の餘力無きを以て職業紹介の國家事務たる性質に顧て職業紹介所を國營に移すを理想とし、若し之に移管せざるときは少くも三分の一の範圍に於て經常費の國庫補助を望むものなり。

昭和九年度豫算職業紹介所並勞働紹介所費

| |
|---------|
| 二八、二三一圓 |
|---------|

D 失業應急事業に對する國庫補助金増額

本市に於ける失業者推定數は近年約一萬人を前後し、内日傭勞働者は過半数を占め且其の困窮狀況最も甚し

み難く、引續き失業應急事業繼續施行の要あり他面叙上の如く失業者の大多數が他府縣人及鮮人に依つて占められ更に失業問題解決の如きは元來本質的に一地方的問題に非ずして國家的問題なるに思を致せば本事業は國自ら之を施行するを理想とすべし。若し依然として市に於て之に當るものとせば少くも勞力費に對する國庫補助を全額とするか或は國家財政上之をも認め難しとするときは現在全然補助を與へられざる事務費に對し新に勞力費に對すると同率の補助を與へられんことを切望するものなり。

第二 公民、議員選舉並吏員等に関する事項

(一) 住民の構成並資質に関する市の實況

(質問)

左の事項に關し貴市に於て爲されたる調査資料あらば御送附下されまし。

イ 住民の構成

(入出寄留人口及其の前住地並に出寄留先、職業別納税人口、住民に非らざる納税義務者、居住年限階級別住民人口、其他住民の構成内容を知るに足るべき資料)

ロ 住民の資質

(住民の學歷、犯罪、體位、體質其他住民の資質を知るに足るべき資料)

八戸市長 神田 重雄

仙臺市長 澁谷徳三郎

イ 本市最近入出寄留者は入寄留者人口男八〇四人、女七三八人、計一、五四二人、出寄留者人口男、四二〇人、女三七八人、計七九八人、なるも未だ質問に係る詳細の資料なし。

イ 當市に於ける入出寄留人口は知り得べきも、前住地並に出寄留先の如きは全國各地に互り一々之を拾録するは難事なるのみならず無用の事たるべく又職業別納税人口住民ならざる納税義務者の如きも本市に於ては別に統計的のものも作表し居らず、

又居住年限階級別公民人口等も漠として其の確録を求むるに困難なり。

ロ A 住民の學歷 當市は東北の學都として周知せらるゝ如く多數の講學機關備り他都市に比し一般市民の知識率高く他の地方より集まり來りて此の地に定住する者多く又官衙の多きが故に之に勤務せる者は一般に有識にして住民の學歷の標準を高揚せしめ居る次第なり、其の百分率を示せば

| | | | | | |
|-------|------|-------|-------|------|------|
| 高專以上 | 中 卒 | 高小卒 | 尋小卒 | 讀算可 | 讀算不可 |
| 三、八、七 | 一〇、四 | 五九、五七 | 二二、一三 | 三、四四 | 〇、三六 |

以上の如くにして之を往年に比するに次第に教育程度の向上を見る。

B、犯罪 風土環境が犯罪に影響するは論を俟たず斯る點より東北の地を見るに其の犯罪の性質一般に狂暴的過激性に乏しく犯罪の動機手段に至りても他都市のそれに比し單純にして知的犯罪有機的犯罪少く、從つて結果に於ても犯罪的に進歩して居らざるものゝ如し、故に土着の住民の犯罪として特に注視すべき程のものなく、時々紙上に大

書論議せらるゝは他よりの移住者に多し、又政治的社會性を有する犯罪の少きは東北の穩健なる思想と性情の然らしむる所なり。

C、體位 當市住民の體位は市民全體の身體検査の結果によるにあらざれば適確なる統計を表示すること能はざるも諸學校身體検査の結果は文部省調査全國平均より上位にあり、又壯丁身體検査の結果も良好にして一般市民の實情を概括的に觀察する時は中等度の體位にありと云ふを得べし而して身長に幾分の劣勢を感じるは氣候に原因する地方としては止むを得ざる所なり。

D、體質 當市住民は體質一般に良好にして昭和八年度仙臺市人口二二三、二一〇人に對し死亡者三、一八五人にて一、〇〇〇人に付一四・九四の比率を示し、之を全國都市に於ける死亡率と比較する時は昭和四年度に於て中等度の一八・五六を示したるも、漸次向上して昭和八年度に、一四・九四なる上位を示し市民一般の體質益々良好なる地位に進みつゝある傾向を示せり。

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

仙臺市民死亡統計表 自昭和四年度五ヶ年間 至同八年度

(一、〇〇〇人に付)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和四年 | 昭和五年 | 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 一八・五六 | 一七・六二 | 一七・五五 | 一五・六六 | 一四・九四 |

全國都市死亡統計比較表 昭和八年度 (一、〇〇〇人に付)

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福岡 | 徳島 | 廣島 | 大阪 | 神戸 | 名古屋 | 新潟 | 金澤 |
| 一九・一五 | 二〇・九二 | 一四・四七 | 一七・四七 | 一八・〇三 | 一八・三五 | 二〇・七六 | 二五・六七 |
| 東京 | 横濱 | 仙臺 | 札幌 | | | | |
| 一三・〇九 | 二二・四四 | 一八・五六 | 一九・三二 | | | | |

之を要するに仙臺市は杜の都として各所に諸種の樹木繁茂し頗る壯觀を呈するのみならず面積の廣大なる割合に人口稠密ならざる爲住心地よく住民の健康上好適の健康地にして市民體位の向上と體質の改善には良好なる影響を及ぼすべき所なり。

石 巻 市

| | | | | | | | |
|-----|----|----|-------|-------|----|----|----|
| 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 岡山 | 廣島 |
| 一一 | 一〇 | 六 | 九 | 六 | 五 | 五 | 五 |
| 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 |
| 一五 | 九 | 八 | 一〇 | 一九 | 四 | 三 | 一〇 |
| 鹿兒島 | 朝鮮 | 支那 | 計 | 通計 | | | |
| 七 | 六七 | 一 | 三、一四四 | 九、九二二 | | | |

出寄留人口 (昭和九年六月三十日現在)

縣内

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 仙臺市 | 刈田郡 | 柴田郡 | 伊具郡 | 互理郡 | 名取郡 | 宮城郡 | 黒川郡 |
| 二七 | 一 | 一 | 五 | 五 | 二 | 八五 | 九 |
| 加美郡 | 志田郡 | 玉造郡 | 遠田郡 | 栗原郡 | 登米郡 | 本吉郡 | 桃生郡 |
| 六 | 八 | 四 | 六 | 一 | 一 | 二五 | 五三 |
| 杜鹿郡 | 計 | | | | | | |
| 二六 | 四五 | | | | | | |

縣外

入出寄留人口

入寄留人口及其前住地 (昭和九年六月三十日現在)

縣内

| | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 仙臺市 | 刈田郡 | 柴田郡 | 伊具郡 | 互理郡 | 名取郡 | 宮城郡 | 黒川郡 |
| 五三 | 六 | 六 | 六四 | 九 | 一〇三 | 一九三 | 四 |
| 加美郡 | 志田郡 | 玉造郡 | 栗原郡 | 遠田郡 | 登米郡 | 本吉郡 | 桃生郡 |
| 七九 | 一三 | 一三 | 二九 | 二六 | 三三 | 三五 | 一七三 |
| 杜鹿郡 | 計 | | | | | | |
| 一、七五 | 六、四六 | | | | | | |

縣外

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 樺太 | 北海道 | 青森 | 岩手 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 |
| 一三 | 一九四 | 四六 | 七四八 | 一五五 | 三六 | 四三三 | 一八一 |
| 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 |
| 一〇〇 | 二四 | 三三 | 七五 | 二二三 | 八八 | 一〇八 | 一五 |
| 石川 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 |
| 一四 | 二二 | 三九 | 一七 | 五七 | 二二 | 一三 | 七 |

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|----|------|
| 北海道 | 青森 | 岩手 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 |
| 一七〇 | 二七 | 五 | 九 | 二六 | 二 | 八 | 九 |
| 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 富山 | 福井 | 静岡 | 愛知 |
| 二 | 七 | 二六六 | 九五 | 五 | 二 | 一五 | 二 |
| 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 廣島 | 山口 | 福岡 | 計 |
| 六 | 一五 | 一〇 | 一四 | 一 | 五 | 一 | 七、二五 |

通計

一、一〇〇

職業別納税人口 (昭和九年三月三十一日現在)

| | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|----|----|
| 農業 | 水産業 | 工業 | 商業 | 交通業 | 公務 | 自由業 | 生計 | 無職 |
| 五七九 | 五四 | 九〇九 | 一、七七五 | 一九七 | 六三七 | 一〇〇 | 一五 | 一五 |
| 其他 | 計 | | | | | | | |
| 七六二 | 五、一六六 | | | | | | | |

住民に非らざる納税義務者、昭和九年三月三十一日現在、土地に關するもの 三五一人

其他 一九二人

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

年齢及住居年月別男子數

| 年齢 | 住居するもの | 住居するもの | 住居するもの |
|--------|--------|--------|--------|
| 二十年以上 | 七、二八三 | 七、一〇三 | 六、八一三 |
| 二十三年以上 | 六、四二九 | 六、三一五 | 六、一二一 |
| 二十五年以上 | 五、五八〇 | 五、四三四 | 五、二七九 |
| 三十年以上 | 五、一〇二 | 五、〇一一 | 四、七七九 |

議員選舉有権者數

| 衆議院議員 | 市會議員 |
|-------|-------|
| 五、四七三 | 五、三〇二 |
| 五、四二〇 | 五、二六四 |

昭和八年壯丁教育調査

| | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|--------|---------|----|
| 大學 | 專門學 | 中等學 | 高小 | 尋小 | 就學したもの | 不就學したもの | 計 |
| 卒業 | 卒業 | 卒業 | 卒業 | 卒業 | 卒業 | 卒業 | 計 |
| 二 | 八 | 五 | 一六六 | 七四 | 六 | 一 | 三八 |

昭和八年壯丁身體検査

| | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 適合人員 | 検査人員 | 事故者 | 現役兵 | 第一補 | 第二補 | 徴集 | 兵役免除 |
| 三二八 | 二九二 | 二六 | 五 | 七六 | 七三 | 七五 | 二六 |

同年壯丁ノ平均身長及體重
身長 一、五九一 體重 五三、六二五

犯罪人員調

| 計 | 體刑 | | 罰金 | | 拘留 | | 科料 | |
|------|----|----|----|---|----|---|----|---|
| | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 |
| 計 | 一九 | 一五 | 一 | 一 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 昭和六年 | 一九 | 一五 | 一 | 一 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 同 七年 | 九 | 三八 | | | 一五 | | 六二 | |
| 同 八年 | 〇 | 四 | | | 二 | | 五四 | |

特になし。

大垣市長 東島卯八

調査したるものなし。

名古屋市長 大岩勇夫

(イ) 入出寄留人口 (昭和八年末現在)

入 市内他區より 五六、四三九

宇 部 市

該當調査資料なし。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

資料等なし。

松山市長 井上久吉

特記すべきものなし。

高 知 市

大阪市庶務部長 三宅正三

(イ) 研究報告として別途提出

(ロ) 調査資料具備せざるに付回答を留保

尾 道 市

昭和八年末寄留者人口

| | | | |
|----------|-------|----|--------|
| (イ) 入寄留男 | 九、五三五 | 合計 | 一七、五七八 |
| 入寄留女 | 八、〇四三 | | |
| 出寄留男 | 六、二四九 | 合計 | 一一、〇二二 |
| 出寄留女 | 五、七七三 | | |
| 入寄留者戸數 | 二、九八八 | | |

(ロ) 該當資料なし。

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

| 等級 | 一般經濟 | | 第一部特別經濟 | | 第二部特別經濟 | |
|----|------|----------|---------|----------|---------|----------|
| | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 |
| 二 | 1 | 三,四三三・六〇 | | | 1 | 八,三三二・六〇 |
| 六 | 1 | 一,五〇〇・六〇 | | | 1 | 五,一六九・六〇 |
| 八 | 1 | 一,三三〇・三〇 | | | 1 | 四,〇七三・三〇 |
| 九 | 1 | 一,〇六一・四〇 | | | 1 | 三,〇八四・六〇 |
| 一〇 | 2 | 一,七九六・八〇 | | | 2 | 六,三三八・八〇 |
| 一一 | 5 | 四,四四四・〇〇 | 1 | 五,四七四・四〇 | 3 | 八,四九四・八〇 |
| 一二 | 2 | 一,四〇四・四〇 | | | 2 | 五,〇一五・二〇 |
| 一三 | 3 | 一,九七九・六〇 | | | 3 | 六,六六一・六〇 |
| 一四 | 5 | 三,九四四・〇〇 | 3 | 一,三六二・〇〇 | 2 | 三,九二四・八〇 |
| 一五 | 4 | 二,〇二二・四〇 | 2 | 六,七二一・二〇 | 2 | 三,四七二・二〇 |
| 一六 | 6 | 二,七六四・八〇 | 2 | 五,九三六・四〇 | 4 | 六,一四三・二〇 |
| 一七 | 7 | 二,八七三・六〇 | 2 | 五,二四四・四〇 | 5 | 六,七七九・〇〇 |
| 一八 | 10 | 三,五九四・〇〇 | 4 | 九,一三三・二〇 | 5 | 五,九九九・〇〇 |
| 一九 | 10 | 三,一七四・〇〇 | 3 | 六,一三七・四〇 | 7 | 七,〇七三・四〇 |
| 二〇 | 10 | 三,七六六・〇〇 | 7 | 三,六二六・〇〇 | 3 | 三,七九六・〇〇 |
| 二一 | 7 | 一,七二六・二〇 | 3 | 四,七七七・〇〇 | 4 | 三,二八八・〇〇 |

| | | | | | | |
|-----|----|----------|----|-----------|----|----------|
| 二二 | 14 | 三,三六八・〇〇 | 6 | 八,四〇一・三〇 | 9 | 六,五二七・六〇 |
| 二三 | 14 | 三,〇八二・六〇 | 6 | 七,一八二・四〇 | 10 | 六,三九四・〇〇 |
| 二四 | 14 | 三,一四〇・四〇 | 6 | 五,四四三・〇〇 | 9 | 五,〇八二・〇〇 |
| 二五 | 14 | 三,八八四・二〇 | 3 | 二,一四二・四〇 | 11 | 六,四三三・〇〇 |
| 二六 | 11 | 四,〇四二・四〇 | 11 | 九,二四四・六〇 | 10 | 八,六九六・〇〇 |
| 二七 | 14 | 二,八九五・〇〇 | 8 | 五,九七三・二〇 | 12 | 六,四九四・〇〇 |
| 二八 | 14 | 四,四一七・六〇 | 14 | 一〇,三六一・六〇 | 12 | 九,〇四四・〇〇 |
| 二九 | 14 | 三,三三六・四〇 | 14 | 七,九七三・〇〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 14 | 七,七九二・六〇 | 13 | 四,六四四・〇〇 |
| 三一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 三九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 四九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 五九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 六九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 七九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 八九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九一 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九二 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九三 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九四 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九五 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九六 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九七 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九八 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 九九 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |
| 一〇〇 | 14 | 三,五二〇・〇〇 | 16 | 七,九七三・六〇 | 13 | 七,四四四・〇〇 |

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

| 等級 | 一般經濟 | | 第一部特別經濟 | | 第二部特別經濟 | |
|----|------|----------|---------|-----------|---------|----------|
| | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 |
| 四〇 | 101 | 四,010.00 | 121 | 一五,196.00 | 77 | 五,126.00 |
| 四一 | 110 | 四,766.00 | 121 | 一八,148.00 | 70 | 四,080.00 |
| 四二 | 121 | 四,433.00 | 101 | 一九,577.00 | 84 | 四,333.00 |
| 四三 | 130 | 四,103.00 | 121 | 一七,437.00 | 94 | 四,117.00 |
| 四四 | 140 | 三,933.00 | 100 | 一七,666.00 | 99 | 三,712.00 |
| 四五 | 148 | 四,303.00 | 107 | 三〇,777.00 | 107 | 三,544.00 |
| 四六 | 155 | 三,655.00 | 121 | 一六,115.00 | 133 | 三,493.00 |
| 四七 | 163 | 四,556.00 | 121 | 三三,353.00 | 140 | 三,544.00 |
| 四八 | 170 | 三,699.00 | 117 | 一七,781.00 | 131 | 三,633.00 |
| 四九 | 175 | 二,844.00 | 111 | 一六,642.00 | 126 | 三,077.00 |
| 五〇 | 186 | 四,108.00 | 105 | 三〇,436.00 | 122 | 三,110.00 |
| 五一 | 190 | 三,766.00 | 117 | 一七,336.00 | 123 | 三,536.00 |
| 五二 | 196 | 二,829.00 | 104 | 一四,089.00 | 118 | 二,344.00 |
| 五三 | 200 | 三,344.00 | 106 | 一六,133.00 | 116 | 二,126.00 |
| 五四 | 209 | 三,273.00 | 106 | 一六,333.00 | 116 | 二,046.00 |
| 五五 | 211 | 三,311.00 | 104 | 一六,831.00 | 119 | 二,877.00 |

| 計 | 一般經濟 | | 第一部特別經濟 | | 第二部特別經濟 | |
|----|-------|-----------|---------|-----------|---------|----------|
| | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 | 戶數 | 賦課額 |
| 五六 | 1,330 | 三〇,866.00 | 1,441 | 一四,148.00 | 1,080 | 二,833.00 |
| 五七 | 1,314 | 三,646.00 | 749 | 九,567.00 | 531 | 三,446.00 |
| 五八 | 1,177 | 二,000.00 | 1,040 | 一〇,101.00 | 499 | 二,944.00 |
| 五九 | 1,159 | 二,333.00 | 1,000 | 一〇,600.00 | 531 | 二,709.00 |
| 六〇 | 1,150 | 二,877.00 | 1,010 | 一〇,443.00 | 600 | 三,600.00 |
| 六一 | 1,145 | 二,121.00 | 877 | 八,747.00 | 533 | 二,716.00 |
| 六二 | 1,137 | 二,777.00 | 911 | 九,167.00 | 556 | 三,150.00 |
| 六三 | 1,133 | 二,444.00 | 811 | 八,159.00 | 509 | 三,177.00 |
| 六四 | 1,127 | 二,377.00 | 777 | 七,777.00 | 466 | 三,333.00 |
| 六五 | 1,120 | 二,303.00 | 766 | 七,666.00 | 433 | 三,777.00 |
| 六六 | 1,114 | 二,666.00 | 733 | 七,333.00 | 411 | 三,777.00 |
| 六七 | 1,108 | 二,666.00 | 700 | 七,000.00 | 399 | 三,777.00 |
| 六八 | 1,101 | 二,666.00 | 666 | 六,666.00 | 377 | 三,777.00 |
| 六九 | 1,095 | 二,666.00 | 633 | 六,333.00 | 355 | 三,777.00 |
| 七〇 | 1,089 | 二,666.00 | 600 | 六,000.00 | 333 | 三,777.00 |
| 七一 | 1,083 | 二,666.00 | 566 | 五,666.00 | 311 | 三,777.00 |
| 七二 | 1,077 | 二,666.00 | 533 | 五,333.00 | 289 | 三,777.00 |
| 七三 | 1,071 | 二,666.00 | 500 | 五,000.00 | 267 | 三,777.00 |
| 七四 | 1,065 | 二,666.00 | 466 | 四,666.00 | 245 | 三,777.00 |
| 七五 | 1,059 | 二,666.00 | 433 | 四,333.00 | 223 | 三,777.00 |
| 七六 | 1,053 | 二,666.00 | 400 | 四,000.00 | 201 | 三,777.00 |
| 七七 | 1,047 | 二,666.00 | 366 | 三,666.00 | 179 | 三,777.00 |
| 七八 | 1,041 | 二,666.00 | 333 | 三,333.00 | 157 | 三,777.00 |
| 七九 | 1,035 | 二,666.00 | 300 | 3,000.00 | 135 | 三,777.00 |
| 八〇 | 1,029 | 二,666.00 | 266 | 2,666.00 | 113 | 三,777.00 |
| 八一 | 1,023 | 二,666.00 | 233 | 2,333.00 | 91 | 三,777.00 |
| 八二 | 1,017 | 二,666.00 | 200 | 2,000.00 | 69 | 三,777.00 |
| 八三 | 1,011 | 二,666.00 | 166 | 1,666.00 | 47 | 三,777.00 |
| 八四 | 1,005 | 二,666.00 | 133 | 1,333.00 | 25 | 三,777.00 |
| 八五 | 1,000 | 二,666.00 | 100 | 1,000.00 | 3 | 三,777.00 |

(ハ) 昭和九年度

一般經濟戶別税内鮮人別及官會民資力並賦課額表

| 區分 | 資力 | | 賦課額 | 賦課戶數 | 資一人力當 | 賦課一人當額 | 資力歩合 | 負擔歩合 |
|----|------------|-----------|-----------|-------|-------|-----------|------|------|
| | 課 | 額 | | | | | | |
| 官 | 11,701,216 | 2,544,844 | 8,156,372 | 1,533 | 1,533 | 5,322,044 | 182 | 111 |
| 吏 | 11,701,216 | 2,544,844 | 8,156,372 | 1,533 | 1,533 | 5,322,044 | 182 | 111 |

| 區分 | 資力 | 賦課額 | 賦課戸數 | 資一人力當 | 賦課一人當 | 資力歩合 | 負擔歩合 |
|------|------------------------|--------------|----------|-------------|-------|-------|-------|
| 地會社員 | 七、九五、〇九 ^五 〇 | 三、四、〇〇八 | 三、六七六 | 二、一七三 | 六、元 | 一一八 | 一三〇 |
| 民間 | 一、九、〇一〇、三三 | 五、九四三、五九 | 九、五三七 | 一、九三三 | 五、五五 | 二八五 | 二七四 |
| 計 | 三六、五六一、八七五 | 一〇、五三七、一四 | 一一、〇六六 | 一、八八八 | 四、八一 | 五九〇 | 五三六 |
| 官吏 | 一、九二〇、五六 | 四、八四六、九六 | 一、四八八 | 一、三三八 | 三、七 | 三三 | 三五 |
| 社會社員 | 一、八二六、六三九 | 六、〇〇七、三六 | 一、二三四 | 一、六六六 | 五、三三 | 二九 | 三一 |
| 民間 | 三、七四三、〇三三 | 七、七、八四三、一〇 | 一一、五九三 | 一、九〇〇 | 六、五四 | 三三三 | 三九三 |
| 計 | 五、五六九、七、四九 | 一四、七、七、四、四三 | 一四、一七七 | 一、九〇〇 | 六、一一 | 三六四 | 四四九 |
| 外國人 | 一、二六五、〇九二 | 四、三四七、八八 | 四七 | 三、〇八一 | 一四、三六 | 一七 | 三五 |
| 官吏 | 一四、六三三、三三 | 三、二九六、四四 | 九、七三三 | 一、五八一 | 三、一一 | 二八 | 一五六 |
| 社會社員 | 九、八、一四、五三〇 | 二九、七、七、七、四四 | 四、〇〇〇 | 二、四四〇 | 六、〇九 | 一四六 | 一三一 |
| 民間 | 一、三六四、六三四 | 一、二六、七、〇、六八 | 二、〇三 | 一、二八一 | 六、〇九 | 六七 | 六六八 |
| 計 | 一、二、三五、〇九二 | 四、三四七、八八 | 四七 | 三、〇八一 | 一四、三六 | 一七 | 三五 |
| 其他 | 六、一七、七、七、七八 | 一、九、六、七、四、四四 | 三、六、〇、〇〇 | 一、七、七、七、七、七 | 五、三三 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

府住民に非らざる納稅者數

地稅一、二九七人、四八、五五六圓。 家屋稅九〇八人、一四、六〇四圓。 計二、二〇五人、六三、一六〇圓。

追補

東京市

(イ) 寄留人口異動 (昭和八年)

(二) 入寄留者 (外國よりの入寄留者及本籍不明者なし)

| 總數 | 總數 | | 道他府縣より | | 臺灣、朝鮮、樺太より | |
|-----|----------|----------|-----------|-----------|------------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 總數 | 五、〇七、六七五 | 三、二、四、五三 | 三、九、〇、一〇五 | 一、七、五、九二八 | 一、三、五、〇、九七 | |
| 舊市部 | 一、九四、二一九 | 一一、五、一八 | 一、四、九、九七 | 六、六、五三八 | 四、六、四、六九 | |
| 新市部 | 三、一三、四五四 | 二、〇、九、三五 | 一、九、〇、一〇八 | 一、〇、九、三九〇 | 八、八、六、三六 | |
| 總數 | 七、三、三、六 | 四、〇、〇、七 | 三、四、四、〇三 | 二、六、一、八九 | 二、五、九、三三 | 一〇、三、八 |
| 舊市部 | 一、三、七、一 | 九、〇、〇 | 七、七、一 | 四、〇、〇 | 四、四、一、四六 | 三、一、三 |
| 新市部 | 五、〇、〇、七 | 三、一、〇、七 | 一、六、九、九四 | 八、八、一、五九 | 八、一、七、五五 | 七、二、五 |

(三) 入寄留者の退去及抹消 (外國よりの入寄留者及本籍不明の入寄留者に付てはなし)

| 全 市 | 總數 | | 道他府縣より入寄留者の數 | | 本市内他區への數 | |
|-------------|--------|--------|--------------|-------|----------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全 市 | 三〇,八〇六 | 二六,九一九 | 一六,七九七 | 九,二五三 | 七,五三九 | 四,九七〇 |
| 舊 市 部 | 一三,九三五 | 一〇,六六六 | 六,四三〇 | 三,七三九 | 三,七三九 | 二,五五二 |
| 新 市 部 | 一六,八七一 | 一六,五〇三 | 一〇,三六七 | 五,五一四 | 四,〇〇〇 | 二,四一八 |
| 全 市 | 六,八三三 | 三,六六六 | 一,三三三 | 七,八九二 | 六,八九二 | 一,四七四 |
| 舊 市 部 | 三,五五一 | 一,八二二 | 五三六 | 二,九四五 | 二,九四五 | 四〇 |
| 新 市 部 | 三,三〇二 | 一,八四四 | 八〇〇 | 四,九四七 | 三,九四七 | 一,四三四 |

(三) 出寄留者及其の他の出

| 全 市 | 總數 | | 出寄留者の數 | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全 市 | 一八,八五五 | 一〇,四七七 | 一七,六六八 | 九,〇〇〇 |
| 舊 市 部 | 二九,六二二 | 一六,九四五 | 二八,三三三 | 一六,〇七六 |
| 新 市 部 | 五,五〇〇 | 二,〇〇〇 | 五,五〇〇 | 二,〇〇〇 |

| 全 市 | 總數 | | 出寄留者の數 | | 本市内他區への數 | |
|-------------|--------|--------|--------|-------|----------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全 市 | 五〇,九七九 | 二七,〇〇〇 | 三三,三七七 | 二,六二二 | 一,四二二 | 二,五〇七 |
| 舊 市 部 | 三五,九五九 | 一九,一六八 | 二六,七九二 | 一,八八九 | 九五八 | 一,八六二 |
| 新 市 部 | 一五,〇二〇 | 七,八三二 | 六,五八五 | 七,四三三 | 四六四 | 三六五 |

| 全 市 | 總數 | | 臺灣、朝鮮、樺太への數 | | 外國への數 | | 囚人又は懲治人として | | 陸海軍在營艦兵として | |
|-------------|-------|-------|-------------|-----|-------|----|------------|-------|------------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全 市 | 六,四九七 | 六,二四七 | 二六九 | 一六四 | 一一八 | 九六 | 一,七〇 | 一,〇四五 | 一一五 | 四,九七〇 |
| 舊 市 部 | 三,五〇〇 | 三,四〇九 | 一六一 | 一〇一 | 七三 | 五三 | 六四四 | 六四四 | 八 | 二,九九五 |
| 新 市 部 | 三,九七七 | 二,八三八 | 一〇八 | 六三 | 四五 | 四三 | 一〇六 | 四〇一 | 一一七 | 二,九七五 |

(四) 出寄留者の復歸及抹消

| 全 市 | 總數 | | 出寄留者の復歸及抹消 | |
|-------------|--------|--------|------------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全 市 | 九四,二四七 | 五二,六三四 | 八八,四五五 | 四六,三九三 |
| 舊 市 部 | 七八,八五三 | 四三,七九七 | 七五,七〇〇 | 三九,七五一 |
| 新 市 部 | 一五,三九四 | 八,八三七 | 一二,七五五 | 六,六四二 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|--------------|----------|---------|------|------|--------|------|-------|-------|---|----|
| 脅迫 | 誘略 | 拐取 | 對名譽に | 信用業務に對す | 窃盜 | 拘摸 | 殺人 | 強 | 傷人 | 強姦 | 盜 | 其他 |
| 七 | 一 | 三 | 四〇 | 二〇、七六 | 五、〇四 | 一〇 | 三 | 一 | 五、六七一 | 計 | 刑 | |
| 詐欺 | 背任 | 恐喝 | 普通 | 業務上 | 拐帶 | 領 | 其他 | 藏關す物 | 隱毀 | 匿棄 | | |
| 一七、〇一〇 | 六 | 一、三三〇 | 〇、八〇 | 二、七三三 | 三、二四 | 三、六六 | 三、五五 | 二、七八 | | | | |
| 治安警察法 | 衆議院議員選舉法 | 暴力行為等處罰に關する件 | 銃砲火藥類取締法 | 治安維持法 | 出版法 | 新聞紙法 | 自動車取締令 | 醫師法 | 賣藥法 | 其他 | | |
| 四 | 一、九五 | 一、六五 | 六、六 | 九 | 三 | 九 | 二、七〇八 | 二、五 | 一、三七 | 一、六六九 | | |

京都市長 大森吉五郎

無し。

(二) 市會議員選舉に關する各市の實狀

(質問)

貴市市會議員選舉に於て何等か特色ありと認めらるゝが如き運動方法、並違反事實等あらば御差文無き限り御示し下されたし。

八戸市長 神田重雄 足利市
 特記すべきものなし。 特になし。

仙臺市長 澁谷徳三郎 大垣市長 東島卯八
 當市々會議員選舉に於て何等特色ありと認めらるゝが如き運動方法並違反事實なし。 無し。

石巻市 別に特色あるものを認めず。
 岡崎市長 小瀧喜七郎
 特色と認めらるべき事故なし。 別段記述すべきものなし。
 違反事項一件買収にして何れも罰金刑なり。

大阪市庶務部長 三宅正三

特色ありと認めらるゝものなし。

尾道市

昭和八年五月三十一日市會議員選舉執行に當り痛感したる事實。或る選舉人の一人(某候補者の運動員なりしと聞く)が五月三十日午後十一時頃(故意に計畫的と認む)家財全部取纏め市外に轉居したることを豫而市内各班に分ち異動の有無調査中の係員の發見し、直に選舉人名簿に市外轉出者として符箋したり。然るに同人は翌五月三十一日に本市居住者たる事を装ひ、選舉場受付に出頭したるも、右事實に仍り入場を拒絶し投票をなさしめざりしものなり。而して選舉後法定期間内に第三者より前記轉出者が投票せりとて選舉無効異議の申立を爲したる實例有之、若し轉出者たる事實を發見し得ざりし場合は本人は選舉法第二十七條に該當する犯罪者たる事は勿論、延ひて選舉事務上影響する事甚大なり。

仍て左の通選舉法の改正を要望す。

一、選舉人確定名簿に登録せられたる者は其の名簿調製期日後選舉權の住所要件を缺くに至りたる場合と雖も、据置期間内は選舉權を有する様改正を妥當とす。

理由 普選布かれて選舉有權者は從來の夫に比し數倍の多きに達したるを以て選舉確定名簿に登録せられたるもの住所に付異動の有無を選舉區全部に亘り選舉當日之を調査認識するが如きは至難にして寧ろ不可能なることに屬する隨て之等無資格者の投票を爲すものあるも、到底之を防止得ざる状態に在り。

宇部市

該當の事實なし。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

該當事項なし。

松山市長 井上久吉

特記すべきものなし。

高知市

無し。

京都市尹

府制改正後日淺き爲府會議員としての選舉は昭和六年五月一回行はれたるのみにして事例に乏しきも之が取締標準は左の如し。

- 一、運動者は演説又は推薦狀に依るものを除き候補者一人に付二十人以内。届出をなさしむ
- 二、選舉運動の爲に要する飲食物又は其の實費辨償額は一食五十錢以内、一日一圓五十錢以内
- 三、船車馬は事後實費拂、且公定賃金
- 四、選舉事務所三ヶ所 休憩所一ヶ所
- 五、立看板 巾三尺高二間事務所の外各管内毎に五本以下
- 六、貼紙一切禁止、吊ビラは可
- 七、名刺、吸取紙附着は不可
- 八、戸別訪問一行三名以内

之に對して第一回の選舉(昭和六年五月)に於ける違反者數左の如し。

| 處分狀況 | 物品 供與 | 酒食 供與 | 利益 供與 | 無届 運動 | 職權 濫用 | 計 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| 罰金(料科) | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 14 |
| 起訴猶豫 | 1 | 3 | 1 | 7 | 1 | 13 |
| 其他不起訴 | 2 | 6 | 1 | 6 | 1 | 16 |
| 計 | 4 | 12 | 5 | 16 | 3 | 40 |

而して議員失格者は二名なり。

京都市長 大森吉五郎

無し。

(三) 自治振肅團體に關する各市の實狀

(質問)

貴市に於て自治振肅を目的とする團體あらば、其の名稱、組織、活動狀況等の概略を御示し下されし。

八戸市長 神田 重雄

本市に於ては自治振肅上必要を認め設置したるもの如し。

1、市内各町に町内會を設置せり。

町内會は左の事項を執行する爲設立せるものにして、本年四月より其の設立を勸奨し、漸く全町設立を見るに至れり。

一、法令通牒の周知徹底

一、納税成績の向上

一、教育、衛生、防火、産業の普及發達

一、道路、橋梁、下水溝等の維持

一、隣保互助の實を擧げ、窮民扶助を講ず

一、市政の諮問答申又は意見陳述
一、篤行者の内申
一、各町内會の協調

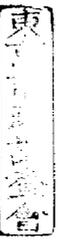
市に於ては町内會長に町總代を囑し、自治機關の補助として自治の發達諸通達の周知に努力せしむ。

2、市政調査會を設置せり。

市政調査會を教育、衛生、土木、財政、交通、社會の各部に分ち、部會自ら開會し意見を市長に陳述し、又は市長の諮問機關となる。

仙臺市長 澁谷徳三郎

當市内に於ては小自治體として各町に自警團、戸主會並主婦會又は納税組合等あり、相當の成績を擧げつ



あり、中にも仙臺市戸主會並主婦會は昭和八年別紙準則に依り設立したるもの九三、同年三月、更に之が聯合戸主會を組織し、參加團體七六、會長を市長、副會長を市助役、市會議長として理事十五名規約第十三條に従ひ其の事項を實施しつゝあるを以て之を法認して發達を助成せしむる時自治上多大の效果あるを信ず。

仙臺市戸主會並主婦會準則（昭和八年八月）

第一條 本會ハ何町戸主會（何町會）（何町主婦會）ト稱シ

事務所ヲ何町何番地何某方ニ置ク

第二條 本會ハ（何町何番地ヨリ何番地迄）在住ノ戸主

（主婦）ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ町内ノ融和親善ヲ計リ共存同榮ノ實ヲ擧タルヲ以テ目的トス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長 一名
- 副會長 一名
- 理 事 何名
- 評議員 何名
- 幹 事 何名

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

第五條 會長ハ會務一切ヲ統理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ

會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

評議員ハ重要議事ニ參與ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

第六條 本會ニ組ヲ設ケ會員十名内外ヲ以テ一組トス

第七條 組ニハ組長副組長各一名ヲ置ク 組長ハ組内ノ

事務ヲ掌リ副組長ハ組長ヲ輔佐シ組長事故アルトキハ

之ヲ代理ス

第八條 本會ノ役員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス 但シ幹事

ハ組長其他ヨリ會長之ヲ委囑ス

第九條 組長副組長ハ組内會員ニ於テ互選ス

第十條 本會役員並組長副組長ノ任期ハ二箇年トス

第十一條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得 顧問ハ評議員會ノ

決議ニヨリ會長之ヲ推薦ス

第十二條 本會ハ春秋二期總會ヲ開ク必要アル場合ハ臨時

總會ヲ開クコトアルヘシ

第十三條 本會ノ行フヘキ事項左ノ如シ

一、協議懇談、講習講演、視察見學

二、町勢振興、相互扶助、娛樂慰安、敬神崇祖、家庭改善、社會奉仕

大垣市長 東島卯八

無し。

三、其他必要ト認メタル事項

第十四條 本會ノ經費ハ會費並寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

名古屋市長 大岩 勇夫

第十五條 本會々員ハ會費トシテ毎月金拾錢（五錢）ヲ納

特記すべきものなし。

岡崎市長 小瀧喜七郎

入スルモノトス但シ特ニ事情アルモノハ評議員會ノ決

議ニヨリ會費ヲ減免スルコトヲ得

別段記述すべきものなし。

大阪市庶務部長 三宅 正三

第十六條 本會ハ仙臺市聯合戶主會（主婦會）ニ加入スル

石 卷 市

(1)大阪特別市制期成同盟會

モノトス

一、組織 本會は大阪市内貴衆兩院議員、大阪市

足 利 市

選出府會議員、市會議員、市學務委員、公同委員、大阪商工會議所議員、大阪市政記者及本會の目的に翼賛する者を以て組織す。

第十七條 本會々則ハ評議員ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

一、創立 大正六年十月

一、活動狀況（大正六年創立以來大正十年に至る間の記録なく詳細不明）大正十一年一月以降特別市

特になし。

制に關し議會に對する運動方法を議會招集の都度議定し、起草委員、上京委員等を定め總理大臣内務大臣、政黨幹部を歴訪陳情し大都市制度調査會に謀り尙會期中は大阪市選出代議士の懇談會を催し或は市内に於て講演、特市週間、ポスター作成等各種の事業を行へり。

- (2)大阪都市協會
- 一、組織 會員組織 終身會員 普通會員
- 一、創立 大正十四十一月

一、組織 大阪市内及近郊の實業家を以て組織す。

一、創立 昭和八年七月

一、活動狀況 市政並都市問題に關し「制度」「教育」「文化」「社會及保健」「交通運輸」「産業」「財政」の各部門に分けて（各部門擔當は會員）調査研究し發表を爲す計畫なるも目下は府市理事者を招きて府市行政に關する講演會を催し（必要の時期に）其の講述を印刷に付し之を會員に配布せり。

一、活動狀況

尾 道 市

(イ)都市問題に關する調査研究及其の結果の發表

該當の團體なし。

宇 部 市

(ロ)都市問題に關する知識の啓發普及の爲にする機關雜誌「大大阪」の刊行及講演會、研究會、展覽會等の開催

(ハ)都市問題に關する諸般の事項に付公私の機關に關する意見の提出

(イ)財團法人宇部協同義會

本會は明治十九年五月の創設に係り、公益事業を助成し地方の開発に資する爲村民舉つて應分の基金を醸出して組織せるものなり。

(ニ)其他評議員會に於て必要と認めたる事項

當時本市の採炭業は採掘權區々にして統一を缺き、事業も不振なりしを以て本會は先づ之が整理に努め

鑛區權を得て石炭の濫掘を防ぎ、鑛業の健全なる發達に資すると共に採掘に依て生ずる斤先收入を積立つる等此の事業に關與すること約二十年基金も次第に増加し、大正十二年財團法人組織と爲したるものなり。

而して本會が産業、土木、衛生、兵事及社會事業の爲寄附したる金額は既に十七萬圓以上に達し、現在基金拾八萬二千圓を有せり。

(ロ) 宇部達聰會

宇部達聰會は明治維新の原動力たりし五ヶ條御誓文の精神に則り、明治二十一年四月發布せられたる市町村制の圓滿なる運用を念とし宇部村民輿論の中心となり、之を善導すると共に協同一致の觀念を村民に普及し、自治體の基礎たるべき、萬機公論に決するの御聖旨を實現せんことを期し輿論機關として明治二十一年五月創立したるものなり。

而して宇部村在住者全部を以て會員とし、其の當初より既に普通選舉の越旨を踐み、會員の互選に依り代表者たる議員を選出し、各部落の選出議員は各

其區内の民論を代表して會議に列席し、其の決する所に逐ひて方針を定め、村民一致の行動を取り幹事は其の間に介在して、常に民意の嚮ふ所を察し不平の聲なからしむることを期し居れるを以て、會の成立以來能く村市内の平和を維持し、村市治に關し公平無私の誠意を以て協議を遂げ、村市民の輿論を自治の上に反映せしめ、民意暢達に努めたるを以て、多年に亘り、一部專横の弊を生ぜしことなく、常に民衆本意の行政を實現し、和衷協同の美風を涵養し宇部精神の中樞たり。

(ハ) 宇部市報德會

村治の成績を擧ぐるには其根本たるべき精神教育に依らざるべからず。其方法として皇室中心知恩報德の主義に基く報德會を村内に普及せしむるを以て適切なりと認め、大正八年三月以來其設置を勸奨したる結果現今に於ては市内各區に普及し、其の數二百五十五に達せり。各報德會に於ては教育勸語の御趣旨を體し、其の實行を期する爲實行事項を協定し、實踐に努むるのみならず、時宜に依り學術、經濟、

行政、衛生等の一般に亘りて指導啓發に努め、地方又は團體の向上を圖り、同時に市内有志者の内より、報德會常設講師を囑託して、各報德會に出張し講演其の他一般の指導を爲し、内容の改善、充實に意を用ひつゝあり。

京 城 府 尹

無し。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

名稱 丸龜公是實行聯盟

組織 主座一名 副主座一名 相談役若干名

會計一名 書記一名

會員は丸龜市公民にして公私共に認識する者活動狀況の概略 設立後の日淺く狀況不詳。

追 補

京 都 市 長 大森吉五郎

(二)本市に於ては左の如き事項を目的とする公同組合あり。

(イ) 行政事務補助

A 官公衙の通牒の布達並諸種の照會事項の調査回

答

B 徵稅令書の配布並公益に關する各種の宣傳

C 公益事項に對する寄附義捐等の斡旋

(ロ) 隣保揖睦と相互扶助

A 祭禮に關する事務斡旋

特記すべきものなし。

松山市長 井上久吉

高 知 市

高知市自治俱樂部なる團體あり團員は主として退職せる官吏軍人教職員等を以て組織し團員約三十人毎月

B 町内に於ける學區學事々務、尙武義會、軍人分會、青年團、青年訓練所關係事務の援助、並組合内に於ける吉凶禍福の慶弔事務斡旋

C 町内住民の相互連絡及其の掛陸親和

D 組合員の勤儉獎勵及金融に資すべき公用信用組合の創設

名稱

京都市……區……學區……町公用組合會

京都市……區……學區聯合公用組合會

京都市……區聯合公用組合會

京都市公用組合聯合會

組織

公用組合は町内に一戸を構ふる住民及住民に非るも其の町内に不動産を所有する者を以て構成員とし其の組織は細胞的なり。

京都市……區……學區……町公用組合長、副組合長、及委員は其の町内の組合員に於て之を選舉す。

京都市……區……學區聯合公用組合會は其の學區内に在る町公用組合會を以て組織せられ其の幹事

及副幹事は組合長會議に於て選舉せらる。

京都市……區聯合公用組合會は區内の學區聯合公用組合會を以て組織せられ其の幹事長及副幹事長は學區聯合公用組合幹事會に於て選舉す。

京都市公用組合聯合會は各區聯合公用組合會を以て組織せられ其の會長及副會長は各區聯合公用組合幹事會に於て幹事中より選出(各二名宛)せる理事の互選に依り定めらる。

本組合は善隣の情誼を維持し隣保團結の實を擧げ共同自治の基を固め公利を増進すること多大なり。現在本市に於ける町公用組合會は其の數三、三九五を算す。

(四) 吏員制度に関する各市の實情

(質問)

貴市に於ける吏員制度にして特色ありと認めらるゝ事項あらば御示し下されたし。

八戸市長 神田 重雄

特記すべき事項なし。

仙臺市長 澁谷徳三郎

當市吏員制度に特色ありと認めらるゝ事項
全市を四十三區に分轄し區長(報酬年二四〇圓)を置き市行政事務を補助執行せしめつゝあり。

其の設置及區域規程處務規程次の如し。

區長處務規程 大正八年四月二十一日
告示第七十六號

第一條 區長ハ市制第百條ニ依リ其ノ區内ニ於ケル市行政事務ヲ補助執行ス其ノ事務ノ概目左ノ如シ

一、法律規則及諸令達ノ普及ヲ圖ルコト

第二 公民議員選舉並吏員等に関する事項

二、區内ニ於ケル現住戸口調査ニ關スルコト

三、寄留退去其ノ他戸籍ニ關スル異動ニ注意シ届出ヲ速カナラシムルコト若背セザルトキハ市長ニ報告スルコト

四、學齡兒童就學督責ニ關スルコト

五、徵兵適齡者及軍隊宿舍其ノ他ノ兵事ニ關スルコト
六、篤行者若ハ奇特者又ハ寡寡孤獨癡疾赤貧等自治シ能ハサル者及棄兒迷兒行路病者斃死者アリタルトキハ其ノ實況ヲ調査シ市長ニ報告スルコト

七、道路溝渠ノ掃除ニ注意シ塵芥其ノ他ノ汚物等ハ塵芥溜以外ニ投棄セサル様注意セシムルコト

九、道路橋梁ノ破損等通行箇所ニ故障アルトキハ速ニ市長ニ報告シ特ニ危險ナリト認ムルトキハ臨機ノ措

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

置ヲ爲スコト

十、稅務ニ關スル諸營業ノ開廢其ノ他異動ニ注意シ屆出テ怠ラサラシムルコト

十一、納稅準備機關ノ組織ヲ獎勵シ及滯納ノ督促並處分ヲ補助スルコト

十二、産業ノ振興ヲ勸奨スルコト

十三、電氣需用者ノ便宜ヲ圖ルコト

十四、水火災其ノ他臨時非常ノ事故アルトキハ即時市長ニ報告シ、相當ノ措置ヲ爲スコト

十五、前各項ノ外市長ノ指揮命令スル事項

第二條 區長代理者ハ區長故障アルトキハ之ヲ代理シ前條ノ事務ヲ處辨ス

第三條 諸令達ノ往復文書ハ其ノ處分ノ大要及年月日ヲ明ニシ之ヲ編綴保存シ置キ後日ノ參照ニ供スヘシ

第四條 退職又ハ解職ノ時ハ關係書類ヲ其ノ後任者ニ引繼クベシ若後任者ナキトキハ代理者ニ引繼クコトヲ得

第五條 事務ヲ引繼キタルトキハ雙方連署ヲ以テ市長ニ報告スヘシ

石 卷 市

別に記すべき事項なし。

足 利 市

特になし。

大垣市長 東島 卯八

無し。

名古屋市長 大岩 勇夫

特記すべき事項なし。

岡崎市長 小瀧 喜七郎

別段記述すべきものなし。

大阪市庶務部長 三宅 正三

(イ) 二十五年以上勤続者表彰を毎年施行し居れり(毎年資格者多數あり)。

(ロ) 毎年吏員(書記技手)昇格銓衡試験を行ひ居れり。

(ハ) 毎年事務講習會を開催し下級吏員の能率を増進す

ると共に試験成績の良好なる者は之を昇格せしむ。

尾 道 市

該當事項なし。

宇 部 市

該當事項なし。

丸龜市長代理助役 横田 都太郎

該當事項なし。

松山市長 井上 久吉

特記すべきものなし。

高 知 市

吏員制度に付ては特色ありと認むる程度のものにはあらざるも昭和二年以來試験制度に依り採用の方針を採れり其の要領左記の通り。

市書記任用試験要領

第二 公民議員選舉並吏員等に關する事項

- 一、受験資格 筆記試験當日年齢満二十三歳以上三十八歳以下にして左記各號の一に該當せざる者
 - 一、禁錮以上の刑に處せられたる者
 - 二、破産の宣告を受け復権せざる者
- 二、試験期日 毎年一回施行
- 三、筆記試験科目
 - 一、國語(讀解、作文)
 - 二、算術(筆算、珠算)
 以上中等學校卒業程度
- 三、法制(民法總則、市制町村制)
- 四、口述試験

筆記試験合格者のみに就き之を行ふ其の科目左の如し。

一、民法總則、市制、町村制

二、常識的問題及思想問題

五、口述試験合格者には更に身體検査及身元調査を行ひたる上合格證書を交付す。

六、合格證書を有する者の中より缺員に應じ順次書記見習

(臨時雇)に採用し約六ヶ月後に於て勤務成績を考査し

書記に採用す。

京 城 府 尹

無し。

追 補

東 京 市

本市吏員制度の特色

一、本市吏員の任用はすべて銓衡試験に依る。従來市吏員の任用には情實等種々弊害を伴ひ易き惧れありしに鑑み昭和六年より事務吏員銓衡委員會、技術吏員銓衡委員會を設けて吏員の任用は凡べて銓衡委員會の銓衡を経ることを要することとせり。其の銓衡は被銓衡者の人格、學術、技能、素行、健康の五點より之を行ひ之が具體的方法は其の都度銓衡委員會の定むる處に依る。

二、吏員身上調査制度を置くこと
市吏員の考課表とも云ふべき吏員身上調査表を設け

本人の擔任事務、健康、性行、學術技能、勤務振、身上雜件、將來の見込、人物總評等を記載し之に依り常に吏員各自の人物を知悉し時には進退其の他人事取扱の基礎としての重要な資料とす。

三、功勞表彰規程を置くこと

信賞必罰の精神に則り職員功勞表彰規程を設け職員中(一)職務に關し有益なる研究を遂げ又は有益なる發明發見を爲したる者、(二)絶えず事務の改善進歩を計り特に優良なる成績を擧ぐるに至りたる者、(三)職務に關し特に他の模範と爲すに足るべき行爲ありたる者、(四)擔任事務の整理、遂行の成績特に優良なること三年以上に互りたる者、(五)克く擔任事務に熟達し絶えず献身的努力を以て職務に精勵すること五年以上に互りたる者は職員行賞審査會の審査を経て之を表彰す。其の他懲戒事犯を審査し措置の嚴密を庶幾せんが爲め市職員懲戒審査會の組織に付目下攻究中なり。

京都市長 大森吉五郎

無し。

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

(一) 市町村會議員選舉に於ける等級制の可否

(質問)

等級制廢止以後に於ける實績に顧み市町村會議員選舉に等級選舉制の復活を希望する向あり、貴地方に於ける事實如何。若し新に等級制を採用するものとすれば如何なる制度とするを可とせらるゝや。

青森縣知事 多久安信

神奈川縣

管内には等級選舉制度の復活を希望するものなし。

岩手縣知事

長野縣知事

市町村會議員選舉に等級選舉制の復活を希望する向本縣になし尙之を復活する必要を認めず。

秋 田 縣

奈 良 縣

市町村會議員選舉に等級選舉制の復活を希望する向なきのみならず事實其の必要を認めず。

等級選舉制復活を希望する向あり。若し之を採用すとせば大體舊制度に復せしむるも可とす。

市町村會議員選舉等級制を撤廢以來既に十有餘年を

經過し、既に數回の選舉を執行したり、而して縣下市町村の實情を見るに、普通選舉の實施に伴ひ一部町村に於て無産階級に屬する議員多數を占め、動もすれば其言行驕傲、危激に走り或は賣名的となり或は地方自治の何たるかを解せずして一氣呵成に事を處せんと極端に涉る結果著しく町村治の紛糾を醸成しつゝあるの實例あるも斯くの如きは固より過渡的の現象にして之を以て等級選舉制度復活を要望する情勢は認め難し。

山口縣

本縣に於ても一部に等級選舉制の復活を希望する聲あり。若し新に等級制を採用するものとすれば、戸數割納稅額に付等級制度を設くること。

香川縣知事 木下義介

等級選舉制の復活を希望する市町村なり又本制度を採用するの必要なきものと思料す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

等級制廢止後に於ける市町村會議員選舉の實績を見るに普選に依る結果、選出議員の素質に就きても疑はしき者もありて種々の弊害之に伴ふのみならず、之が爲、市町村に恒産ありて徳望ある者は名譽職を回避する傾向ある事は見逃すべからざる實情なるも普選實施後日尙ほ淺き今日選舉法の改正をなすは時代逆行の嫌なきにあらざるも市町村の自治事務の運用上痛切に改正を感ずるを以て、地方自治體の當務者としては是非此の趣旨を貫徹せしめられん事を切望する次第なり而して之が徹底的に改正せんには、自然級別選舉による外なしと思料す。

石巻市

當地方に於ては等級選舉制復活を希望する聲を聞かず。

足利市

等級制選舉制の復活を必要と認む其の制度は舊制に準じて可なり。

等級選舉制復活希望の聲なし。

従來のデモクラシー思想を基調とする普通選舉制度のみを選舉制度の理想とせざるも負擔力の大小と選舉權とは少くとも國家並に地方自治體に於ては理論上も實際上也區別せらるべきものと信ず。等級制はたとへ如何なる形態を採るも特殊階級の政治的特權を法律的に保障するものにして階級意識を助長する役割を演ずるにすぎざるものと思料せらる。

熊本縣知事 鈴木敬一

市町村會議員選舉の等級制の復活に付ては本縣内に於ては何等要望なし。

八戶市長 神田重雄

現行選舉法に依り選出せられたる議員の素質に鑑み再び等級制の聲なきにもあらざるも、公然問題として現れたることなし。

仙臺市長 澁谷徳三郎

市町村會議員選舉權に納稅資格を要件に加へ隨て滯納處分中は公民權を停止し尙等級制を設けるとすれば、大正十五年改正前の市町村制に準じ二級制度となすを適當と存す。

大垣市長 東島卯八

大垣市會議長 木島順三

大垣市長東島卯八氏と同一意見

名古屋市長 大岩勇夫

等級制復活希望を有せず。

岡崎市長 小瀧喜七郎

等級制廢止以後に於ける實績に徴し市會議員選舉に等級選舉制を復活するを穩健妥當なりと信ず而して公民たる資格中に市税を納むることを要件となし市稅總額の半に達する迄を以て一級有權者とし其の他の納稅者を以て二級有權者とし各議員の半數を選出するもの

とす。

大阪市庶務部長 三宅正三

等級選挙制の復活を要望する向なしとせざるも單に特殊階級の一、二、の小數者に止り舊制其儘の復活は輿論に遠きを以て問題となすに足らざるものとす。但し次項(二)に於て述べんとする職能代表制の採用の如きは等級制の特殊形態の一として相當の成果を收め得べきものと信ぜらる。

大阪市會議長 川畑清藏

目下考慮中。

堺市會議長 楠野泰夫

本市に於ては未だその要望を聞かず過日名古屋市に於て開催せられたる全國市會議長會議に於て初めて其の説を耳にせるも現下の社會狀勢に於て今直ちに級別選挙に還元せんとするには差當り無産者の強烈なる反對を豫期せざるべからず、その反對を排除して之れが

一乃至十一に亘り格別の意見なし。

松山市長 井上久吉

等級制の廢止により資産階級にて一流人物は議員に立候補するもの尠く、之が爲等級制選挙時代に比し人物低下の傾向あり、且つ市會議場に於ける紛亂も増加の趨勢にあり、憂ふべき事態と思料す。

高知市

市會議員の選挙に等級制度を設くるは時勢に逆行する嫌あるを以て不可と認む尤も納税の要件を具備せしむることは自治精神の向上を圖る上に於て必要と認む同時に之に關聯して租税滞納處分中の者には公民權を停止するの制度をも加ふることゝしたし。

京 城 府 尹

京城府は等級制を採用したることなし現在別に級等制の必要を感じず。

改正を敢行するには乃ち社會正義に立脚せる適正なる理論的根據を必要とすべく單に議員の素質が低下せりといふ如き過渡的の現象のみを擧げて立論の根據とする事は聊か論據薄弱の感なき能はず、自治政の本質よりして直接市税を負担せざる者に参政を許さずといふならば選挙權は現行の儘とし被選挙權を二年以來其市に在住し直接市税を負担しつゝある者に限定して與ふる事とし、十年以上市税を負担しつゝある者には三分の二の被選挙權を與ふる如き方法が比較的理論にも實際にも適合せる方法ならんかと考へらる。

尾道市

現制度にて別に支障なしと認む。

宇部市

市町村會議員選挙に、等級選挙制の復活に付ては其の必要を認めず。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

嘉義市

制度を異にする爲意見なし。

内閣法制局參事官 入江俊郎

等級選挙制の復活には反對である。

高島米峰

惡平等惡對等の弊ももとより恐れざるべからず。しかも階級思想を惡化し、對立觀念を深刻ならしむることとも、亦、大に恐れざるべからず。暫く現狀を維持すべし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

等級制を復活するの理論的根據に缺く、現行市町村會議選挙制度より完備して以て、よりよい機會、よりよい選挙の行はれるよう考察するが可なり、等級制廢止の理論的根據は今尙これを尊重すべし。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

當地方に於いては、未だ市町村會議員選舉に等級選舉制復活の希望あるを聞かず等級制復活をもつて時代錯誤と考ふるがゆゑに、いかなる制度を可とするかを考へたることなし。それは、いかなる制度にもせよ、苟くも等級制といふ以上一種の逆轉的制度といふの外なからん。

追補

東京市

斯かる希望の存否は現在の所本市に於ては詳かならず。

(二) 市會の構成に付官選議員、職能代表制等の可否

(質問)

市會に公選議員に加ふるに官選議員を以てし若は職能代表制を加味する等特別の選任方法に依る議員を以てするを必要とすとの論あり、其の適否並其の立制の要綱に關する意見承はり度し。

青森縣知事 多久安信

市會に官選議員を加ふるの要を認めず。

神奈川縣

市會に公選議員の外特別の選任に依る議員を加ふるを可とす。
一 特別議員は官選とす。
二 特別議員は議員定數の半數とす。
三 特別議員は地方長官の推薦に依り内務大臣之を選任す。

市會に官選議員を加味するは自治の本義に鑑み適當ならざるも職能代表を加味するは適當と存す。然れども之が採用に付ては相當考究を要するものと存す。

長野縣知事

岩手縣知事

回答する程度の具體案を得るに至らず。

山口縣

市會に官選議員を加ふるの必要なし。

秋田縣

市會議員の官選及職能代表制。官選議員の必要を認めず。

職能代表制の加味は可なるべし。
立制要綱としては職業別を農、工、商、公務自由業
其の他とし各職業者の有権者數に對する一定の比率を
設けて選舉せしむること。

香川縣知事 木下義介

市會に官選議員を加ふるは自治體の本質上不可なり
又職能代表制の加味も其の必要なきものと思料す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

市會の構成要素として官選議員を加ふることを希望
し同時に市會議員數を現在の半數乃至三分の一に減じ
其の總數の約半數を官選議員とすること。

職能代表は將來當然採用せらるべき制度なりと考へ
らるゝも吾國今日の如き職能組合の發達の幼稚なる狀
態に於ては實現方法困難なりと思料せらる。

1、官選議員の必要

思ふに近代的都市の複雑化は都市行政の専門的技術
經營を要求すること漸次多きを加へ殊に公營企業の異

狀なる發展は益々都市經營の科學的方法に依存せしめ
つゝあり然るに從來の市會―市の最高決定機關―は極
めて常識的分子を以て構成せられ(それは個人主義的
平面的選舉制度の當然の結果なり)市長對市會の對立
制と相俟つて折角の専門的科學的意見が所謂常識的俗
論によりて葬り去られ或は無益なる遲滯を餘儀なくせ
らるゝ事例甚だ多く凡そ時代に沿はざる制度と言はざ
るを得ず而して普通選舉方法に依る代表者の選定は畢
竟常識人の集合をもたらすに過ぎざるが故に都市經營
の最高機關に充つるに此の常識集團を以てすることは

非科學的と考へられ自治の思想が個人主義的自由主義
思想の立場より政治制度の最高形態と信ぜられたるこ
とは今日の時代に於ては再批判の要あり、官選議員は
此の缺陷を多少なりとも補正せんとする趣旨に外なら
ず又それは一の過渡的の制度としても必要なりと思料せ
らる。

2、市會議員數の減少の必要

衆民行政から能率行政への傾向は最早や疑ふべから
ざる歴史的必然にして之を諸外國の例によつて見るに、

デモクラシー政治の本場たるアメリカに於ては強市長
制、委員會制、市支配人等理事機關の權限擴大に應じ
市會議員數を減少し、

| | |
|-------|---------------|
| 紐育市 | 六五名 |
| 費府 | 二〇名 (人口百八十二萬) |
| ボストン | 二二名 (人口七十五萬) |
| デトロイト | 九名 (人口九十五萬) |
| 柔佛 | 一一名 |

又獨逸に於けるプロシヤ新市町村制は市長及助役、
收入役は之を官選とし市會は全くの諮問機關化せり。

然るに吾日本に於ては東京市一四四名、長崎市四四
名の如く多數に過ぎ且つ市の事務は原則として議決主
義に依る故に都市經營能率の擧らざるを推知すること
を得。

3、職能代表制の必要

現代立憲國の選舉法を指導する原理は個人主義的人
格主義と言ひ得べくそれは國家乃至地方自治體を組成
する各個人の市民的立場(階級的乃至職能的立場に非
ずして)着眼し之を選舉に参加せしめんとするものな

れども經濟的利害關係を共通にする各種階級或は職業
層の對立關係が漸く明瞭に意識せらるゝに到るや之等
は各々組合其の他の團體を構成して各自の利益を主張
せざるを得ざるに至れり、此の傾向は國民經濟の國家
的統制を考ふる場合に最も重要なポイントであり國民
の經濟的統制は之等職能團體を縦斷的に若くは細胞的
に統轄することによつてのみ達せらるゝものなりこの
ことは平面的意義に止まりし從來の民衆自治制に新に
立體的意義を加へて來たれることを示すものにして言
はば之迄の立憲思想を指導する原理が横斷的代表制な
るに對し國家社會の經濟的機構如何の重大さを意識さ
るゝに至り之に配するに縦斷的代表制度なる職能代表
を要請するに到りしものと考へらる。然るに吾國現在
の狀態は此の職能代表を選出すべき母體の構成された
るものなく職能代表は實現不可能と思料せらる。

將來は都市に於ても或は商業組合代表、或は工場勞
働者代表、或は俸給生活者代表等を市會に送出し公選
議員二分の一、官選議員四分の一、職能代表四分の一
の如き構成を適當とするに至るべし。

而して現在の市参事會は廢止せらるべく参事會の權限は一部市會に（異議の決定權の如き）一部市長に一部は後述企業委員會に配屬せらるべし前記の如く市會議員を減少し且つ市會の構成につき改正を加ふるに於ては市會の副議決機關としての市参事會は屋上架屋の無用の機關たるに至るべく且つ都市行政の運用の複雑さを避くる上からも寧ろ存置の必要なかるべし。

熊本縣知事 鈴木敬一

市會議員に官選議員を加ふるの要を認めず、職能代表制は多少考慮に價するも實現は極めて困難のことに屬し今直ちに立制の成案なし。

八戸市長 神田重雄

必要を認めず。

仙臺市長 澁谷徳三郎

現行公選議員制を可とす。

現在制度を可と思料す。

石巻市

足利市

官選議員を加ふるの案に賛成なり。其の立制の要綱左の如し。

1、公民中學識經驗ある者及徳望家等より知事之を任命す。

2、員数は議員の定数の五分の一以内とすること。

3、選任方法として府縣に特別の機關（合議制）を設置し市長の内申に係るものを詮衡すること。

大垣市長 東島卯八

必要なし。

大垣市會議長 木島順三

必要なし。

中に加味するは適策たるを失はざるべし。

職能代表者の分類及選出方法としては例へば(イ)商工業者(ロ)農業者(ハ)宗教及社會事業者(ニ)教育者並(ホ)官公吏

と云ふが如き分類の許に各若干名宛を選出し殘餘は現在の如く一般市民より選舉せしむるを可とせん。

而して職能代表の選舉資格を有するものには一般選舉資格を與へずして選舉權の二重行使を防止すべきものとす。

大阪市會議長 川畑清藏

目下考慮中。

堺市會議長 楠野泰夫

市會に官選議員を加ふる事は自治の本義を没却するものと思料す。職能代表制を加味する事は却つて審理を偏局せしむる虞あり、此の制度は東京市の如き文化の中心地にして有ゆる方面の有識者を網羅せる都市に於ては多少の實績を挙げ得べけんも其の他の都市に在りては却つて之れが爲めに判斷の公正を謬る場合尠し

名古屋市長 大岩勇夫

自治の擴張擴充を要望する今日之に反するが如き官選議員を加味する制度の論には賛成し難し。

職能代表制に付ては今日の如く職業の分化交通機關の發達等に伴ひ住民の權利關係が地域的よりも寧ろ經濟的職業的になりつゝある以上該制度は益々其の妥當性を増大することゝ信するも目下の處此れが實行は困難かと存す。

岡崎市長 小瀧喜七郎

官選議員若は職能代表制を加味する等特別の選任方法に依る議員を設置する必要なし。

大阪市庶務部長 三宅正三

現今の市の議決機關に關しては必ずしも満足す可き状態にあらざるは識者の等しく認むるところなるが、此の匡救對策として市會の内容充實又は市民の眞の總意反映の手段として職能代表者の相當數を議員定數

とせず。

尾 道 市

京 城 府 尹

官選議員選任の制度は自治の逆行を來すものに付不可。職能代表制採用は議事を慎重公平に審議せしむる點より可。

嘉 義 市

地方によりて事情を異にし一律に論じ難し。制度を異にする爲意見なし。

宇 部 市

内閣法制局参事官 入 江 俊 郎

市會に官選議員を加ふることは、適當ならず、從來通全部公選に依るを可とす。

松 山 市 長 井 上 久 吉

適當ならずと認む。

高 知 市

公選議員に官選議員を加ふるが如きは憲政の逆轉にして如何に其の運用に巧妙なる手段を以てするも現在の世相に鑑み其の根本精神に於て不適當と認む。

- 左の如き要綱に依る官選議員制の採用を提唱する。
- 一 市會議員は一般公選に依る議員（一般議員）と官選に依る議員（特別議員）との二種とし、前者をして自治行政上の一般的識見を、後者をして自治行政上の特殊の方面に於ける専門的識見を代表せしめる。
- 二 議員定数の四分の三を一般議員に、四分の一を特別議員に充て、兩者相合して一院制の市會を構成せしめ、其の議員としての権限は一般議員も特別議員も同等とす。
- 三 一般議員の選舉權被選舉權其他選舉に關して

は現行制度を踏襲する。特別議員は先づ一般議員が其の候補者を選任し、其の中より六大都市に在りては内務大臣、其の他の市に在りては地方長官が之を任命する。一般議員の選任する候補者数は特別議員定数の二倍とする。

高 島 米 峰

(一)の現状維持より來る惡平等的弊害を緩和するため、職能代表者を含めての、官選議員を加ふることに、最も可。然らざれば、議員の素質次第に低下してたゞ名利の餓鬼のみとなるべし。

九州帝國大學教授 宇 賀 田 順 三

四 特別議員は重要商工業者、地方自治功勞者、教育家、學者、藝術家、官吏等の専門的知識経験を有する者を以て之に充つることを要する。但し其の者が此等の専門的知識経験の故に特別議員に選任せられたとしても、一度之に任命せられた以上は其の權限に付いては一般議員と同様、廣く市政の全體に對して意見を開陳し表決に與るの權能を享有せしめねばならぬ。

五 余は種々の理由に依り等級制度、職能代表制又は二院制等には直には賛成し得ない。如上の特別議員制を以て此等の諸制に或程度迄代り得るので

大阪朝日新聞社 藤 田 進 一 郎

はなからうかと思ふ。市參事會も廢止して差支ないと思ふ。尤も出來得る限り市會議員の定数は減少せしめ度いと思ふ。

官選議員は斷じて不可。職能代表制を加味するならば、その都市の本質的特徴に隨ひ、最も重要な職業について代表者を選出するもよし。例へば商工業都市たる大阪市ならば、商工業者の代表者のために一定数の議席を留保しておくこと。

追補

東京市

一、官選議員を加ふるの可否

市會に官選議員を加ふることは或は公選議員を牽制して其の意志決定の是非を謬ららしむるの効果を期待するものあるべきが如しと雖も斯の如き立制は自治の本義に背反するものと謂ふべく自治の存在は意志決定の機關が公選なる場合に於てのみ始めて之を認め得る問題なるを以て尙十分検討を要すべし尙市會の構成に關しては英國に行はる、オルダーメン (Aldermen) の制度の如きは幾分参考とするに足るべし。

二、職能代表制採用の可否

職能代表制の採用は其の根據とする思想に於て首肯するに足るべきものあり。地域代表制の缺陷を補ひ、其の代表すべき市民の範圍を明定し従つて市民の眞實の要求を市會に反映せしめ且つ議員の責任意

識を明確ならしむる等の效用あるべきも其の具體的實施に付ては職能團體の選定、議員數の割當等合理的解決の困難なる問題を生ずべく今後尙十分考覈を必要とすべし。

(三) 市會に第二院を設くるの可否

(質問)

市の議決機關として、現在の市會の外に第二院を設くべしとの論あり、其の適否並に若し設くるを可とせば其の立制の要綱御示し願ひ度し。

青森縣知事 多久安信

其の必要なきものと存す。

長野縣知事

市會に第二院を設くるの必要なし、前項の官選議員を置くことに依りて其の目的を達し得べきなり。

回答する程度の具體案を得るに至らず。

山口縣

岩手縣知事

其の必要を認めず。

香川縣知事 木下義介

秋田縣

市會に第二院を設くるの必要なし。

市會に第二院を設くるの必要なきものと思料す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

神奈川縣

市の議決機關として現在の市會の外に第二院を設くるの必要を認めず。

現在以上に都市行政を非能率的たらしむるものと考

へられ不適當なり。

都市行政は権力行使を本質とせざる所謂「サービス行政」なるを以て寧ろ經營の原理は事業會社のそれに同じかるべく専ら能率増進を企圖すべきものと思はる。

熊本縣知事 鈴木敬一

市會は二院制の要を認めず、反つて煩錯に陥るに過ぎざるものと思はせらる。

八戸市長 神田重雄

必要を認めず。

仙臺市長 澁谷徳三郎

當市に於ては市會の外第二院を設くる必要を認めず

石巻市

現在制度を可と思料す。

足利市

適當ならず。寧ろ市參事會の權限擴張の要あり。

大垣市長 東島卯八

考慮したることなし。

大垣市會議長 木島順三

考慮したることなし。

名古屋市長 大岩勇夫

市會の二院制論には賛成し難し。

岡崎市長 小瀧喜七郎

現在の市會の外第二院を設くるの必要なし。

大阪市庶務部長 三宅正三

市の議決機關として二院制を採用すとせば責任の趨くところ二に歸し却て屋上屋を架するの結果となり遂

には執行機關の機能をも阻害するに至る憾ありと思料せらるゝを以て該案には賛するを得ず。

大阪市會議長 川畑清藏

市參事會の二重審議廢止後好結果を收めつゝある今日、二院制を設くるは賛成するを得ず。

堺市會議長 楠野泰夫

中小都市に在りては其の必要を認めず。

尾道市

現行制度の缺點は黨派的斗争の爲議決の不純性と遲滞とを來す點に在りと認められ條に付、二院制の採用に依り其の弊は矯めらるゝことなく、市政の紛糾更に大なるものありと被存候故不可。

宇部市

市の議決機關は、現在の制度を適當と認むるも、議員の定数は人口十五萬未滿は三十人を適當とす。

松山市長 井上久吉

二院制は複雑なるのみにして利益尠しと認む。

高知市

現在の市會の外に第二院を設くる如きは市政の圓滿を阻碍する虞あり寧ろ此際進で現在の參事會の制度を廢し其の權限の全部議長に移管するを以て可と認む。

京城府尹

設けざるを可と認む。

嘉義市

制度を異にする爲意見なし。

内閣法制局參事官 入江俊郎

高島米峰

二院制には反對である。

(二)の如く官選議員を加ふることとせば、第二院を設くる必要なし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

市會の外に第二院を設定する理論的根據に乏し。寧ろ議決機關そのもの質的改正を加ふるを可とすべし。この點に於て特に所謂一部制(Einkreisystem)を參考すべし。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

第二院は無用有害と思惟す。

追補

東京市

適當にあらずと認む

市の議決機關として現在の市會の外に第二院を置く

の案は市政を煩雜澁滞に陥らしむるの虞あるべしと思料せらる。蓋し都市行政は日に月に益々複雑多岐に互るべく此の實狀に應ぜんが爲には事務の處辨を一層簡捷潑刺ならしむること極めて肝要なりとす。此の實狀に於て第二院を設けて機關組織に屋上屋を重ねるが如きは市政の實際に背致するの方策なりと謂はざるべからず。

帝國議會の二院制度の如きは自ら別個の理由に基くものなり。即ち國政の大綱を決定するの機關として其の論議は恒に慎重を期し彼此均衡牽制の作用に依りて事案の適正を圖ること最も必要なるべしと雖も市會の如きは都市自治施設の實際を策し、市民日常の必需に應ずるを其の職能となすが故に其の立案決定の手續は簡捷敏速なるを要諦とすべく此の意味に於て第二院設置の如きは之を避くるを至當とすべく尙仔細に考慮を要すべし。

(四) 市長の選任方法及權限

(質問)

市長の選任方法及其の權限に関する現行制度の適否並之が改善案御示し願ひ度し。

青森縣知事 多久安信

市長選任に関する市會の行動が動もすれば市民の意に反し市長を選任することあるを以て市會の行動に或る程度に制限するを可とす即ち市長候補者三名を市民の投票に依りて選舉し市會は其の候補者の中に付市長を選任するものとなす如きも一方法なるべし。

岩手縣知事

特別市制施行の議論せらるゝ大都市は差措き一般の

中小都市に付ては現行制度を以て可なりと認む。

秋田縣

市長の選任方法に関する現行制度の適否に付きては

議員定數の過半數を得たる者を以て當選者となす様改正するを可と認む(貴道府縣外に付き承はり度き事項の(四)に對する回答参照)。

神奈川縣

現行制度を適當なりと存す。

長野縣知事

回答する程度の具體案を得るに至らず。

山口縣

一般市民の公選とするを適當と認む。

香川縣知事 木下義介

市長は之を公民の直接選挙と爲すこと。市長に助役の任命権を附與するを適當と思料す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

市長は市會の選挙と内務大臣の認可を以て定め對蹠的に市長の権限を増大する必要あり。

一、市會の議決事項を現在の市制より減少し制限的列記主義とすること。

二、市の事務に對する監督の範圍(例認可事項)を縮少し市長の活動範圍を増大すること。

熊本縣知事 鈴木敬一

市長の選任方法其他現状の儘にて適當なりと認めらる。

八戸市長 神田重雄

現行制度を以て可とせん。

仙臺市長 澁谷徳三郎

足利市

現在制度を可と思料す。

石巻市

市長の選任方法を公選とし、且つ其の権限を擴張するを望む。
市民の選出せる議員の選定したる市長は理論上市民の意思の反映せるものと認めらるゝも、事實は然らず其處に権力と私情との介在による結果の場合多きを認むるなり、故に市民自獨の意志による公選は市民の意志の表顯と認めらるゝにより公選は自治發達上、緊要なる事と認む。
又市長の権限を擴張して自治の發達活動上遺憾ならしむるを要す、例へば特別税の賦課、起債等に關しては或る範圍内に於て實施せしめ、市内の國縣道は市長の管理下に置きて市道と國府縣道との統制を圓滑ならしむる等種々市に執りて利便なる事項多し此等は比較研究の上権限擴張を要する次第なり。

特に意見なし。

大垣市長 東島卯八

選挙又は當選の効力に關する異議の申立は市會に於て決定すべき現行法なれど市會は却て政争の爲に其の判定を左右するの風あり。之等は其の決定權を奪る市長に屬せしむるを可と存す。

大垣市會議長 木島順三

大垣市長東島卯八氏の分と同一意見。

名古屋市長 大岩勇夫

市長の選任方法に就ては種々論議されつゝあるも未だ適確なる腹案を有せず。

岡崎市長 小瀧喜七郎

市長選挙の方法は現行制度を適當と認む而して公立學校教員の任免權の如きは之を市長の権限に移す可なりと信す。

大阪市庶務部長 三宅正三

(イ)市長の選任方法に關する件

市長の選任方法に就き市民の直接選挙に依るべしと主張する論者あれど該方法は多額の選挙費用を要する爲め却て有能高潔の士を市の代表者として迎ふるの困難に逢着するのみならず自治體は政黨政治化せられ或は市會と市長との對立状態を醸成するの危険あり従ひて市政事務の能率低下を招來するものと思考せらるゝを以て現行選任方法を可と認む。

(ロ)市長の権限に關する件

A 對市會關係

市の事務は事の大小に拘はらず市會に於て議決することに居れるも、市會は重要事項の大綱を決定し輕易又は細部に互る事項に付ては市長に一任せらるべきものと思惟せらる。即ち市會の職務權限を規定せる市制第四十二條の概括例示主義を廢し制限例示主義を採り列記以外の事項は市長の権限(概括例示主義に依る)に讓る様市制を改正するの必要あり。

尙現在助役は市長の推薦に依り市會にて決定することになり居れるも寧ろ市長の權限として市長に任免權を與ふるを以て適正とす。

B對地方長官其の他の關係

地方長官は法令の定むる所に依り現在大阪市並に大阪市の地域内に於ける學校及其の他の教育施設等に對する一切の職務權限を市長に附與する等地方長官より市長に權限を移管すべき性質のもの二三にして止まらず、多岐多端なる市務に就き之を觀るときは市域内に於ける交通事業の運営に關する權限、港灣、河川の管理權、土木、産業、社會事業關係の權限及衛生、建築、工場、電氣瓦斯、消防、交通等の行政警察權を移管又は擴充の要あり。

尙ほ詳細は左記「國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項を市長に移管要望の件」に譲る。

國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項を市長に移管要望の件

左に掲ぐる國政事務にして地方長官の職權に屬する事項を市長をして之を行はしむるやう法令の改正又は制定を要

望すること。

土木に關する事項

一、河川法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項但し河川に關する費用は市之を負擔し河川占用料、入津料其の他河川より生ずる收入並河川改良工事に依り生じたる不用土地は市に歸屬せしむること。

河川法を適用又は準用せざる河川、溝渠等に付ても右同様のこと。

一、都市計畫法及同附屬命令中土地區劃整理に關する地方長官の職權に屬する事項

一、耕地整理法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、公有水面埋立法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、土地收用法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項但し收用審査委員は市吏員及市參事會員各三人を以て之に充つること。

一、水利組合法及同附屬命令中組合の區域六大都市の區域内に止る場合に於て地方長官の職權に屬する事項

一、大正十一年五月內務省訓令第六號中地方長官の職權に屬する事項

交通に關する事項

一、道路法及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項

一、軌道法、地方鐵道法、自動車交通事業法及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項

一、運河法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、船鑑札規則中地方長官の職權に屬する事項

一、航空法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

警察に關する事項

一、道路取締令及自動車取締令中地方長官（警視總監を含む以下同じ）に屬する事項

一、市街地建築物法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

衛生に關する事項

一、屠場法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、傳染病豫防法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、汚物掃除及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

教育に關する事項

一、地方學事通則中地方長官の職權に屬する事項

一、小學校令及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項

一、中等學校、實業學校及實業補習學校中市立學校に關する地方長官の職權に屬する事項

一、幼稚園令中地方長官の職權に屬する事項

一、青年訓練所令及同規程中地方長官の職權に屬する事項

社會事業に關する事項

一、中央卸賣市場法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、公益質屋法中地方長官の職權に屬する事項

一、救護法中地方長官の職權に屬する事項

産業に關する事項

一、農會法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、森林法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、水産會法及同附屬命令中地方長官の職權に關する事項

一、商工會議所法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する

事項

一、瓦斯事業法、電氣事業法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、産業組合法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、重要物産同業組合法、商業組合法、工業組合法、輸出組合法、水産組合法、酒造組合法、畜産組合法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

一、度量衡法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
選舉に關する事項

衆議院議員選舉法及同附屬命令中投票區開票區投票及開票管理者に關する地方長官の職權に屬する事項

以上の國政事務の移管に付帶して左の事項を要望又は陳情すること

一、國政事務移管に伴ふ大都市經費膨脹を補ふ爲に警察費、國庫下渡金の一部及從來國政事務所辨の爲に國庫より府縣への交付金の一部並府縣稅雜種稅中車稅を府縣より市に移讓せられんことを要望すること（但し車稅に付ては府縣費を分賦せらるゝ神戸市に於ては車稅相當額を縣よ

り市へ交付せらるゝこと）

二、市又は市長の事務に對し煩雜なる監督を加ふる府縣令に關し左記趣旨の陳情を内務大臣に爲すこと。

從來六大都市所管の府縣知事に於て例へば市場取締規則又は土木工事取締規則等の如き府縣令を制定し市の施設又は市の事業に對しても一私人の事業と同様に取扱ひに之が爲市が被る不便尠からざるを以て法令中の地方長官の職權に屬する事項を市長に移さるゝと同時に主務大臣に於て府縣知事に對し相當考慮せしむるやう取計はれたいこと尙將來に向つても右様の府縣令制定に對し適當の監督を加へられんことを望む。

大阪市會議長 川畑清藏

市長選任方法は現行制度を可とし其の權限に關しては都制案（大阪市長回答案）に據るを適當と認む。

堺市會議長 楠野泰夫

市長を名譽職とし市會議員中より互選する事が市制の本質に最も能く合致せる方法にして我が堺市に在り

ては既に此の方法に依りて良好なる成績を挙げつゝあり。

尾 道 市

市長の選任に關する現行制度は市長の地位を安固ならしめず、稍もすれば市會の黨派的感情の渦中に捲き込まれ、市公益の爲自己の確信に従ふ職務執行を害せらるゝ恐なしとせず。斯る弊害除去に有効適切なる方法としては市長を市民の直接選舉とし、之に市會に對立するに充分確固たる地位を與へることに在り尤も此方法に市民の信任體系の一貫、從而又責任の歸屬を明瞭ならしむる觀點より相當論議さるべき點有るも、權力分立主義の上に立つ限り可不得止。從而市長の權限も前記結論として相當擴張の必要を見る可く特に市制九十條以下四條の規定する權限の如きは或る條件の下に拒否權に迄擴充せらるゝ必要あり。其の結果は幾分市長中心主義に依る機關單一制の傾向を有するに至るも、議會制特に地方の其弊顯著なる今日、却つて時世に適するものと存せらる。

宇 部 市

市長の選任は現在の制度を可とするも、權限に付ては、消防、衛生、交通、教育、産業等に於て第一次監督權を附與し、總てを市長に於て、統制することを得るを適切なりと認む。

松山市長 井上久吉

市長の選任方法は市民の公選を可とし、更に市長の權限擴張の必要ありと認む。

高 知 市

市長選任方法に付ては公選論を主張する向あるが如きも寧ろ現制度を可と認む尙市長の權限は現在のものに參事會の權限をも加へたる程度のものに改めたいし。

京 城 府 尹

特に意見なし。

嘉 義 市
制度を異にする爲意見なし。

内閣法制局参事官 入江俊郎

市長を市民の直接公選としたい。市長の権限を強化し、之に對應して市會の権限を制限し、いやくも事務執行の範圍に屬する事項は明瞭に市長の権限とし、市會は市政の一般的根本方針を決定するの機關として、其の正常なる権限を謙遜に遵守せしめることゝしたい。

高島米峰

市長は公選を原則とすべし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

市長（町村長も亦同じ）の権限及びその地位はこれを強化すべし。この點に於ても亦特に獨逸地方行政に於ける一部制を検討すべし。

市長（町村長も亦同じ）の選任は従前の通りで差支

なし。官選は絶対にこれを採らず。直接公選も亦これを避けず。但しこの場合に於ては別にリコール（Recall）制を考慮すべし。
別に東京都の如き半官治的團體は都長官選差支なし。或は従來東京市の自治行政の實績に徴し且首都たる點に鑑みて一步進んで、内務大臣直轄即ち内務大臣兼任も亦可なるべし。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

現行市長選任方法は市會議員によりて市長を左右し、私情關係によりて動かさるゝ弊あり。これは市民の直接選舉とし、市會と市長の選任とをきり離し、いはゆるレコールの制度を採用するがよしと思ふ。

追補

東京市

一、市長の選任方法
現行制度を適當と認む。

市長の選任方法に關しては現行制度以外に（一）直接公選（二）市會と異なる選舉人團體に依る間接公選（三）官選等の方法を考ふることを得べく是等は何れも市會に對する市長の地位を鞏固ならしむる等の長所を有するも同時に左の如き缺點を有するものと思料せらる。

（イ）直接公選の缺點（一）市長と市會との協調保持に困難あるべきこと（二）所謂デマゴグ出現の危険あるべきこと（三）行政専門家を就任せしむるに困難あるべきこと（四）多額の選舉費用の必要あるべきこと等なり。

（ロ）市長選舉人團體に依る間接公選の缺點（一）市長と市會との協調保持に困難あるべきこと（二）選舉人團體の選舉に弊害の伴ふ虞あるべきこと。

（ハ）市長官選の缺點（一）自治の本義に反すべきこと（二）市長と市會との協調保持に困難あるべきこと（所謂市制特例時代に既に其の實例を有す）。

現行制度も亦市長権限の完全なる遂行を期するの點に於て缺點を有するも此の缺點は他の方法（例へば市會の権限、市會構成の合理化等）に依り之を補完する方法を考慮すべきを適當とせん。

二、市長の権限に關する現行制度の適否
市政の圓滑なる運営を期せむが爲には市會の権限に適當の改正を加へ之と相關的に市長の権限を擴張するの要あるべしと認む。

現行制度に依れば凡そ市政に關しては事大小となく市會の議決を要するを原則とするも社會事情の急速なる進展に伴ひ施設の種類、日に月に益々複雑多端を極むる現状に鑑みるときは萬般の事件を市會の議に附せざるべからざるが如きは行政能率の點より觀て妥當を缺くものと謂はざるべからず。市會の権限は之を市政の根本政策を議するの範圍に止め爾餘の事項は擧げて執行機關に委ねるを適當なりと思料すべく相當攻究の要あるべし。

(五) 委員制及支配人制採用の適否

(質問)

委員制、支配人制採用の適否に關する御意見承はり度し。

青森縣知事 多久安信

長野縣知事

委員支配人等の制度を擴充するは却つて市政の運用を複雑ならしむるを以て不可なり。

回答する程度の具體案を得るに至らず。

岩手縣知事

其の必要を認めず。

山口縣

格別の意見なし。

香川縣知事 木下義介

秋田縣

委員制は之を適當と存するも時機尙早と思料す。

意見なし。

長崎縣知事 鈴木信太郎

神奈川縣

現在の所其必要を認めず。

兩制度採用の適否に關しては慎重攻究を要するものと認む。

右は何れも従來の市長、市會、市參事會よりなる三部行政より生ずる素人行政乃至非能率行政を拋棄し市

理事機關の權限擴張と能率増進を圖らんとする米國最近の傾向に倣はんとするものなるが前述の如く市會議員數を減少し市長の權限を擴張し市長に専門的行政家を拉し來る方法を採らんか現在の都市經營には何等支障なしと言ひ得べし。

難なりと認めらる。

委員制は合議體たる性質上弊害多く、行政執行機關としては適當ならず。

八戸市長 神田重雄

併し乍ら都市に於ける公益企業の發展は今や目覺しきものあり、之が統制並に經營の合理化は今後の重大問題であると信ぜらるゝが故に之が最高決定機關として企業計畫委員會の設立を希望す。其構成は

市會議員中より三名乃至五名

仙臺市長 澁谷徳三郎

市長の任命する委員三名乃至五名

委員會の權能は都市の經濟的活動を指導し其方針を定め經營の大綱を決し使用料を決定する等其の事務局として企業局を設くること。

當市に於ては既に委員制を設け事前事後に於て審議を重ね而して市會に提案し又は事件を處理し、事件遂行上相當の効果を收めつゝあり支配人制を採用する必要を認めず。

熊本縣知事 鈴木敬一

石巻市

現在制度を可と思料す。

支配人制は其の選任及解職方法と併せ思考す可き問題にして、市民の一般投票に依り適當なる人物を得る可能性あらば之を採用するを可とするも、右は相當困

足利市

特に意見なし。

大垣市長 東島卯八

別に意見なし。

大垣市會議長 木島順三

別に意見なし。

名古屋市長 大岩勇夫

我が國情の下に於ては適當なる制度なりと思料せられず。

岡崎市長 小瀧喜七郎

委員制は現在を可とし支配人制に付ては意味不明。

大阪市長 三宅正三

委員會制は長所と共に缺點亦尠ならず。

就中(一)行政の全般に互る集中統制を缺きたること。

(二)市行政の各局部課を素人の監督下に置きたること

等に原因して一九一三年頃より漸次凋落の氣運に向ひ

つゝあり、又委員會制の缺點を補はんとして考案せら

れし支配人制は米國中小都市に於て採用せるもの多し

と雖も此支配人制を採用せる米國都市の多くは市長は

市民の直接選舉に依る形式的存在なる爲め、其の代行

的機關として市務の施行を支配人に歸せしめたるもの

なるも、我國に於ては市長は間接選舉に依り行政的才

幹あり且つ事務練達の士を求め得べきを以て、敢て支

配人制を採用するの必要なのみならず又制度として

も思想、選舉及都市制度を異にせる我國に採用するも、

其の效なしと思料せらるゝを以て委員會制支配人制に

は贊するを得ず。

大阪市會議長 川畑清藏

我國自治政の現状に鑑み其の要を認めず。

堺市會議長 楠野泰夫

中小都市に對しては寧ろ舊制の市參事會を復活する

事が適當ならん、米國各都市に於ける委員制、支配人

制の如きは我國の實狀に適應せるもの多かるべし。

尾道市

委員制度は不適當

本市の如き比較的大ならざる市に於ても其事務夫々

専門的知識を要するもの多きを加ふる状態にして若し

委員制を採用せんか、行政事務を素人化する結果市政

の滯滞と紛糾を來すものと存ぜらる。尤も災害復舊の

如き場合に於て一定期間を限りて採用するに於ては適

當かと考へらる。

支配人制度は適當

小市に於ては採用適當なりと存するも、人を得る事

困難なるべく、尙議決機關よりの地位の保證方法も講

ずる事必要と存ぜらる。

宇部市

現在の制度にて可なりと認む。

松山市長 井上久吉

適當ならずと認む。

高知市

意見なし。

京城府尹

特に意見なし。

嘉義市

制度を異にする爲意見なし。

内閣法制局參事官 入江俊郎

委員制、支配人制は大に其の原理は参考とすべきも

のと思ふが、差當りは之を採用せず、他の方法に依る

制度改正に依ることゝしたい。

高島米峰

利權屋が、委員を爭奪するために、否、委員といふ
役割が、利權を漁るに有利なる立場にあるためにそれ

が、種々醜惡なる事件の苗床となる。寧ろ、支配人制を可とすべし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

委員制、支配人制はそれぞれ大なる長所あるも、これを日本地方制に採用するは可なりと認めず。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

委員制、支配人制採用は不可。

追補

東京市

一 委員制

委員制の採用は不適當なりと認む。

委員制度は之を創始採用したる米國諸都市に於て既に成敗の明かなる所に屬す。之を純理に徴するも(一)立法と行政との機能を同一の機關に委ねる結果として行政執行に對する監督批判の機關を失へること。(二)行政機關の組織に多頭制度を採用する結果委員間に意見の

相異、黨派的感情的施政の統一及調和を障碍すべき事情發生の虞あるべきこと。(三)委員制度の構成數量は議決機關としては市民層の各種分野を代表するに不十分なるべきこと。(四)複雑多岐なる市行政の衝に當らしむるに行政上の才能經驗を缺如する者を以てするの虞あるべきこと等の幾多の缺點を有するものにして現在の複雑なる都市行政に在りては斯の如き制度の採用は適當にあらずと思料すべく相當考慮を要すべし。

二 支配人制

支配人制は現在米國に於て相當數(約四百)の小都市に於て實施せられ相當に其の効果を收めつゝあるが如きも大都市にして之を採用するもの極めて僅少を算するに過ぎず。(大都市の大部分は直接公選の市長と市會との對立制を採用す。)

我國の現行制度たる市長市會對立制は寧ろ支配人制に類似したる制度にして、我制度下に於ても議決機關と執行機關との權限の分配に適正なる調整を施すに於ては一層の行政能率を發揚し得るものと思料す隨て尙相當研究の要あるべし。

(六) 監督制度

(質問)

都市に對する監督制度の實際に關する御觀察に依り如何にするを可とせらるゝや承はり度し。

青森縣知事 多久安信

秋田縣

意見なし。

神奈川縣

都市の監督制度中訴願裁決を府縣參事會に之を爲さしむるの現行制度は動もすれば政治的影響を受け弊害あるを免れざるを以て訴願裁決機關は別に之を設くるを可とす機關構成凡そ左の如し。

一、府縣知事 各部長

二、地方裁判所判事 檢事 若干名

三、府縣會議員中より 互選 若干名

四、市町村長中より 互選 若干名

長野縣知事

回答する程度の具體案を得るに至らず。

山口縣

岩手縣知事

格別の意見なし。

大都市に在りては内務省直接監督の任に當ること。

香川縣知事 木下 義介

足 利 市

都市の監督に付ては現行制度にて大體支障なきものと思料す。

知事の監督権限を擴張すること。

長崎縣知事 鈴木信太郎

大垣市長 東島 卯八

研究中。

起債許可制の緩和殊に制限外課税に付ては殆ど形式に墮して徒に事務の繁雜を來すに過ぎざるを以て、之等は全部不要許可事項に改善すること。

熊本縣知事 鈴木 敬一

大垣市會議長 木島 順三

短時日に回答致し難し。

八戸市長 神田 重雄

大垣市長東島卯八氏と同一意見。

未だ具體的意見を有せず。

名古屋市長 大岩 勇夫

仙臺市長 澁谷徳三郎

特別市制の實現の早からんことを望む。

現行監督制度を可とす。別に意見なし。

岡崎市長 小瀧喜七郎

石 卷 市

都市に對する監督制度は地方自治の本義を擴大強化し監督上許可及認可事項の省略を圖ること。

現在制度を可と思料せらる。

大阪市庶務部長 三宅 正三

大都市の職分地位の重大なるに伴ひ其の職責も重く且之に適應する實力を保有せるを以て他の小都市と同律の中間監督は實務上より觀るも徒に事務の煩雜、遅延を増すのみにして其の必要を認めず現在の如き二重監督を廢止することに依りて自治行政の機能は伸張せられ事務能率の増進を期し得らるべきは異論の餘地なきところとす。

右は電氣供給事業、乗合自動車事業、瓦斯事業、上水道事業に就きても同様にして各當該事業法に依る認可と市制に依る許可との二重の手續を履むを要するが如き、何故に公共團體たる市が一私設會社に比し嚴重煩雜なる監督を甘受せざるべからざるや全く理解に苦しむ次第なり。

茲に都市の公益企業に對する「國の監督」に付き一言せんに本邦自治體の公益企業の監督は同種の企業を營む私設會社に比し煩鎖に過ぐ。

電車、乗合自動車、電氣、瓦斯、上水道及中央卸賣市場に關する使用料を設定又は變更せんとするときは、各當該事業法に基く認可のみにて足れりとし市制に依る許可は之を要せざるものとなすも何等支障なし。以上の如き無用の監督は之を整理又は廢止するが緊要なり。

大阪市會議長 川畑 清藏

即ち、市が電車事業を經營する場合に其の乗車料金を定め又之を改正せんとせば使用料條例として内務、大藏兩大臣の許可（市制に依る許可）と鐵道大臣の認可（軌道法に依る認可）とを要するに反し（尙ほ本省に至る道程として府廳の内務部及警察部を経）私設會社の場合にありては單に鐵道大臣の認可のみを以て足る。

六大都市は速に二重監督を撤廢するを可とす。

堺市會議長 楠野 泰夫

許可認可の事情を整理縮少して都市の權義を擴充するの必要ある事は最早議論の餘地なしと思料す。

尾 道 市

二重監督の可能的廢止を適當とす。

監督の要諦は先づ被監督者の狀況を知悉するに在りと存せらるゝに付地方公共團體に對する府縣知事の監督權限を能ふ限り委員其の他の方法に依り擴充する事必要と存せらる實際に於て條例制定限外課税不均一稅賦課起債其の他に關する稟請の本省との照復は煩瑣なるのみならず被監督者の狀況は府縣知事に於て知悉可能狀態に在り、且つ國家的見地よりするの監督も府縣知事に於て充分可能なり尤も大都市は其の國家的に重要なる關係を有するとの觀點より府縣知事の監督を排する方適切ならんか。

宇 部 市

六大都市の例に準じ、監督制度を緩和するを適切なりと認む。

松山市長 井上久吉

都市に對する監督制度に付いては、六大都市に對しては速に六大都市行政監督に關する法律及勅令を改正して、繁雜な父長的監督を避けねばならぬ。

次に六大都市たると他の都市たるとを問はず、行政監督上特に留意すべき事項として左の諸項を擧げたい。
一 財務監督の制度を確立すること

會て内務省は、地方財務監督の爲に本省職員を増員したことがあり、現在でも其の方面の監督に付ては大いに努力しつゝあるは之を認め得べきも、余の見る所を以つてすれば、財務行政に對する科學的、技術的能率的方面の基礎研究に於て未だ充分ならざる所あり、其の監督の狀況も多くは會計の事後監督と、違法不正の是正に主眼點が置かれつゝあるやに見受けられる。

依て、監督の局に當る者にも、會計學、統計學、商品學、經濟經營學、行政學等に關する専門的知識ある者を選任し、事前監督は勿論、更に最も合理的且能率的の財務行政の實行を指導するの實力と熱意とを具備するの制度を樹立せられんことを切望する。

都市に對する監督は特に重要な事のみとすること、尙書面監督は可成廢止し、財務會計等の實地監督に重きを置くを適當と認む。

高 知 市

現在の二重監督制度を改め原則として六大都市は内務大臣其他の都市は知事の監督とすること、尤も知事の權限に屬する許可、認可事件等にして都市の浮沈に關する如き重大問題の許否に付ては知事より内務大臣に具申して其の指揮に依り許否を決する如き方法を探ることも可なりと認む。

京 城 府 尹

特に意見なし。

嘉 義 市

市として意見なし。

内閣法制局參事官 入 江 俊 郎

二 市政の全面的真相を把握したる上綜合的監督を行ふこと

現代都市は、各種方面に其の觸手を延しつゝ活動を營んでゐる。眞に市政の監督をして實效あらしめんが爲には、都市の營む各種の作用に付實證的且具體的研究を行ひ、各都市に付其の全面的真相を把握して、以て市政の正しき監督の指針としたい。

然るに、各都市が現に活動しつゝある各種の領域に付いて、其の監督の制限は數多の行政官廳に分屬し、之が爲め都市に對して眞に統制的の指導監督が出來難い狀況に在るのであるまいか。幸に東京市政調査會は、都市活動の全般に互つて各種の方面より研究を續け、其の綜合的業績に見るべきもの頗る多きも國家の立場に於ても、關係各廳關係官、大都市關係者、學識經驗者等より成る有力な都市委員會を設置し、内閣又は内務省に屬せしめて、都市行政全般の綜合的研究に努めることが急務と思ふ。現在官制上存在しながら、數年來全く何らの活動もしない都市計畫中央委員會の如きも、根本的に之を建て

直し、此の方面に利用することが出来るのではあるまいか。

高島米峰

東京市

意見なし。

第三の一二東京市の項参照。

追補

九州帝國大學教授 宇賀田順三

都市に對する監督は益々寛にするを可とすべし。但し都市のための都市に依る横斷的監督機關を設定するは最も望まし。この點に於て全國市長會議を法認するは最も可なり。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

現在の有名無實のやうな監督制度を勵行すればよし。制度だけありて實行されないやうでは、いかなる制度を設けても實効なからん。

(七) 町内會の實狀並之が措置

(質問)

市(區)の内部に於ける町會又は町内會と稱せらるゝが如き小自治體の活動狀況承はり度し。尙之も法認するの可否若は之を事實上に認め之が發達を助成するの可否に關する御意見御示し願ひ度し。

青森縣知事 多久安信

岩手縣知事

市内の町會の活動狀況

町内會の事業として活動しあるは町内に通告事項の

一 清潔法施行蠅驅除及傳染病豫防等衛生に關する施設の助成

傳達及傳染病豫防消毒等の外神社祭典費夜警消防費寄附、街燈費及諸經費等町内負擔金の收支豫算の編成等に

二 街燈の設置、火防宣傳其他保安上の施設助成

にして之等事務執行の爲に委員幹事等の擔當者を擧げて之に當らしめありて之を事實上に認め其の發達を助

三 神社の祭禮を施行し諸種の獻納を爲し及神社の維持助成

成すべく法認するの必要を認めず。

四 市の通達其他政令の普及傳達義捐金品の蒐集等を爲す

秋田縣

市内の町會を法認し又は之を事實上に認め之れ

意見なし。

が發達を助成するは自治擴大強化の理想に背馳するを以て可ならず

神奈川縣

從來自然の發達に委しつゝありしが漸次市政布達及

統計其の他の調査に關し活動を爲さしめつゝあり。未だ其の活動状況の見るべきものなし。尙之を法認するは適當ならず之を事實上認むるを可と存す。

長野縣知事

活動状況の特記すべきものなく、且つ之を法認するの可否等に付考慮せしことなし。

山口縣

市の内部にある町内會は相當其の町内に於ける自治の助成、衛生、神社費の負擔、町内の紛争調停等に付活動せり。

之を法認する必要はなしと思考するも之が發達を助成することは可なるべし。

香川縣知事 木下義介

町内會は共同一致して自治の向上發達に寄與しつゝあり、之を法認するの必要は認めざるも助成の方法を

講ずるは緊要なる施設と思料す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

1 活動状況（長崎市の實例）

長崎市に於ける町内會として活動しつゝあるは衛生組合にして衛生組合は之を各町に組織し全市を一轄して衛生組合聯合會を設く。

各町衛生組合は衛生組合聯合會の指令に基き大體左の事業を行ふ。

- 一、町内衛生に關する事業（清潔、掃除、豫防注射等）
- 二、在郷軍人並に入營兵の後援
- 三、祭事に關すること
- 四、消防の後援に關すること
- 五、各種公益的寄附の斡旋に關すること
- 六、町内慶弔に關すること

即ち名は衛生組合なるも其の實町内の各般の細微に涉る自治行政補正的事務を行ふものと見ることを得

2 法認の可否

凡そある制度は法制化することは其制度の保護助

長を目的とするか（例へば産業組合法）乃至は其制度内に活動する機關の權限を保障して活動に便せんとするにあり（例へば衛生組合法案）

然りと雖も制度の法制化は一面に於て制度其のものを固定化する傾向を伴ひ其の融通性を閉塞する結果を招來す。

思ふに都市に於ける各種町内會は町内（市に於ける最小地域）の互助親睦を目的として自然發生的に發達したるものにして市の機械的行政の缺陷を補はんとすることは其の後に於て附加せられたる職能なり。

從つて其の活動形態の最も特長とする所は町の世話役が報酬を受けず權力を有せず顔と信頼とを以て統制し行く所に存し其處に活動の自在性、融通性圓滿性の存在するが如く思はる。

現在の町内會が主として市の行政の補正的役割を有するものなりとしてもそれ故にこそ、即ち法律的機械的行届かざる所を補正せる爲にこそ之を法制化することは不適當にして矛盾なりと言はざ

るを得ず、例へば衛生組合法なるものを制定して強制的に組合を組織せしめ之に費用の強制徴收權を與ふるが如きは組合の理事者の活動を容易にするが如く一應は考へらるゝも之によつて從來の町内會の長所は悉く破壊され住民は費用（法認は費用を租稅化す）の過重を意識し事業に對する各自の權利利益を主張し到底圓滿なる統制を維持すること能はず況んや滯納者に對する強制處分の複雑化とその費用各理事者の報酬等經費増大を如何にして支辨せんとするか。

法認は賛成し難し。

熊本縣知事 鈴木敬一

管内熊本市に於ては町會（町内會）と稱せらるゝもの無之も町總代（個人にして町會と云ふが如き會議或は團體の性質を有せず又其の所謂「町」は法人格を有せず行政區劃にもあらざるもの）なるものあり、其の本質に付ては左記設置規程參照相成度、其の活動は地方制度には殆ど直接の關係なく一定の地域内の市民の

卑近なる日常生活の部分に付ての世話役とも稱すべし。尙本縣に於ては、之を法認又は助成の必要を認め居らず放任せる状態なり。

熊本市町總代設置規程

- 第一條 町内ニ係ル事務ノ整理ヲ爲シ其共同一致ヲ圖ル爲メ各町ノ協議ニ依リ町總代ヲ置ク
- 第二條 町總代ハ一町ニ一名若クハ數名又ハ數町ヲ合シ一名トス但町總代ノ員數並ニ其區域ハ該町代表者（町總代協義ノ際ニ）ヨリ市長ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第三條 町總代ハ現在戸主ノ協議ニ依リ候補者ヲ定メ該町代表者ヨリ市長ニ推薦シ認可ヲ受ケヘシ
- 第四條 町總代ノ任期ハ四ケ年トス但再選モ妨ケナシ
- 第五條 町總代ニ實費辨償額又ハ報酬等ヲ支給スルト否トハ該町ノ協議ニ任ス但實費辨償額又ハ報酬等ヲ支給スル場合ハ該町ノ負擔トス
- 第六條 町總代ニ於テ誘導斡旋スヘキ概目左ノ如シ
 - 一、町内ノ風儀ヲ維持シ之レカ體面ヲ全フスルコト
 - 二、勤儉貯蓄ノ美風ヲ獎勵シ町内ノ福利ヲ増進スルコト
 - 三、納稅準備ノ方法ヲ設ケ市役所吏員ト一致協力シ納期

第一條 本市ニ行政上ノ補助機關トシテ各町（字）ニ町總代正副二名ヲ置ク

- 第二條 町總代ハ各町（字）ノ町内會々々長副會長ニ市長之ヲ囑託ス
- 第三條 町總代ノ統轄區域ハ當該町内會ノ區域ニ依ル
- 第四條 町總代ノ任期ハ當該町内會役員ノ任期ニ依ル
- 第五條 町總代ニ故障アルトキハ該町内會長ノ代理者之ヲ代理ス

第六條 町總代事務ノ概要左ノ如シ

- 一、法令通達ノ周知徹底ニ努メ其ノ實行ヲ期スルコト
 - 二、本市ノ委囑ヲ受ケタル事務ヲ掌理シ自治ノ振興ヲ期スルコト
 - 三、納稅成績ノ向上ニ努ムルコト
 - 四、教育、衛生、火防、産業ノ普及發達ヲ圖ルコト
 - 五、道路、橋梁、下水溝等ノ維持ニ努ムルコト
 - 六、隣保互助ノ實ヲ舉ゲ無告ノ窮民扶助ヲ講ズルコト
 - 七、市長ノ諮問ニ答申シ又ハ意見ヲ陳述スルコト
 - 八、篤行者ヲ市長ニ内申スルコト
- 第七條 本市ノ福利増進及自治振興ヲ期スル爲メ各總代

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

ヲ整ラサル様整理スルコト

- 四、町内戸籍ノ異動及寄留者ノ出入並ニ營業者ノ營業開廢等ニ誤脱ナキ様注意スルコト
- 五、掃除清潔方ニ注意シ衛生上ニ就テハ當ニ衛生委員ト協議シ其普及ヲ圖ルコト

六、前各號ノ外ト雖モ尙市役所ト町民トノ間ニ立テ事務ノ進捗整頓ヲ圖ルコト

第七條 町總代ニシテ功績顯著ナルモノハ市ニ於テ之ヲ賞與シ其名譽ヲ表彰スルモノトス
但場合ニ依リテハ其筋へ褒賞ノ申請ヲモナスコトアルヘシ

八戸市長 神田重雄

本市は各町に町内會を設置せり。其の狀況は左記準則に示す事項に付活動しつゝあり。

法認の件は本市に於ては町内會長を町總代に囑託し市行政上の補助機關となしつゝあり。之を法認する時は一層効果的なるを信ず。

町總代規程

相互連絡協調ヲ計ルモノトス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八戸市何々町内會々々則（準則）

- 第一條 本會ハ何々町内會ト稱シ何々町（字何々）ヲ區域トシテ其居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ町内ノ和親協同ヲ圖リ公益事業ノ發達ニ努メ自治ノ振興ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ニ部（及部ノ下ニ班）ヲ設ケ部（及班ノ區）域ハ會長之ヲ定ム

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長 一名
- 副會長 一名
- 部 長 何名

第五條 會長及副會長ハ總會ニ於テ之ヲ推選シ其任期ハ

（四）年トス、但シ再選スルコトヲ得

部長ハ部會ニ於テ之ヲ推選シ其ノ任期ハ（四）年トス但シ再選スルコトヲ得

（第 條）班長ハ各班ニ於テ之ヲ定ム其任期ハ（四）年トス

第六條 會長ハ本會ヲ代表シ會議ヲ開閉シ會務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス
部長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ部内ノ會務ヲ處理シ部會ヲ開
閉ス

第七條 會長副會長共ニ故障アルトキハ部長ノ互選ニ依
リ之ガ代理者ヲ定ム

第八條 本會役員ハ本市町總代規程ニ依ル依囑ヲ受ケ町
總代ノ事務ヲ掌理シ自治ノ振興ヲ期スルモノトス

第九條 本會ハ總會ノ意見ニ依リ顧問ヲ推戴スルコトヲ
得

顧問ハ會議ニ出席シ意見ヲ陳ブルコトヲ得
第十條 本會會務ノ概要左ノ如シ

一、豫算ヲ議決シ決算ヲ認定スルコト
二、町内ノ親睦和諧ニ努メ勤儉力行ノ美風ヲ作興スルコ
ト

三、法令通達等ノ周知徹底ニ努メ其實行ヲ期スルコト
四、納稅成績ノ向上ニ努ムルコト

五、教育、衛生、火防、産業ノ普及發達ヲ圖ルコト
六、道路、橋梁、下水溝等ノ維持ニ努ムルコト

七、隣保互助ノ實ヲ舉ゲ無告ノ窮民扶助ヲ講ズルコト
第十一條 總會ハ毎年何月之ヲ開ク但シ必要アル場合ハ臨
時總會ヲ開クコトヲ得

第十二條 役員會ハ急施ヲ要スル事項ヲ代議シ總會ノ委任
ヲ受ケタル事項及ビ輕易ノ事項ヲ議決ス

第十三條 本會ノ經費ハ町内費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
第十四條 本會員ハ左ノ區別ニ依リ町内費ヲ負擔スルモノ
トス

第十五條 本會ハ積立金ヲ積立ツルコトヲ得
第十六條 町内轉入出者ハ直ニ會長ニ届出ツルモノトス

第十七條 會長、副會長ノ推選又ハ異動アリタルトキハ直
ニ市長ニ届出ツルモノトス

第十八條 部長ノ推選アリタルトキ又ハ辭職セントスルト
キハ會長ニ届出ツルモノトス

仙臺市長 滋谷徳三郎

第二の(三)に詳記す。

石 卷 市

足 利 市

市内を二十八區の行政区に分つ其の區毎に會あり
(八幡會一致會等の名稱なり)何れも相當活動し居れり
其事業概況

イ、隣保睦誼、民力涵養、奢侈禮の廢止矯正
ロ、敬神思想の向上

ハ、納稅思想普及改善納稅組合を組織し其の完納を期す
ニ、兵事思想の普及入退營者の歡送迎

ホ、弔祭 會員及家族に死亡者あるとき弔慰金を贈り會員
會葬す

ヘ、區内警防の爲め夜警番を置く
ト、衛生思想の普及

チ、會員及家族の傷痍疾病に際し同情金を贈る
リ、會員中篤行者あるときは之を表彰す

ヌ、各地の災害に際し義捐金を贈る
ル、其他區内の向上發展に關する事項

當市に於ては事實上に認め其の發達を助成し居れり。

法認するの必要ありと認む。
特に發達を助成するの必要はなかるべし。

大垣市長 東島 卯八

市内各町には町内會と稱せらるゝが如き小自治體あ
り、總代町内一般の社交祭事繁榮施設取締等に任ずる
の風あり。別に各町に衛生組合あり、大部分は總代を
組合長として各種役員を設けて町内の保健衛生事務に
任ず。現在五十有餘組合あり、右衛生組合に關しては
其の成績に應じ市費より相當額を補助しつゝあり。

大垣市會議長 木島 順三

大垣東島卯八氏と同一意見。

名古屋市長 大岩 勇夫

各町は該町内の世話役(町總代と稱す)を選擧す其
の任期は大體一年若は二年なり。

町總代はイ市區役所より一般市民に諒解周知せしむる事項及町内の慶事不幸等町内に通知すべき事項の傳達(ロ)市役所其他の團體より依頼に係る寄附金の募集(ハ)町費の徴收(ニ)人事の相談仲裁の如き事務をも處理す。之を法認するとせば自然其の活動は法的拘束を受け活潑弾力性を減ずるは免れ難き事なり寧ろ事實上之を認め萬事其の自治に委し當局としては補助金の如きものを附與し其の活動を援助する方適當なりと信ず。

現在當市に於ては總代會に補助金を交付し居れり。(昭和八年度交付金は三、四三〇圓なり)

岡崎市長 小瀧喜七郎

市の内部に在る町會又は町内會は事務的大なる活動なく之を法制上認むる必要なきも發達助成に付ては其の必要を認む。

大阪市庶務部長 三宅正三

本市内に於ける町會又は町内會は其の數千數百に及び其の會員數も多きは二百餘名より少きは十數名のも

のあり、何れも親睦を目的とし會則を定め定額會費を徴收し各種行事を爲し居れり、然れども中には命令下達、寄附金、義捐金の募集の斡旋若は納税の獎勵等を爲すもの少なからず而して町内會の現状よりすれば更に内容整備充實したる後之が法認の可否を考慮するを適當なりと認む。

大阪市會議長 川畑清藏

本市に於ける町内會は一種の親睦團體に過ぎざるの狀勢なるを以て之を法認するは尙早と存ず。

堺市會議長 楠野泰夫

本市に於ては其の實績の見るべきものなし、従つて法認の必要を認めざれども新編人の舊町村區域等に対しては區域内の小自治を必要とする場合多く有力なる町内會の組織を助成するの必要あるべし。

尾道市

本市に於ては町會又は町内會と稱するもの無し尙若

し存在すとして之を法認するとせば其の監督、事務、其他に於ける關係より必然市は市自治體の本質を失ひ、府縣の如き内容なき半自治體の姿を現出することゝなるべく、此の點却て之を法認せず、事實上於て其の發達を助成する方寧ろ適當なるべし。

高知市

本市には東西に自治的の區總代存置し、其の下に參事會ありて、從來相當の基金を有し、其の活動の見るべきものありたるも、行政の徹底上缺くる所あるを以て、市政に依る行政區を設けて以來、其の勢力漸次不振を來し、最近に於ては基金の範圍内に於て、公共的事業を助成しつゝあるに過ぎず、之を法的に認め且其の發達を助成することは、其の必要を認めず。

宇部市

京城府尹

町會は之を適當に指導助成するに於ては府民の自治上必要の機關なりと認め京城府に於ては左の如き京城府町洞規程並に町洞會規約準則により町(洞)會を作らしめ總代其他の役員を中心に町洞住民の自治的活動を促しつゝあり。町洞會は事實上を之認めたりと雖、未だ法認さるゝに至らざるを以て、尙町内集合所、祭典用器物格納庫等の建物敷地並に諸基金等は町總代の名に於て管理し課税せらるゝ現狀にして此等は將來府制によつて之を認め之を指導し發達せしむるを可と認む。

松山市長 井上久吉

當市市内各町に町會を設け町總代を選出し居れり。町總代は市行政の執行を援助し法令通達の普及等に努め居れり。

京城府町(洞)會規程(昭和八年十月三日)

第一條 町(洞)内ニ於ケル諸般ノ公共事務ニ關シ公私ノ

利便ヲ増進シ且隣保相助ノ情誼ヲ守リ共勵共榮ノ目的ヲ達スル爲各一町洞ヲ區域トシ町(洞)會ヲ設置スベシ但シ數町洞ヲ一區域ト爲シ又ハ一町洞ヲ數區域ト爲シ(町)洞會ヲ置クコトヲ得

前項但書ニ依リ區域ノ設定又ハ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ府尹ノ承認ヲ受クベシ

第二條 町(洞)會ニ總代、副總代、會計役及評議員ヲ置ク

前項ニ規定スルモノノ外必要アルトキハ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

町(洞)會ノ重要事項ヲ諮問スル爲顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得

第三條 總代ハ町(洞)會ニ於テ選任シ府尹ノ承認ヲ受クベシ但シ重任ノ場合ハ其ノ旨府尹ニ報告スベシ

副總代及其ノ他ノ役員ハ町(洞)會ニ於テ之ヲ選任シ府尹ニ報告スベシ顧問又ハ相談役ヲ委嘱シタルトキ亦同ジ

第四條 役員ノ任期ハ二年トス

第五條 總代又ハ會計役退職ノトキハ遲滞ナク後任者ニ事務ノ引繼ヲナスベシ

三月三十一日ヲ以テ終ル

第九條 町(洞)會ハ年度開始前ニ收支豫算ヲ編成シ年度終了後二月以内ニ收支決算ヲ府尹ニ報告スベシ

第十條 町(洞)會ニ於テ規約ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキハ遲滞ナク府尹ニ報告スベシ

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ數町洞ヲ一區域ト爲シ一町洞ヲ數區域ト爲シタルモノハ本規程ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

町洞總代設置規則ハ之ヲ廢止ス但シ本規程施行ノ際現ニ町洞總代又ハ町洞評議員ノ職ニ在ル者ハ本規程ニ依ル町(洞)會ノ設立ニ至ル迄在任ス

京城府何町(洞)町(洞)會規約準則

第一章 總 則

第一條 本會ハ京城府何町(洞)町(洞)會ト稱シ町(洞)内ニ居住スル世帯主又ハ店舗、工場、事務所ヲ有スル者ノ代表者ヲ以テ組織ス

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

第六條 町(洞)會ノ處理スベキ事項ノ概目左ノ如シ

- 一 神社ノ祭典並ニ各種ノ奉祝慶弔ニ關スル事項
- 二 法令其ノ他一般ニ周知ヲ要スル事件ノ傳達ニ關スル事項

三 戶籍令、宿泊居住規則其ノ他法令ニ依ル申告、届出等ノ勵行ニ關スル事項

四 國稅其ノ他公課ノ滯納矯正ニ關スル事項

五 傳染病豫防其ノ他一般衛生ニ關スル事項

六 各種災害ノ豫防及救恤ニ關スル事項

七 諸官衙公署ト町洞民間ノ連絡ニ關スル事項

八 教育ノ獎勵、教化ノ徹底ニ關スル事項

九 生活改善ニ關スル事項

十 町(洞)内共同一致ノ美風ヲ養成シ公共的義務觀念ノ向上ニ關スル事項

十一 前各號ノ外必要ナル事項

第七條 町(洞)會ノ名稱、組織、役員ノ職務及選舉、町(洞)會費ノ負擔並ニ收支方法其ノ他必要ナル事項ハ町(洞)會規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第八條 町(洞)會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年

第二條 本會ノ事務所ハ何何ニ置ク

第三條 本會ハ町(洞)内居住者ノ親睦繁榮美風助長ヲ圖リ兼テ府政ノ圓滿ナル進展ニ資スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ處理スベキ事項左ノ如シ

- 一 神社ノ祭典並ニ各種ノ奉祝慶弔ニ關スル事項
- 二 法令其ノ他一般ニ周知ヲ要スル事件ノ傳達ニ關スル事項

三 戶籍令、宿泊居住規則其ノ他法令ニ依ル申告届出等ノ勵行ニ關スル事項

四 國稅其ノ他公課ノ滯納矯正ニ關スル事項

五 傳染病豫防其ノ他一般衛生ニ關スル事項

六 各種災害ノ豫防及救恤ニ關スル事項

七 諸官衙公署ト町(洞)民間ノ連絡ニ關スル事項

八 教育ノ獎勵、教化ノ徹底ニ關スル事項

九 生活改善ニ關スル事項

十 町(洞)内共同一致ノ美風ヲ養成シ公共的義務觀念ノ向上ニ關スル事項

十一 前各號ノ外必要ト認ムル事項

第二章 會 員

第五條 會員ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ總會ニ出席シテ決議權ヲ行使シ且役員ノ選舉及被選舉權ヲ有ス

第六條 會員ハ本規約ヲ遵守シ町(洞)會費ヲ充實スルモノトス

第七條 會員住所ヲ變更シタルトキハ町(洞)内ト否トニ拘ラズ其ノ旨本會事務所ニ届出ヅルコトヲ要ス

第三章 役員

第八條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 總代 一名

二 副總代 一名若ハ二名

三 會計役 一名

四 評議員 若干名

五 何々 何名

第九條 總代及評議員ハ會員ノ選舉ニ依リ之ヲ定ム

副總代、會計役(何々)ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第十條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第十一條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ補闕選舉ヲ行フ但シ會務遂行上支障ナキトキハ之ヲ行ハザルコトヲ得

補闕役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 役員ハ正當ナル事由アルニ非ザレバ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第十三條 役員ノ職務左ノ如シ

一 總代ハ町(洞)ヲ代表シ會務ヲ統理シ町(洞)會有財産ヲ管理ス

二 副總代ハ總代ヲ補佐シ總代事故アルトキハ之ヲ代理ス

三 會計役ハ本會ノ金錢出納並ニ町(洞)會有財産管理ノ事務ヲ取扱フ

四 評議員ハ會務ノ實行ヲ分擔ス

五 何々

第十四條ニ規定スル會務遂行上必要アルトキハ部(又ハ係)ヲ設ケ役員之ヲ分任ス

第十四條 本會ノ重要事項ヲ諮問スル爲顧問(又ハ相談役)ヲ置クコトヲ得

顧問(又ハ相談役)ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ委嘱ス

第四章 選舉

第十五條 役員ノ選舉ハ何月中ニ之ヲ行フ但シ補闕選舉ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 選舉場、投票ノ日時及選舉スベキ役員數ハ選舉期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ會員ニ通知ス

第十七條 總代ハ選舉長トナリ選舉事務ヲ管理ス

總代會員中ヨリ二名ノ選舉立會人ヲ指名ス

第十八條 選舉ハ本會所定ノ投票用紙ヲ用ヒ無記名投票トス

狀況ニ依リ投票ノ方法ヲ用ヒズ會員ノ推薦ニ依ルコトヲ得

第十九條 投票ハ會員一人一票トシ代理投票ハ之ヲ認メズ

第二十條 役員ノ選舉ハ有効投票ノ最大數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジトキハ年長者ヲ取り年齢同ジトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第二十一條 當選者決定シタルトキハ其ノ氏名ヲ町(洞)ノ揭示場ニ揭示ス

第二十二條 副總代、會計役(何々)ノ互選ハ評議員選舉終了後三日以内ニ之ヲ行フ

第十七條乃至第二十一條ノ規定ハ前項ノ互選ニ之ヲ準用ス

第五章 會議

第二十三條 會議ハ總會ト役員會ノ二種トシ總會ハ更ニ之ヲ通常總會ト臨時總會ニ分ツ

第二十四條 通常總會ハ毎年何年何月中ニ之ヲ開キ會務ノ報告及會計其ノ他ニ關スル承認又ハ決議ヲ爲ス

第二十五條 臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 總代ニ於テ必要アリト認メタルトキ

二 役員會ノ決議ヲ以テ要求シタルトキ

三 會員三分ノ一以上ノ要求アリタルトキ

第二十六條 役員會ハ本規約ニ規定セル場合ノ外總代ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ評議員半數以上ノ要求アリタルトキ之ヲ開ク

第二十七條 總代ハ各會議ノ議長トナリ會議ヲ統理ス

第二十八條 議事ハ總代出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第三十條 本會ハ第四條ニ規定スル會務遂行上必要ナル經費ニ充當スル爲町(洞)會費ヲ徵收ス

町(洞)會費ノ主ナル費途左ノ如シ

- 一 神社祭典ニ關スル諸費
 - 二 街燈費
 - 三 衛生費
 - 四 夜警費
 - 五 祝災弔慰金
 - 六 教化ニ關スル諸費
 - 七 事務費及諸會議費
 - 八 公共ニ關スル寄附金
 - 九 其ノ他必要ナル諸費
- 第三十一條 町(洞)會費ハ毎月(年何回)之ヲ徵收ス
- 第三十二條 總代ハ毎年度町(洞)會費收支豫算ヲ作成シ年度開始前役員ノ決議ヲ經ルモノトス
- 第三十三條 總代ニ於テ豫算外又ハ豫算超過ノ支出ヲ爲サントストキハ役員會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

第四十條 本規約ニ違背シ又ハ町(洞)ノ面目ヲ著シク汚損スル所爲アルトキハ役員會ノ決議ニ依リ戒告スルコトアルベシ

第八章 雜 則

第四十一條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第四十二條 本會ニ左ノ簿冊ヲ備ヘ會務ヲ明確ナラシム

- 一 記 錄
- 二 會員名簿
- 三 總會議事錄
- 四 役員會議事錄
- 五 出納簿(金錢、物品ニ區分ス)
- 六 町(洞)會費徵收簿
- 七 町(洞)會有財産臺帳
- 八 町(洞)會費收支豫算及決算書綴
- 九 町(洞)會費支出證憑書類
- 十 往復文書綴

附 則

本規約ハ昭和何年何月何日ヨリ之ヲ施行ス

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

第三十四條 町(洞)會費ノ收支ニ付テハ毎年十月及四月ノ二回前六分ノ検査ヲ爲スモノトス

總代ハ毎年度末現在ニ於ケル町(洞)會費收支決算及財産目錄ヲ作成シ證憑書類ヲ添ヘ検査ヲ受ケタル後之ヲ通常總會ニ報告シ承認ヲ求ムルモノトス

前二項ニ規定スル検査ハ評議員中ヨリ選舉シタル二名ノ會計検査員ヲ以テ之ヲ行ハシム

第三十五條 總代ハ町(洞)會費收支豫算並ニ收支決算ノ決議ヲ經タルトキハ其ノ要領ヲ揭示場ニ揭示スルモノトス

第七章 弔慰賞罰

第三十六條 會員又ハ家族死亡シタルトキハ適當ナル弔慰方法ヲ講ジ其ノ式典ニハ可成多數參列スルモノトス

第三十七條 町(洞)内居住者ノ出征、入營、滿期、除隊、凱旋等ノ場合ハ適當ナル方法ニ依リ祝意ヲ表スルモノトス

第三十八條 會員ニシテ著シキ災害ニ罹リタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ適當ナル慰安ノ方法ヲ講ズルモノトス

第三十九條 町(洞)内功勞者又ハ篤行者アルトキハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰スルコトアルベシ

本規約ニ依リ始テ行フ役員ノ選舉ハ第十五條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

嘉 義 市

當市に六十四名の町委員を任命し市政事務の一端を援助せしめ居り其の各町委員を主體とし任意町内會を組織し其の町内の行事及慶弔禍福に活動する狀況に過ぎず。

尙之を法認するに付ては當市の狀況よりして未だ可否の意見なし。

内閣法制局參事官 入 江 俊 郎

市の内部に於ける町會又は町内會は、事實上幾多の地方的自治活動を營み、實績頗る見るべきものあるはよく人の指摘する所であるが、其の體制及運用に付遺憾の點も尠くない、曩に昭和八年一月二十五日東京市會は「町會に關する制度調査委員意見報告」を議決し、市理事者に對し適當の措置を要望したが、未だ適切な方策の具體案に迄到達しないものゝ如くである。

町會に關してはすべて未だ調査中の状況であるが、市町村内部に一種の基礎的自治團體を法認せんとする企圖は既に最近に於て二種程具體化してゐる。一は昭和六年第五十九回議會に、政府より提出せられた衛生組合法案であるが、之は都市と農村とを問はず、市町村内部に於て最も一般的と認められる衛生組合を法人として、地方自治の或意味の基礎團體たらしめようとしたものであつて、幾多論議の末議會を通過せず終つてしまつた。二は昭和七年の産業組合法改正の際法人として認められた農事實行組合であつて、農村に於ける實狀に鑑み、或意味での市町村内部の自治團體を認めたものに外ならない。

元來、地方自治は隣保協同であり、それは心理的團結を離れては到底強力な底力を持つことは出来ぬのであるが、その方面への關心が從來比較的簡却されてゐたことを否めない。此の故からも町會の法認はなるべく速に之を爲すべきものと思ふが、唯、現在の市内部の町會は其の組織も作用も區々であり、雜多であつて、直に之に劃一的法制を強ひることが困難の如くに

思はれる。故に差當りは事實上之を認めて其の發達を助成し、然る後に可及的速に法制を樹つることが穩當であらう。

高島米峰

町會又は町内會が、政黨の手先となり、選舉の時に醜態を暴露するもの、往々にしてこれあり。依つて、町會又は町内會は、各種議員の選舉には、絶対に關係せずといふことを原則とし、たゞ町内の安寧、秩序風紀衛生、町民の向上親睦娛樂などを目的とするものたらしめ、その優良なるものを表彰することに依つて發達を促すべし。法認の要なし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

市區の町會の活動は益々盛なり。たゞ從來の形態をとり從來の如き職能にのみ止まるならば、將來他の團體例へば産業組合、商工會議所、青年團、在郷軍人會等に依つて克服されるべし。しかし乍ら町會を法認するは必ずしも可ならず。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

町會または町内會は法認せざるを可とす。事實上に認めて發達を助成するが適切ならん。しかし、その職業化はあく迄も防止せざるべからず。

追補

東京市

本市町内會の現狀に關しては東京市役所編「東京市町内會の調査」(昭和九年三月刊行)に詳なり。

町内會に對する措置に關しては本市會は昭和七年六月町會に關する制度調査委員會の意見報告に基き左記の如く意見を決定したり。

一、輓近市民生活の複雑化に伴ひ本市各町會は克く市民生活の向上發展に貢献する所甚大なるものありと雖も未だ其の體制並運用上遺憾とする所尠からず仍て理事者は速に町會制度を整備し其の機能を完か

らしむべく適當の措置を講ぜられむことを望む。

一、本市の町會は自治の本義に則り市民生活各般の事項を處理し自治制の發達に寄與しつゝあり、是れ一に町會役員の奉公的努力に依るものなりと認む。仍て理事者は此の町會役員の功勞に對し速に適當なる表彰方法を制定せられむことを望む。

仍て本市は其の後町内會の活動狀況に關して調査を行ふ所あり(前記「東京市町内會の調査」参照)之が制度上の措置並統制助長の方策に關しては目下鋭意講究中に屬す。

(八) 大都市特別市制

(質問)

大都市に對する特別市制案に關し、從來公にせられたる諸案中、孰れの案を最可なりとせらるゝや、若し他に適當なりとする御提案あらば詳細承はり度し。

青森縣知事 多久安信

長野縣知事

大都市特別市制案に對する意見なし。

回答する程度の具體案を得るに至らず。

岩手縣知事

山口縣

格別の意見なし

政府提案の分を可とす。

秋田縣

香川縣知事 木下義介

意見なし。

特別市制に關しては尙研究致度し。

神奈川縣

長崎縣知事 鈴木信太郎

何れも一長一短を免れざるも結局内務省案を可なりと存す。

別に比較研究したることなきを以て意見なし。

熊本縣知事 鈴木敬一

大垣市會議長 木島順三

本縣には現在關係なき事項なるを以て關心を有せず、從つて提出すべき意見なし。

意見なし。

八戸市長 神田重雄

名古屋市長 大岩勇夫

未だ具體的意見を有せず。

昭和四年第五十六議會に提出されたる「六大都市に關する法律案」を可と存す。

仙臺市長 澁谷徳三郎

岡崎市長 小瀧喜七郎

意見なし。

特別市制案に對しては從來研究したることなく隨て意見なし。

石巻市

大阪府庶務部長 三宅正三

意見なし。

足利市

都制案要綱(特ニ注意スベキ點ノミヲ掲グ)
一 都

特に意見なし。

勅令ヲ以テ指定スル大都市ヲ謂フ(第一條)

大垣市長 東島卯八

一 都ノ區域
從來ノ市ノ區域ニ依ル(第一條)

意見なし。

一 都ノ事務

法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ府縣市町村ニ屬スル事務及將來法律命令ニ依リ都ニ屬スル事務ヲ處理ス(第二條)

一 都ノ廢止分合及境界變更

勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ所屬未定地ヲ編入セントスルトキハ都會關係府縣會及市町村會ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ定ム(第三條)

一 都ノ區

從來ノ區ノ區域ニ依リ行政區トス(第五條)

一 都會議員ノ定數

都ノ人口七十萬未滿ハ五十六人トシ、七十萬以上ハ二十萬ヲ加フル毎ニ四人ヲ増ス但シ議員ノ定數百人ヲ超ユルコトヲ得ズ(第十二條)

一 都會議員ト衆議院議員

兼職ヲ許サズ(第十五條)

一 都會ノ職務權限

廣汎ナル概括例示主義ヲ採ラズ制限列舉主義ヲ採レリ(第十八條)

一 都會ノ會期

會期ヲ定メテ招集スベキモノトス(第二十六條)

一 名譽職都參事會員ノ定數

十五人トス(第四十一條)

一 都參事會ノ職務權限

大體ニ於テ市參事會ニ準ス(第四十三條)

一 都長ノ選任

内務大臣ノ選舉命令ニ依リ都會ニ於テ選舉推薦シタル都長候補者三人ノ中ニ就キ上奏裁可經テ内務大臣ニ之ヲ定ム(第四十九條)

一 其ノ他ノ吏員

副都長ハ都長之ヲ任免ス市制ト同ジク特別ノ必要アルトキハ名譽職又ハ有給ノ都參與ヲ置クコトヲ得

收入役制度ヲ廢止シ、都ニ都出納吏、區ニ區出納吏ヲ置キ都長之ヲ任免ス(第五十條、第五十一條、第五十五條、第五十七條)

一 都長ノ職務權限

現行法令中府縣知事又ハ市長ノ職務權限ニ屬セシ

メタル事項ハ總テ都長ニ屬スルモノトス

但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得ルコトトセリ、例ヘバ警察事務中司法警察ノ如キ一部ノ事務ニ付テハ都長ノ職權ニ屬セシメズシテ特別ノ官廳ヲ置キ之ヲシテ司掌セシムル等ノ方途ニ出ヅルコトヲ得ルモノトス(第六十二條、第六十三條及第三百三十七條)

一 都ノ監督

都ハ内務大臣之ヲ監督ス(第二百二十四條)

一 都ニ於テ賦課スル都稅ノ制限率

一 國稅附加稅、段別割家屋稅及特別地稅ニ付テハ法律ノ規定ニ依リ府縣及其ノ他ノ公共團體ニ於テ賦課シ得ベキ稅率又ハ稅額ヲ合算シタルモノトス

二 都市計畫特別稅ハ都市計畫法ニ規定スル各稅

ノ制限率ノ二倍トス

三 地方稅ノ賦課率及賦課ノ制限ニ關シテハ勅令

ヲ以テ之ヲ定ム(第三百三十六條)

一 現行法令ノ適用

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

現行法令中府縣又ハ市ハ都、大阪府又ハ大阪市ハ大阪都、府縣廳又ハ市役所ハ都廳、府縣會又ハ市會ハ都會、府縣參事會又ハ市參事會ハ都參事會、府縣會議員又ハ市會議員ハ都會議員、名譽職府縣參事會員又ハ名譽職市參事會員ハ名譽職都參事會員、市吏員ハ都吏員、市制第六條ノ市ノ區ハ都ノ區、市制六條ノ市ノ區ノ區長ハ都ノ區ノ區長ト看做シ、其ノ他此ノ例ニ依リ都ニ關シ之ヲ適用ス但シ此ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得(第三百三十七條)

大阪市會議長 川畑 清藏

大阪市長回答の都制案を以て最可と認む。

堺市會議長 楠野 泰夫

從來公にせられたる諸案には何れも賛意を表し難し、特別市制には府縣の區域に關係なく一切の衛星都市を包括する特段の制度を必要とすべし。

意見なし。

尾道市

特に意見なし。

宇部市

意見なし。

松山市長 井上久吉

意見なし。

高知市

京城府尹

(イ) 府縣と市との關係

之を分離せしめ直接大臣の監督下に置く。

(ロ) 大都市の市長の事務

國の事務にして現在府縣知事掌管に係るものは之を總て市長に掌管せしむ。

嘉義市

制度を異にする爲異見なし。

(ハ) 市域

將來擴大すべき充分なる面積を此れに取り入れ行政區域を固定すべき要あり。

(ニ) 財政

府縣と分離せらるゝ結果として國の事務も相當に増加して市民の負擔は相當に増加すべきを以て現在府縣の財源は擧げて之を市に移讓すること。

(ホ) 市會及下給自治體

市會は之を縣會に準せしめ下級自治體即ち區會の如き之を置かず決議機關を市會丈けに單一化するを可と認む即ち大都市は其の市域は府縣の如く擴大ならず且つ一都市としての事情は區の如き地域的には特殊の決議を必要とせず寧ろ將來は町會の如きを助成發達せしむるを可とす。

(ヘ) 行政區

區は純然たる行政區として之を設く。

内閣法制局參事官 入江俊郎

昭和八年第六十四議會に提出され審議未了となつた政府案東京都制は、從來發表せられたものゝ中最も周密のもの云つてよい。併し、

一 都長は公選とすること(出來得べくんば都公民の直接選舉としたい)

二 區の制限を縮少し主として市の行政事務の具體的執行の責任者たるに止めること(出來得べくんば法人格を廢し、單純な行政區としたい)

の二點は是非共原案を改めて採用させねばならぬものと考へる。

高島米峰

案なし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

從來の特別市制案は、從來の市の行政に對し一つの進歩を示すと雖も、將來の新特別市の行政に對し充分

考慮する處なきが如し。この意味に於て從來の特別市制案にあつてはこれを可とする案なし。寧ろ廣く意見を徴し再吟味するに如かず。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

前大阪府知事柴田善三郎氏の案のときは比較的無難ならん。

追補

東京市

昭和九年一月十七日東京市會の決定したる「東京都市ニ關スル意見書」(第三ノ一二所載) 參照。

(九) 公益企業の公営組織

(質問)

市町村に於ける公益企業の公営組織に関しては如何なる制度に依らしむるを適當なりとせらるゝや、公益企業法案中に提示せられたる以外に御工夫あらば承はり度し。

青森縣知事 多久安信

長野縣知事

市町村に於ける公營企業の公營組織に関する意見なし。

山口縣

岩手縣知事

回答する程度の具體案を得るに至らず。収益の伴ふ公營事業は、市町村の出資を主體としたる公私協同の株式會社組織とするを可と認む。

格別の意見なし。

秋田縣

香川縣知事 木下義介

意見なし。

神奈川縣

長崎縣知事 鈴木信太郎

目下攻究に係るものなし。

前述の如く企業委員會、企業局等各種公營企業の統

制を必要と考へらる公益企業法案については研究中。

特に意見なし。

熊本縣知事 鈴木敬一

大垣市長 東島卯八

取敢ず特別會計に關する特例を設け、法規に依る制限を緩和し自由なる經營を爲すを得る様處置すること。

意見なし。

尙其の經營は現在よりも一層營利主義に依るを得しめ且つ適當なる積立金を爲すの他之を自由に一般會計に繰入るゝを得しめ以て市民負擔の軽減に資すること。

大垣市會議長 木島順三

意見なし。

八戸市長 神田重雄

名古屋市長 大岩勇夫

特記すべきものなし。

目下研究中。

仙臺市長 澁谷徳三郎

岡崎市長 小瀧喜七郎

意見なし。

市町村に於ける公益企業の公營組織に關する制度に付ては研究中。

石巻市

大阪市庶務部長 三宅正三

意見なし。

足利市

公益企業法案中に提示せられたる公法人に近似せる「企業營團」並に私企業たる會社に類似せる「公私協同株式會社」の二つの形態は市町村に於ける公益企業

の公営形態として公益企業の公益的要素と企業的要素とを巧に考究せる適案たるも、要は公益企業の範疇に属する事業の種類、内容に相當の差異あるを認めらるゝを以て各個の場合に就き其の經營形態を決定するの外なしと思惟せらる。

殊に經營形態の合理化は其れ自體内容の合理化を意味するものにあらざるを以て、現在本邦に於て一般に採擇せられ居る市有市營の形態と雖も、市營の短所とせられ居る監督の煩雜等より來る運營の商機商略に合致せざる不敏活並に公企業の純正利潤の不明確及び經費の膨脹等の匡救策を樹立するに於ては今日有識者中に叫ばれつゝある市有民營形態（企業の主體は市にして公企業設備は市が之をなし其の經營を特殊會社に委任經營せしめ會社に對しては設備利用に對する一定の賃貸料を徴収するが如き方法）と實質上相接近し得らるべしと信ず。

市に對する監督制度内容の整理、撤廢に加ふるに經營の經濟化、實業化に伴ふ複式簿記による公企業會計組織の改善合理化を以てせば現行の市有市營形態は實

際に適應せる好制度たるを疑はず。

大阪市會議長 川畑清藏

大阪市長の回答に委す。

堺市會議長 楠野泰夫

水道、電氣、瓦斯、市内電車、バス、屠殺場、公會堂、浴場の如き公共的の性質を有する事業は總て市に營業權を附與し實際の經營は私法人に之を請負はしむるを適當と考ふ。

尾道市

意見なし。

宇部市

特に意見なし。

松山市長 井上久吉

意見なし。

高知市

意見なし。

内閣法制局参事官 入江俊郎

京城府尹

特に工夫なし。

高島米峰

嘉義市

案なし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

市町村に於ける公益企業の公營組織に關しては之を特許或は認可主義に據らしめ事業の性質が共同經濟的獨占的大衆的なる以上之を市町村其の他の團體にのみの特許認可の形式によるを必要とし其の社會的職能を發揮せしめんと欲す。

フランスに行はれつゝあるやうな公私混合制度を最適と考ふ。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

即ち特許の公正にして且つ之を効果的ならしむるを要する以上準據すべき所を適切ならしめざるべからず勿論水道事業、電氣事業、交通事業、瓦斯事業等には各事業法に於て定むる所あれ共更に公益企業に關する立法を設け各企業の發達を助長し各別の企業法の異同に應じ剴切なる規整に法的統制を加ふるを要す。

(一) 吏員制度

(質問)

吏員制度に關し、其の銓衡を過ち易き事弊を擧げ、適正なる保障方法に付御提案願ひ度し。

青森縣知事 多久安信

長野縣知事

市吏員の銓衡を過ち易き事弊として特に指摘すべきものなし。

回答する程度の具體案を得るに至らず。

岩手縣知事

山口縣

格別の意見無し。

秋田縣

情實任用を避くるを第一とし、資格認定採用とし停年制を加味したる身分保障制度を(官吏の分に準じて)設くること。

意見なし。

神奈川縣

香川縣知事 木下義介

主として情實及政黨關係に依るもの多し。特定の市町村に對しては吏員の任用制度を設くるを可と存す。

吏員制度に關し特別の法規なく爲に情實に依る任免を許容し延て銓衡を過つものと存す。故に吏員の資格要件を定め國家試験制度を實施すると共に一般官吏の例の如く身分保障法を制定するの必要あるものと史料

す。

長崎縣知事 鈴木信太郎

八戸市長 神田重雄

市町村行政の複雑化に伴ひ市町村吏員にエキスパートを必要とすること切なるものあり、官吏及公吏を養成する學校の設置、官公吏資格認定試験制度、採用の合議制(採用試験委員制度)の必要を認む。

事弊は單に保障方法に依つてのみ矯正せらるべきものにあらざるべし。要は自治主腦者の人格的銓衡と吏員の人格に俟つの外あらざるべきか。

保障方法、分限委員會の設置、全國の市町村を統一する退職後の生活保障制度(共済組合等)の必要を認む。

熊本縣知事 鈴木敬一

仙臺市長 澁谷徳三郎

吏員の採用銓衡に就きては自治體の組織上、私情權勢等により左右せらるゝ傾向あるは一般的に付、當市に於ては昭和六年に市吏員任用規程並に市吏員任用銓衡規程を制定して銓衡上公平を期しつゝあり。

石巻市

吏員の任用令等の保障方法の設定に依り銓衡を誤ち易き事弊を防止するは相當困難にして、任免權者たる市長に適當なる人物を得ること並に其の職務遂行を自由ならしむることを最も根本的なる革正方法なりと存す。尙假令任用令等を設定するも煩雜なる規定を爲さば却て人材登用の途を阻害することゝなる可しと思考さる町村に付ては斯かる規定の必要全然なし。

意見なし。

足利市

特に意見なし。

大垣市長 東島卯八

成案なし。

大垣市會議長 木島順三

成案なし。

名古屋市長 大岩勇夫

從來本市に於ける吏員の採用に關しては町村併合以前に於ては吏員の數も亦少きを以て其の任用方法初任給等不統一なるのみならず屢々情實に伴ふの弊を耳にしたるが、其の後數次の市域擴張及町村の併合により必然的に本市事務の繁劇錯雜を來しこれに伴ふ吏員の數も亦著しく増加したるを以て茲に從來の弊を矯め公明正大なる採用方法を執り昭和四年四月に設けられたる職員銓衡委員會制度即ち之なり爾來銓衡委員會の銓衡に合格したる者に限り採用する事とし當初設置の趣旨徹底を期しつゝあり。

尙多年勤續吏員にして老朽にあらずと雖も後進の爲めに其の途を拓くの目的を以て課長以下吏員にして滿五十五歳に達したるものは退職せしむる所謂停年制を

を受くる事を必須條件とし文官同様の身分保障を與ふる必要ありと思ふ。

尾道市

意見なし。

宇部市

吏員制度に關しては、任用資格を一定し且銓衡試験制度を採用し、優秀なる吏員を採用することは、時代と共に必要なりと認む。

松山市長 井上久吉

推選者等の情實により任用する場合最も弊害多し。保證方法は大體官吏に準ずるを可と認む。

高知市

市吏員の銓衡を誤らざる方法としては情實に拘泥せず先づ吏員の性質を鑑識する必要ありと認む此の趣旨に依り本市は前記試験制度に併せ銓衡方法を探ると

定めたる外目下の處別に保障の良案なし。

岡崎市長 小瀧喜七郎

本市に於ては本年より吏員の身上及執務の情態を調査し考科表を調製し進級の資料に供すると共に事弊なからしむることに留意す。

大阪府庶務部長 三宅正三

吏員制度特に人事に關しては情實其の他學閥等の關係に依るは其の銓衡を過ち易き事弊にして情實を排し學閥を偏重せず人物手腕を第一義とし適材を適所に配置するを適正なるものとせん尙適當なる方法に依り人物考査を行ふも宜しからん。

大阪市長の回答に委す。

大阪市會議長 川畑清藏

堺市會議長 楠野泰夫

都市の合同經營に依る市吏員養成所を設け其の教育

共に保證人制度をも採用せり。

京城府尹

特に意見なし。

嘉義市

意見なし。

内閣法制局參事官 入江俊郎

吏員の銓衡方法に付いては大都市に於ては漸次内部的規則を設け、所謂 Appointment を避け、可及的合理的方法を採用するに至つたのであるが、他の中小都市に至つては制度は未だ必ずしも充分とは云ひ得ない。併し乍ら、顧つて考ふるに、如何に任用の資格を嚴重にし、又は銓衡の方法を合理的ならしめるとしても、よき素質の就職希望者を招致し得なくては何にもならぬ。

よき素質の候補者を集めんが爲には、就職後の地位の保障を確實にし、待遇の改善を圖ることが急務と思

よ。之なくしては、如何に制度上任用方法を合理的且周密ならしめても殆んど實效を擧げることが出来ない。之が對策としては、差當り次の二案を考へてゐる。但し之は待遇問題の一であつて、本問の問題の範圍を逸脱する虞があるので、簡単に申述べることにする。

一 市町村吏員分限委員會を設けること

市町村吏員の休職退職に關しては、一般文官に準ずる如き制限を設け、休職又は退職に際しては、原則として市町村吏員分限委員會の議を経ることゝするのが望ましい。右委員會は各市に之を置くも、其の委員會の委員の半數は當該市町村關係者より、半數はそれ以外の者より採用し、その中には必ず監督官廳の官吏を加ふることにした。

二 待遇を改善すること

イ 恩給制度を完備し、市町村吏員互助組合の制度を國家の援助の下に助長することが必要である。
ロ 叙勳の制は、市町村長に付大正九年始めてその途が開かれたが、其の嚴重な内規の爲に未だ充分其の恩典が行き渡つてゐない。官吏に比して頗る

遅いのである。加之、之は市町村長の特典である。故に今少し此の方面の制限を緩和することが出来ればよいと思ふ。

ハ 地方事務に従事する官吏（例へば地方事務官）の任用資格の中に、地方團體吏員たりしことの一項を加へることが望ましい。如何に長期間自治行政事務に従事し、地方自治の蘊奥を極めた者でも、單に其の閱歷のみを以てしては地方事務官其他の奏任文官になり得ぬのは不合理のことである。一方官歴なくとも仕事の實質より判斷して、特別任用の方法の認められた官も若干あるのであつて（裁判所構成法第六十五條、税關港務官及税關吏吏特別任用令第一條、道府縣視學官視學の特別任用令第一條等、政府も先年文官任用令の大改正の企圖あるに際し、本提案の如き、條項を案文中に挿入し、樞府其他關係方面と折衝したことがあつたが、機熟せずしてそのまゝとなつたことがあつた。速かに實現を圖るべき事項の一と信ずる。

高島米峰

吏員の選任は、銓衡委員を當該市町村吏員及び議員以外の各方面の有力者に委嘱して謂はゆる運動や情實や強要の、行はれざるを第一義とすべし。

九州帝國大學教授 宇賀田順三

吏員制度に就ては官吏に準じ、任用、進級、懲戒、俸給等の諸規定を制定すべし。法律を以てするを可とするも地方條例に依り若干の例外規定を定め得るようすべし。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

吏員の銓衡任免には、一切市會議員をして容喙せしめざる獨立の制度を最善とす。

追補

東京市

一、情實の介入

吏員の任免黜陟は嚴正公平なるを要するも時として情實介入の惧れ無しとせず。之が防止の手段としては(一)銓衡制度を確立し吏員の任用は必ず銓衡機關の銓衡を経しむること。(二)學力偏重に陥り易きを防止すること、吏員の銓衡は人格、學術、技能、健康の諸點より之を爲すべきも稍もすれば學力の銓衡のみに止まり健康、素行等は比較的輕視せらるゝ傾向あるを以て之が銓衡に當りては健康診斷、素行調査等をも亦實施するを要すべし。(三)機械的劃一主義の弊に陥り易きを防止すること、之れ多數の候補者中より少數の適任者を銓衡する場合に於て稍もすれば陥り易き弊害なるも、市政各部門の多岐多端なるに鑑み市政各部門の複雑なる要求に應じたる各種の銓衡方法に依り遺漏なきを期するより外なかるべし。

(二) 都市自治実績評價の基準

(質問)

都市に於ける自治の実績を評價するには如何なる基準に據りて之を爲すべきか從來人口一人當經費額又は面積當り延、若は死亡率等に依り判定せらるゝを常とするも、重要な經費の種別に従ひ如何なる批判基準を用ふれば科學的なりといひ得べきかに付御意見を御提示下されし。

青森縣知事 多久安信

都市に於ける自治の実績を評價する基準は左記の方法に依るを科學的なりとす。

- 一 役所費 人口一人當經費少額なること
- 一 教育費 義務教育費對其他の教育費比較的多額なること
- 一 衛生費 死亡率、傳染病發生率低きこと
- 一 勸業費 人口一人當生産額多きこと
- 一 警備費 火災發生及火災被害少なきこと
- 一 社會事業費 各種爭議の發生少なきこと
- 一 電氣、交通、水道等の事業費

イ、利用者の多きこと

ロ、料金の低廉なること

ハ、收支の良好なること

岩手縣知事

格別の意見なし。

秋 田 縣

都市に於ける自治の実績を評價するには從來採りたる基準の外、生産、消費、關係職業別人口戸數等を考慮して經濟力を測定するも一の方法なりと信ず。

神 奈 川 縣

綜合的に各方面より觀察すべきものと存す。

長 野 縣 知 事

回答する程度の具體案を得るに至らず。

山 口 縣

科學的に基準は定め難かるべし。

香川縣知事 木下 義介

自治の実績評價の標準は困難なる問題なり、尙研究致度し。

長崎縣知事 鈴木信太郎

問題研究中。

熊本縣知事 鈴木 敬一

特に提示すべき案を有せざるも

第三 地方制度改善に関する各方面の意見

(イ) 事業費額と市税一人當負擔額の比率
(備考、事業費額とは役場費、公債費等を控除したる經費を云ふ)
(ロ) 市有財産額と負債額との比率等に依るも亦一法なりと信ず。

八 戸 市 長 神 田 重 雄

自治の実績を重要な經費の種別に従ひ科學的に其の基準を定めんとするは至難なるべし。經費の多寡必ずしも自治成績の基準となすに足らざればなり。念ふに自治の実績は却て自治體に於ける諸税一人當の負擔の多寡と税外收入の多寡等を基準として推定するは其の實際を窺知するに足るべきか、然れ共科學的基準と言ひ得る批判基準とするには尙研究を要すと思ふ。

仙 臺 市 長 澁 谷 德 三 郎

都市に於ける自治の実績を評價するには從來人口一人當經費額又は面積當り延、若は死亡率等に依り判定資料とせるも該資料の外都市に於ける事業經費額の多

少及納税成績、人口増加率、就學兒童の増加率等を批判基準とする時は該都市の發展状況を悉知するを得べく又富の程度をも知る事を得るなり而して物産の産額及消費物資の額等による時は將來の發達をも豫測し得るものと信ず。

石 巻 市

意見なし。

足 利 市

特に意見なし。

大垣市長 東島 卯八

格別意見なし。

大垣市會議長 木島 順三

格別意見なし。

名古屋市長 大岩 勇夫

各種基準により総合的に評價するが最合理的科學的にして固有事務費及委任事務費に分ち前者の一人當經費額を以て基準とすることも簡明なる一方法かと存す。

岡崎市長 小瀧喜七郎

都市に於ける自治の實績を評價する基準に對する意見なし。

大阪市會議長 川畑 清藏

大阪市長の回答に委す。

堺市會議長 楠野 泰夫

執行機關の意見を徴せられたし。

尾 道 市

意見なし。

宇 部 市

後段に依り重要な經費施設事業の種類及其の効果

等を加味して判定するを相當なりと認む。

松山市長 井上 久吉

經費の種別により自治の實績を評價するには教育費、土木費、衛生費等の一人當支出額等を第一要項と認むるも、自治の實績は歳入の方面よりも觀察を要す。即ち納税成績市民の所得一人當額と税金の關係等最も參考資料となるべきものと思料す。

高 知 市

意見なし。

京 城 府 尹

從來の所謂人口一人當或は面積當經費或は死亡率等による判定は此等現象變化の道程に於る一斷面を靜的に見るに過ぎず之を稍合理的に批判せんが爲には先づ

(イ)從來其の都市の資質が如何なるものなりや

(ロ)或る期間に於て如何なる變遷をなしたるや

に就て検討し從て是れを動的に見る必要あり即ち

(イ)現在に於ける施設の總價(一人當或單位面積當)及

其の増加率

(ロ)施設持續の經費(經常部費用)及其の増加率

(ハ)過去或期間(例へば十ヶ年間)に於ける増加人口

と其期間に投ぜられたる臨時部費用總額(或は施設

價値の増加額)及増加人口一人當施設價値

等を測定することにより過去或期間(例へば十ヶ年

間)に就き次の如き觀察をなす。

(イ)ハ此の期間増加人口一人當施設價値は其の都市本

來の施設價値と比較し如何なる程度なりや若し之

が本來施設價値に比し小なれば都市施設は不良化

しつゝあるを知り之が大なれば改良されつゝある

を知る而して其の都市が他の都市に比較し本來の

施設價値小なれば之を大に改良すべきものなるを

知り得べし。

(ロ)維持經費(經常部)の増加率と人口増加率との關

係は相伴ひつゝあるや否や若し人口増加率に比し

經費増加率が小なる場合は非常に能率よく經營さ

るゝか或は萎縮しつゝあるを示し反對に之が大なる場合は經營能率の低下或は經營方法擴大さるゝ

を示すものにして之が良否は死亡率或は利便の如何其他の現象として出現するを以て之より眞の實績を判定し得べし。

嘉義市

都市に於ける自治の實績を評價するには各都市の市是に依り夫々意見を異にすれ共當市の如き未だ大商工業都市に非らざる市制施行勿々の都市に於ては土木事業費、教育費、勤業費の一人當經費額により判定するを最も妥當なりと認む。

事業の經營狀況其他の項目に互つて廣く實績を調査し、箇數計算等の方法に依り之を集計し、都市に於ける自治活動の全般的實績を評價するの基礎たらしめては如何であらうか。

高島米峰

經濟生活の方面を、閑却することは不可能なれども、同時に精神生活方面の、施設や行事や行動を、加算せざるべからず。

内閣法制局參事官 入江俊郎

九州帝國大學教授 宇賀田順三

行政費、其他市町村が其の法制上の體制を維持するが爲に要する必要經費は、人口一人當りを以て計算して差支へない。併し、夫れ以外の積極的經費は、それが委任事務であつても又は公共事務であつても、單に之を人口一人當りのみに依る計算は餘り意味がない。夫れ等の積極的經費に付いては、其の經費種別毎に、絶對總額、人口一人當り額、事業に伴ふ收入の關經、

都市の自治業績決定の標準は、一面に於ては市公民（出來得る限り廣汎な意義に於て）の參政力、執行機關の執行力、及び議決機關の議決力、他面に於ては監督機關の監督力にこれを置くべし。

大阪朝日新聞社 藤田進一郎

從來行はれたる諸基準に加ふるに、社會事業費の支出比率及び交通の安全比率をもつてすべし。

(三) 地方制度改善に關し從來發表せられたる府縣市町村の意見

(質問)

(イ) 道府縣宛

貴道府縣又は市町村御管内に於て從來地方制度改善に關し公議として意見を發表若は提出したるもの有らば、其の未だ實現せざるものに付き、重要事項と御思召のものを其の事項要旨及理由共發表者の表示其の年月並形式と併せて（例へば何年何月何府縣知事内務省提出意見、道府縣會何々宛於見書或は全國道府縣會議議長會議に提案等の如く）御示し下され度し。

(ロ) 市宛

貴市に於て從來地方制度改善に關し公議として意見を發表若は提出せられたること有らば、御差支無き限り、其の事項及理由を發表の年月並形式と共に（例へば何年何月市會意見書或は全國市長會議に提案等の如く）御示し下されたし。

青森縣知事 多久安信

岩手縣知事

地方制度改善に關し公議として意見を發表又は提出せるものあるも事務的方面に關するものゝみにして行政組織に關するものなきを以て省略す。

地方行政刷新振振に關する意見書（昭和九年六月二十八日内務大臣宛本職提出）

第一 府縣廳と町村との間に一般的中間行政廳を設置し之に廣汎なる權限を附與し地方行政を實情に即して有機的統合

的ならしめ且常に地方各般の事情に就き正確なる調査研究を爲さしむること。

說明

凡そ地方行政を適切ならしめんとせば其の對象たる地方各般の事象に對する正確妥當なる認識を以て其の基礎とすべく且之に依り樹立せられたる施設方策の實施に當りては地方の實情に應じて大々有機的に相聯關せしめ綜合消化して施設することの必要なることは自明の事實なり。

近時農漁山村中小商工業の疲弊萎微其の極に達し之を如何に匡救し更生せしむべきかが國政の最重要問題として考究せられ各般の行政施設を通じて具體的に諸種の政策が實施せられつゝあり其の効果も亦見るべきものありと雖も未だ以て充分ならざるの憾なき能はず惟ふに其の因由は一にして止まらずと雖も之を行政技術の上より見るときは其の根本策の樹立に關し又其の方策の實施につきての手段方法に缺くるところありと謂はざるべかず即ち町村、産業組合、農會、その他各種公益團體並に特殊の行政諸機關（警察官署、財務出張所、土木管區、工管

所、職業取締支所、耕地整理出張所等）を通じて地方の實情を各部分的に認識し之に基きて樹立したる極めて複雑多岐なる各行政部門の方策施設を更に夫々の行政系統を逐ひ之等の團體並に機關を通じて實施せしめんとする現在の組織運営に其の根本的なる缺陷を認めざるべからず。

勿論此等各種の施設方策は一應現在唯一の地方行政廳たる府縣廳に於て綜合統一せらるゝものとするも事實に於て其の組織権限よりして管下各地方の實情に通曉し之に對し詳細に亘り適策を實施することの至難なる状態にあり多くの場合に於て下意上達、上意下達に缺くるところあるものと云はざるべからず此の缺陷は町村長及町村吏員の資質の向上實力の擴充並に町村と地方各機關團體との完全なる有機的連絡とに依り即ち町村自治の完全なる運営と町村當局者の行政能力の充實に依り救ふことを得べく地方自治の理想も亦此の點に存すと雖も少くも現在の町村並に地方公共團體機關の實情を以てしては望み得べくもなく且町村長其の他地方團體並に機關の主腦者に實力ある適材を得且其の組織を質的量的に擴充することも甚しく困難にして殆ど不可能の状態にあり即ち此の

缺陷を補ふ爲には

(一) 其の管轄區域内に於ける行政の對象となるべきあらゆる事實を有機的に且正確に認識し國及府縣の行政に其の素材を提供し。

(二) 複雑にして分科的なる國及府縣の行政を地方の實情に應じて有機的に綜合統制して最も效果的に施設執行すること。

を目的とする中間行政機關の設置を必要とすべし。

斯る職能よりして其の管轄區域は最大限度二郡乃至三郡の廣さに止むべく其の組織及権限等は舊郡役所に比し廣汎なることを要し其の國家的重要性に見て特に其の機關たるもの官吏法上の地位につきては慎重に考慮することを要すべし。

第二 地方財政調整交付金制度を速かに實現すること。

說明

内務省に於て企劃せる地方財政調整交付金制度は國民負擔の不均衡を匡正し窮迫せる地方財政を緩和し自治の健全なる發達を促すに最も適切有效なる施設と認めらるゝを以て政府は速に右制度の實現を圖られんことを要望す。

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

す。

第三 御料林並に國有林野所在の府縣に對しても地租附加税に相當する交付金を交付するの途を拓くこと。

說明

現在本縣に於ける御料林並に國有林野の總面積は合計四十八萬二千餘ヘクタールにして實に全面積の三四・九パーセントの多きを算するも是等林野に對し現在何等課税の途なきを以て縣財政に及ぼす影響相當大なるものあり殊に本縣は縣民の資力概して乏しく全國一の廣大なる地積を有するにも拘らず税收入年額僅に貳百五拾萬圓内外に過ぎざるを以て縣民の福利増進に資すべき幾多の施設經營も之を遂行するに由なく財政極度に窮迫し將來法令に依る義務の負擔は勿論緊急避くべからざる事業をも執行すること至難の實狀に在るを以て市町村の例に倣ひ特殊の事由ある本縣に對し地租附加税に相當する交付金交付の途を拓くの要ありと認む。

第四 許可認可事項の整理改廢を行ふこと。

說明

地方行政の能率を増進する爲には府縣知事の權限を擴

大し比較的地方的なる行政事務に就きては可成之を其の専決裁量に委ね之を地方の實情に適應せしむると共に依て以て事務の簡捷を圖るべきこと喫緊の要諦なり即ち一方官紀を嚴にし苟も非違不法の事なきを期すると共に地方事務に關する煩瑣なる中央の監督を改廢し地方分權の實を擧ぐることを要す斯かる主旨よりして所謂許可認可事項は從來屢々整理せられたるも尙數省の大臣の許可事項にして主務大臣の許可に止むべきものあり又大臣の許可事項にして府縣知事の許可權限に委讓して適當と認めらるゝものあり之等を速かに整理し手續を簡易にすべきこと最も緊要なりと認めらる。今具體的に其の一例を縣債及縣稅の賦課に關する許可權に就きて見るに現行法に依れば該許可權は内務、大藏兩大臣に屬するも從來の事例に徴するに大藏省に於ける調査概して遅延し尙に執務上支障あるのみならず事業の執行に付遺憾の點尠しとせず惟ふに國家財政の衝に當る大藏大臣が地方財政に對する監督を必要とする所以のものは國の財政と地方財政との有機的關聯に見て明白なりと雖も凡そ縣債に關しては直接監督の任にある内務大臣が國家並に地方公共團體財

政の大局より時々訓令通牒を發して嚴に之を監督しつゝあり又課稅に付きても地方稅に關する法律及地方稅制限に關する法律並に兩法律施行に關する命令等に於て課稅の限度其の他課稅上必要な事項を巨細に規定し府縣は之に基き夫々適法に課稅し居るを以て特に大藏大臣に於て之が監督の要あるを見ず即ち該許可權は之を内務大臣のみに止むるも國及地方公共團體の財政上何等の支障なきのみならず事務の簡捷期して見るべきものあるべし以下更に數例を擧ぐれば次の如し。

其一 市町村稅制限外課稅に關する許可權を總て知事に委讓すること市町村稅制限外課稅の許可は勅令に依り其の一部分を府縣知事に委任せるも尙一定課率又は課額以上のものは内務、大藏兩大臣の職權に留保せられあり。然れども稅制に關しては法律勅令の外訓令、通牒等に於て必要な事項は巨細に汎り規定せられありて裁量の餘地比較的尠く許可權を擧げて府縣知事に委任するも實際上等不都合なしと認めらる。

其二 小學校舎の建築、増築、改築其の他小學校設備の費用に充つる爲にする市町村債は其の償還期限の如何を

問はず府縣知事の許可事故となすこと。

小學校舎建築費等の爲にする市町村債に對しては償還期限が十年以内のものに限り府縣知事の許可權限なる處。

一 償還期限の長短に依り許可手續を異にすべき理論的根據に乏しきこと

二 市町村に於て大臣許可の手續を免れんが爲財政狀況に應ぜざる短期償還の計劃を樹て累を後年度に貽すの惡弊を伴ふこと

三 前項の惡弊は府縣當局に於て當然矯正すべく本縣に於ても知事宛起債申請を兩大臣宛に変更せしむるの事例乏しからざれども本來監督官廳は起債は市町村の財政に相應する限りに於て可及的短期債たらしむべき監督の立場に在り長期債を短期債に更めしむる監督振に比し短期債を長期債に更めしむる指導は不徹底たるを免れず

四 小學校起債に付ては起債を認むべき範圍及程度に關し設備の各項目の詳細に汎り一定の基準あり之を府縣知事に委任するも不適當なる起債を許可し又は

起債額を不必要に増嵩せしむるが如きことを生ずるの虞なし

其三 内務、大藏兩大臣の許可事項に屬する市町村債の内起債額五萬圓以下のもは内務大臣の許可事項に止むること。

現行制度に於ては市町村債は府縣知事の許可權限に屬するものを除きては内務大臣の外尙大藏大臣の許可をも要する規定なるも一件の起債額數百萬圓乃至千數百萬圓に達する特殊の場合を除き僅々數萬圓を出でざる群小市町村債は國債に與ふる影響蓋し殆どなかるべく大藏大臣に於て之が監督の要なかるべしと認めらるゝに依る

第五 市制 町村制に依る訴願の裁決機關を府縣知事となすか又は府縣知事を首班とし内務大臣の任命する府縣廳部内の高等官及府縣廳部外の高等官若干名を以て構成する機關に之を改正すること。

説明

市町村會、市參事會の決定又は市町村長の處分に不服ある者より提起する訴願は府縣參事會に於て裁決するの現行制度なる處

第一に制度運用の實際より看るに府縣參事會の構成員たる府縣會議員は本來地方公共的利益の代辨者たる地位を主眼とし法規に關する専門家を期待し得べきものにあらず然るに訴願裁決の如きは専ら法規に依據する裁判行為にして市制・町村制は勿論關係諸法規に關する専門的知識を必要とするを以て府縣參事會は本來裁決機關たるに不適當なるものと謂はざるべからず各府縣に於ける訴願審理の實狀は參事會に關係なき縣廳在勤の官吏が審査し裁決書を立案し參事會に附議するの状況にして之を審議する參事會員は關係法令に關する素人なれば之を仔細に審査する能力を有せず原案に無批判的に同意するからざれば法規を無視し黨略的乃至感情的に結論を左右にするの實情にあり(本縣には其の事例なきも他府縣に實例乏しからざるを附知す)

即ち裁決に關する限り前者の場合には參事會の無用を裏書するものと謂ふべく後者の場合は其の制度の有害を立證するものと謂ふを得べし。

第二に現行制度の理論的根據に付考察するに例へば府縣參事會が府縣制に關する異議申立に關し又市參事會市

町村會が市制・町村制に關する異議申立に關し夫々第一審的裁判行為を爲す如きに付きては前項同様の立論を爲し得るも而かも自治體に關する爭議は當該團體の機關に於て先づ裁決せしむべしとの自治の要求より尙其の制度の維持せらるべき根據あり又例へば市制・町村制中府縣參事會の權限に屬せしめられたる他の事項例へば市町村の廢置分合境界變更及之に伴ふ財産處分市町村の境界に關する爭論を議決又は裁決するが如きは市町村の區域如何が府縣の利益に直接の關係あるを以て又市町村組合の強制設置又は強制變更若は解散並に之に伴ふ財産處分を議決するが如き事は、自治體の意思に反して強制するものなるが故に府縣知事の專斷に依らしめず上級團體の機關の意志をも參酌するを適當と認むるを以ていづれも現行制度に相當の根據ありと謂ふを得べきも一般の訴願裁決を府縣參事會の權限となしたるは單に裁決機關を監督官廳以外の第三機關に求むることとし便宜上府縣參事會を採用したるに過ぎざるのと解せられ積極的理由を認め難し況や大正十五年府縣制改正の結果府縣參事會は議長を除きて府縣會に於て選舉せられたる議員のみを以て構

成することに改められ其の組織の方面に於て國家機關たる色彩著しく稀薄となりたる今日に於ては特に其の然るを認めらる。

要之、現行制度は理論上竝に實際上存置の意義なきを以て之を改正し處分廳の直接上級廳を裁決機關とする訴願法一般の原則に還元し府縣知事を裁決廳とし以て訴願裁決の適確と迅速を計るを妥當なりと認む假に之を府縣知事の専決に一任するを不可とせばかの關稅に關する訴願の如く特別の機關を設くることとし其の機關の構成員は府縣知事を首班とし府縣部内及部外の官吏を以てする制度を適當なりと認む。

第六 地方廳高等官の定員を増加し事務の圓滿なる運期すると共に人件費を増額して特に下級官吏を優遇すること。

説明

近時財政の緊迫に因り地方官吏の人件費は其の國費たるに縣費たるを問はず遂次減少の傾向に在り即ち時局匡救事業關係の職員等臨時的に増置せらるゝものゝ他は一般的に減員を見つゝあり。

然るに近來地方廳の事務は遂次増加すると共に著しく

複雑精緻を加へつゝあり之を掌理する官吏は當然増員せらるべきにも不拘前述一部の例外を除きては却て減員の傾向にあるは之一に財政上の都合に依るものにして所謂行政整理の範疇に屬せず即ち財政を顧慮することなくんば寧ろ事務の多寡難易に應じて官吏の數を増し且つ其の待遇を厚くして十全の活動を期待すべきこと行政刷新の一方方法を云ふ迄もなし今本縣に就き官吏の過不足の状況を見るに特に地方事務官、地方警視に於て其の員數の不足を見つゝあり即ち内務部會計課長、學務部社會課長並兩部各課首席事務擔當者の一部分は其の職責上當然事務官を以て之に充つべく警察部にありても各課長及警察署長の大部分は之を警視(特に警察署長は警察權を執行官廳として其の地位は極めて重大にして優秀なる人物を得る意味に於ても又其の社會的地位に鑑みるも特に優遇することを要す)とすべきにも不拘定員の不足よりして之が實現の不可能なる状態にあり更に本縣官吏の待遇を見るに屬し警部以下下級官吏に於て甚だ薄く即ち遂次の減員と事務の増加に因り一人擔當の事務は著しく増嵩困難を來しつゝあるにも不拘其の待遇に於ては身分的

榮進の道に於ても將亦物質的報酬の點に於ても従前に比し甚しく不利なる状態にあり即ち郡役所廢止以來無資格者の高等官となる道は殆ど閉塞せられ且つ俸給豫算に制せられて増俸等も亦極めて遅々たるものあり二十數年勤績の屬にして其の退官の際の俸給が未だ六級俸に達せず其の最も優秀なる者にして辛ふじて三、四級俸に止まるの狀態にして下級官吏の向上心を阻害すること甚しく其の氣風を萎微沈滞に導く素因たらざるやを憂ふ。

以上累說せる如く事務に應じて官を設け且つ官吏の待遇を改善して其の才幹を充分に發揮せしむることの地方行政刷新の一要諦たること明白にして之が實現のため

一、地方事務官、地方警視の定員を増加して行政事務の有效十全なる運行を期すると共に判任官榮進の道を開

二、地方官吏の國費人件費を増額し特に下級官吏を優遇することの必要を痛感せずんばならず。

第七 警察官優遇に關する件。

説明

現下警察の狀況より觀察するに警察部の警部課長及警

察署長（特に警部署長及警部補署長）は其の所在地に於ける他の官公衙の首長と對立して其の地位待遇の點に於て著しき遜色あり爲に執務其の他に及ぼす影響亦妙なからざるが如し依て警察部の警部課長及樞要地の警部署長は之を高等官となし特別任用の途を開くを得ば執務其の他の對外的關係に於て或は警察界に於ける人事の停滯を刷新し氣分を新にする上に於て其の功渺ならずと想料せらる尙警部を地方警視と爲すに於ては俸給其の他國家財政の上より見て速急實現至難なるに於ては陸海軍人

（陸海軍少尉）に於けるが如く年俸八五〇圓（月俸七一圓弱）の高等官となすが或は小學校長優遇の例に倣ひ警視待遇となすの方法に依り至急之が現實方法を講ぜられ度。

第八 市町村吏員の優遇方法を講ずること。

市町村吏員優遇の問題は多年の懸案にして茲に取て重覆するの必要なも速かに左記事項の實現を計られ度。

一、定期敘勳の制を擴張し其の年限を短縮すると共に恩典を市町村長以外の吏員にも及ぼすこと

二、自治功勞章の如き制度を創設すること

第九 政府に於て東北拓殖計畫を樹立し縣其の他地方と相俟

て實現せられたきこと。

説明

東北地方に地域擴大にして陸に海に無盡の富源を藏すと雖も僻陬にして交通不便なるを以て産業の發展著しく阻碍せらる殊に農山漁村は長期に亘る積雪其の他の爲作業不能に陥り他に勞働を需むるも満たされず徒食する事半歳に及び常に疲弊するのみならず更に連年凶作其の他の災害の爲一層困憊の極に達し自力に據る地方開發の如き極めて至難なりと雖も東北振興の鍵は一に懸つて其の打開にありと爲し各縣共地方費を以て諸施設を講じ目的達成に努むるも民力疲弊せる地方の實力を以てしては之を能くする能はず關東以西の各地の如き先進地方に比し其の懸隔日々大ならんとするが如きは單に遺憾と云ふに止まらず「日本全一」としての見地より考察するときは爲政者の特に猛省を要するものなりと信ず。

以上の實情に鑑み豊富なる資源を開發し東北の振興を期せんとせば國家的見地より拓殖計畫を樹て國土開發特に東北の産業發展上必要な施設は國費を以て之を實施し各縣の事情に應ずる獨自の事業は此等國家の施設と相

俟ち且國家の助成に依り之が實現を期するは最も捷徑なるものと認む。

第十 農山漁村商工業を助長獎勵する爲商工省にこれを管掌する部局を設けること。

説明

政府の商工業獎勵助成の施設及指導は事實問題として都市偏重に失する傾向にあり爲に農山漁村及地方小市街地には幾多の資源を有し利用すべき勞力豊富なるにも不拘之が指導助長を受くることなく加ふるに資力乏しく亦技術を有せざる爲發達遅々たり。

曩きに政府に時局匡救事業を敢行せられたるが此等の地方はその業態の多角型にして綜合的經營に俟つて最良の對策とし大に各種副業を加味すべきものと信ぜらる故に政府は農林省が地方に對するが如く商工省内に特に農山漁村及小市街地工業に關する局或は部を新設し副業的工業の指導助成の途を講じその商工業化を策し地方に於ける資源の發開を促進し不況を克服するは最も緊要なりと認む。

秋 田 縣

一、町村會議員選舉制度の改善

(イ)法定點數の引上

現在市町村會議員の法定得票數は有效投票數を議員定數を以て除して得たる數の六分の一と定めあるも當選者決定に關しては比較多數主義を採る法定點數を尙一定率引上ぐるは所謂多數代表の思想に合致せしめ當選者の選良を得眞に團體の意思機關として恥しめざる一の方法たるを認む。

(ロ)議員候補者制度の採用

現在市町村の各種選舉は競争の激甚を招來し殊に賣名の爲又は當選の目的を有せざるも他人の當選を妨害せんが爲立候補を宜し徒らに選舉界を混亂せしむる等の事例不尠近時選舉權の擴張に伴ひ選舉人の數増加するに至りて益々其の風顯著なり斯の如きは選舉の神聖と公明とを破るの虞あるを以て一定の法定要件を充足することにより議員候補者制度を設け資格を付與し亂立を避け適材を得るに努むるは最も適切なる措置と認む。

(ニ)市町村會議員選舉に用ゆる投票用紙の紙質及様式は府縣知事之を定むること近時一般住民の政治思想發達に伴ひ各種の選舉も益々複雑化するに至る趨勢なり殊に市町村會議員選舉に於ては自派を有利に導く爲立會人の選任投票用紙の制定等に於て諸種の手段を敢てするに起因し紛争、紛亂を爲すものなしとせず故に市町村會議員選舉に用ゆる投票用紙の様式及紙質に關しては府縣に於て之を定め之等の紛争を避くるの要あるを認む。

(三)選舉立會人届出主義

市町村會議員選舉立會人は(府縣制準用市を除く)府縣會議院議員と異り市町村長に於て選任主義を採りたる結果として動もすれば公平を欠き一黨一派に偏するにあらざやとの疑惑を生ぜしめ爲に紛争を醸す等の事例及非難等を聞知すること不尠他面立會人と候補者とは密接なる關係を有するを以て衆議院議員縣會議員の例に倣ひ議員候補者制度を採用し從來に於けるが如き紛争疑惑の發生することを防ぎ且は各議員候補者をして其の投票に關して有する所の利益を適當に主張せしめ得るの機會を作らしめ以て選舉會の公正を期するの方法を採る所以なり。

二、市町村長助役の選舉、選定は議員定數の過半數を得たる者を以て當選者と改むるの件

現行市制、町村制の規定によるときは議員定數の半數の出席を以て開會したる市町村會に於て選舉選定せられたる市町村長、助役は其の半數の得票數又は贊成者を以て當選することとなり。定數十二名の町村に在りては議員定數の四分の一即ち三票の得票者を以て町村長助役の當選を見る結果となり自治體の意志の反映充分と認め難きのみならず夫れが原因となり紛糾を來し行政各般に悪影響を及ぼすとと不尠を以て本件に關しては議員定數の過半數の得票者を當選者と定むるを適當と認む。

神 奈 川 縣

地方の行政、財政、課税制の整理に關する意見

(昭和六年五月神奈川縣地方課長内務省提出意見)

一、租税滯納處分中の者は總て公權を停止すること。

(理由) 國民の最大義務たる租税を滯納し處分を受ける者に對し選舉權其の他の公權を停止することは選舉權被選舉權要件中より納税要件を撤去せられたる今日一見時代

逆行の如き感なき能はざるも全然當初より納税義務なき者に對し公權を與へざるとは大に其の趣を異にし國民として當然果すべき納税義務を有する資格者なるに拘らず其の義務を履行せざるが如き非國家的の者に對し公權を停止するは當然の處置と認むるに依り關係法令中缺格條項として一項を加へ以て圓滿なる自治の發達を期せんとするに由る。

二、衆議院議員府縣市町村會議員の選舉資格を統一し選舉人名簿を一本として併用主義を採り名簿登載要件を公簿主義に依ること。

(理由) 衆議院議員選舉資格と府縣市町村會議員選舉資格との異なる點は現在住居要件を一年とすると二年とするとの差あるのみなるを以て一般政治思想の發達せる今日に於ては公民の住居要件を短縮するも何等不都合を生ぜざるべく依て之が年限を同一とし選舉人名簿の併用主義を採用し且つ現在に於ける職權登錄主義を公簿主義に改め事務の簡捷と財政の緩和に資せむとするに由る。

三、衆議院議員選舉に於ける開票事務を町村長に於て執行せしむること。

(理由) 町村吏員は一般選舉事務の訓練経験を累ね實務に熟練せる今日衆議院議員縣會議員選舉に於ける開票事務は之を町村長に於て執行し各町村長より其の結果を報告せしめ當選者を定むるを適當と認むるのみならず事務簡捷は勿論投票函送致に要する費用、立會人の費用辨償等財政上に於て裨益する所尠からざるに由る。

四、市町村會議員の選舉に候補者届出制度を設けること。

(理由) 市町村會議員の選舉に就ても衆議院議員及府縣會議員選舉と同様候補者届出制度を設け無投票當選の途を開くときは取締上は勿論事務の簡捷と財政上に裨益する所大なるべしと信ずるに由る。

五、特別稅戶數割課稅標準たる資力の算定に付資産狀況の斟酌を見立割と爲すことに改正せられたること。

(理由) 戶數割の賦課に付資産狀況斟酌に依る額は實驗上從前の府縣稅戶數割當時に於ける一般取扱例に準じ見立割に依り町村會の議決を経て定むるもの反つて公平を得るものと認めたるに由る。

六、小學校教員俸給全額を國庫負擔とし教員恩給制度其の他總ての待遇を一般官吏と同一に爲すこと。

(理由) 小學教員の俸給費が市町村の負擔と爲り居る爲教員の配置に付市町村の財政に拘束せられ適切公正を期すること能はず又教員の地位不安定にして事實上教授の徹底を妨げらるゝこと尠しとせず依て教員俸給は總て之を國庫負擔と爲し其の地位を確保し國の教育事務に關しては學校管理者たる市町村長容喙の餘地ならしむると共に他方恩給制度、國庫納金制度等に於ても一般官吏に比し特に優越せる差別規定を存置するの要なきを以て官吏同様に統一せむとするに由る。

七、公共團體の建物に對する保險を國家に於て替むること。

(理由) 公共團體の所有建物に對する保險を國營とし保險料の低下を圖ると共に國營に依りて生ずる益金は之を公共團體の金融其の他公共團體相互救済の資に充當するの途を樹立せむとするに由る。

八、青年訓練所と實業補習學校とを合併すること。

(理由) 兩者を統一施行するは當に町村の實情に適應するのみならず其の効果を減殺すること無くして事務の簡捷と經費の節約とを圖り得るに由る。

長野縣知事

奈良縣

昭和九年六月長野縣知事より内務省に提出せる行政刷新擴張に關する意見

イ、公民權停止要件の擴張

要旨、市制町村制中に「租稅滯納處分中の者は公民權を停止」すべき旨の規定加へられたし。

ロ、府縣知事權限擴張

要旨、府縣知事の權限を擴張する爲左の事件は府縣知事許可事項とし、事務簡捷を圖られたし。

1 町村の水道使用料に關すること。

2 小學校舍建築、増築、改築、其の他小學校設備の費用に充つる爲借入るゝ市町村債に關すること。

3 負債整理事務の爲借入るゝ市町村債

道路河川に關する事業費、地元負擔金(地元負擔金の性質を有する寄附金を含む)に充つる爲借入るゝ市町村債にして据置期間を通し償還期限十年度を超えざるもの。

4 町村及水利組合の各稅制限外課稅に關すること。

本縣に於て地方制度改善に關し、昭和八年十二月十三日縣會議長より地方財政調整交付金制度の實現方に付、内閣總理大臣及、内務大藏兩大臣宛左の如き意見書を提出せり。

意見書

國運の伸暢と社會の發達に伴ひ地方行政の施設經營を促進し其の固有事務たと委任事務たとを問はず之が經費は年を遂ふて増嵩し殆んど底止する所を知らず然るに一般經濟界の不況に因る個人經濟の窮迫は其極に達し、就中農山村の擔稅能力の減退著しく縣稅及町村稅の滯納は比年累増を辿り殊に貧弱なる縣及町村に在りては漸く彌縫を以て其の財政を糊塗せるの實情にして地方財政の窮極今日より甚しきはなく寔に憂懼に禁へざるものあり惟ふに現代の經濟組織は自然都市の發達を招來し富の集中又都市に偏在の趨勢に在るは今や否定すべからざる事實なり隨て農山漁村に對比し其經濟力の懸隔著しく將來一層甚しきものあらん然るに諸稅の負擔に至りては之に反比例し地方農民の負擔は都市住民の所得に比し正に數倍の重課に呻吟しつゝある

山 口 縣

の現状に在り加ふるに現行地方税制は首に其財源に乏しきのみならず税の配分公正ならず隨て地方自治團體の相互間に負擔の經重不均衡甚しきものあるを認むるに時勢の推移は國家の委任事務漸を遂ふて増加しつゝあるも之が經費は地方財政の如何を考慮せず劃一的に之を負擔せしめつゝありて斯くの如きは到底充分地方自治行政の機能を發揮し以て住民福祉を増進せしむる所以にあらざるや我國は外交經濟未曾有の難局に遭遇し國民一致協力國力を充實し之が打開に邁進せざるべからざるの秋疲弊困憊に在る國民の過半を占むる農家經濟の更生を圖るは正に刻下喫緊の要事たらざるばあらず之が更正の途案より多岐なりと雖須らく農山村の負擔軽減に努め以て地方財政の安定を圖るの要案に急且切なるものあるを信ず政府は是等貧弱なる縣並地方農山村財政の匡救を圖るべく曩に地方財政調査交付金制度を考慮せらるゝやに聽く現下農山村の實狀に鑑み定に恰好の措置なりと思考す希くは本制度の實施に銳意せられ以て地方財政を緩和し圓滿なる自治行政の進展に一段の力を致さんことを望む。

右府縣制第四十四條に依り意見書提出候也

香川縣知事 木下義介

一、昭和九年六月二十七日山口縣知事、内務省提出意見。速に府縣廳の下に中間機關を設置せられ度こと。
(理由) 郡役所廢止後の實績を検討するに、政府方針の傳達、普及の徹底に缺くる所あるのみならず、町村各種團體學校等に對する、指導監督の徹底を缺き、不正事件、若は事務の不始末續出の傾向にある等、地方行政事務の執行上重大なる支障を來し、幾多の不備不便を生じたる事例に乏しからず、又府縣を單位とする地方行政の區域が廣汎に過ぐるが爲め、財務出張所、土木出張所等を設置し又は地方の要望等に依り各種の技術員を地方に駐在せしむる等、其の實情は郡役所廢止に伴ひ、府縣事務の缺陷を排除せんとするものにして、當に中間機關設置の必要を裏書せるものと謂ふべし。
依て郡役所廢止後に於ける行政の刷新を期するため此際各府縣の實情に應じ、相當数の中間機關を設置し之に相當廣範圍の權限(許可權、認可權)を附與せられ度こと。

市町村管内に於ける地方制度改善に關し發表若は提出したる意見左の如し(理由省畧)。

- (イ) 市町村吏員優遇制度の實現を期すること。
- (ロ) 地方財政調整交付金制度の實現を期すること。
- (ハ) 市町村會議員の選舉に關し府縣制の例に倣ひ候補者の届出及無投票當選の方法を採用することに法の改正を期すること。

右は本年五月廿八日、廿九日開會の縣下市町村會に於て可決發表に係り尙第三の事項に付ては六月十九日付を以て縣經由内務省宛提出したり。

高 知 縣

地方制度改善に關する従前の意見にして未だ實現せざる重要事項なし。

長崎縣知事 鈴木信太郎

該當なし。

熊本縣知事 鈴木敬一

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

- 昭和九年六月二十三日付熊本縣知事提出内務次官宛「諸般行政の刷新振張に關する意見」。
- (イ) 地方財政調整交付金制度の實現に關する件。
 - (ロ) 市町村稅戶數割制度廢止の件。
- 各納稅義務者の資力調査困難にして特に本縣の如きは紛争の誘因若くは其の手段とせらるゝを以て他の財源を以て之に代ふるを可とす。
- (ハ) 府縣參事會の職務權限に關する件。
- 參事會の權限中、裁決決定は最も公平を要するに不拘從來地方的關係に依り不公平の傾あるを以て裁決、決定の場合に限り構成員を別種のものに變革するか、又は之を獨立の機關に執行せしむるか、何れかに改正を可とす。
- (ニ) 地方長官の直接下級官廳としての所謂中間機關の設置を望む。

八 戸 市 長 神 田 重 雄

- 一、特別稅戶數割制限率の件
- 特別稅戶數割制限率中市稅の分は稅總額の百分の三七にして之を超過する場合は内務、大藏大臣の許可を要する

の規定なり。斯くては町村に於ける率に對比して不均衡なるのみならず、其の財源の多くを戸數割に求めざるべからざる貧弱の市に在りては財政に及ぼす困難からざるを以て、知事許可の範圍を百分の七〇に改められんとを其筋に建議せり。

一、都市計畫法實施前に於て區劃整理を行ふ場合に於ける特別取扱法を制定方の件

土地區劃改良に關しては從來耕地整理法の準則として施行し來りたるも、最近同法改正の結果都市計畫法に依るの外なく同法實施の時期に於て初め、區劃改良の實行を見るを得るべきも、災害其の他の事由に依り急速改良施設の必要發生する場合に施行の途なし。因て茲に特別法を制定し此の不便を緩和する途を開かれんことを建議せり。

一、衆議院議員選舉法施行令中改正方建議の件

衆議院議員法施行令第二十六條に公務の爲め自ら投票所に到り投票を爲し能はざるべき官吏を加ふるの件

理由 施行令第二十六條に特別投票に關しては船員及鐵道従業員に限られ官吏にして公務の爲投票を爲し能は

ざるに及ばざるは寔に遺憾に付、之が規定を改正し選舉權行使に關する公平と棄權率低下を期せんとするにあり。

一、衆議院議員選舉法施行令中改正方建議の件

市の區域を分ちて數投票區を設けたる場合特別投票管理者を市長とする様改正方を其筋に建議せり。

理由 市に數投票區を設けたる場合市長管理者たる以外の區域の管理者は地方長官に於て官吏又は吏員の中に付之を定むる規定にして其代理人なく管理者に故障を生じたる場合更に地方長官の指定を受けざるべからざる不便あり、支障少なからざるを以て改正せられん事を望む。

一、租稅滯納處分中のものに公民權停止の件

選舉權と租稅滯納處分とは自ら異なるも近時世態は權利の主張に吸々として義務の履行を肯ぜざるが如し。從て之が矯正をなすと共に滯納整理の一端に資せんとす。

一、市制及町村制に依る委任事務に對し國庫補助金交付方針の件

理由 市制及町村制第二條に依る委任事務に對しては其の特殊のものに付補助せられつゝあるも、時運の趨勢に伴ひ遂年之が事務多端となり、之に要する諸經費又益々

激増の狀勢を示すに至れり。依て之が狀況に鑑み國庫補助金の交付を希ふ所以なり。

昭和七年四月七日奥羽六縣北海道市長會に提出

一、地租法の改正に依る府縣稅地租附加稅激増に對し緩和策を講ぜられむことを其の筋に建議すること。

理由 地租法の改正の結果賃賃價格を基準とするに至りたる都市の宅地に對する地租は著しく増加したるに更に縣稅附加稅に於て未曾有の激増を見るに至り負擔に堪へざるの狀況に在るを以て府縣を單位とする緩和方法中課率に就て市町村單位に改むる等適當の緩和規程を設けらるゝ様建議せんとするに由る。

二、道路法第十七條但書に基く市の指定は現在、六大都市に限られ居るも之を一般都市にも及ぼす様其の筋に建議すること

(理由) 國縣道は管理者を異にするため自體の起業に基く道路の使用占用等に不便尠からざるに由る。

三、下水道に關する建議なるも省畧す。

昭和八年九月十四日奥羽六縣北海道市長會議提出

一、市會議員選舉及當選の効力に對する異議申立に關し賠償

金徴收の件

市會議員選舉及當選の効力に關する異議申立中何等根據なき理由を以て提出したる申立にして之れが決定又は裁判判決の結果其の申立の理由成立せざるものに對しては相當の賠償金を徴收し得る様關係法規の改正方を其の筋に建議すること。

理由 選舉人は選舉又は當選の効力に關し夫々異議申立をなし得べきは市制第三十六條の規定する所なり然るに近來漠然たる豫想的理由又は事實根據なき理由を以て之が申立を爲すもの次第に多きを加へ之が爲事務の繁瑣は勿論費用の負擔を増すこと尠ならず、又一面に於ては議員候補者の供託金は異議申立及訴願等の繁瑣中は還付し得ざるが爲各候補者等の迷惑も亦尠ならず故に此等の不都合を除去し、異議申立を輕々に取扱はしめざる目的より此等根據なき申立訴願等に關し其の決定又は裁判判決の結果、其の理由の成立せざるものに對しては相當なる賠償金を徴收し得べき様法規改正の必要を認むるに由る。

地方制度改善に關し公議として發表し又は提出したるものなし。

足利市

關東市長會議に提案せるもの左の如し。

一 市制町村制施行令中改正に關する件（昭和六年六月）市制町村制施行令第五十九條の二に依る水道其他の使用料に關しては條例と共に内務、大藏兩大臣又は府縣知事の何れか一方の許可を以て足るべき様法規の改正を其の筋へ建議すること。

二 市制町村制施行令中改正に關する件（昭和九年六月）市の税外收入に對しても延滞金を徴收し得ることに市制町村制施行令第四十五條の改正方建議すること。

大垣市長 東島卯八

昨年十一月東海市長會議に提案し、其の議決に依り、更に本年四月全國市長會議に提案可決せられたる本市よりの提出事項左の如し。

一、市公民の要件中に「市税を納め」を追加し、尙市税滞

納處分中は、其の公民権を停止する様、市制の改正を爲すこと。

（理由）市町村公民の要件中市納税資格撤廢せられてより、市民の納税觀念の低下して、滞納者の増加著しきものあり、之畢竟市町村に對する住民の義務は納税に限らるゝを以て之を撤廢したるは即ち義務觀念の撤廢を促したるに基因し、其の弊害の及ぼす所甚大なるものあるに鑑み、本提案を爲したる所以なり。

名古屋市長 大岩勇夫

昭和三年五月全國各市聯合協議會に提案

（一）衆議院議員選舉法第二十四條及府縣制第十六條中選舉の期日の「前日」とあるを「三日前迄」に改められんことを其筋に建議すること

（理由）投票、開票及選舉立會人の届出は各期日の前日迄に之を爲すことと規定しあれども斯くては管理者又は選舉長の事務前扱上不便あるに由る。

（二）市制町村制施行規則第六十二條第一項中「市町村ノ歳入歳出ニ屬スルモノニ限り」を削除せられんことを其筋へ

票權を與へざるの取扱は妥當ならざるに由る。

岡崎市長 小瀧喜七郎

別段記述すべきものなし。

大阪市庶務部長 三宅正三

（大正九年及同十二年の大都市事務協議會に於て可決建議したるもの）

一、明治三十年勅令第九十五號市町村に於て徵收すべき國税に關する件中左の通改正すること

第一號中「第三種」を「第一種及第三種」に改む。

第二號を削る。

第三號中「個人ノ」を削る。

（理由）A 市町村に徵收の責任を負はしめたる國税中所得税に付ては「第三種ノ所得税」に限ると雖「第一種ノ所得ニ係ル分」をも市町村をして徵收せしむることは納税者に取て便利尠からざるなり。

B 第二號の營業税は現存せざるを以て之を削除す

C 第三號中「個人ノ」を削り個人、法人の營業收益税をも

市町村をして徵收せしむるを利便とするに由る（本項

建議すること。

（理由）市町村が金庫事務取扱者に運用を許すことを得るは歳入歳出に屬するものに限られ居るを以て其他の保管金は徒に取扱者をして死滅せしむるの外なきも支拂に差支を生ぜざる限りは之を運用せしむるの經濟的得策なりと認むるに由る。

昭和四年四月全國各市聯合協議會に提出

市制中左の通改正方其筋に建議の件

（一）市制第三十八條第一項第四號の次に左の一號を加ふ

五、第十一條ニ該當スルニ至リタルトキ

（理由）軍隊勤務者を缺格者となしたる第十一條該當者は召集部隊に編入せられたる事實明白なるものか故に尙特に市會の議決を経るの要なきに由る。

（二）市制第二十五條の二第一項但書を左の如く改む

但し選舉人名簿に登録せらるべき確定裁決書又は判決書

「若クハ第十一條該當者ニシテ該當セザルニ至リタル後

選舉權ヲ有スル者證明書」を所持し選舉の當日選舉會場に至る者は此の限りに在らず。

（理由）軍隊勤務を終りたるものに對し刑餘者と同樣に投

は大都市事務協議會に提出せざりしものなるも前項と相俟つて其の必要ありと認む)

参照 市町村に於て徴収すべき國税に關する件

左の諸税は市町村に於て徴収すべし

- 一 第三種の所得に係る所得税
- 二 營業税
- 三 個人の營業收益税
- 四 乙種の資本利子税

(大正十二年大都市事務協議會に於て可決建議したるもの)

二、土木法規、衛生法規教育法規其他法令に於て府縣知事の認可又は許可を要する事項は六大都市に限り之を要せざることに措置せられむことを其の筋に建議すること。

(理由) 政府は曩に六大都市行政監督に關する勅令を發布せられ事務處辦の簡捷を圖りたるも六大都市の情勢は斯かる姑息の手段を以て到底満足するを得ず政府は宜敷六大都市の實情に鑑み諸法令に於て府縣知事の認可又は許可を要する事項は之を要せざることにし以て六大市長の權限を擴張し市行政の圓滿なる發達に資するは自治の本義に適する措置なりと信ず

(大正十二年大都市事務協議會臨時會に於て可決建議したるもの)

三、都市に於て電話の特急架設の申込に對し工事實費を徴收せざることに取扱はれむことを選任大臣に申請すること

(理由) 公署及公共事務 爲特急架設の必要ある場合は電話規則第十一條に依り申込料のみにて架設せらるゝ途あるも實際は架設實費を徴するを以て之が免除を得むとするに在り。

(昭和二年大都市事務協議會に於て可決建議したるもの)

四、貯蓄銀行市管に關し建議の件

(理由) 現行貯蓄銀行法を改正し又は單行の法律を制定して都市が貯蓄銀行を經營し得る途を講ぜられむことを望む。

御質問に關聯したる希望事項

市の地先公有水面及之に隣接せる公有水面は必要に應じ之を其の市の區域に編入し得ることに當局に建議するの件

(理由) 現行港灣區域は地元市町村の區域外に屬するを以て行政執行上種々不便不合理の虞あるを免れず、依つて

之を地元市の區域に編入し得ることに其の筋に建議し之が實現を期せむとす。

備考

本案は昭和六年五月第八回近畿各市協議會並に同八年十一月第十二回大都市事務協議會に提出可決せり。

尾 道 市

昭和八年十二月八日廣島縣下四市長會議へ提出左の通議員選舉に關する法規の改正方を其の筋に要望する事。

(イ) 衆議院議員、府縣會議員市町村會議員の選舉資格を同一とする事

(ロ) 公課滯納處分中は市町村公民權を停止する事

理由 本件に關しては既に論議を盡されたる所にして改正要望の提出再三に及べども、尙未だ實現せざるは甚だ遺憾とする所なり。更めて決議を煩し、其筋に要望せんとする所以なり。

右可決昭和九年四月一日中國市長會へ提案可決同年四月二十六日全國市長會議提案可決。

宇 部 市

從來全國市長會議へ提出せる主なるもの左の如し。

(一) 賠審法第十七條に依り、賠審員資格者名簿調査期日を衆議員及市町村會議員選舉名簿と同様、毎年九月十五日現在に改むること。

(一) 衆議院議員選舉法第十二條の居住の年限を撤廢すること
(一) 健康保險法に依る被保險者が、傳染病に罹りたる場合にも保險給付を爲すこと。

(一) 市制第三十九條の二に依り、勅令を以て指定する市に對し、府縣制中選舉に關せる規定を準用すべき定なるも、右は各市に對し適用すること。

(一) 各種投票無効の範圍を縮少すること
(一) 市吏員優遇策として、官吏同様級位敘勳の恩典に浴せしむること。

(一) 道路改修擴張工事又は直接公共の用に供する施設の爲、電信、電話線移轉する場合に於ける費用輕減に關すること。

- (一) 義務教育費國庫下渡金の配當を市町村均一と爲すこと。
- (二) 土地收用法中事業の認定權を、地方長官の權限に移付すること。

丸龜市長代理助役 横田都太郎

該當事項なし。

松山市長 井上久吉

特記すべきものなし。

高知市

地方制度改善に關し最近市長會に提出したる事件左の如し
(市會に於て意見書として提出したるものなし)

昭和六年四月松山市に於ける四國市長會

- 一、市制第五十七條の二に依り市會議員より發案する事件は豫め市長に提出し市長は會議に附する日前三日迄に之を議員に告知するを要することに法規改正方を建議するものとす。

昭和八年三月宇和島市に於ける四國市長會

京城府尹

無し。

追補

東京市

(一) 二重監督撤廢に關する建議

第四回(大正十二年)大都市事務協議會可決建議

第十二回(昭和八年)同協議會にて急速實施促進を可決

建議事項

土木法規、衛生法規、教育法規、其他法令に於て府縣知事の認可又は許可を要する事項は六大都市に限り之を要せざることに措置せられたること。

(理由)

政府は曩に六大都市行政監督に關する事務處辨の簡捷を圖りたるも六大都市の情勢は斯る姑息の手段を以て到底満足するを得ず。政府は宜しく六大都市の實情に鑑み諸法令に於て府縣知事の許可又は認可を要する事項は之を要せざることとし六大市長の權限を擴張し市行政の圓滿なる發達に資するは自治の本義に適する措置なりと信ず。

(二) 特別市制々定方促進の件

第七回(昭和三年)大都市事務協議會可決建議

爾來右協議會は殆んど毎回同種案件を協定し來れり

(理由)

特に説明を要せざるべし。

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

(三) 「市制中特例に關する法律制定方要望の件」

「國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項を市長に移管要望の件」

昭八・二・九、六大都市聯合幹事會協定

協定案件の内容は左記の通

(理由)

本二案件は都制並特別市制實施に至る迄の暫定的措置に關するものにして指定法令の範圍に於て六大都市に對する二重監督制度を撤廢すると共に國政事務に關し地方長官の職權に屬する事項を六大市長に移管せんことを要望し以て六大都市の權能を擴充し都制並特別市制實施に至る迄の過渡的實狀に應ぜしめむとするものなり。

(4) 市制中特例に關する法律制定方要望の件

市制中特例に關する法律案

市制中特例に關する法律

市制中府縣知事及府縣參事會の職權に屬する事項及懲戒審査會の組織に關しては東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市に限り勅令を以て別段の規定を設けることを得。

勅令を以て定むべき要項

- 一、第三條、第四條、第五條第一項及第二項の「府縣知事又ハ府縣參事會」は「内務大臣」第五條第四項削除
- 一、第十條第三項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第五項削除
- 一、第二十一條ノ三第二項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ」を削除、同第三項削除
- 一、第二十一條ノ五の「府縣知事」は「市長」
- 一、第二十七條ノ四第一項中「府縣知事ノ許可ヲ得」を削除
- 一、第三十二條及第三十四條の「府縣知事」は「内務大臣」
- 一、第三十六條第二項乃至第四項削除、第五項中「第二項若ニ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ決定」を「第一項ノ決定」ニ第六項中「訴願」を「訴訟」に改む。第七項削除、第八項中「若ハ訴願ノ裁決」を削除、第九項中「若ハ裁決」を削除。
- 一、第三十八條第三項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第四項中「及前項ノ裁決」及「訴願又ハ」を削除、同第五項削除、同第六項中「前三項」を「前二項」に改む。
- 一、第三十九條中「府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事」を

削除

- 一、第七十八條の「府縣知事」は「内務大臣」
- 一、第九十條の「府縣參事會」は「内務大臣」第五項削除
- 一、第九十條ノ二「府縣知事」は「内務大臣」第四項削除
- 一、第九十一條の「府縣知事」は「内務大臣」同第四項中「訴願又ハ」を削除
- 一、第七條中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除
- 同第三項中「及裁決」及「訴願又ハ」を削除、同第四項削除
- 一、第二百二十六條第三項の「府縣知事」は「市長」同第五項中「府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除
- 一、第二百二十九條第四項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第五項削除
- 一、第三百三十條第三項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第五項中「及裁決」及「訴願又ハ」を削除、同第六項削除
- 一、第三百三十一條第六項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第七項削除

一、第三百三十七條の「府縣知事」は「内務大臣」

一、第三百四十二條の「府縣知事」は「内務大臣」

一、第三百四十五條中「府縣知事ハ市會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ」を削除

一、第三百四十七條削除

一、第八章の「府縣知事」は「内務大臣」府縣參事會ノ議決ヲ經テ」を削除

一、第一百五十五條第一項削除、同第三項中「府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ」を削除、同第四項中「及裁決」及「訴願又ハ」を削除、同第五項削除

一、第一百五十七條「市ハ内務大臣之ヲ監督ス」に改む。

一、第一百五十八條削除

一、第一百六十條ノ二第二項削除

一、第一百六十一條第三項削除

一、第一百六十三條の「府縣知事」は「内務大臣」

一、第一百六十七條左に掲ぐる事件は内務大臣及大藏大臣の許可を受くべし

一、水道（大正十年勅令第三百三十一號に該當するものを除く）電氣、瓦斯、鐵道、軌道及自動車並中央卸賣市場

法に依る市場の使用料に關すること

二、特別税段別割を除くの外特別税新設し又は變更すること

三、据置期間を通じ償還期限に年度を越ゆる市債及借入の翌年度に於て借入金を以て償還する市債に關すること
前項第三號に掲ぐる事件と雖左に掲ぐるものに付ては前項の規定を適用せず

一、傳染病豫防費又は急施を要する災害復舊工事に充つる爲借入るゝ市債

二、小學校舎の建築、増築其の他小學校設備の費用に充つる爲借入るゝ市債にして据置期間を通じ償還期限十年度を越えざるもの

三、前二號に掲ぐる市債の起債の方法利息の定率又は償還方法の變更

四、市債又は市債の起債の方法、利息の定率若は償還方法の變更にして内務大臣及大藏大臣の指定するもの

一、第一百六十九條中「其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ」を削除

一、第七十條第一項及第五項の「府縣知事」は「内務大臣」

| 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 同 VI | 同 VII | 元 IV.V.VI | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 |
| 選舉又は當選の効力に關する市の決定 | 府縣參事會の裁判、市長の訴願、知事の決定に付したる府縣參事會の決定に付訴訟 | 市會議員府選舉權有無決定若は裁判不服 | 第二十一條ノ三、第三十六條ノ府縣參事會の決定及裁決告示 | 市長の他の報酬ある業務從事 | 市會又は市參事會の議決又は選舉の時再議又は再選舉 | 第一項議決及選舉取消 | 監督官廳取消 |
| 市長訴願提起 | 府縣知事、市長よりの訴訟提起 | 府縣參事會裁決提起者、市長、知事 | 知事報告 | 知事許可 | 市會又は市參事會の議決又は選舉の時再議又は再議 | 監督官廳取消 | 監督官廳取消 |
| 市長行政訴訟提起 | 消滅 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長 | 消滅 | 内務大臣許可 | 市長自己の意見に依り又は内務大臣の指揮に依り取消 | 内務大臣取消 | 内務大臣取消 |
| 府縣參事會の裁決及監督官廳の取消處分不服 | 第一項第二項の裁決に付府縣知事より訴訟 | 市會又は市參事會の議決公益を害し又は市の收支に關し執行不能 | 前三項府縣知事處分に對する不服 | 市參事會不成立又は開議不能 | 市會又は市參事會に於て議決又は決定すべき事項を議決又は決定せざるとき | 市參事會の決定又は市長の處分不服 | 府縣參事會裁決提起者、市長、市會、市參事會 |
| 行政裁判所判決提起者、市長、市會、市參事會 | 行政裁判所判決 | 監督官廳指揮 | 内務大臣指揮 | 知事指揮 | 府縣參事會裁決提起者、市長、市會、市參事會 | 府縣參事會裁決提起者、市長、市會、市參事會 | 行政裁判所判決提起者、市長、市會、市參事會 |
| 消滅 | 消滅 | 内務大臣指揮 | 消滅 | 内務大臣指揮 | 同 | 行政裁判所直接出訴 | 消滅 |

| 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 | 市制 |
|---|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 同 VI | 同 VII | 同 VIII | 同 IX | 同 X | 同 XI | 同 XII | 同 XIII |
| 費用、報償、報酬、給料、旅費、退還料、遺失料、給與金、遺失料、助料の給與に關する異議申立に付市參事會の裁決不服 | 府縣參事會裁決提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 消滅 | 警察官吏、市長指揮 | 警察官吏、市長指揮 | 市長決定、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 |
| 右府縣參事會裁決不服 | 行政裁判所判決提起者、知事 | 消滅 | 警察官吏、市長指揮 | 警察官吏、市長指揮 | 市長決定、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 |
| 非常災害危險防止の爲居住者防禦從事 | 警察官吏、市長指揮 | 警察官吏、市長指揮 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 |
| 非常災害防止に對する補償金額決定 | 知事決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 | 市長決定、内務大臣裁決 |
| 土地一時使用處分不服 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 | 知事裁決、内務大臣裁決 |
| 過料處分不服 | 府縣參事會裁決提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 | 行政裁判所直接出訴提起者、市長、關係者 |
| 市稅賦課營造物利用權利に關し市參事會の決定不服 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 | 府縣參事會裁決提起者、市長 |
| 使用料手数料其他に關する不服 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| 市制 法條 | 事項 | 監督及處置の機關並に其の形式 | 特別市制 | 市制 法條 | 事項 | 監督及處置の機關並に其の形式 | 特別市制 |
|----------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|----------|--------------------|------------------------------|--------|
| 一五 I | 組合規約の制定 | 知事許可 關係市町村協議 | 内務大臣許可 關係市町村協議 | 一五 I | 市の監督 | 知事 第一次監督 内務大臣 第二次監督 | 内務大臣監督 |
| 同 II | 公益上必要ある場合の組合規約の制定變更 | 知事制定變更 市町村會の意見を徵し府縣參事會の議決を経 | 内務大臣制定變更 市町村會の意見を徵し | 一五 II | 府縣知事の處分不服 | 内務大臣裁決 | 消滅 |
| 一五 I | 組合の解體 | 知事許可 關係市町村協議 | 内務大臣許可 關係市町村協議 | 一五 I | 異議申立中執行停止 | 行政廳停止 | 知事消滅 |
| 一五 II | 公益上必要ある場合の解體 | 知事解體 關係市町村の意見を徵し府縣參事會の議決を経 | 内務大臣許可 關係市町村の意見を徵し | 一五 II | 事務報告 命令處分、停止、取消 | 監督官廳監督 | 同 |
| 一五 II | 公益上組合市町村数の増減共同事務變更 市町村組合解體に伴ふ財産處分 | 知事定む 關係市町村の意見を徵し府縣參事會の議決を経 | 内務大臣定む 關係市町村の意見を徵し | 一五 II | 異議決定に對する訴願 | 府縣參事會裁決 | 消滅 |
| 一五 I | 右處分不服 | 内務大臣裁決 | 消滅 | 同 II | 市豫算強制權 | 知事處分 | 内務大臣處分 |
| 同 IV | 組合費賦の異議申立に對する組合會の決定不服 | 府縣參事會裁決 行政裁判所判決 提起者 被決定者 組合管理者 | 行政裁判所直接提出 | 一六 I | 職務管掌 | 監督官廳命令 | 知事消滅 |
| 同 V | 右府縣參事會裁決不服 | 行政裁判所判決 提起者 知事 | 消滅 | 一六 II | 府縣知事許可事項 | 府縣知事許可 | 市長處置 |

| | | | | | | | |
|---------|--------------|-----------------------------|---------------------|----------|-----------------------------|--------|--------|
| 一六 I | 府縣知事の許可事項 | 府縣知事許可 | 主務大臣許可 | 同 IV | 市吏員懲戒處分の不服 | 内務大臣裁決 | 消滅 |
| 一七 I | 市長其他市吏員の懲戒處分 | 知事懲戒處分 | 内務大臣懲戒處分 | 同 V | 市長以下吏員の停職 | 知事處分 | 内務大臣處分 |
| 同 II | 懲戒審査會の組織 | 府縣知事會長 府縣高等官及府縣參事會員を以て組織 | 内務大臣會長 高等官を以て組織す | 一七 II | 數府縣に涉る知事又は府縣參事會の職權事項に付管理者指定 | 内務大臣指定 | 消滅 |

(ロ) 國政事務に關する地方長官の職權に屬する事項を市長に移管要望の件

左に掲ぐる國政事務にして地方長官の職權に屬する事項を市長をして之を行はしむる様法令の改正又は制定を要望すること

土木に關する事項

一、河川法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項但し河川に關する費用は市之を負擔し河川占用料、入津料其他河川より生ずる收入並河川改良工事に依り生じたる不用土地は市に歸屬せしむること
河川法を適用又は準用せざる河川、溝渠等に付ても右同

様のこと

一、都市計畫法及同附屬命令中土地區劃整理に關する地方長官の職權に屬する事項
一、耕地整理法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
一、公有水面埋立法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
一、土地收用法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項但し收用審査委員は市吏員及市參事會員各三人を以て之に充つること
一、水利組合法及同附屬命令中組合の區域六大都市の區域内に於て地方長官の職權に屬する事項

一、大正十一年五月内務省訓令第六號中地方長官の職權に屬する事項

交通に關する事項

- 一、道路法及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、軌道法、地方鐵道法、自動車交通事業法及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、運河法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、船體札規則中地方長官の職權に屬する事項
- 一、航空法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 警察に關する事項
- 一、道路取締令及自動車取締令中地方長官（警視總監を含む以下同じ）に屬する事項
- 一、市街地建築物法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

衛生に關する事項

- 一、屠場法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、傳染病豫防法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、汚物掃除法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、水道條例及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

項

一、瓦斯事業法、電氣事業法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

- 一、産業組合法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、重要物產同業組合法、商業組合法、工業組合法、輸出組合法、重要輸出品工業組合法、水産組合法、酒造組合法、畜産組合法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、度量衡法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 選舉に關する事項
- 一、衆議院議員選舉法及同附屬命令中投票區、開票區、投票及開票管理者に關する地方長官の職權に屬する事項

以上の國政事務の移管に付帶して左の事項を要望又は陳情すること

- 一、國政事務移管に伴ふ大都市經費膨脹を補ふ爲に警察費、國庫下渡金の一部及從來國政事務處辨の爲に國庫より府縣への交付金の一部並府縣稅雜種中車稅を府縣より市に移讓せられむことを要望すること
- （但し車稅に付ては府縣費を分賦せらるゝ神戸市に於ては車稅相當額を縣より市へ交付せらるゝこと）

第三 地方制度改善に關する各方面の意見

一、下水道法施行規則中地方長官の職權に屬する事項

教育に關する事項

- 一、地方學事通則中地方長官の職權に屬する事項
- 一、小學校令及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、中等學校、實業學校及實業補習學校中市立學校に關する地方長官の職權に屬する事項
- 一、運河法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、幼稚園令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、青年訓練所令及同規程中地方長官の職權に屬する事項
- 社會事業に關する事項
- 一、中央卸賣市場法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、公益質屋法中地方長官の職權に屬する事項
- 一、救護法中地方長官の職權に屬する事項

産業に關する事項

- 一、農會法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、森林法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、水産會法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項
- 一、商工會議所法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項

二、市又は市長の事務に對し煩雜なる監督を加ふる府縣令に關し左記趣旨の陳情を内務大臣に爲すこと

從來六大都市所管の府縣知事に於て例へば市場取締規則又は土木工事取締規則等の如き府縣令を制定し市の施設又は市の事業に對しても一私人の事業と同様に取扱ひ之が爲市が被る不便尠からざるを以て法令中の地方長官の職權に屬する事項を市長に移さるゝと同時に主務大臣に於て府縣知事に對し相當考慮せしむる様取計はれたきこと尙將來に向つても右様の府縣令制定に對し適當の監督を加へられむことを望む。

(四) 都制實施に關する東京市會の意見書

（昭九・一七東京市會可決）
内閣總理大臣及内務大臣宛
東京都制に關する意見書

東京市會は本年（註昭和八年）一月二十五日本市自治の本義に副ふべき東京都制案を第六十四議會に提出せられたき旨意見書を提出せり都制の實施は素より帝都五百萬市民の多年翹望して已まざる所にして市會又之が目的達成に關し久しきに互る努力を續け來りたることを言を俟たざる所なり然るに近時仄聞するに政府は今期議會に提出

せんとする東京都制案中其の執行機關たる都長を所謂官選たらしめんとせらる果して然りとせば是時代錯誤の甚だしきものと謂はざるべからず抑々自治制施かれて茲に三十有餘年今や漸く自治制の完備を見んとす此の慶賀すべき時に方り自治體の執行機關をして官選たらしめんか、實に自治制を破壊し之を滅亡せしむるの暴舉と謂はざるべからず即ち自治制をして益々向上發達せしめんとせば此の際一に都長公選の外なしと信ず、假令暫定的官選なりとするも自治の本義に鑑み絶対に承服し能はざる所なり

閣下翼くば深く明鑑を垂れさせられ自治の本義に鑑み鞏固の下に於ける東京市の名譽と實績に徴し都制案中其の執行機關たる都長は必ず公選たらしめ以て今期の議會に提出せられ度市制第四十六條に依り茲に意見書及提出候也

京都市長 大森吉五郎

無し。

大阪市營電氣事業の

新會計組織並經理方法の概要

大阪市電氣局長 平塚米次郎

大阪市當局に於ては昭和七年十一月施行の逓信省令電氣事業會計規程の要求する所に隨ひ、這般市電氣局會計規程を改正し、本年度より之を實施し居れるが、右は第二議題中の一項、自治體の公益企業組織に關する研究上示唆する所尠なからずと思惟せられたるに依り、會議事務局に於ては、市當局に對し、特に會議の爲め、本改正の内容、之に基く經理方法、並其の公益企業經營上に及ぼす効果等に付き詳示せられん事を請ふ所ありたり。茲に當局の寄せられたる回示の全文を掲げて、研究者の參考に供す。(池田宏記)

一、電氣局所管事業即ち電氣供給事業、電氣軌道事業、自動車事業及高速電氣軌道事業に屬する會計は之を特別會計とし左の三個の會計に區分す。

電氣事業業務勘定

資本勘定

用品勘定

大阪市營電氣事業の新會計組織並經理方法の概要

一、電氣事業業務勘定は事業の損益的計算を明かならしむる爲に設くる特別會計にして、業務上の諸收入、受入利息其他附屬の諸收入を以て其の歳入とし、業務上の諸費用事業設備の維持修繕費、公債の利子其他附屬の諸費を以て其の歳出とす。

一、電氣事業資本勘定は事業の財産的計算を明かなら

しむる爲に設くる特別會計にして、公債費より組入金、業務勘定より組入金所屬財産の賣拂代金其の他附屬の諸収入を以て其の歳入とし、事業設備の建設及改良費、公債償還金其の他附屬の諸費を以て其の歳出とす。

- (註)一、公債の收支に付ては別に公債費特別會計ありて公債の募債及元利拂は同特別會計を通じて行はる。
 二、業務勘定の收支差引利益金は資本勘定に組入れて財産の造成及負債の減少に充當する仕組なり但し決算上生じたる剰餘金は其の會計の繰越金として整理す。

三、繼續事業として目下建設工事中に係る高速電氣軌道の建設費に關しては取扱の便宜上當分の間別個の特別會計として整理す。

一、電氣事業用品勘定は事業用品の實費決算を明かな

らしむる爲に設くる特別會計にして、用品賣却代其の他附屬の収入を以て其の歳入とし用品購入費を以て其の歳出とす。

- 一、各特別會計の歳入歳出科目は別表第一號の通とす。
 (註) 豫算科目は各用途別財産の分類整理並各事業の生産原價の計算等便ならしむる方針を以て區分したるものにして、逕信省令電氣事業會計規程所定の勘定科目等を参考とし且内務省令市町村豫算様式に準據して之を定む。

一、毎年度の營業成績及年度末に於ける業態を明かならしむる爲年度決算締切と共に損益計算書貸借對照表及利益金處分書を作成す。其の様式は別表第二號第四條の通とす。

一、貸借對照表に計上する資産負債の區分及其の經理方法は左記に依る。

| 借方 | | 貸方 | |
|------|---------|--|--|
| 區分 | | 明 | |
| 固定財産 | (有形財産) | 別表貸借對照表様式の區分參看 但し其の價額は總て建設價額に依り整理し建設改良に依る増價及廢減に依る減價は其の都度加除して常に其の現在額を臺帳に依り明かならしむ | |
| | (無形財産) | 大阪電燈株式會社の事業買収較差金は公債を財源とせるものに付之を資産として計上し公債元金償還額に比例して銷却す | |
| 事業權 | 建設利息 | 公債を財源とせる建設工事の内其の公債の利拂を更に公債に依りて支拂たる價額を資産として計上し其の關係公債の元金償還額に比例して銷却す | |
| 投資 | 不動産 | 積立金の運用として買入せる土地の取得價額を計上す。 | |
| 特定資産 | 建設及改良資金 | 事業公債借入金の使用殘金及資本勘定の歲計剰餘金を計上す當資金は建設及改良工事の次年度繰越財源及工事費節減に依る剰餘金にして一般の預金及現金と區別整理す | |

| 區分 | 說明 |
|--------|--|
| 用品資金 | 用品勘定の歲計剩餘金にして既定の物品購買資金の内現金として次年度へ繰越したる金額とす |
| 流動資産 | 用品勘定にて購入せる物品の内使用未済に係る物品の價額を計上す |
| 貯藏品 | 特定資産に屬せざる定期預金及通知預金 |
| 預金 | 特定資産に屬せざる預金以外の現金 |
| 現金 | |
| 勘定 | |
| 公債發行差金 | 公債の借入債額と手取額との差額を資産として計上し其の關係公債の元金償還額に比例して銷却す |

貸方

| 區分 | 說明 |
|-------|--|
| 資本金 | |
| 借入資本金 | 事業公債借入金を計上す 但し毎年償還する元金は自己資本金に移し未償還元金を計上す從て元金全部償還済となれば資本金は全部自己資本金となる |

| 積立金 | 自己資本金 |
|-------|---|
| 減損補足金 | 業務勘定及積立金より建設及改良資金として組入せる金額及資本勘定に屬する財産賣却代、雑收入、寄附金、公債元金償還額等の自己資本金を計上す |
| | 特に耐用年限の短き營業用自動車等の買換資金及固定財産の臨時的改修費に充つる準備金として蓄積す |

一、損益計算書の勘定科目は業務勘定特別會計の豫算科目と大體一致せるを以て決算額に依り直ちに損益計算書を作成し得らる。

一、利益金處分書の内公債元金償還額、建設及改良費

豫算科目表

電氣事業業務勘定

| 款項 | 歲入 | 說明 |
|------|----|----|
| 電氣事業 | | |
| 供給 | | |
| 收入 | | |

(第一號表)

| 款 | 項 | 說 |
|-------|------|--|
| 電氣軌道 | 料金收入 | 電燈料、電力料、電熱其他の供給料金の三種目を設く 諸工料、器具賣上益、配電線路使用料、電燈、電力、電熱、電氣扇等の試 驗料及契約變更手数料、其他收入 |
| 事業 | 雜入 | |
| 自動車事業 | 乗客收入 | 乗車料金、連帶乗車料金 |
| | 事業 | 廣告收入、遺留品收入、連帶手小荷物收入 |
| 高速鐵道 | 乗客收入 | 乗車料金、連帶乗車料金 |
| | 事業 | 廣告收入、遺留品收入 |
| 病院及公舎 | 乗客收入 | 乗車料金、連帶乗車料金 |
| | 事業 | 廣告收入、遺留品收入、連帶手小荷物收入 |
| 雜收入 | 收入 | 入院料、手術及處置料、藥價、身體檢査料、職員其他賄收入等 吏員及現業員公舎賃貸料、現業員寄宿舍費收入 |
| 組入金 | 雜入 | 預金利子、過年度收入、雜收(土地建物賃貸料、不用品 賣却代、電柱廣告料等) |

| | |
|-----|--------|
| 繰越金 | 普通經濟より |
| | 組入 |
| | 前年度繰越金 |

軌道沿線道路維持の爲組入

| 款 | 項 | 說 |
|---------|--------|--|
| 總係費 | 給料 | 業務勘定各事業に區分し得ざる共通經費 市參與給以下雜役給、休職給に至る迄の十種目を設く 囑託報酬、旅費、賞與、賄給與 |
| | 雜給 | |
| | 需用費 | 消耗品費、通信運搬費、廣告費、手数料、被服費、賄費 |
| | 雜出 | 借地及借家料、火災保險料、健康保險料、保健衛生費、現業員慰結費、傷 病手當及從業員其他扶助金、共濟組合補給金、交際費、過年度支出、雜費 |
| 電氣供給事業費 | 發電費 | (發電所の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、燃料費、油脂類費及用水費、修繕費、需用費 購入電力料 |
| | 電力購入費 | (送電線の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 送電費 | (開閉所及變電所の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、油脂類費、開閉所修繕費、變電所修繕費、需用費 |
| | 閉閉及變電費 | |

| 款 | 項 | 説 |
|---------|-------------|---|
| 電氣軌道事業費 | 配電費 | (配電線の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費、線路使用料 |
| | 需用者屋内費 | (需用者屋内設備の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、電球取換費、修繕費、需用費 |
| | 營業費 | (本局及營業所等の業務費) 給料、雜給、需用開拓費、集金費、修繕費、需用費 |
| | 變電費 | (變電所の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、油脂類費、修繕費、需用費 |
| | 電線路費 | (送電線、饋電線、電車線の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費、線路使用料 |
| | 軌道費 | (軌道の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 車輛費 | (車輛の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 運輸費 | (運輸並に營業に關する費用) 給料、雜給、運輸費、修繕費、需用費 |
| | 自動車事業費 | (乗合自動車の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 高速鐵道事業費 | (送電線、饋電線、電車線、信號設備の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| 病院及公舎費 | 病院及診療所費 | (病院及診療所に關する專屬費用) 給料、雜給、治療費、修繕費、需用費 |
| | 公舎及寄宿舎費 | (公舎及寄宿舎の維持に關する費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 運輸費 | (運輸並に營業に關する費用) 給料、雜給、運輸費、修繕費、需用費 |
| | 車輛費 | (車輛の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| | 軌道費 | (軌道の維持に關する專屬費用) 給料、雜給、修繕費、需用費 |
| 租替金 | 普通經濟に租替 | 公課及報價金相當額、廳費分擔額、退隱料相當額等公課其他の負擔金租替 |
| | 都市計畫事業費に租替 | 電氣事業負擔金として都計事業費へ租替 |
| | 公債費に租替 | 各事業公債元金償還金の爲公債經濟へ租替 |
| | 電氣事業資本勘定に租替 | 各事業公債元金償還金、建設改良資金、減損補足金蓄積資金として資本勘定へ租替 |
| 豫備費 | 高速鐵道建設費に租替 | 建設資金として高速鐵道建設費に租替 |
| | 豫備費 | |

電氣事業資本勘定

| 款 | 項 | 說 |
|-------|--|--|
| 組入金 | 公債費より組入 電氣事業業務 勘定より組入 電氣事業減損 補足金より組入 | 各事業の建設改良資金として公債經濟より組入 公債元金償還資金、建設改良資金、減損補足金蓄積資金として業務勘定より組入 自動車事業建設資金として減損補足金より組入 |
| 財産賣却代 | 財産賣却代 | 土地建物、電氣設備、車輛及物品賣却代 |
| 雑収入 | 雑収入 | 特別工事費収入及工事寄附金等雑収に屬する収入 |
| 繰越金 | 前年度繰越金 | |

歳入

明

歳出

| 款 | 項 | 說 |
|------------------|--|---|
| 總保費 | 給料 雑給 需用費 雑出 | 資本勘定各事業に區分し得ざる共通費 技師給、書記給等六種目 旅費、賞與、諸給與 消耗品費、通信運搬費等六種目 傷病手當及従業員其他扶助金、現業員共濟組合、補給金、交際費、雜費等六種目 |
| 電氣供給事業 建設及改良費 | 營業設備費 安治川發電所 送電設備費 閉閉及變電 配電設備費 需用者屋 內設備費 | 本局及營業所等設備の建設及改良費 (用地、建物、機械等の財産區分を種目にて分つ、以下同じ) 安治川發電所の設備 架空、地中電線路の建設及改良費 開閉所及變電所設備の建設及改良費 架空、地中配電線路の建設及改良費 需用者屋內配線及器具設備の建設及改良費 |
| 電氣軌道事業 建設及改良費 | 營業設備費 變電設備費 電線路設備費 軌道設備費 | 本局及運輸事務所、車庫等設備の建設及改良費 電車用變電所設備の建設及改良費 架空、地中饋電線及電車線の建設及改良費 軌道用地、軌道の建設及改良、安全地帯設置、橋梁改良等 |

明

| 款 | 項 | 說 |
|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 自動車事業 建設及改良費 | 車輛設備費 | 電車々輛新調及舊車輛改良費 |
| 組 替 金 | 營業設備費 車輛設備費 | 本局及運輸事務所、車庫等設備の建設及改良費 營業自動車々輛の新調費 |
| 蓄 積 金 | 公債費に組替 | 各事業の公債元金償還の爲公債經濟へ組替 |
| 豫 備 費 | 豫備費 | |
| | 電氣事業減損 補足金蓄積 | |

電氣事業用品勘定

| 款 | 項 | 說 |
|------|----|---|
| 用品收入 | 歳入 | |

| 繰越金 | 用品收入 | 事業用品賣却收入 |
|--------|------|----------|
| 前年度繰越金 | | |

| 款 | 項 | 說 |
|-----|-------|-------|
| 用品費 | 用品購入費 | 用品購入費 |
| 豫備費 | 豫備費 | |

圓圓圓 圓圓圓圓

昭和 年度電氣事業利益金處分書

第四號表

| |
|--------------|
| 當期純利益 |
| 前期繰越利益 |
| 合 計 |
| 之を處分すること次の如し |
| 公債元金償還 |
| 建設及改良費充當 |
| 減損補足金蓄積 |
| 後期繰越利益 |

附 錄

一 市營バス問題に關する大阪市當局の意見

——大國町住吉間公私營乗合自動車競願に對する處理方針に就て——

從來公益企業に於ける競願の處理方法に關しては、準據すべき確固たる適正の規程を缺き、爲めに斯企業の圓滿なる發達を阻害し來りたる事實に尠からず。されば先年東京市政調査會が、六大都市市長連名の委囑に基き調査立案を遂げたる「公益企業法案」中にも、之に關し據るべき規程を明示したり。

今回大阪市大國町、住吉公團北口間に於ける、公私企業者間の乗合自動車線設定競願に對する當局の措置に付き端なくも問題を生じ、議者の注目を惹起しつゝある、洵に偶然なりとせず。左に掲ぐるは乃ち本問題に關し大阪市長並同市會議長より夫々監督官廳に對して發せられたる市當局の意見にして、偶々第二議題中の一事項に觸れ、會議に於ける研究に資すべきものありと信ずるが故に、特に研究資料として茲に紹介したるものとす。(池田宏記)

一 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市長の陳情書

(昭和九年八月十日附)

昭和八年十月二十二日附電運自甲第九二二號を以て大國町、住吉公團北口間本市旅客自動車運輸事業路線延長方出

願致置候處、右は至急御審議の上御免許相仰度茲に重ねて理由を詳記し懇願仕候。

附錄 一 市營バス問題に關する大阪市當局の意見

元來本路線は本市第一次計畫事業中の難波、住吉線に關し、北は本市主幹道路たる御堂筋線に接続し、南は國道第十六號線に連り、本市域の中樞を南北に縱貫する主要路線にして、之が構築に要する土木費豫算額實に八、七九二、五一三圓にして、既に現在迄に支出済の金額七、一四〇、〇〇〇圓に達し、今尙殘工事着々進捗中ニ有之候。而かも本路線沿道の住吉、玉出方面は人口密集し、交通頻繁にして、夙に市營交通機關を必要と致し、地元市民の要請亦緊切なるものあるに鑑み、本市經營にかゝる電氣軌道延長の計畫を樹て、用地擴張其の他電氣軌道經濟に於て約二百三十八萬圓を負擔し、更に本路線は本市中樞路線たる御堂筋線と同體の路線たるの故を以て別に高速鐵道の特許をも得て、高速鐵道建設費に於て約六十六萬圓計三百四萬圓を分擔し、以て工事の進捗を圖り、最近大國町、住吉公園間の道路完成を告ぐるに至り候。而して路面電氣軌道は當初大國町、住吉公園間の特許を出願、更に本年住吉公園大和川間の延長線を追願致居候も、差當り右完成せる大國町、住吉公園間に乗合自動車運轉し焦眉の急に應ぜんとするものにして、今や沿道住民の要請愈々熾烈を極め、其の實現の一日

通利便を目的とし、創業以來年々其の業績の進展を觀來りたるものにして、是れ同會社の列車運行表が最近まで主として此の方面に力を致せるを以ても推知し得べく候。然るに本路線に沿へる本市地域は本市區域中南部の住宅密集地域にして、都心との連絡往來を目的とする所謂「市内交通」を主眼とせざるべからざるものにして、此の主旨より見て同路線沿道の交通は都心に娯集せる交通路線を経營せる本市路面電車、乗合自動車と脈絡一體とせらるべきものと存せられ候。而して一面道路開設者として市電及市營乗合自動車の所謂「市内交通」を運營せるものあるに拘らず、近郊運輸を使命とせる私設會社をして特に近距離市内交通（大國町、住吉公園間）を經營せしむるが如きは、萬々有之間敷ものと存じ候。又(3)現營業中の市營電氣軌道には影響を與ふること少なかるべきを一理由として本路線に於ける乗合自動車を他に免許することを主張するものあるべきも、是れ現在市營電氣軌道は出願中に未だ敷設せられざるも既に路面並に高速電氣軌道に於て數百萬圓の資本負擔を爲せることを無視せるものにして、軌道經濟の將來に多大の影響あるは勿論の義と存せられ候。

も速かならんことを熱望致居候次第に御座候

抑も本道路の構築に要する費用中三百餘萬圓を路面電氣軌道經濟及高速鐵道經濟に於て分擔せる所以のものは、全く道路開設者並に軌道敷設者に其の自營の交通機關を免許せらるゝこと必至の義と相信じ居り候次第にして、萬一不幸にして單に近接並行せる私設會社保護の見地より本路線に就て何等負擔を爲さざる民營乗合自動車の免許せらるゝ如きことあらば、軌道經營上に多大の影響を受け、前記負擔金を合せて其の資本金約壹億壹千萬圓に達せる本市路面電車の經濟は更に彌々困難の度を加重するは勿論、高速軌道の經營も困難となり其の前途實に寒心に堪へざるもの有之候。更に本路線に近接せる鐵道會社につきて見るに、(1)同地方の發展開拓は必ずしも交通施設先驅者たる該會社に其の功績を獨占せしむべきものにあらず、寧ろ市全般の施設機宜を得たるが爲にして、特に本市に編入以來市費による街路改良並に都市計畫事業の進捗に因る四通八達の街路交通の整備に俟つこと、より偉大なるものあるは明らかなる處に有之候。而して又(2)本路線と並行せる該地方鐵道會社の掌る運輸の主眼は大阪、和歌山間及其の經由町村の交

惟ふに本市は夙に市内交通機關につきては市營主義を確立し、電氣軌道經營以來三十有餘年に及び、軌近自動車運輸の發達に伴ひ本市亦之が趨勢に順應し、電氣軌道の補助代行機關として乗合自動車を併營し、既に七ヶ年營業路線百哩を超え其の間遺憾ながら、民營乗合自動車の進出ありて萬全の効果は未だ收め得ざれども、都市計畫の實施に伴ひ道路の構築擴張毎に路線延長を計畫出願致來り候。而して本市内に於ける自動車路線に關しては、昭和四年八月大阪府知事柴田善三郎氏は「將來市内のみに止る問題に就ては市の優先的地位を認め、市が之を經營するの意思なきか又は著しく一般の額要に合致せざる場合の外、市以外に之を許可せず」と新聞紙に發表すると同時に、該文書（參考第一號）を警察部長より本市運輸部長に手交せられ、其後右方針は何等變更の御通知に接せず、本市は素より此の御方針に基きて出願免許を得て營業せるものに有之候。而して本難波住吉線、御堂筋線等主要なる路線は此の純然たる「市内交通」にして既に道路完成し、市營交通機關を必要とするに拘らず、未だ免許に接せざるを以て本年二月九日本市市會の名に於て監督官廳に建議陳情を爲し、未だ交通

機關の存せざる新道路に對し至急免許を得、徐々に本市の市内交通統制の實を擧げんとし、特に本路線を指摘引設し、一日も早く御免許あらんことを懇請仕りたるに、今此の重要路線に新なる民營乗合自動車を突如免許せらるゝ如きあらば、別個の市内交通機關の出現となり、益々複雑性を増し、本市交通統制の計畫に一大障害を與ふるのみならず、市民の造りたる路線上に市營交通機關の運行を見ざるは、地方區民は勿論市民一般の遺憾此の上もなき次第に御座候間、此の間の事情篤と御賢察の上深甚の御同情を賜はり、特別の御證議を以て本願は約八百八十萬圓を投じて道路開設を爲せる本市に對し、至急免許被成下度別紙參考第一號及第二號調書相添此段奉願候也。

(參考第一號)

昭和四年八月市營自動車の埤筋線乗入許可と同時に、將來市内の乗合自動車路線は市年來の希望の通り市に優先的許可を與ふべき旨にて、當時の知事が左記の聲明書を公表せられたり。

昭和四年八月三十一日大阪府警察部長に於て新聞紙に發表するものとして手交せられしもの

を認め、市が之を經營する意思なきか、又は著しく一般の需要に合致せざる場合の外、市以外に之を許可せず。但し私營を許可する場合には於ては期限を附する方法を

探らんとす。
(參考第二號省略)

以上

二 鐵道内務兩大臣宛大阪市長の再陳情書

(昭和九年八月二十七日附)

本年八月十日附を以て大國町住吉公園北口間本市旅客自動車路線延長方に關し、速に免許相仰度懇願致し置候處、本月二十二日市會に於て本件に關し意見書を可決し、閣下の明鑑を仰ぐに至り、關係地方區民は勿論全市民は速に市營バスの免許を要望するの聲愈々高く、遂に自治權擁護の運動を起すに至りたる情況に有之候。仍て重ねて市民交通上の便益に立脚し、市營バス延長の必要と南海鐵道會社に免許せらるゝの不當なる所以を詳述し速に適當の措置に出でられんことを懇願仕候。

抑々都市交通の本質は複雑多岐に涉ると雖も、市内に起終點を有する市内交通と市外交通(郊外並に他地方との交通)の二者に分ちて觀察するを得べく、此の二種の交通は其の性質を異にし、其の機關も亦同一なるを得ずして、大

(警察部長より本市運輸部長之を受く)
一、鐵道省よりの知事に對する附帶條件は左の通り。
(イ) 本件免許既營業者たる大阪乗合自動車株式會社に對し紛なからざる影響を及ぼすものと認めらるゝに付、若し同社より之を理由として新なる營業路線の出願ありたるときは、其の程度を稽へ適當に之を處理すること。

(ロ) 路線の營業に關しては運賃類並運賃區間等に付大阪乗合自動車會社と相互に競争を爲さしめざること。
一、知事は市内に於ては其の道路管理者たる市が原則として優先的に此の種營業を爲すの地位に在るを認むるが故に會社の新線出願九線あるも凡て之を認めず、唯會社既許可線に付ては現に營業停止中のものと雖、再開始の出願に對し法規上之を拒否する途なし。仍て此際會社の營業開始の申請を認め、相當條件を附して之を認可し、通牒の主旨に添ふを適當と認めたり。

一、知事は右に依りて數年の問題を解決したりと認む。此故に本件に關聯せる各願書は一應之を拒否す。

一、尙將來市内のみに止る問題に就ては、市の優先的地位

都市に於ては此の差愈々明白なるを常とす。大都市に於ける市内交通は其の密度に於て市外交通と比較を許さざる程度に大なるのみならず、市内各地域間の往復が迅速に低廉に行はるゝは大都市構成の根本的條件にして、此の目的に些の支障なからしむるは自治發展の要諦と云ふべきなり。近時大都市に於て交通統制の急を叫ぶ聲高き所以は、都市膨脹の大勢益々著しきを加ふるに従ひ市内交通統一の必要を感ずること愈々切なるに由るものと云ふべし。
蓋し大都市に於ては住居地域と業務地域とは漸次に分別せられ、市民の日常の往復は益々頻繁となり、人口増加の趨勢と共に市内交通は其の自乘數を以て増加すと稱せられ、日々の「ラッシュアワー」に於ける往復は加速度を以て増加するに至り、市の周圍部と中央部との交通は乗換の煩勞

と時間の空費とを要せざる一運轉系統の交通機關に依るべきは市内交通の第一義にして、此の要件を具備せざる交通機關は都市の發展を阻害するものと云ふべし。

大阪市夙に電車市管の市是を確立したるは、市内交通の統一性を重要視し、市民の交通の便益を尊重せんとするに由るものにして、更に本市は大正七年東京市區改正條例の適用を要望し、其の改正を見るや直に市區改正設計を樹立し、次で都市計畫法の實施せらるゝや卒先都市計畫事業の遂行に着手し、大正十四年東西成郡を編入したる後第二次都市計畫を決定し、既に其の實行に着手せり。而して都市計畫事業は多岐に亙ると雖も、主要街路網の築造は其の根幹を爲すものにして、市の中樞部より境界線に沿ひたる周圍部又は近郊に達すべき放射路線と多數の幹線街路とを以て街路網の脈絡系統を整へ、市民日常の活動上一貫せる交通機關を利用するの方途を講ずるは都市構成の要件にして、大阪市が都市計畫事業として既に街路築造に一億三千万圓の巨費を投じ市内交通の圓滿を期せんとする所以亦實に茲に存す。然るに今此の主要幹線街路に於ける運輸交通事業に於て統一を缺き、數個の經營者を見るに至らん

か、折角巨費を投じたる街路築造の目的は其の大半を没却せらるゝに至ることは論を俟たず。市内バス營業免許に關し、市内を貫通する主要街路上に於て新に二個以上の經營者を認めんとするが如きは、明に如上の都市計畫の精神を無視し、故意に市内交通の統一性を破壊せんとするものにして、是れ今回本市難波住吉線に關し、市管バスの延長を排し、同線中大國町住吉公園北口間に南海バス營業の免許を適當とする大阪府知事の意見は、市内交通の統一を破り、市民の便益を無視し、都市計畫の精神をも顧慮せざるの非難を免れ難き所以なり。

開く所に依れば、大阪府知事が其の副申の根據とせる所は既設鐵道の收益低下を防止する爲該營業者に自動車營業を優先免許すべしとの鐵道省監督局長の依命通牒にありとせらる。本通牒の趣旨に就ては後に述ぶるが如く知事の意見と解釋を異にすと雖もそれは暫く措き、大都市市内交通に於て市民の便益を主とし、事業會社の權益擁護は從たるべきこと疑を容るゝの餘地なし。事業會社保護の爲に市民が日常の不便を忍ぶべしとするが如きは、本末を顛倒せる意見と云はざるべからず。

今假に知事副申の如く南海バスに免許せらるゝものと、將來市營の難波大國町線が大阪驛前より一貫したる運轉系統と連絡して住吉公園迄延長したる場合とを比較するに、南海鐵道會社の權益擁護の爲に沿道市民は日々乗換時間空費と運賃の二重負擔の損害を被るに至るべし。是れ南海鐵道會社の權益擁護の爲に難波住吉線の沿道市民に日常多大の犠牲を拂はしめんとするものにして、畢竟するに知事の副申は市民の便益を本位とすることなく、第二義たるべき事業者の利益を擁護するものと云はざるべからず。況んや本路線に於ける現在及將來の交通量に徴し市管バス運行が事業會社の存立を危くすることなきに於てをや。

續て鐵道省のバス免許に關する御方針に就て考ふるに、鐵道省は大都市交通統制の見地より市に民管バスの買収を慫慂せられたることあり、此の事たるや各般の事情に依り實現に多少の時日を要すべきも、市内の主要街路に一運轉系統として營業すべき性質のものを、故意に二營業者に分割して免許するが如きは、鐵道省從來の御方針にも反するものなりと信ず。此點に關し府知事及郊外電車會社の主張として新聞紙上に傳へらるゝ所に依れば、昭和八年二月二

十四日鐵道省監督局長の依命通牒に依り既設鐵道軌道業者の沿線に於ける自動車運輸事業は是等營業者の既得權なる如く思惟するものゝ如し。これ全く通牒の本旨を誤解せるものにして、今回の措置に就て本通牒の適用し難きことは市會意見書中に詳述しあるも、此の依命通牒の趣旨に就て更に考慮するに、該通牒は其の中に引用しある昭和六年四月各府縣保安 交通課長會議に於ける監督局長指示と併せて考ふべきものにして、其の指示事項中には「競願ある場合は既營業者の延長出願、鐵道軌道業者の自線に直接關係ある出願、公共團體の其の地域内の出願等は原則として優先的に設議すべきこと」とせり。仍て此の指示は(一)既營業者の延長出願、(二)鐵道軌道業者との競争となる場合、(三)都市の内部に起終點を有する公共團體の出願等に關し、夫々優先的に設議すべきことを認められたるものにして、昭和八年二月の通牒は此の(二)に於て從來の指示が充分徹底せざる餘あるを以て之が勵行方を留意すべしとするに過ぎずして、既營業者の延長出願並に公共團體の其の地域内の出願を優先的に設議すべしとの指示が何等變更を加へられたるものにあらざること明白にして、大國町住吉線は本市

々營路線の延長線にして、(一)の場合に相當するのみならず、(三)の指示に依り公共團體が其の地域内の交通に關し脈絡整然たるバス系統を經營するの必要は鐵道省の夙に認めらるゝ處にして、前述の大都市市内交通統制を懲罰せらるゝ主旨とも全然合致せるものと信ず。

加ふるに内務省は本年五月土木主任官會議に於て、自動車運輸事業の經營に關し道路の費用を負擔せる公共團體に優先經營せしむべき旨の指示を與へられたるを以て考ふるに六大都市の如き市内一切の道路の維持修繕の費用を負擔せる市の出願が優先的に免許せらるべきものにして、兩省の御方針は六大都市の場合に於て全く一致せるものと確信す。

更に他の方面より觀察せんに、市内乗入の所謂郊外電車と市内交通を目的とする市營バスとは其の使命を異にし、前者は市外の交通を主たる目的とし、後者は市内交通の機能を果すことを唯一の使命とす。大阪と和歌山、京都、神戸、奈良等を連絡する電車は是等の都市を連絡し、且沿道住民を關係都市に輸送するを主たる任務とす。此の任務の遂行上場合に依りては或る程度に市内乗入を要し、偶々

たさんがため市内の交通上に障害を與ふることを非難するものもあるも亦一考すべき値あるものと信ず。

更に一步を進めて今回の南海電車の事例に依り將來各郊外電車が市内に乘入をなし居れる理由を以て其權益を保護せんが爲、直ちに沿道都市計畫主要街路上に市内交通の機關たるバス營業を免許すると假定すれば、各郊外電車は沿道バス經營を獨占し爲に市内交通機關は支離滅裂となり、市民は市内の往來に數回の乗換と不必要なる運賃の負擔とを強制せられ、茲に市内交通の統制は全く破壊せられ、市民は獨り其の犠牲を甘受せざるべからず。

尙特に本路線に就ては沿道の西成區住吉區は大正十四年大阪市に編入せる地域にして、當時編入町村の熱烈なる要求は大阪市の中央部に往來する迅速なる交通機關を完備にして、市亦之れが努力を約し爾來年を経ること十星霜、市は此間上下水道、街路の舗裝等に相當の費用を投じたるも、交通施設の改善に至りては難波住吉線の竣成を俟つの外なく、七百餘萬圓を投じ最近漸く完成に近づきたるを以て沿道市民は差當り市營バスの便に依り他の市内と同一の恩恵に浴せんことを期待しつゝありし際、突如南海バスなる新

市内交通に参加することあるも、それは従たる業務に過ぎず、都市膨脹の趨勢益々激しく近世の大都市超大都市の成立となるに及んでは、此の二種の交通に應ずべき各別の機關を備ふるにあらざれば、市民生活の充實を期する能はざるは各國の事例に徴して論を俟たざる所なり。然るにこの市外交通機關たる郊外電車會社經營のバスをして市が巨費を投じて竣成せる主要街路上の市内交通機關として其の任務を果すべき市營バスを排除して之をも獨占せしめんとするに至りては、大都市交通の最近の趨勢を認識せざるの致す所なり。現に南海鐵道會社の經營方針として市外運輸に重きを置く爲に從來沿道市民の怨嗟の聲頗る喧しきものあるの實情は南海電車本來の使命を語るものにして、並行したる都市計畫路線の竣工したる場合に市營バスを排斥して更に市内交通の用に供すべくバス運輸を獨占せんとするは本來の使命を忘れたる主張に過ぎず、また市民の間には南海電車が長距離に迅速なる運輸を爲すべく必要上直通急行列車の運轉回數を増加せるに拘らず、依然平面交叉に依る多數の踏切を改善せざるため住吉、西成兩區の東西交通に障害を來たせるの現狀を摘發し、市外交通機關たる任務を果

經營者現はれんか、日々市の中央部に往復する區民は從前の新舊市の境界線上に近き大國町に於て、一々乗換の煩勞と運賃二重負擔とを課せられんとするを聞き痛憤するも亦故なきにあらず。殊に南海鐵道に免許せんとする知事の副申中には、大國町起點の混雜緩和の爲め數臺のバスを容るべき特避場を設くべきことの條件を添加せるやに仄聞するも、これ市營バス延長の場合には全く必要な所にして、都市計畫路線として一貫したる街路上に故意に交通中斷を計るものとも見られ、編入前の新舊市域の境界線上に新たな障壁を設け、本線沿道の市民は永く差別待遇に甘ぜざる可らざるに至り、將來の發展を豫想して編入を斷行したる精神をも没却せるものと云ふべし。

要之、大都市々内バスの免許に關しては、市内交通の本質に鑑み、市内の各地域内の連絡を緊密圓滿にし、市民の交通上の便益を増進するを以て第一義とすべきものなりと信ず。

閣下幸に如上の事情を篤と御察察の上、特別の御詮議を以て本願は本市に免許相成候様御高配相煩度奉願候。

三 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市會の意見書

(昭和九年二月十日附)

本市會は昭和六年五月二十九日附及同七年三月二十六日附を以て都市交通機關の統制に關し意見書を提出せしが、本市營乗合自動車出願路線に對しては今尚免許を得るに至らざるもの甚だ多く、爲に本市交通施設の整備を見る能はざるは洵に遺憾とする所なり。

本市營電氣軌道事業が今日の如き窮狀を招來せる所以のものは素より財界の不況に因るべしと雖も、亦一面本市道路の構築が從來主として軌道事業の負擔に於て整備せられたる實狀を無視して、軌道に併行し何等資金の投下を要せざる對抗交通機關たる民營乗合自動車事業を認許せられ、對立競争の關係に置かれたるに因るものなることは、前編の意見書に於て開陳したる所なり。

本市は時代の趨勢と財界の現状に鑑み、乗合自動車事業を經營し、電車の補助代行機關として市民各方面に自動車交通網の整備を圖り、市民の便益に資せんとするも如上出願路線の免許を得るに至らざる爲、多額の市費を投じて擴築せし道

路及維持修繕を負擔せる放射路線の相次で竣成を見るに至るも、拱手如何とも爲す能はざる状態に在り。例へば難波住吉線(大國町住吉公園)間の如きは都市計畫道路として軌道事業に於て約二百萬圓を負擔せるに拘らず、道路の開鑿修理につき何等寄與する所なき業者の競願に依り、本市の獨占經營を阻止せんとするが如き行動あるを仄聞するも斯の如きは甚だ謂はれなきものと云ふべく、而して又本市の中樞路線たる所謂御堂筋(二十四間道路)線の如きは、其の路面下を市營高速電車の走行するのみならず、路面上約一千萬圓の用地費を軌道事業に於て負擔せるものにして、既に同線の一部には乗合自動車の乗入れを許可され、且心齋橋迄は道路殆んど完成し、其の既成區間は相次で免許を得るものと信ずるも、更に之を全區間に延長して其の機能を發揮せんとする本市の出願に對しては、假令民營乗合自動車の運轉免許の出願ありとするも、其の公正なる裁斷を希望する所なり。

要之、本市が自ら路面及高速軌道並乗合自動車事業を經營

し、之に伴ひて巨費を投じて道路の調整整備に努めつゝあるは、全く本市域交通機關の脈絡ある體系を整へ、都市交通統制の實績を擧げ、以て事業經濟を確立し、市民の便益を圖らんとするものに外ならず。就ては既に出願せる左記路線に對し、別紙參考書大阪府知事聲明書末項「尙將來市内のみに入る問題に就ては、市の優先的地位を認め、市が之を經營するの意思なきか、又は著しく一般の需要に合致せざる場合の外、市以外に之を許可せず」との主意に依り、速に市營乗合自動車運轉免許を得て、其の目的達成方特に御配慮あらんことを切望の至に堪へず。

記

大阪市營乗合自動車出願主要路線

一、都市計畫道路完成他に交通機關なきもの

四 鐵道内務兩大臣並大阪府知事宛大阪市會の再意見書

(昭和九年八月二十二日附)

1) 鐵道大臣宛

本市は市内交通施設の整備統制と市民の公益増進の爲め夙

に市内交通機關市營主義の市是を確立し其の實現に着々邁進し、御省に對して軌道の敷設は勿論旅客自動車路線免許に關

附錄一 市營バス問題に關する大阪市當局の意見

御堂筋線 (本町四丁目難波驛前間)

難波住吉線 (大國町住吉公園間)

阿倍野堺線 (大阪高等學校前堺市南向陽町間)

土佐堀南岸線 (淀屋橋昭和橋間)

梅田十三線 (梅田阪急電車前中津濱通間)

紀州街道線 (霞町二丁目大和橋間)

天滿蒲生線 (空心町二丁目蒲生間)

善源寺野江線 (澤上江町二丁目野江橋間)

堀川辰巳橋 (市立運動場前經由)築港七條通間及浪

速驛前甚平渡間勝山通三丁目猪飼野大池橋間

松屋町筋線 (鳴尾町天王寺公園間)出願手續中

(參考)

(註、前掲昭和九年八月十日附大阪市長陳情書添付參

老第一號の通りに付省署)

しても是亦市營に重點を置かるゝ様具さに情を盡して尊嚴を損はすこと故に數年、未だ其の充分なる實現を見ざるに、今又緊急切實の事情を想へて明鑑を仰がざるを得ざるに至りたるは寔に遺憾に堪えざる所なり。

抑も本市都市計畫中「難波住吉線」は、本市を南北に縦貫する幹線道路たる御堂筋線に接続する重要街路にして、地域の南部方面より都心に至るに須要幹線として巨額の工費を以て構築したるものなり。而も其の一部には既に本市高速軌道の特許を得、路面電氣軌道亦敷設特許の出願中なり。更に應急焦眉の要として本路線に市營旅客自動車の免許の申請を爲し、其の運行の一日も速かならんことを屢々要請し來りたることは、本年二月提出したる本市會の意見書を以て委細御省の熟知せらるゝ所なり。

然るに頃日大阪府知事は突如本路線に對し、本市營を排除し是が賛願者たる南海鐵道株式會社に旅客自動車獨占免許を適當とする旨の副申を附して御省に進達せられたりと聞くに及んで、常に地方自治體の指導擁護の重責を有し、市民の公益を尊重せられ居る府知事の措置として失當なりと斷ぜざるを得ず。是れ實に都市交通機關統制の本質を紊し、地方自

る高速軌道經濟及目下免許申請中の軌道經濟の分擔支出する處にして、全く本市が獨力執行完成せる主要街路にして、然も本市の管理する所なるを以て、是が維持修繕をも本市に於て負擔せざるべからず。故に本市の該路線に係る權益毫も既設南海鐵道と異なる所なし。寧ろ其の以上に考慮せらるべきものなりと信ず。

更に府知事副申の理由の二に、既設鐵道の收益の低下を防止する爲め自動車を優先免許すべしとの「鐵道省の依命通牒」の指示に準據して處理せる旨を強調せらるゝと雖も、該通牒の主意は社會通念より推して恐らく既設道路に並行せる地方鐵道軌道業者にして收益率少く經營困難なるに拘らず其の自營以外の經營主體を異にせる旅客自動車を免許運轉せられんか、其の困難の程度益々加重せらるゝを以て、此の種鐵道軌道業者の利益擁護の眞意に外ならずと解すべく、大都市内に於ける特殊の都市計畫新設道路に並行し平常輸送する交通の密度大なるのみならず、多年引續き一割内外の利益配當をなせる業績優良なる南海鐵道の如き大會社を保護するの意にあらざるべし。

續て本市に就いて觀るに、數年來の財界の不況と私營バス

治體財政に重大なる影響を與へ、地方財政調整の國策に反する副申と謂ふべし。而して其釋明する所終始一營利會社の利益擁護にのみ偏し、市民大衆の利害休戚を顧みず、地方議會の意見を無視し、且大阪市都市計畫事業に關する明確なる認識を闕如せるを以て、輿論を承服せしむるに足らず。

今副申の理由とする論旨を具さに檢討するに、歸する所

(一)南海鐵道株式會社の「同地方開發」に於ける過去の功績なるものと、(二)「既免許鐵道會社の權益尊重」とに過ぎず。然るに所謂「同地方開發」は本市市域擴張に伴ふ十年來の市勢の膨脹、伸展、都市施設の充實整備に依る本市自體の功績にして、南海鐵道の貢獻するところ假にありとするも到底之に比すべくもあらず。従つて此の理由に依つて該地方の交通權益を南海鐵道にのみ獨占せしむるべきものにあらず。又次に「既設鐵道會社の權益尊重」を理由とするに至りては茲に事態を再吟味するの要あり。即ち本市の都市計畫事業たるや關係官廳の参加により將來旅客自動車の運行に依る市内交通の統制にも充分の考慮を拂はれ路線の決定を見たるものとす。従つて本市は都市計畫「難波住吉線」構築に當り工費概算八百七十九萬餘圓の巨費を以てし、内三百四萬圓は既に免許を得た

の進出とに相俟つて本市電氣軌道經濟は極度の疲弊に陥り、一昨年迄は年々百萬圓乃至三百萬圓の缺損を生じ、昨年來稍好轉の兆あるも僅かに前年同期に比し三十萬圓乃至五十萬圓の増収を見たるに過ぎざるを以て、遂に經濟の破綻を來たし公債元金の仕拂をなす能はず、昨年來所謂赤字公債發行の認可申請をなし以て、一時を漸く彌縫するの已むなきに至れり。茲に於て若し本「難波住吉線」を道路に何等の投資するなき南海鐵道に免許せられんか、施設の本市路面高速兩軌道に重大なる影響を及ぼし、之に投資せる公債償還の財源を失ふに至るべきは必至とす。仍て府知事の引用せる昭和八年二月鐵道省依命通牒に云ふ所謂「地方鐵道業者軌道經營者」と然ざるものとの出願が競合したるときは、鐵道軌道業者につきて詮議すべし」とあるは、前記の理由を以て本競願につき本件路線の場合に大阪市を單純なる新規バス經營者と看做し、軌道法に基き高速鐵道の免許を得たる本市の權益を無視し、南海鐵道を「影響を蒙るべき既設地方鐵道業者」として取扱ふは公正なる措置と謂ふを得ず。

更に又府知事の引用せる昭和六年四月各府縣保安、交通課長會議に於ける監督局長指示事項中、路線免許に關し「競願あ

る場合は既營業者の延長出願、鐵道軌道業者の自線に直接關係ある出願、公共團體の其の地域内の出願等は原則として優先的に詮議することの指示あり。之に見るも明かに本路線出願は市營にとりては大國町以北の既營業者の延長出願に外ならず、又該道路を管理し其の維持修繕を負擔せる特殊の地位に在る公共團體の出願なるを以て見れば、該指示事項は却て逆に本市の主張の至當なることを裏書せるものと云ふべく、之を南海鐵道に引用せらるゝは甚だ諒解に苦しむ所なりとす。

抑も大都市の市内交通機關としての乗合自動車の免許は各線各別に考量すべきものに非ず。寧ろ市内交通の體系より觀察し市民の便宜に立脚して經營者を決定すべきものなりと信ず。今現下の問題たる難波住吉線に就いて之を考ふるに、本路線は前に述べたる如く、北は大阪市大幹線たる御堂筋線に接続して南部密集住居地域たる西成、住吉區民の多數が日々本市中樞地帯たる船場、島の内若は國有鐵道の主要驛たる大阪驛附近に往來する重要街路たるに以て、都市計畫事業中最も巨額の費用を投じて竣成せしめたるものなり。然るに今府知事副申の如く、南海鐵道の經營にかゝる自動車を難波住吉

線中特に大國町住吉間に限定して免許し、市營自動車は現在大國町以北を運行せらるゝに拘らず之に免許を與へられざるは、西成住吉區民が市の中央部を往來するに際し、二經營者の自動車を利用するの外途なく、其の乗換を強要し、運賃の二重負擔を餘儀なくし、市民の交通便益を閉却し、遂に市内交通機關の體系を破壊するの譏を免かるゝ能はざる措置なりと云はざるべからず。

更に又南海鐵道の住吉以北に於ける運輸の實情を観るに、其の輸送能力既に、飽和點を超え、頗る乗客の混雑を來たし居るにも拘らず、而も猶自社の利益のみを計るに急にして、堺市以南の運輸に全力を傾倒集中し居れる結果は、市内區間の輸送を閉却無視するの情勢を招致し、該區間乗客の憤懣を買ひ區民の苦情非難の絶えざるは顯著なる事實にして、地方官憲の夙に知悉せらるゝ所、又市民の日々目撃する所なり。是れ實に市民一般の黙視する能はざる所以なり。斯の如きは畢竟交通量の多大なる該地域の運輸事業を一營利會社に獨占せしむるの結果より生ずる一大弊害とも斷ずべきものにして、今茲に本市經營旅客自動車を運行するに於ては、南海鐵道に對し多少の影響を與ふるとするも、其の程度は乗客に對

し他の郊外電車に於けると同等の待遇を與ふるの域に止まるべく、決して同會社の存立を危ふくせざるは勿論、其の收入狀態は會社にとり悲觀すべき程度のものに非らざるべしと信ず。

要之、本件は一見一地方一路線の問題の如くにして決して然らず。是が裁決如何は本市民の公益は勿論延ては地方財政並に自治の興廢に關する重大案件にして、若し將來市内交通にして複雑なる經營主體の續出するに於ては、御省が屢從憑せらるゝ市内交通機關統制は本市亦多年要望せる所なるにも拘らず、實現誠に至難なりと云はざるべからず。本件府知事の副申の報一度傳はるや、關係地方區民は勿論全市民愕然として其の公益の蹂躪せられんとするに驚き、之を非難攻撃するの聲々々たるものあり。今や全市を擧げて自治權益の權護を絶叫し、所在相呼應して猛運動を起すに至れるは寔に故ありと云ふべし。

閣下冀くは如上の實情を諒察せられ、本件に付ては是非其本市に免許を賜はり、尙已に竣成せる本市都市計畫路線上に夫々免許出願せる本市旅客自動車路線延長免許方併せて特に御高麗相仰度憫願に堪えず。

右市制第四十六條に依り意見書提出候也。

(口) 内務大臣宛

本市は市内交通施設の整備統制と市民の公益増進の爲め夙に市内交通機關市營主義の市是を確立し、其の實現に着々邁進し御省に對して軌道の敷設は勿論旅客自動車路線免許に關しても、是亦市營に重點を置かるゝ機具に情を盡して尊慮を煩はすこと茲に數年、未だ其の充分なる實現を見ざるに、今又緊急切實の事情を懇へて明鑑を仰がざるを得ざるに至りたるは寔に遺憾に堪えざる所なり。

抑も本市都市計畫中「難波住吉線」は、本市を南北に貫貫する幹線道路たる御堂筋線に接続する重要街路にして、地域の南部方面より都心に至るに須要なるものとして巨額の工費を以て構築したるものなり。而も其の一部には既に本市高速軌道の特許を得、路面電氣軌道亦敷設特許の出願中なり。更に應急焦眉の要として、本路線に市營旅客自動車免許の申請を爲し、其の運行の一日も速かならんことを屢々要請し來りたることは、本年二月提出したる本市會の意見書を以て委細御省の熟知せらるゝ所なり。

然るに頃日大阪府知事は突如本路線に對し、本市營を排除

し、是が競願者たる南海鐵道株式會社に旅客自動車獨占免許を適當とする旨の副申を付して御省に進達せられたりと聞くに及んでは、常に地方自治體指導擁護の重責を有し市民の公益を尊重せられ居る府知事の措置として失當なりと斷ぜざるを得ず。是れ實に都市交通機關統制の本質を棄し、地方自治體財政に重大なる影響を與へ、地方財政調整の國策に反する副申と謂ふべし。而して其の釋明する所、終始一營利會社の利益擁護にのみ偏し、市民大衆の利害休戚を顧みず、地方議會の意見を無視し、且大阪市都市計畫事業に關する明確なる認識を闕如せるを以て、輿論を承服せしむるに足らず。

今副申の理由とする論旨を具さに検討するに、歸する所(一)南海鐵道株式會社の「同地方開發上に於ける過去の功績」なるものと、(二)「既免許鐵道會社の權益尊重」とに過ぎず。然るに所謂「同地方開發」は本市市域擴張に伴ふ十年來の市勢の膨脹伸展、都市施設の充實整備に依る本市自體の功績にして、南海鐵道の貢獻するところ假りにありとするも到底之に比すべくものあらず。従つて此の理由に依りて該地方の交通權益を南海鐵道にのみ獨占せしむべきものにあらず。又次に「既設鐵道會社の權益尊重」を理由とするに至りては、茲に

常輸送する交通の密度大なるのみならず多年引續き一割内外の利益配當をなせる業績優良なる南海鐵道の如き大會社を保護するの意にあらざるべし。

觀て本市に就て觀るに數年來の財界の不況と私營バスの進出とに相俟つて、本市電氣軌道經濟は極度の疲弊に陥り、一昨年は年々百萬圓乃至參百萬圓の缺損を生じ、昨年來稍好轉の兆あるも僅かに前年同期に比し參拾萬圓乃至五拾萬圓の増収を見たるに過ぎざるを以て、遂に經濟の破綻を來たし、公債元金の支拂をなす能はず、昨年來所謂赤字公債の發行の認可申請を爲し、以て一時を漸く彌縫するの已むなきに至れり。

茲に於て若し本「難波住吉」線を道路に何等の投資するなき南海鐵道に免許せられんか、既設の本市路面、高速兩軌道に重大なる影響を及ぼし、之に投資せる公債償還の財源を失ふに至るべきは必至とす。之を以て府知事の引用せる昭和八年二月鐵道省依命通牒に云ふ所謂「地方鐵道業者、軌道經營者と然らざるものとの出願が競合したるときは鐵道軌業者につきて詮議すべし」とあるは、前記の理由を以て本競願につき本件路線の場合に大阪市を單純なる新規旅客自動車營業者と看

事態を再吟味するの要あり。即ち本市の都市計畫事業たるや關係官廳の參加により將來旅客自動車の運行に依る市内交通の統制にも充分の考慮を拂はれ路線の決定を見たるものとす。従つて本市は都市計畫「難波住吉線」構築に當り工費豫算八百七十九萬餘圓の巨費を以てし、内三百四萬圓は既に免許を得たる高速軌道經濟及目下免許申請中の軌道經濟の分擔支出する所にして、全く本市が獨力執行完成せる主要街路にして而も本市の管理する所なるを以て、是が維持修繕をも本市に於て負擔せざるべからず。故に本市の該路線に係る權益悉も既設南海鐵道と異なる所なく、寧ろ夫れ以上に考慮せらるべきものなりと信ず。更に府知事副申の理由の一に既設鐵道の收益の低下を防止する爲自動車を優先免許すべしとの「鐵道省の依命通牒」の指示に準據して處理せる旨を強調せらるゝと雖も、該通牒の主意は社會通念より推して恐らく既設道路に並行せる地方鐵道軌道業者にして收益率少なく經營困難なるに拘らず、其の自營以外の經營主體を異にせる旅客自動車を免許運轉せられんか其の困難の程度益々加重せらるゝを以て此種鐵道軌道業者の利益擁護の眞意に外ならずと解すべく、大都市内に於ける特殊の都市計畫新設道路に並行し、平

做し、軌道法に基き高速鐵道の免許を得たる本市の權益を無視し、南海鐵道を「影響を蒙るべき既設鐵道業者」として取扱ふは公正なる措置と謂ふを得ず。更に考ふるに本件に對する知事副申は全然本市が道路管理者として該道路の構築維持費の全額を負擔せる重要な點を閑却せり。詳言すれば本年五月十五日御省土木主任官會議の指示事項第九に於て、自動車運輸事業の經營に關し道路の費用を負擔せる公共團體に優先經營せしめられたる旨の御省當局の明白なる指示を無視し、之に對し何等の考慮を拂はざりしが如きは甚だ怪訝に堪えざる所なり。

抑も大都市の市内交通機關としての乗合自動車の免許は、各線各別に考量すべきものに非らず、寧ろ市内交通の體系より觀察し、市民の便宜に立脚して經業者を決定すべきものなりと信ず。今現下の問題たる難波住吉線に就て之を考ふるに本路線は前に述べたる如く、北は大阪市大幹線たる御堂筋線に接續して南部密集住居地域たる西成、住吉區民の多數が日々本市中樞地帯たる船場、島の内若は國有鐵道の主要驛たる大阪驛附近に往來する重要街路たるを以て、都市計畫事業中最も巨額の費用を投じて竣成せしめたるものなり。然るに今

府知事副申の如く南海鐵道の經營にかゝるバスを難波住吉線中特に大國町住吉間に限定して免許し、市營バスは現在大國町以北を運行するに拘らず、之に免許を與へられざるは西成、住吉區民が市の中央部に往來するに際し二經營者のバスを利用するの別途なく、其の乗換を強要し、運賃の二重負擔を餘儀なくし、市民の交通便益を閉却し、遂に市内交通機關の體系を破壊するの謫を免かるゝ能はざる措置なりと云はざるべからず。更に又南海鐵道の住吉以北に於ける運輸の實情を觀るに、其の輸送能力既に飽和點を超え、頗る乗客の混雜を來たし居るにも拘らず、而も猶自社の利益のみを計るに急にして、堺市以南の運輸に全力を傾倒集中し居れる結果は、市内區間の輸送を閉却無視するの情勢を招致し、該區間乗客の憤懣を買ひ、區民の苦情非難の絶えざるは顯著なる事實にして、地方官憲の夙に知悉せらるゝ所、又市民の日々目撃する所なり。是れ實に市民一般の默視する能はざる所以なり。斯くの如きは畢竟交通量多大なる該地域の運輸事業を一營利會社に獨占せしむるの結果より生ずる一大弊害とも斷ずべきものにして、今茲に本市經營バスを運行するに於ては、南海鐵道に對し多少の影響を與ふるとするも其の程度は乗客に對し他の

郊外電車に於けると同等の待遇を與ふるの域に止まるべく、決して同會社の存立を危くせざるは勿論、其の収入狀態は會社にとり悲觀すべき程度のものに非らざるべしと信ず。

要之、本件は一見一地方一路線の問題の如くにして決して然らず、是が裁決如何は本市民の公益は勿論、延ては地方財政並に自治の興廢に關する重大案件にして、若し將來市内交通にして複雑なる經營主體の續出するに於ては、御省が懲適せらるゝ市營主義に依り市内交通機關統制は、本市亦多年要望せる所なるに拘らず、實現誠に至難なりと云はざるべからず。本件府知事の副申の報一度傳はるや、關係地方區民は勿論、全市民愕然として市民の公益の蹂躪せられんとするに驚き、之を非難攻撃するの聲囂々たるものあり。今や全市を擧げて自治權益の擁護を絶叫し、所在相呼應して猛運動を起すに至れるは寔に故ありと云ふべし。

閣下曩くは如上の實情を諒察せられ、本市交通統制と自治の向上發展市民福祉の増進の爲、本市が道路管理者としての立場に思を致され、本件は速に本市に免許相成度、尙竣成せる本市都市計畫路線上にも市營自動車運行を免許方特に御高配相仰度惘願に堪えず。

本市會は去る昭和六年五月二十九日、同七年三月二十六日及同九年二月九日附を以て、本市交通機關統制並市營旅客自動車路線免許に關し意見書を提出せしが、在茲今日に及ぶも免許を得るに至らざるもの甚だ多く、爲に本市バス運輸施設の整備擴張を見る能はざるは洵に遺憾とする所なり。

休戚に關する一大問題にして、本市會の到底默視する能はざる所なり。

今副申の理由とする所を検討するに、歸する所(一)南海鐵道株式會社の「同地方開發上に於ける功勞」、(二)「既免許鐵道會社の權益尊重」に過ぎず。然るに「同地方開發」は本市區域擴張に伴ふ市勢の伸展と都市施設の充實整備に依る本市自體の功績にして、南海鐵道の貢獻するところ假にありとも到底前者に比すべくもあらず。從て此の理由に依りて該地方の交通權益を南海鐵道に獨占せしむべきにあらず。又「既設鐵道會社權益尊重」を理由とするに依りては茲に事態を再吟味するの要あり。即ち本市の都市計畫事業は關係官廳の參加に依り之を決定し、御廳並に主務省の認可する處なり。以て將來バスの運行に依る市内交通にも充分の考慮を拂はれ路線の決定を見たるものと云ふべく、從つて本市は該都市計畫路線新設に方り工費豫算八百七十九萬餘圓の巨費を投じ、内三百四萬圓は既に免許を得たる高速軌道經濟並に免許申請中の軌道經濟の分擔支出する所にして、全く本市が獨力により執行完成せる南北縱貫の重要街路にして、而も本市の管理する所なるを以て、之が維持修繕をも本市に於て負擔せざるべか

(ハ) 大阪府知事宛

本市會は去る昭和六年五月二十九日、同七年三月二十六日及同九年二月九日附を以て、本市交通機關統制並市營旅客自動車路線免許に關し意見書を提出せしが、在茲今日に及ぶも免許を得るに至らざるもの甚だ多く、爲に本市バス運輸施設の整備擴張を見る能はざるは洵に遺憾とする所なり。

今副申の理由とする所を検討するに、歸する所(一)南海鐵道株式會社の「同地方開發上に於ける功勞」、(二)「既免許鐵道會社の權益尊重」に過ぎず。然るに「同地方開發」は本市區域擴張に伴ふ市勢の伸展と都市施設の充實整備に依る本市自體の功績にして、南海鐵道の貢獻するところ假にありとも到底前者に比すべくもあらず。從て此の理由に依りて該地方の交通權益を南海鐵道に獨占せしむべきにあらず。又「既設鐵道會社權益尊重」を理由とするに依りては茲に事態を再吟味するの要あり。即ち本市の都市計畫事業は關係官廳の參加に依り之を決定し、御廳並に主務省の認可する處なり。以て將來バスの運行に依る市内交通にも充分の考慮を拂はれ路線の決定を見たるものと云ふべく、從つて本市は該都市計畫路線新設に方り工費豫算八百七十九萬餘圓の巨費を投じ、内三百四萬圓は既に免許を得たる高速軌道經濟並に免許申請中の軌道經濟の分擔支出する所にして、全く本市が獨力により執行完成せる南北縱貫の重要街路にして、而も本市の管理する所なるを以て、之が維持修繕をも本市に於て負擔せざるべか

らず。此の點に於ては本市は少くとも既設鐵道會社と同等以上の位置に置かれて考慮せらるべきものなり。

又副申の理由として「鐵道省の依命通牒」の主旨に依れることを強調せらるるも、社會通念よりすれば、恐らく其の主旨は既設道路に並行せる地方鐵道、軌道經營者にして収益率少く經營困難なるものに對する利益擁護の意と解すべく、大都市内に於て特殊の都市計畫新設道路に並行し、日常其の取扱ふ交通量頗る多く、多年引續き一割内外の配當を爲せる成績優良なる南海鐵道の如き大會社を保護するの意にあらざるべし。

續て本市について觀るに數年來の財界の不況と私營バスの進出とに因りて電氣軌道經濟は極度の困難に陥り一昨年迄は年々百萬圓乃至三百萬圓の缺損を生じ昨年來稍好轉の兆あるも尙前年同期に比して僅に三十萬圓乃至五十萬圓の増收に過ぎず遂に經濟に破綻を來し昨年よりは公債元金を支拂ふ爲に謂所赤字公債の發行を申請するの已むなきに至れり、若し大國町住吉線を道路に何等の投資なき南海バスに免許せられんか本市既設軌道並に高速鐵道の企業に影響を及ぼし投資せる公債償還の財源を失ふに至るべし。

べき性質のものにして未開業の故を以て本市の權益を無視せんとする論者は、自己に有利なる依命通牒のみを引用し、法の成文を曲解せんとするものなり。

更に又前記鐵道省依命通牒中に引用せる昭和六年四月各府縣保安及交通課長會議に於ける監督局長指示事項中、路線免許に關し「競願ある場合は既營業者の延長出願鐵道軌道業者の自線に直接關係ある出願、公共團體の其の地域内の出願等は原則として優先的に詮議すること」の指示あり。之につきて觀るも、本路線出願は市營にとりては大國町以北の既營業者の延長出願にして、又該道路を管理し其の維持修繕を負擔せる特殊の地位にある公共團體の出願なるを以て見れば、該指示事項は却て逆に本市の主張の至當なることを裏書せるものと云ふべし。

更に又本年五月十五日内務省土木主任官會議の指示事項第九に於て、道路行政の主管當局より自動車運輸事業の經營に關しては道路の費用を負擔せる公共團體に優先經營せしめられたき旨の明白なる指示あるにも拘らず之を却却無視し、本市の立場に何等の顧慮をも拂はざりしは甚だ怪訝に堪えざるどころなりと斷ぜざるを得ず。

仍て閣下の引用せる昭和八年二月鐵道省の依命通牒に所謂「地方鐵道業者、軌道業者につきて詮議すべし」とあるは前記理由に依り本競願につき本件路線の場合に大阪市を單純なる新規バス經營者と看做し軌道法に基き高速鐵道の免許を得たる本市の權益を無視し南海鐵道を「影響を蒙るべき既設地方鐵道業者」として取扱ふは事態の真相の正視を缺き究に通牒の眞意を曲解せるものにあらずんば甚しく誤解せるものと云はざるべからず。

又「地方鐵道業者、軌道經營者」とは現に開業せるものに限りに考慮すべき性質のものなりとの説をなすものありと雖も、地方長官の副申をなすべき權限の根源たる自動車交通事業法施行規則第五條に依れば「地方長官は免許申請書に左の事項に關する調査書を添へ免許の許否に關する意見を附し之を傳達すべし」とし其の事項中四として「自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、索道、等（未開業のものを含む）に及ぼす影響」をも調査すべしとせり、大阪市が本件路線上に有する高速鐵道は未開業の時期に在るも閣下の副申中に於て數百メートルを距てたる南海鐵道路線よりも直接の影響を蒙る

抑も大都市の市内交通機關としての乗合自動車の免許は各路線各別に考慮すべきものにあらず、寧ろ市内交通の體系上より觀察し市民の便宜に立脚して經營者を決定すべきものなりと信ず。今現下の問題たる難波、住吉線につきて考ふるに、本路線は北は大阪市主要幹線たる御堂筋線に接続して、南部密集住居地域たる西成、住吉區民の多數が日々本市中樞地帯たる船場、島の内若は國有鐵道の主要驛たる大阪驛附近に往來する重要街路として本市が都市計畫事業中最も巨額の費用を投じて竣成せしめたるものなり。然るに今閣下副申の如く南海鐵道の經營バスを難波住吉線中特に大國町住吉間に限定して免許し、市營バスは現在大國町以北を運行せるに拘らず之に免許を與へられざるとせば、住吉、西成區民が市の中央部に往來するに際し、二經營者のバスを利用するの外なく、利用者に対し無用の乗換と賃金の二重負擔とを強要するの結果となり、市民の交通便益を無視し、市内交通機關の體系を破壊するの議を免かれざるべく、一營利會社の立場に偏重し、市民の公益を忘れ、市内交通機關の本質を没却せる措置と云はざるべからず。

更に又南海鐵道の住吉以北に於ける運輸の實情を觀るに、

其の輸送能力既に飽和點を超え、頗る乗客の混雜を來し居るにも拘らず、而も猶自社の利益を計るにのみ急にして、堺市以南の運輸に全力を傾倒集中し居れる結果は、市内區間の輸送を閑却無視するの情勢を招致し、爲めに其の取扱が乗客の憤激を買ひ、區民の絶えざる苦情と非難とを受けつつあることは顯著の事實にして、閣下の夙に知悉せられ居る所、又市民の日々目撃せる所なり。是れ實に市民一般の默視すること能はざる所以なり。斯くの如きは畢竟交通量多き該地域の運輸事業を一營利會社に獨占せしむるの結果より生ずる一大弊害と斷すべきものにして、假に今ここに本市營のバスを運行して南海鐵道に對し多少の影響を與ふるとするも、其の程度は乗客に對し他の郊外電車に於けると同等の待遇を與ふるの域に止まるべく、決して同會社の存立を危くせざるは勿論、其の収入状態は會社にとり悲觀すべき程度のものに非ざるべしと信ず。

閣下這般の事情御賢察の上、一營利會社の權益と二百六十萬市民の權益と何れが重きやに深く意を致され、曩に柴田知事が一般に聲明の上本市に交付せられたる覺書の「將來市内のみに止まる問題に付ては市の優先的地位を認む」の主旨に

則り、本市が道路管理者としての立場と本市交通統制の本義と又自治體財政調整の見地とに清鑑を垂れ、速に前記私營會社に對する免許副申を取消し、本市營旅客自動車運行免許方改めて副申進達相成様御詮議相煩度と同時に、曩に一度免許方察何せられたる御堂筋線其の他に對し至急免許相成候様御申達相煩度。
右市制第四十六條に依り意見書提出候也。

二 東京市電氣局従業員罷業問題

一 罷業の動因となりたる東京市電氣事業經濟更生計畫

今回東京市長が、其の責任に於て實施に決し、市會に報告したる上發表した同市電氣局經濟更生案の内容は次の如くである。

一、市電(電車)經濟の不足年額 約八百五十萬圓
一、今後の節約年額 約八百六十萬圓

内 譯

A 公債關係

- 1 低利借替差益 八十萬圓
- 2 長期借替差益 三百二十萬圓

B 人件費關係

- 1 傭員 給 三百二十萬圓
- 2 職員 給 四十萬圓

C 電力關係

自給計畫に依る 百萬圓(節約總額二百四十五)
電力料金の節約 (萬圓中電車經濟分)

附錄 二 東京市電氣局従業員罷業問題

前記傭員人件費節約案(Bの1)の内容

- 一 方法 現従業員に對し所定の退職給與金並整理手當を支給して一應退職せしむると同時に低下した給料により改めて引續き就業せしむ
- 二 適用人員 一〇、一二九人 (内電車關係 六、九一六人)
- 三 整理手當

總 額 二〇、四五二、一一二圓

(内電車關係 一六、六〇四、五二一圓)

一人當平均 二、〇一九圓

- 四 新給料 各自現在の本給と初任給(大體一圓二十五錢)との差額の一割を初任給に加算したるもの
- 五 經費節約年額 四、一八三、五一九圓

(内電車関係 三、二二八、一〇三圓)
右の中、直接に従業員の罷業原因となつた傭員人件費節約案の内譯並退職給付金、整理手當、更改採用其

他に付ての市電當局の説明、新舊給料の比較を参考として掲ぐれば次の如くである。

A 傭員人件費節約實施案の要綱

| 種別 | 職名 | 人員 | 現在 | | (A) 差引額 | 整理手當 | | 整理手當相當額 | | 再差引額 | | | |
|-----|------|--------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----|-----|
| | | | 給與額 | 更改採用 | | 市債元利 | 元利均分額 | (B) 元利均分額 | (C) 据置期間中の利子額 | (A) | (B) | (A) | (C) |
| 電車 | 車掌 | 三人 | 四、〇七〇、八二五 | 二、二七〇、四〇〇 | 一、七六〇、四二五 | 七、四七二、六二八 | 五七四、四七七 | 三三六、三九七 | 一、三三二、九八八 | 一、四六一、四六六 | | | |
| | | 運轉手 | 一、九八三 | 二、六四四、五七四 | 一、四四七、九五〇 | 五、二八七、六二四 | 四〇〇、一九八 | 三三四、八四四 | 七九五、三六二 | 九六、七七五 | | | |
| | | 信號手 | 一七九 | 三六、八五〇 | 一八六、七九九 | 一七三、一三一 | 七三、七五三 | 三三、五二四 | 二一七、五五八 | 一四、九五七 | | | |
| | | 小計 | 五、四三三 | 七、〇五二、四四九 | 三、八八九、三四三 | 三、六六、二五三 | 一、〇三二、三三八 | 六〇三、六七七 | 二、二三六、八八七 | 二、五六四、四七六 | | | |
| 自動車 | 車掌 | 計 | 六、九六八 | 八、八八〇、八二四 | 一、九一五、五八八 | 三、九三五、〇二六 | 一、二七六、四九一 | 七四七、〇三〇 | 二、六九八、八八五 | 三、三三六、一〇三 | | | |
| | | 運轉手 | 八七四 | 五九、一四四 | 四九、六六四 | 一、〇三〇、三三六 | 一五、八五四 | 九、三〇〇 | 一、三〇、六七六 | 二、〇一、四五〇 | | | |
| | | 小計 | 八二二 | 九八、〇三三 | 六八、三二八 | 二六、〇三三 | 七八、七八八 | 四六、二一九 | 三二、七二七 | 二、四四九、九六六 | | | |
| | | 一般傭員 | 一、九八五 | 一、五三三、四七七 | 一、〇〇七、七九三 | 四、五五五、六八五 | 一、三三二、〇九二 | 五、三三三、九九九 | 三、〇〇、七三三 | 三〇、一六六 | 三〇、一六六 | | |
| 合計 | 一般傭員 | 計 | 一、九八五 | 一、八〇七、九八〇 | 一、二二二、三九九 | 五、四四六、九四〇 | 一、五五、五二八 | 二六、四三三 | 二一、八五七 | 四六、一五〇 | | | |
| | | 電燈一般傭員 | 六六五 | 六九九、四三三 | 四五、四九九 | 二、三三、三四四 | 九八、八九八 | 七五、二四五 | 四四、〇五二 | 三〇八、六七九 | 二二九、八八二 | | |
| | | 貯工一般傭員 | 五五一 | 六八三、四七七 | 三六三、四四二 | 三、九、七五五 | 一、三三三、二六五 | 一〇、〇三四 | 六、八六六 | 二二五、九四二 | 二五九、〇九九 | | |
| | | 合計 | 一〇、二二二 | 一〇、〇四四、六四四 | 六、八八九、七〇〇 | 五、一〇〇、六六四 | 一、三三三、二六五 | 一、五七、七二九 | 九、二〇、三三三 | 三、五三三、五八五 | 四、一八三、五九九 | | |

B 退職給付金、整理手當、更改採用其他の説明要旨(東京市電氣局が従業員に配布したるものに據る)

一、来る九月十日迄に退職の申出なき場合は改めて引き続き就職せるものと見做す、但し電車女子車掌、日給一圓二十五錢未滿の技工、日給一圓未滿の普通傭員技工を除くと運輸補助手は從來と何等變らず。

二、右に依る新就職者の特典

(1) 普通は初任給で採用するが今回限り特に更改給で採用される。更改給とは退職當時(臨時増給の者はその増給直前)の日給額(年功加給日額を含む)から初任給を控除した額の二割を初任給に加算したもの。

(2) 退職年金は之を受けながら勤務出来る。

(3) 褒賞休暇の取扱に關しては退職前から引き続き在職したものと見做す。

(4) 次期の賞與の計算に關しても退職前から引き続き在職したものと見做す。

三、給付金及手當

引續き更改給で勤務する者も今回に限り次の三つの給付金や手當が全額即金で貰へる。

1 退職給付金 共済組合から支給するもので組合加入後二十年を経過しない者は退職一時金(附表第二號参照)、組合加入後二十年以上を経過した者は退職一時金と退職年金(附表第一號参照)の中で希望のものが貰へる。

附表第一號(退職年金)。

二十年以上二十一年未滿 給料月額ノ百分ノ四百二十五
二十一年以上二十二年未滿 同 百分ノ四百五十

| | | | | | |
|---------------------|---|----------|---------------------|---|--------|
| 二十二年以上二十三年未滿 | 同 | 百分ノ四百七十五 | 六年以上七年未滿 | 同 | 百分ノ百十 |
| 二十三年以上二十四年未滿 | 同 | 百分ノ五百 | 七年以上八年未滿 | 同 | 百分ノ百二十 |
| 二十四年以上二十五年未滿 | 同 | 百分ノ五百二十五 | 八年以上九年未滿 | 同 | 百分ノ百三十 |
| 二十五年以上二十六年未滿 | 同 | 百分ノ五百五十 | 九年以上十年未滿 | 同 | 百分ノ百四十 |
| 二十六年以上二十七年未滿 | 同 | 百分ノ五百七十五 | 十年以上十一年未滿 | 同 | 百分ノ百五十 |
| 二十七年以上二十八年未滿 | 同 | 百分ノ六百 | 十一年以上二十一年未滿 | 同 | 百分ノ百五十 |
| 二十八年以上二十九年未滿 | 同 | 百分ノ六百二十五 | 一年毎ニ前項ノ額ニ給料月額ノ百分ノ三ヲ | | |
| 二十九年以上三十年未滿 | 同 | 百分ノ六百五十 | 逐次加算シタル額 | | |
| 三十年以上四十年未滿 | 同 | 百分ノ六百五十 | 二十一年以上四十年未滿 | | |
| 一年毎ニ前項ノ額ニ給料月額ノ百分ノ三十 | | | 一年毎ニ前項ノ額ニ給料月額ノ千分ノ十五 | | |
| ヲ逐次加算シタル額 | | | ヲ逐次加算シタル額 | | |

附表第二號(退職一時金)

| | | | | |
|---------------------|------------|-----------|--------------------|--------------------|
| 普通組合員ニ在リテハ左表ニ組合加入年月 | | | 2 整理手當 | 勤務年數に應じ左記標準に依り支給す。 |
| 數ヲ乗シタル額 | | | 勤務年數に應じ左記標準に依り支給す。 | |
| 特別組合員ニ在リテハ其ノ二分ノ一 | | | 記 | |
| 一年以上二年未滿 | 給料月額ノ百分ノ五十 | 一年未滿 | 一年未滿 | 給料一ヶ月分 |
| 一年以上三年未滿 | 同 百分ノ五十 | 一年以上二年未滿 | 一年以上二年未滿 | 同 二ヶ月分 |
| 一年以上四年未滿 | 同 百分ノ八十 | 一年以上四年未滿 | 一年以上四年未滿 | 同 四ヶ月分 |
| 一年以上五年未滿 | 同 百分ノ九十 | 一年以上七年未滿 | 一年以上七年未滿 | 同 五ヶ月分 |
| 一年以上六年未滿 | 同 百分ノ百 | 一年以上十年未滿 | 一年以上十年未滿 | 同 六ヶ月分 |
| | | 一年以上十三年未滿 | 一年以上十三年未滿 | 同 七ヶ月分 |

3 震災給與金 大正十三年二月二十九日以前から引
 續き勤務されて居た者に對し給料月額ノ二分の一
 に相當する給與金を支給す。
 四、臨時増給 退職される際、増給に必要な精勤月數
 時増給す。

C 新舊給料比較

| 職名別 | 現在月收平均 | 今後月收平均 | 減率% | 整理手當を考慮したる減率% |
|----------|--------|--------|-----|---------------|
| 電車車掌 | 105.69 | 99.24 | 4.4 | 1.8 |
| 電車運轉手 | 104.00 | 99.96 | 4.5 | 1.9 |
| 信號手 | 106.78 | 95.66 | 4.8 | 2.2 |
| 自動車車掌(女) | 86.34 | 86.41 | 0.0 | 増六 |
| 自動車運轉手 | 98.61 | 69.19 | 30 | 四 |
| 電燈備人 | 86.83 | 51.66 | 41 | 一五 |

右從業員の整理手當に要する二千四十五萬餘圓を年
 利率四分五厘、五箇年据置、二十箇年償還の條件を以
 て起債に求むることとしたるも、此起債案はその他の
 更生諸案とともに電氣事業委員會、市參事會市會等に

附議したるものに非らず所謂市制第九十一條の市長專決を以つて行はれたるものなるも、形式上は九月二日の市會に於て報告を了したることになつてゐる。當日の市會は所謂無産派市會議員を指導者とする黎明會(議員數十五名)議員の反對ありしも、議員の大半は退場せしめたため、定員に満たざるの理由によつて遂に散會となつたのである。

右の案を決するに至つた東京市の事情に付ては、山下電氣局長の「市電の更生に關し市民各位に謹告」と題して市民に、「従業員諸君に寄す」と題して従業員に配布したる左記文中に示されてゐる。

市電の更生に關し市民各位に謹告(要領)

當局事業の根幹を爲して居る電車事業に就いて概略申し上げますと本市が東京鐵道株式會社の事業を買収して創業致しましたのは明治四十四年八月一日で其の後極めて順調な發達を續けて居たのであります。即ち買収當時の乗車料収入は一日二萬圓に足りなかつたのであります。累年遞増して大正二年度には二萬三千圓、五年度には二萬九千圓八年度には四萬七千圓、十一年度には八萬七千圓に達し其の年額三千百八十萬

圓、輸送人員四億八千萬人に及び實に市電の黄金時代を現出したのであります。然るに翌十二年彼の大震災の襲來を受け事業施設の大半を焼失し莫大な損害を蒙つたのであります。之を轉機と致しまして不幸々々減收を續けることとなり特に昭和四年度以降七年度迄は毎年二百萬圓内外の減收を示し八年度に於ては年收僅かに一千八百八十餘萬圓に過ぎず之を黄金時代に比較致しますと千三百萬圓の激減でありまして轉今昔の感に堪へないものがあります。歴代理事者も此の趨勢に對して百方對策を講じたのであります。遂に收支の均衡を保持することを得ず昭和三年度以降毎年赤字を出すに至つたのであります。その數額を申し上げますと昭和三年度三十五萬圓、四年度百七十萬圓、五年度三百四十萬圓、六年度五百十萬圓、七年度八百四十萬圓、八年度九百三十萬圓といふ驚くべき赤字の躍進を見たのであります。之が補填方法と致しましては六年度迄は財産の賣拂、積立金の處分、公債支拂の延期等の方法に依り辛うじて辻褄を合せて來たのであります。七年度以降は是等の綱絀策も盡き果て已むなく次年度の收入から前借して所謂線上充用の非常手段に訴へた實情に在るのであります。

此の市電不振の原因と致しましては之を大別して乗客の減少に伴ふ乗車料収入の遞減と、經營費の緊縮難並市債費の膨脹に基く支出の増嵩とを挙げ得るのであります。

乗車料収入の遞減 さて市電減收の原因を仔細に討究致しますに之は勿論一般財界の不況震災後に於ける戸口の新市場移動に因るものも決して尠くないのであります。最も致命的な打撃は競争機關の進出に在るのであります。具體的に申しますと省線が大正十四年に上野神田間、昭和六年に兩國お茶の水間に開通致しましてからはそのスピードアップは低廉な定期券制と相俟つて従來の郊外電鐵市電の交通徑路を郊外電鐵省線の徑路に變更せしめたのであります。次に圓タクでありますが大正四年に僅かに九十四臺に過ぎなかつたものが現在は一萬一千臺を算するといふ異常な發達を示したのであります。此の外近く雷門新橋間を結んだ地下鐵や乗合自動車の活躍も亦侮り難い脅威を示して居るのであります。

上述の通り市電は全く腹背に敵を受けて悲壯なる血戰を續けて居る實狀でありまして十數年前帝都總交通量の六割を輸送して斯界に君臨した昔日の優越性も獨占性も全く蹂躪せられ今は僅かに二割餘を運ぶに過ぎない窮狀であります。

經營費の緊縮難 由來事業は如何に減收を續けましても支出が之に順應して節減せられ收支の均衡が保たれますならば減收必らずしも憂ふるに足らぬものと思ふのであります。觀つて電車事業の支出を觀ますに洵に寒心に堪へないものがあるのであります。先づ經營費に就いて申しますと昭和八年度は約一千五百萬圓でありまして乗車料収入の約八割に該當致して居ります。此の經營費の緊縮に就いては歴代理事者の最も苦慮したところでありまして之を最高額に達した大正十三度に比較致しますと約一千萬圓の節減と相成つて居ります。何分にも經營費の過半は運輸費であり運輸費の九割餘は従業員の勞銀であります爲之を切り詰めることは諸種の困難を伴ふのみならず、社會情勢上之を取行するに容易ならざる事情も伏在するのであります。此の間の事情謂はゞ市電經營費の特殊性ともいふべきものが市電の樹直しを策する上に尠からず支障を來して居るのであります。市電經營上の悩みが此の點にも潜んで居る次第であります。

市債費の増嵩 本市が電車事業に注ぎ込んだ資本金は總額二億三千餘萬圓でありましてその内自己資本に依つたもの二千百餘萬圓を除きました二億八百餘萬圓は借入資本であります。

して之は軌道事業費買収費（六一、六二〇千圓）、買収直後事業擴張費（一一、二〇〇千圓）、第一次及第二次事業擴張費（八七、八八二千圓）、第一次及第二次復興事業費（四八、一六六千圓）等に使用したのであります。

本市は此の借入資本を得ます爲に券面額に致しまして二億二千四百餘萬圓の市債を起しました、その内一億餘百萬圓は外債でありまして残りの一億二千三百餘萬圓は内債であります、この内外債を通じて今日迄の間に償還致しましたのは二百餘萬圓で残りの一億九千七百餘萬圓が負債となつて居るのであります、此の莫大な市債の元利拂に要する費用即ち市債費は大正十四年度八百九十萬圓、昭和四年度九百五十萬圓、同八年度千四百七十萬圓、同九年度千六百三十萬圓となり事業収入の激減して行くのに反し年次激増致して居るのであります、即ち乗車料収入の最高額に達した大正十一年度に於ては乗車料収入三千百八十萬圓に對し市債費は僅かに七百四十萬圓に過ぎなかつたものが昨八年度に於ては乗車料収入に於て千三百萬圓激減したるにも拘らず市債費は逆に七百三十萬圓の激増と相成つて居るのであります。

當局に於きましては鋭意事業不振の原因を調査討究してそ

此の危機に當面する市電を更生せしめる方案として或は電車公債を普通經濟に肩替りせよとの説や或は電車事業を民間に委譲せよとの説を爲す向もある様でありますが仔細に考究致しますと遽かに與みし難いことを發見するのであります。

先づ「公債の肩替り案」に就いて申上げますと軌道事業の總資本額に對し述べました通り二億三千餘萬圓と相成つて居りますが、此の内には東鐵買収権利金二千五百餘萬圓、道路擴張橋梁分擔金三千九百餘萬圓、震災の直接損害金二千五百萬圓、合計九千九百萬圓の効用を發揮しない資産を包含してゐることとは事實であります、是等の謂はゞ空資産とも稱すべきものに相當する市債を普通經濟に肩替りすべしといふのがその論旨のやうであります、之は市電の立場から見ますれば負擔半減で誠に結構な次第であります、一步退いて考へますと肩替りをしてもしなくても東京市の市債たることに變りはないのであります、異なる所は結局に於て償還財源を乗車料収入に仰ぐか又は租税に求めるかといふ點に歸着するのであります、而して普通經濟に肩替りする結果之を租税に求めることになり、市債九千九百萬圓の元利償還年額（期限二十年、年利四分五厘の均等償還）は六百九十餘萬圓となり、之を東

の對策を樹立し所期の効果を收める爲學局一致の努力を續けて居るのであります。

即ち大東京交通機關の統制、大東京の實現に伴ふ現行運輸系統の再吟味、乗車料金制に關する考查、電車バスとの乗継、郊外電車バスとの連絡運輸、車輛の改良、サービスの改善等を企圖し夫々之が實現に努むるの外、一般市民各位に市電の現況を懇へて理解ある御後援を御願ひ致しました如き皆その増収策の一端であります。

次に支出に就いては或は電力自給計畫を樹立して年額二百四十萬圓の電力料を減じ、或は運輸の合理化に依りて人件費物件費の冗費を節し、或は高利債を低利に借換へて市債費の軽減を計り、或は既定計畫中急を要せざるものに就ては繰延又は中止を斷行する等専ら經費の節約を計り收支の均衡を得るに努めて居る次第であります。

然しながら之等の努力も市電の頹勢を挽回して根本的に財政を樹直すことは困難でありますのみならず、從來收支の一時的辻褄を合せざる爲に繰延べて來ました市債元金の償還期が逐次到達する結果市債費は今後益々膨脹して市電財政上の一重大壓と相成つて居るのであります。

京市一戸當りに致しまして約六圓の増税と相成ります、即ち現在一戸當り負擔二十七圓餘に對して二割以上の増税となり、ますので現下の諸情勢に鑑みまして實行は極めて困難であると思はれるのであります。

次に「民間委譲」説であります、此の結果は恐らく從來の公營主義の特長が抹殺せられ、結局營利の爲めに遂には採算の採れぬ路線は廢棄せられ或は料金の引上げが策せられ、延いては一般交通機關の料金に逆影響を及ぼすこと、想像せられるのであります、私は市民各位に對し最も低廉且普遍的な交通手段を提供する爲にも電車事業の經營は矢張り市營に依るべきであると信ずる次第であります。

之を要約致しますと「市電は市民の電車」として飽迄市營のもとに經營すべきものであると確信致します、然して電氣局財政状態は前述の如くであり「公債肩替り」案は實行困難の現狀に在ります、茲に於いて私は慎重考慮の末從來の方策に更に次の二案を加へて市電財政の基礎を確立致し度いと決心した次第であります、即ちその一は公債問題であり、他は勞銀問題であります、之に關しては從來屢々論ぜられたところであり、其の内容に至つては自ら之と異なるものがある次第

であります。

先づ公債問題でありますが電氣局事業の性質と其の事業施設の状況とに鑑み従来の低利債借替の外短期債を長期債に借替へ以て市債の負擔を軽減せんとするものであります。

次に勞銀問題でありますが是については事業經營の方面からのみでなく問題自體の性質に鑑み特に慎重熟慮を重ねた次第であります。

從來運輸費節減の方策として行はれた人件費の削減は概ね従業員を整理し又は其の給與手當等を減額する方法でありましたが、之等は或は失業者を街頭に送る結果となり、或は従業員の収入を無條件に低下せしめるとなり、又その程度が微温的なときは所期の効果を收め得ずして屢々之を繰返すこととなりましてその結果絶えず、従業員に精神的の不安を與へその能率を阻害すること、相成るのであります、殊に當局事業の如く公安に關するものありましてはその従業員の精神的の不安が如何なる影響を社會に及ぼすかを考へます時私共はその責任の重大なるを痛感せざるを得ないのであります。

茲に於て私共の到達した最後の案は次の通りであります、

年度までの赤字は財産の賣拂、積立金の處分、公債支拂の延期等の方法により辛うじて之を補填して來たのであります、七年度に至りましては赤字は更に躍進して八百四十萬圓といふ驚くべき數額に達し萬策盡きて遂に次年度の収入から前借して五百三十萬圓を所謂繰上充用するの餘儀なきに至つたのであります、八年度に於きましては赤字九百三十萬圓の中約八百萬圓を同様繰上充用の非常手段に依り辻褄を合せたといふ苦しい財政状態に相成つて居るのであります、此の状態を以て推移致しますときは今後財政上の苦惱は益々加重せられる許りで事業の更生は百年河清を待つとの感を深くするのであります、之は軌道事業の現状であります、自動車事業に就きましても亦供給事業の經營に於きましても未だ樂觀を許さない情勢であります之を要約致しますに當局事業は全般に亘つて今や非常な危機に直面致して居るのであります、之が打開樹直しに關しましては昨年十一月迄今春四月發表致しました通り、専ら積極的經營方針に依り自力更生を企圖した次第でありまして、市債費の低利借替、電力の自給計畫、既定計畫の繰延中止、運輸の合理化等を策して鋭意經費の節約を計ると共に他面乗車料金の改正、電車バスの乘繼、郊外電車バスと

即ち現従業員に對し所定の退職給與金並手當を支給して一應退職せしむると同時に低下した給料に依り改めて引續き就業せしめんとする方法であります。

本案が實現致しますれば今後收支の均衡は保たれ事業の經營は本然の姿に復し事業の使命は完全に果さるべきことを確信致して居る次第であります、殊に勞銀問題に就ては、根本的對策でありますから私共に於きましても全力を傾倒して萬遺漏なきを期する覺悟であります、どうか市民各位に於かれましても私共の微衷を諒とせられ市電更生の爲絶大なる御援助御鞭撻を賜はらんことを切に御願致す次第であります。

従業員諸君に寄す（要領）

さて當局の現状に就いては既に諸君も御承知の通り極めて寒心に堪へない状態であり、軌道事業に就いて簡単に申しますと經營費の節約難や市債費の増加は收入の漸減と相俟つて收支の均衡を破り茲數年來毎年赤字を出すこと、相成つたのであります、即ち昭和三年度三十五萬圓であつた赤字は逐年膨脹して四年度百七十萬圓、五年度三百四十萬圓となり六年度には五百十萬圓の巨額に達したのであります、此の

の連絡運輸、車輛の改良、サービスの改善等に努めて乗車料収入の増加を圖り、之が實現の爲諸君の協力を得て一意邁進して來た次第であります、此の根本方針は今後も決して之を變更することなく益々之が實現に全力を傾倒する覺悟であり、すが、今日迄の實績並四圍の諸情勢に鑑みます時從來の方策にのみ依りましては遺憾乍ら事業の根本的樹直しは未だ期待し難いのであります、續つて當局事業の更生策として世上或は電車公債を普通經濟に肩替りすべしとか或は電車事業を民間に委譲すべしとか主張する向もある様であります、然し乍ら公債肩替り案は畢竟市民に對し莫大な増税となり、又民間委讓案の如きは事業の本質と市民の福祉に鑑み茲に改めて論ずる迄もないところであります、所詮市電は市民の電車として經營すべきものであると信するのであります、諸君も當局事業の現状と四圍の情勢を考察される時、必らずや私と同一の結論に達し事業の前途と諸君の身邊に一縷の不安を感ぜらるゝことと思ふのであります、私は彼を思ひ之を念ふ時一日も晏如たるを得ないのであります、今にして斷然決意するところがなければ當局事業は遂に救ふべからざる状態に立到

ることを深く憂ふるものであります。

茲に於て私は慎重熟慮の末從來の方策に更に次の二案を加へ以つて市電財政の基礎を確立致し度いと決心した次第であります、その一つは市償費の軽減であります、之は從來も考慮せられた低利債借換に依る方法の外、新に長期債に變更することにより既定の財政計畫に基く市償費の軽減を策せんとするものであります、他の一つは運輸費に人件費の緊縮であります、之に就いて從來も屢々繰り返されたものであり又直接諸君の生活にも關聯するものでありますから私は諸君日頃の勞苦殊に最近に於ける涙ぐましい努力を想起し幾度か躊躇逡巡したのであります、その時私の胸底に力強く萌したものは永遠に諸君と事業とを救はんとする大乗的な考へでありました、換言致しますれば私が涙をのんで切々たる私情を去り最後の斷案に到達致しましたのも一に事業を愛し諸君の將來を思ふ一念に外ならないのであります、而して通常行はれる人員の整理又は給與手當削減の方法の如きはその結果或は失業者を街頭に送ることとなり或は繼續勤務する者の給與を無條件に減ずることとなり又その程度が輕少なる時は所期の結果を收め得ずして幾度繰返される虞がありますから之が實

施に當りましては特に諸君の立場を考慮した次第でありまして茲に作製した案は次の通りであります、即ち所定の退職給與金並手當を全額即金を以て交付し、低下した給料により改めて引續き勤務せられんことを希望するのであります。幸に諸君の理解ある協力を得、上述の諸案が實現致しますれば當局財政の基礎は確立せられ苦難に充ちた赤字時代を昔語として追憶する日も決して遠くはないと確信致して居ります。どうぞ諸君に於ても私の苦衷を諒察せられ更始一新の意氣を以て市電更生のため今一層御協力あらんことを熱望してやまない次第であります。

尙ほ市電氣軌道事業の昭和十年度以降十箇年間の財政計畫昭和三年度以降決算收支過不足額、大正十一年度以降電車乗車料經營費、市債一覽、同電車乗車料に對する經營費割合、同電車運輸費内譯割合を參考として掲ぐれば次の如くである。

(更生案資料其一中四、七、一〇、二一に據る)

一、電氣軌道事業收支概算表 (昭和十年度以降・千圓單位)

| 科 目 | 昭和十年度以降 | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 昭和十年度 | 昭和十一年度 | 昭和十二年度 | 昭和十三年度 | 昭和十四年度 | 昭和十五年度 | 昭和十六年度 | 昭和十七年度 | 昭和十八年度 | 昭和十九年度 |
| 歳入 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 雑収入 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 病院並診療所収入 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 納付金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 事務費分擔金繰入 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 使用料 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 財産より生ずる収入 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| 歳出 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 事務費 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 運輸費 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 電力料 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 | 8,150 |
| 維持補修費 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 | 1,850 |
| 受託事業費 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 病院並診療所費 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 特別給與金 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 |

| 科 目 | 昭和三年度 | | 昭和四年度 | | 昭和五年度 | | 昭和六年度 | | 昭和七年度 | | 昭和八年度 | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 出 計 | 入 計 | 出 計 | 入 計 | 出 計 | 入 計 | 出 計 | 入 計 | 出 計 | 入 計 | 出 計 | 入 計 |
| 小 計 | 三,〇〇八,五八六 | 三,〇〇八,五八六 | 一,九八三,〇四三 | 一,九八三,〇四三 | 一,八二五,六八八 | 一,八二五,六八八 | 一,七四九,六五五 | 一,七四九,六五五 | 一,六三三,五八三 | 一,六三三,五八三 | 一,四七九,六四七 | 一,四七九,六四七 |
| 市 債 費 | 九,二八八,八九〇 | 九,二八八,八九〇 | 九,四八七,二三三 | 九,四八七,二三三 | 九,八〇一,五八三 | 九,八〇一,五八三 | 一〇,三九七,三三三 | 一〇,三九七,三三三 | 一三,六三三,八七六 | 一三,六三三,八七六 | 一四,六七二,七九九 | 一四,六七二,七九九 |
| 差引 | △ 三,〇〇八,五八六 |
| 普通經濟入繰入 | △ 三,〇〇八,五八六 |
| 高遠鐵道事業資金繰入 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 供給歳計不足貸付金償還 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 乗合建設費資金貸付金償還 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 準備積立金處分 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 土地 賣 却 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 資本勘定資金繰充當 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 損害 補 償 金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 普通經濟よりの補填 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 供給乗合よりの補填 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 減債基金にて立替支出 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 貯工資金の運用 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 供給準備積立金繰替 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 法 表 | 昭和三年度 | 昭和四年度 | 昭和五年度 | 昭和六年度 | 昭和七年度 | 昭和八年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同減損補填積立金繰替債 | — | — | — | — | — | — |
| 翌年度歳入繰上充用 | — | — | — | — | — | — |
| 當該年度缺損分 | — | — | — | — | — | — |
| 爲替差損金 | — | — | — | — | — | — |

三、電車乗車料經營費市債費一覽表 (大正十一年度以降)

| 年 度 | 乘 車 料 | 經 營 費 | 市 債 費 |
|---------|-----------|-----------|------------|
| 大正 一 一 | 三,一八四,九四三 | 三,一五九,二二二 | 七,四三七,五五八 |
| 一 二 | 三,四七六,三六六 | 三,〇三四,七七七 | 八,九三四,四六九 |
| 一 三 | 三,七三三,五六六 | 三,四八七,九九一 | 九,五三三,九九九 |
| 一 四 | 三,七六八,七〇一 | 三,四〇四,七三〇 | 八,八八五,三六六 |
| 昭 和 元 元 | 三,九〇四,七七一 | 三,三九七,四四三 | 八,七三三,三三六 |
| 二 | 三,八五九,六三六 | 三,三〇七,七七九 | 九,三三三,〇七七 |
| 三 | 三,九〇六,三三三 | 三,四一九,四八四 | 九,三三三,八八一 |
| 四 | 三,七〇一,七五四 | 三,三五六,九三三 | 九,四八七,二三四 |
| 五 | 三,七九六,九五七 | 三,二八八,〇〇〇 | 九,八〇一,五八三 |
| 六 | 三,三三三,三三六 | 三,七三三,七〇六 | 一〇,三九七,三三三 |

| 年度 | 乘車料 | 經營費 | 市債費 |
|--------|------------|------------|------------|
| 七 | 一九,一九八,一三五 | 一六,七七八,三三二 | 二,六三三,八七六 |
| 八 | 一八,八五三,五六六 | 一四,九七六,六四八 | 一四,六七二,七九九 |
| 九 (豫算) | 一九,六八三,〇〇〇 | 一五,三六四,三九五 | 一六,三四五,一六七 |

四、電車乘車料に對する經營費割合 (大正十一年度以降)

| 年度 | 乘車料 | 經營費 | | | 乘車料に對する割合 | 經營費百分率 | | |
|------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|--------|------|----|
| | | 運輸費 | 事務費 | 其他 | | 運輸費 | 事務費 | 其他 |
| 大正一一 | 三,一八四,九四三 | 八,五五五,三〇六 | 二,三三三,四九九 | 一〇,八八〇,四四六 | 六七八 | 三九六 | 一〇・四 | |
| 一一 | 三,四七六,三六六 | 八,五二〇,〇六三 | 二,三三三,一九六 | 九,八五九,四七七 | 八二二 | 四三三 | 一一・七 | |
| 一〇 | 三,七〇二,五六六 | 一〇,五四六,三四三 | 三,一〇一,七四一 | 一三,七七八,一七七 | 七八五 | 四一四 | 一〇・五 | |
| 九 | 三,〇七三,七〇一 | 一〇,九三〇,一三三 | 二,三三九,三七一 | 一三,二六二,二〇九 | 八〇二 | 四三二 | 九・六 | |
| 八 | 二,九〇四,七一九 | 一〇,二四〇,四六六 | 二,三三九,三七七 | 一二,五八〇,二〇〇 | 七九三 | 四四三 | 一〇・一 | |
| 七 | 二,八八九,九六六 | 一〇,一六三,九五二 | 二,〇〇〇,三三三 | 一二,一六三,七九九 | 七六九 | 四三八 | 九・二 | |
| 六 | 二,九〇七,八〇三 | 九,九九二,〇〇三 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 一二,〇〇〇,〇〇〇 | 七七二 | 四四一 | 九・〇 | |
| 五 | 二,七九八,九七七 | 九,七八九,二七四 | 一,八〇〇,〇〇〇 | 九,九六六,六六六 | 七九三 | 四三三 | 八・四 | |

| 年度 | 乘車料 | 運輸費 | 事務費 | 其他 | 乘車料に對する割合 | 運輸費百分率 | 事務費百分率 | 其他百分率 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|-------|
| 六 | 二,五六二,三二六 | 八,四七六,四四三 | 一,五四三,七九五 | 七,九六〇,五七六 | 八三・一 | 四四・九 | 八・七 | 四四・四 |
| 七 | 一九,一九八,一三五 | 七,六三三,五五三 | 一,八〇〇,九四四 | 七,三五四,七五二 | 八七・四 | 四五・七 | 一一・一 | 四三・二 |
| 八 | 一八,八五三,五六六 | 七,二二三,九二八 | 一,九六二,七四四 | 五,九三六,四四六 | 七九・四 | 四七・六 | 一一・八 | 三九・六 |
| 九 (豫算) | 一九,六八三,〇〇〇 | 七,三三三,八三四 | 一,八〇〇,〇〇〇 | 六,一六六,八六〇 | 七八・一 | 四七・九 | 一二・〇 | 四〇・一 |

五、電車運輸費内譯割合 (大正十一年度以降)

| 年度 | 運輸費 | 其他 | | 計 | 同上百分率 | |
|------|-----------|-----------|------------|------------|-------|------|
| | | 備員人員費 | 其他 | | 備員人員費 | 其他 |
| 大正一一 | 七,七七〇,六六八 | 七,八四一,五三九 | 九,〇〇〇,〇〇〇 | 八,五五五,一〇六 | 九〇・八 | 九・二 |
| 一一 | 七,六六一,七七九 | 九,三〇二,八三三 | 一〇,〇六四,六一二 | 八,五八二,〇二二 | 八九・三 | 一〇・七 |
| 一〇 | 九,〇三七,一六一 | 八,八五九,一五五 | 一〇,〇九二,二六六 | 一〇,〇四六,三四三 | 八五・七 | 一四・三 |
| 九 | 九,七四四,九九八 | 八,八五九,一五五 | 一〇,六〇三,一五三 | 一〇,六〇三,一五三 | 九一・七 | 八・三 |
| 八 | 九,四三九,三九五 | 八,八八二,九一九 | 一〇,二二二,〇六六 | 一〇,一六三,九五二 | 九一・五 | 八・五 |
| 七 | 九,二九五,六六〇 | 八,八八二,九一九 | 九,九三二,〇〇〇 | 九,九三二,〇〇〇 | 九二・二 | 七・八 |
| 六 | 九,二二五,三五六 | 七,七六六,六四七 | 九,七九九,二七四 | 九,七九九,二七四 | 九三・一 | 六・九 |
| 五 | 八,四三六,三三三 | 七,二九六,六六六 | 九,一五七,九五六 | 九,一五七,九五六 | 九二・一 | 七・九 |

| 年 度 | 運 輸 | | 費 計 | | 同 上 百 分 率 | |
|-------|------------------------|---------------------|------------------------|-------|-----------|-----|
| | 備員人件費 | 其 他 | 備員人件費 | 其 他 | 備員人件費 | 其 他 |
| 六 | 七、九百一、二六九 ^円 | 四六、六七五 ^円 | 八、四〇七、八四三 ^円 | 九四・四% | 五・六% | |
| 七 | 七、三六五、九〇〇 | 三九七、六五三 | 七、六六三、五五三 | 九四・八 | 五・二 | |
| 八 | 六、七八五、九九五 | 三三七、九三三 | 七、一三三、九二六 | 九五・三 | 四・七 | |
| (豫算)九 | 六、八九五、九四三 | 四三七、八八一 | 七、三三三、八三四 | 九三・八 | 六・二 | |

然るに備員人件費節約案の實施に對しては従業員側代表たる東京交通労働組合幹部は九月三日左記要求書を市電氣局に提出するとともに同案の撤回を迫つた。

要 求 書

今回電氣局の發表せる大整理案は全従業員に餓死を強要するもので我々の斷じて承服出來ざる所である、よつてこれの即時撤回を要求す。

市電氣局長は従業員側の右要求に對しては、整理案は最後案なりとして之に對する承服を求めて従業員側の要求を容れざりしが故に、九月四日午後一時東京交通労働組合首脳部は左記罷業宣言を發表し同組合全支

部に對し罷業の指令を發した。かくて市電は五日午前四時半、バスは午前六時半初發より總罷業に入ることゝなつた。

罷 業 宣 言

今回電氣局の發表した整理案は我々従業員の生活を根柢より破壊しかつ餓死を強要するものである。一萬一千名の全従業員の總誠首と賃銀の五割乃至六割の徹底的引下げによる新規採用といふ如きはたゞに我々全従業員のみならず、今後不況に名を藉る資本家の常套手段として行はるゝるに至らばその及ぶところ全労働者俸給生活者にとつて重大なる問題である。しかも電氣局が公營事業としてかゝる

手段に出たことは我々の生活が破壊せられるのみならず、重要な社會問題としても斷じて承認し能はざるところである。我々にはかゝる無謀なる整理案に對し絶対反對の要求を提出したのであるが電氣局は一顧だも與へず拒絕したのである。而して問題解決のため凡ゆる我等の努力も徒勞に歸し罷業決行のやむなきに至つた。然しながら我々は市民諸君の交通機關としての重責を考へ總罷業の舉に出でなければならぬことを心から遺憾とするとともに、突如とし

て罷業決行の及ぼす迷惑の甚大なるを思ひ事前に豫告し諒解を求むるものである。こゝに我々は九月五日早曉より市電總罷業決行を宣言する。然しながら我々は電氣局においてその非をさとり整理案を撤回するならば何時にても罷業を打切り就業することを誓ひ又頑迷なる態度を持するにおいては斷乎罷業を繼續することを敢て宣言するものである。罷業決行に際し市民諸君の絶大の御同情と支持を切望する次第である。

二 罷 業 勃 發 以 來

——市當局側及従業員側が市民に訴へたる宣傳文並に同罷業に關する各方面の輿論の一斑

(一) 牛 塚 東 京 市 長 の 聲 明

(九月十一日附)
(市民各位に望む)

今回市電従業員の罷業に就ては幸に大方篤志家の奉仕及市區吏員の努力に依りて略平常の通り運輸を行ひて市民交通に甚しき支障を來さず今日に至りましたが数日に亘つて市民に迷惑を與へて居る事は洵に遺憾に堪えません、但た従業員も正當なる認識の下に不日常態に復歸する事と想はれます

から今暫くの御辛抱を願ひます。

罷業を招來した電氣局事業の更生案に就いては大體諒承せられて居ることと思ひますが一體我が東京市の電氣局事業は數年來著しく收支の均衡を失ひその缺損額は逐年増加して八年度には九百三十萬圓の巨額に達し今次整理の爲に必要とする給與金二千萬圓の如きは、僅々二年を出でずして消失する有様であります。此の趨勢に依つて前途を推せば實に寒心に堪えぬものがあります。茲に於て此の難局を打開する爲日夜

思を練り議を凝し漸く一定の計畫を樹て其の一部として今回の整理案を決したのであります。今に於て斷呼たる更生の道を講ぜざれば市の電氣局經濟は潰滅の外ありません。而して其の結果は市民は大なる不便と重き負擔を免れず従業員も亦或は職を失ひ或は今回とは比較にならぬ程の苛酷なる待遇に甘んずるの已むを得ざるに至るは蓋し當然の歸結であります。此事を衷心から憂ふるの餘り意を決して茲に狂瀾を既倒に回さんとする方策を樹てた次第であります。

此實情は市會方面は元より府會區會其他苟も市政に關心のある人々の普く諒解せらるゝ處であつて本案が殆ど一致の支持を受くる所以も亦此に在ります。

市民各位は以上の如く當局者が専ら市電經濟更生の爲め市民のため得た又多數従業員の爲を慮つて今次の整理を企てる微衷を諒察せられその貫徹に多大の援助を與へられんことを切望致します。

従業員諸君の立場に就ては十分同情致す點もありますが、此整理案の寔に已むを得ざる事情を熟察して其の進退を誤らぬやう希望します。多年電氣局と榮枯を共にせられた諸君であるから將來も亦長く苦樂を共にする意味に於て一日も早

く常態に復歸して此更生案の遂行に力を致されんことを切に希望する次第であります。

(二) 日本交通従業員組合本部より市民に

配布されたる聲明

◎東京市民諸君に訴ふ

我が日本交通従業員組合は第一段として罷業を未然に防がんとして最善の方策を盡し第二段として大罷業の收拾に對して善處せんとした、然し大勢は如何ともする能はず最早罷業九日に及ぶ茲に於て最後の審判を與へるものは五百萬東京市民であると確信する。今回の争議が如何に従業員の生命線であるかに就而、我等は親愛なる東京市民に訴ふる。

◎市電は何故に行詰りしか

(一) 東京市街鐵道株式會社より買収したる八千萬圓の内(權利金二千五百萬圓)の空資本

(二) 市電好景氣時代(自大正九年至昭和三年)に於ける自己資本による建設擴張費二千萬圓の支出

(三) 第一次第二次事業擴張費九千九百〇八萬圓中(道路局にて負擔すべき道路擴張橋梁架設費四千六百餘萬圓)を電氣局經費より負擔せる空資本

(四) 大正十二年の大震災災に依る損害四千萬圓の消失
(五) 明治四十四年より昭和三年に至る六百八十萬圓の道路使用料負擔支出合計壹億壹千七百八拾萬圓

以上の金額は電氣局の特別經濟より負擔する性質のものに非ず今日の市電行詰りの根本原因は全く如上の暴大なる空資本の支出にあるこれを今日従業員の生活を根柢から脅かす一大削減によつて負擔せしむることは公正妥當なる道に非ずと確信する。

◎我等は何故に絶對反對するか

(一) 給料四割五分減による新舊比較

| 現在迄の日給額 | 在職年數 | 員數 | 更生案實施後の日給額 |
|---------|--------|-------|------------|
| 三、八七 | 二十八年以上 | 三一名 | 一、五一 |
| 二、九五 | 十八年以上 | 一〇〇〇名 | 一、四二 |
| 二、三五 | 十年以上 | 六〇〇〇名 | 一、三六 |
| 一、七五 | 五年以上 | 二五〇〇名 | 一、三〇 |
| 一、三五 | 一年以上 | 一〇〇〇名 | 一、二六 |

以上の如きは前古未曾有の減額であり到底都會生活者の堪えざる處である。將に生活の一大革命であると言はざるを得

ない。當局は退職金一千三百萬圓支給を云々すれ共これは従業員が共濟組合に積立たるものにして何時辭職するとも當然受領すべき既得權である。これも今日支給して本給を一圓二十五錢に低下せしむるときは今後に於て一ヶ年一人平均百貳拾圓の損失を來すのである。故に整理手當の僅か六百九十五圓を以て一舉一ヶ年三百二十萬圓の低下即ち初任級一圓二十五錢に突き落さんとするインチャキ整理案である。

假りに我等が一大讓歩して之を承認すると雖も市債二億三千九百萬圓をそのままにしては到底市電は更生するものに非ず。

眞に公正妥當なる市電更生を期するならば前述の空資本壹億壹千七百八拾萬圓の本市經濟肩替りを行ふべきである。かくの如き合理的の整理を行ふとすれば我等の犠牲を待たずして自ら市電更生に至るのである。

親愛なる五百萬市民諸君、我等は斯かゝる生命線に立つて萬止むを得ず實力を以て對抗しつゝある。何卒我等の苦衷を諒とせられよ。

(三) 市會各派の意嚮及其の態度

同罷業に關し東京市會中更生案に反對の黎明會を除く各派では、九月五日各派協議會を開催、曩に整理案に伴ふ整理手當起債に關する市長の專決を承認してゐるので、積極的に理事者支持に決し五日市議の繼續が市民に多大の迷惑を及ぼすところから一日も早く解決の道を講ずる様市當局に鞭撻的通告を行ふと同時に一方代表者を内務大臣、警視總監に派して市電の立場を説明諒解を求むることがあつた。

(四) 諸新聞の罷業問題に關する社説の一斑 (要領)

一 東京朝日新聞 (昭和九年九月四日社説)

市電を根本的に何時どう整理するか問題である。市電従業員が、數度の争議を経て、苦闘して獲得した、比較的高い賃銀と、少い就業時間とは電氣局當局としては、整理の眼をこゝにつけることも、當然なのかも知れない。しかしながら、如何にもまづいのである。従業員と共に一般世間をも納得せしむるに足らないやり方なのである。

交通機關の罷業においては、一般市民は冷靜なる第三者の位置にはゐられないだけの密接なる利害關係をもつものであるから、争議の原因たる事實に關しては、十分市民に納得さ

せるだけの準備がなくてはならぬ。然るにその方はかまはず突如として、反對説を聞く雅量をも示さなかつたのである。

日給二圓五十錢以上のものは五割、以下のものは四割五分の減收となるのでは、一人の失業者を出さないことが自慢にはならぬ。賞與手當を入れれば平均一割六分位の減收だといふ市電局長のいふ通りにしても、これだけの減收を従業員の頭に浴せかける前に、市長以下高級吏員が自らの俸給をそれ以上に削つて見せるだけのことをしなければ順序はつかないのである。

大正十一年の好況時代の従業員收平均八六四圓が一五八圓になつたのに職員備員平均給が九六〇圓から九四八圓に低下してゐるといふことは、決して市長の俸給や局長の俸給が減じてゐるといふことではない。又平均千五百五十八圓の年收から平均一割六分減する前に、少くも同時に、一萬圓、二萬圓の年俸から何割でも引いたら氣持は餘程違ふのである。

しかしそれは氣持であつて、東京市の財政は、もつと冷靜に計數的に根本的整理をしなければならぬ。それには何と

うしても従業員諸君の犠牲を要求しないわけにはゆくまい。

このまゝでは共倒れである。従業員にも市民にも信望のある市理事者が、誠意を以て正當にして情誼ある順序をふんで、妥當なる整理案を作り出すには、有力にして歴史ある東交組合も協力を惜しまないであらうと思ふ。市電の整理は不可避の問題であると共に、重大なる問題である。當事者双方が喧嘩別れで済んでしまふわけにはゆかない。罷業によつてよき解決を得られる問題ではない。當事者の慎重なる態度を要求する所以である。

二 讀賣新聞 (九月四日社説)

整理案の内容は、甚だ巧妙を極めたものである。即ち電氣局職員及従業員を引きつくるため一萬百廿九名に及ぶ多數を一時解雇の形式をとつて規定による退職金を支給し、更に来る十一月から新規程によつてこれら職員従業員を新規程による給與を以て再採用するといふのである。即ち現在支給し居る日給より初任給を差し引いた差額の二割を新に初任給に加算して改めて雇關係を結ぶといふのであるが、實質的には平均四割の減給となり、退職手當金を加へて一人當り平均二割の減給となるわけである。いふまでもなくその内容とする

ところのものは、明瞭なる減給案であつて、表面その形式を變へ手續を複雑にしたものに過ぎぬ。

この整理案によつて、一人の失業者をも出さずと主張する當局の辯明は、この案を一應妥當らしく思はしむるものであり、甚だ巧智を極めた作戦と云ひ得よう。更に一人當り平均二千圓の退職金を即時に給與するとの聲明は、人情の機微を巧に捉へたものであると見られ得る。これによつて世上の非難と惡聲との鋒先を避けると同時に、實質的に案の遂行を容易ならしむるものであり、正に一石を以て二鳥を落すの効果を現つたものであらう。

併しながら、今回のこの整理案が、その眼目に於て多數下級の従業員をその對象とするものであり結局に於てその生活上の根據を脅かすものである以上、社會問題をして更に慎重に考慮する必要があると思ふ。市電の經濟狀態を、多年瀕死の狀態に置きながら、これに手を觸るゝことを避けて來た從來の理事者の、怯懦にして怠慢なる態度が今日のこの禍をして大ならしめたものであり、この點に就いて現在の理事者諸君の苦衷を十分に察するものではあるが、一氣にかゝる尠大なる整理案を提げて高壓的に出たことが、果して當を得た

ものであるかどうか、多少姑息との非難を受けても、漸を追ふて徐々に改善する方法が全然無かつたものであらうか、とに角下級従業員の生活に關する問題であり、その影響するところの大なるに顧みて、圓滿なる解決の道を講じて貰ひたい。

三 報知新聞（九月四日社説）

一萬何千名の従業員全部に一旦解職の形式を取り、成規の退職給與を全額支給して、然る後にその全部に初任として繼續就業の道を開いて、一人の失業者をも出さざる方式に出でた市電の整理計畫は、この種の整理計畫として他に類例を見ざる程の、血あり涙ある模範的整理計畫といふてよい。たゞ勤業者現在給と更新後の初任給との比較のみを見れば、四割を超ゆる減俸となる處に心を打たしむるかも知れぬが、退職給與を懐いての初任者として前途の進級を假想すれば、そこにあきらめのつく理由は充分あると思ふ。市電の赤字財政は到底思ひ切つた大整理を免るべからざる關係にあつたのである、今回の整理計畫でも電力費の如きはなほ節約の餘地あるべきかに思はれるが、八百餘萬圓の節約はほゞ更生要件を充たすに足る整理計畫である。市電従業員中にはこの整理に反抗して、罷業計畫に出でんとする情勢ありと傳へらるゝが、

罷業は局外者の同情あるにあらざれば成功せず、そして市電の財政状態を整理の避くべからざる關係とは、より多く市民に理解されて居た上に、今回の整理計畫が充分の温情をたへた方式である事は、市民の足を奪ふ罷業に同情を引くべしとは考へられぬ。

むしろ既往の罷業計畫が何故に失敗に終りたるかを顧みれば、従業員の自重を望ましむるに充分なるものありと信ずる。

四 東京朝日新聞（九月五日社説）

市電整理が必要であるにせよ、市當局がこれに處するに緩急順序宜しきを得なかつたため、起さずとも済んだ罷業の起つた感あるのは甚だ遺憾である。従業員も今度は度々の經驗に鑑みて、聲明書その他の準備行為に於て努めて市民の同情を得んとする跡があつたのは罷業風景中の異彩ではあるものゝ、いくら宜戦が堂々としてゐても、戦争は結局戦争であり、戦禍はやはり戦禍であつて、これによつて市民の蒙る迷惑には少しも變りがないのを思へば、果して罷業決行前盡すべき手段を盡して遺憾なかりしや、深き反省を要することと思ふ。不幸罷業に入つた今日においても、常に冷静を取り失はざらん事を切望するのである。

警視廳はしばらく傍觀主義を採る由であるが、此場合矢張り定石通り昭和七年の前例に倣ふて争議調停委員会開設を命ぜべきである。今度は市側でも思ひ切つた整理案を出したゞけ、第三者も手の付けやうの無い困難は以前に優してあるかも知れぬが、争議調停は今後どうせ根本的に更生せねばならぬ市電いな市政全體の建直しのためにも、意義ある序幕となる。警視廳當局がその開設に躊躇しないことを勧告する。

五 報知新聞（九月七日社説）

東京市電氣局の整理案からんで、今従業員の罷業は展開してゐる。現在の經濟機構において、ストライキが相當大規模なるものであれば、その影響は必然に一般大衆の上になぶものではあるが、しかし今回のやうに一方が東京市といふ「我等の都市」であり、他方が毎日接してゐる従業員であり、そしてその中心が我等の生活には必須であるところの交通機關である關係から、直接に我等の關心を誘ふストライキも、さう深山あるものでない。若しこれが個人經營の事業だと、人情の常として兎角に、労働者は労働者に同情し資本家は資本家に同情するといふやうな傾向を示し、そこには感情的な誤解をも生むものであるが、今回の場合には整理するものも、

されるものもいはゞ「雇人」であつて、必ずしも私心から出たものでなく、市民も極めて公平にして、且冷靜な立場から批判出来る譯である。

市電當局にも理窟は充分にある。市電がかう行詰る前になせに解決策を講じなかつたかとはいへるが、それは死んだ兒の齡を數へるやうなもので、今更にどうにもなることではない。問題は全く行詰つた市電をどうするかだ。そこで當事者は總額一千一百餘萬圓に及ぶ整理を發表したのだが、その内容は市債整理四百萬圓、人件費五百五十萬圓、電力料節約費二百四十五萬圓といつたものである。この案の内容は、當事者としては中々に苦心したものであつて、その方法も巧妙だ。たとへば市電従業員一萬百二十九名を、一時解雇の形式をとつて規程による退職資金を給し、更に來る十一日から新規規程による給料を以て再採用するといふ如き、更にその給與は物質的にはさういはないで「初任給」である如き整理を止むを得ざるものとすれば、その案は苦心を拂はされたものといふことが出来るのであらう。

整理技術として巧妙だといふことは、しかしながらそれが大局から觀て正しいといふことではないのである。第一には

路面電車といふものが最早行詰つて來てゐるのは世界どこにおいてもしかるものである。ムツソリーニの膝下であるローマにおいてはほとんど全部電車を乗合自動車に替へてしまつてゐるし、ロンドン、パリ、ニューヨークその他の大都市において今頃電車がヨロ／＼歩いてゐる所はあまりない。それがある所も東京のそれよりも、モット勘定に合はない存在になつてゐる。即ち電車はバスと地下鐵の挾撃にあつて、最早一大整理を行はねばならぬ時代に來てゐる。東京市は目前の整理が假に出來たとして、この根本的な問題に手を觸れてゐるかどうか。今回の整理が市民と従業員の納得を得んがためには、この根本的對策が用意されて居らねばならぬ。

第二には今回の整理において人件費から來る節約はその半額に當つて最も重要なものであるが、この負擔を市従業員だけが負ふことは公平でない。電氣局は東京市の行政部を構成する一部である。若し市電の損失が市電従業員によつて招致されたものであれば、その部の従業員がこの責任を負ふのは當然であるが、しかしそれは時代の壓力によつたもので、彼等の失敗ではない。従つてこれを解決する場合には、他の部門をも含む所の東京市の共同責任として考慮すべきであつて、

し、法の規定に従つて調停委員會開設の手續を採るのは當然である。何分整理案は市會の正式な審議をも受けず、藪から棒に従業員一齊誠首、給料四割五分減再任用と切り出したのであり、然もそれは此際支給される退職手當の一時金を加へると、市側の示す計算方式では事實一割八分の減率にしか當らぬと言ふのに對し、従業員側はこれをインチキ計算だと貶して居るのである。何分原案が巧妙複雑を極めて居るだけにどちらの説明が真かを判断するだけでも、調停委員會の正式な審議は歓迎すべき理由がある。殊にその検討に關する市會當然の權限を市長が無視し、市會の多數派また平然權限蹂躪を甘受した今度の場合においては尙更の事といはねばならぬ。

たゞ今度の場合は、係争當事者双方の主張に餘りの隔りがあり、果して速かに圓滿調停の好果を收め得るか多分の疑ひがある。強制調停に對しては従業者側の東京交首腦部にも難色あり、市電局及びこれを支持する市會議員側のこれを喜ばぬのは勃發當時の反對陳情によつても明かである。而してこれに反對する理由の主なるものは、警視廳系統の調停委員會はともすれば目前の紛議解決促進にのみ心を奪はれて、一時の氣休めに類する妥協案を強ふる傾向があり、ために經濟爭議

全部の責任を市電従業員のみが持つことは公平ではない。いづれにしても東京市の違ひ方は、目前の問題のみに追はれて問題を根本的に解決せんとする熱意に缺けてゐる嫌ひがないではない。今後、収入の中心になるべき地下鐵を個人會社に經營させ、また高架線を鐵道省にゆだねて、市電が經濟的に獨立し得る機會などが來るものではない。またその課税に對する態度の如きも常に無抵抗な所のみねらつてゐる。

同時に従業員もこの際自らを顧みる必要がある。從來の電車従業員の月收平均百〇五圓内外は他の俸給生活者に比して決して少いといふことは出來ぬ。これがある程度まで犠牲にすることは不公平なりと言ふ事は出來ぬと考へる。またストライキそのものからいつても、都市交通機關の罷業はこれにかはるものがあるから、徹底的な勝利はをさむることが困難であるのは如何なる國の例によつても明らかだ。我等は問題があまりに混亂せざる前に解決せられるべきことを要望する。

六 東京朝日新聞（九月十日社説）

市電罷業に對して、監督官廳は、多少躊躇の色はあり乍ら、結局強制調停にまで行く肚を決めたやうに察せられるが、如何に事態は比較的靜穩でも、帝都公益企業の大なる故障に關

の解決としては却て禍根を後日に残すといふのにあるが、これは調停委員會成立の場合、責任者の頂門一針として注意すべき點であらう。

想ふに解決完成を短時日に期するのは至難であらう。若し根本對策を發見せんとせば、規定の十五日の期間は無論短きに失する。故にこの際の處置としては、調停委員會は中途半端な妥協案に腐心するよりは、寧ろ一種の休職條約案を調製し、市當局も一應整理案を引込めると共に、従業員側から原則として一定の人件費整理を認めしめ、更に出直して市政財政全般と關聯せしめて市電更生案を練り直す事とし、その結果を見る日まで、白紙状態に還つて一日も早く平和に就業回復をなす途を講ずべきであり、調停委員會としてはそれで一應の幕を閉ぢる外はない。或は曰はん、市電財政危機の急は一日も根本解決の遷延を許さずと。然し整理案は獨り三百六十萬圓の人件費整理のみではない、これと併行して一體の整理案を作る四百萬圓の公債借換でも、百萬圓の電力自給案でも、みな右から左へおいそれとは運ばないものばかりである。労働者の整理のみを、一日も早くと急ぐ結果は、他の併行整理條件が不成就の際、結局整理の全重量を擔ふ犠牲者は労働

者ばかりと云ふことになる。昭和七年の市電争議の際にもそれがあつた。當時の人員手當整理案に付公債肩替り案が併行したのであるが、後者の方はその後一向實現しないではないか。整理がたゞ最小抵抗力の方にのみ集中する不公平を防ぐ上からでも、突如人員整理案を發表して即刻決行を求める遣口に反對せざるを得ない。

従業員側に勸告するのは、調停委員會設置と共に罷業を休止することである。法律上は無論罷業休止の義務はない。然しこの際調停委員會に信頼して速かに就業するのは、立場を新たにして市電更生案の創造に協力する所以であり、又市民の同情寛容に酬ゆる所以でもある。吾人は市當局が問題を再考する雅量を切望すると共に、この點また深く東交組合幹部の猛省に訴へたいのである。

市電の従業員整理のために要する二千萬圓の起債許可は、目下内務省で審議中の由であるが、經濟上の問題を離れ、純法律の立場から主務省はこの起債案を何と見るか、興味を以て眺める。

この起債案は市會に付議せず市長が専決し、その旨を市會に報告したに止まる。無論案の性質上市會の議決を要する事

市長と市議有力者が蔭でこそ、市政を私議して、市の議決機關の権能が全然停止せらるゝ事になるこの違法性、これに由て生ずる一種の臆病な獨裁性は、市電問題を離れて、一つの獨立した重要問題を形作ることも思ふ。

七 時事新報 (九月十一日社説)

五日以來繼續中の東京市電罷業は、此種の労働争議として我國空前の靜穩且つ整然たるものである。即ち一人の裏切り者も一件の暴動沙汰も、罷業従業員側から起らないのみか、労働争議には附き物の共產系の煽動説等も、今度は聞えないのであつて、此の見事な統制振りには確に労働争議なるものに對する國民の觀念を改善するに役立つたと稱して過言ではあるまい。一方市電の側に於ても、市營の電車とバスの罷業に依つて市民の交通に與へる迷惑を、思つたよりもよく軽減してゐる。朝のラッシュアワリーの混雑と夜十時に早仕舞した後の不便とを除けば、交通量の消化に殆ど遺憾なく、不慣な臨時運轉手に依る交通事故も、日を送うてだん／＼少くなつて來てゐる。又七錢の電車賃が割引並の五錢、十錢若くは十五錢のバスも特區並の五錢均一と云ふ非常運賃が、却つて一部に薄利多賣的效果さへ示してゐるのであつて、公益事業とし

項たるは疑ひない。たゞ市制第九十一條に「市長に於て市會を招集するの暇なしと認むる時は市長は市會の權限に屬する事件を市參事會の議決に付することを得」の規定がある。故に急施開會の暇なければ、市參事會に付議ができる。然るに市參事會に關しては市制第九十二條に規定があつて、「市參事會に於て議決又は決定すべき事件に關し臨時急施を要する場合に於て市參事會成立せざる時又は市長に於て之を招集するの暇なしと認むる時は市長は之を専決し次回の會議に於て之を市參事會に報告すべし」とある。即ち今度の場合市長の執つた専決處置は二重であつて、元來市會に付議すべきをこれに代るべき市參事會すら招集の暇なしとして、獨斷專行したのである。

然しかやうな重大事項を踏るのに小人数の市參事會すら招集する暇なかつたとはどうしても信ぜられない。何も震災の應急施設といふではなし、市電更生案といふ重大な懸案を議するのである。

これは明かに市制違反だと解するが、その報告を聞き流しにした市會大多數の議員は悉に市會の權限を抛棄したのであり、只の議案呑みとは全然性質を異にする。

罷業に依り成る可く市民に迷惑をかけないと云ふ目的は、殆ど最大限に實現されると稱して差支ないであらう。併しながら斯くの如く平穩にして整然たる罷業状態が、所謂純然たる經濟闘争として、治安を理由とする警察官權の干渉に切掛けを與へないと同時に、市電側と従業員側との餘りに懸絶せる主張が、妥協調和の可能性を發見せしめないことは、確に此争議を長引かせた事情になつてゐる。

市電類勢が東京市財政の癌腫であり、罷業問題は其の癌腫中の大なる一つである。此の癌腫を手術切開しなければ、市政の生命は保ち難く、決斷を以てメスを刺さんとすれば、従業員の問題は是非とも觸れざるを得ない部位に在る。然るに従業員問題の解決は久しく其必要を認められつゝ、労働組合の勢力強くして斷行するを得ず、姑息な小改革案も罷業の痛苦なくしては實行し難いのが、東京市に於ける今までの實情であつた。即ち今度の整理案が此の難問題に關し反對を覺悟して思ひ切つて解決せんとした所に、市理事者の決斷を認めてもよいであらう。併し案の内容そのものに就ては、決して完璧を保證することは出来ない。缺損の見込、經營の將來、人件費以外の整理方策等に幾多の異論あるべきのみならず、

肝腎の従業員に對する給與引下げの率の如きも、今少し考慮の餘地がある。同じ何割の整理でも市電財政の大数字から見た限界効用と、従業員のみよやかな家計に於ける限界効用とは著しい相違があることを無視しては、「親心」の説法も素直に受入れられないであらう。然も此案を絶対最後案なりと固執して妥協を肯じないのが市側の態度ならば、事を成すよりも事を破らんとするものである。牛塚市長の市會に於ける地位漸く行詰り、其進退の口實を得んとして、捨鉢的に市電大整理案を提出したと云ふ偶語は、我輩の信ずるを欲しない所であるが、眞に市電建直しに誠意あらば、進んで快く調停に應じ妥協點も發見して、一日も早く従業員問題を片づけ、更に他の整理策に努力す可きである。

従業員側が整理案の撤回を先決問題として、等しく調停を拒否せんとする態度も亦固執に過ぎるものである。市電建直しに人件費の整理は不可避の要件たる以上、今度の整理案は確に討議の一基礎とす可きものであつて、整理そのことに原則的に反對するのでは、到底市民の同情を繋ぐことは出来なうであらう。假令今度の争議に勝つて見た所で、早晚同様の整理案が従業員を脅すこと必定の運命なりとすれば、罷業

統制の尙ほ整然たる今日に於て、調停にも直接折衝にも應じて罷業を中止し、人件費整理の原則を承認しつゝ、其内容條件に就て有利なる地步を占むるの賢なるに若くはないのである。有力なる労働組合に屬する従業員の労働條件を著しく低下する雇主側の申渡しは、其儘實行される筈のものではなくて、決定さる可き新條件としての一方の申分に過ぎず、之を幾分か緩和した條件に落ちつくのが常識であつて、市側と従業員側とが互に裝つてゐる擬勢の如く、全か無かの闘争は實際に適せざるものである。罷業振りが案外種かであるからと云つて、此ストライキを今後十日も續行して行つて見ても市側にも従業員側にも亦一般市民にとつても、何等の利益は齎されないものである。警視總監より警告ありしを好機會として兩當事者も快く之に應じ、強制調停に俟つまでもなく速に喧嘩腰を改めて、市電建直しに協力す可く職ふに堂々たりしが如く和するにも亦堂々たる新例を開かんことを望むものである。

八 國民新聞 (九月十二日社説)

東京市電の罷業は開始以來既に一週間を経過するが、今尙解決の曙光の見えないのは、吾等の頗る遺憾とする處である。

今回の罷業に對し、市當局は飽迄整理案の實現を期し、之れが爲めには如何なる手段をも辭せず、曩に罷業團の首謀者四十五名を誅首すると共に、更に中央委員五十四名を解雇し、之等従業員の補充を行ひ、一面女車掌の陣營を衝く可く、パスガール二百名の新規募集を行つた。之等は明かに罷業團に挑戦し、市の整理案を入れずんば、解雇の一手あるのみ。依然罷業を續行すれば、解雇は勿論、不都合の行爲なりとして、退職金支給も見合すと云ふが如き彈壓を以て臨まんとするものである。

斯の如き彈壓が戰略上果して策を得たるものであるか、何うかは別として、その手段たるや、實に一營利會社の取る戦法と何等變りなく、市は公法人たるの立場を没却した如き感がある。殊に警視廳からの警告により、十一日から實施する筈の整理案の適用を延期したる事は、市當局の醜態を物語るものである。即ち民法第六百二十七條によつても、雇傭契約は解約申入れ二週間を経過したるにより終了すとあり、これを四日に發表、十一日から整理案を實施せんとすることはこの間僅かに一週間に充たず敢て暴なりと斷ぜられても抗辯の餘地はあるまい。

今回の罷業に當り、市當局は表面曲りなりにも、市電及びバスの運行がうまく行はれてゐる事によつて、市民に餘り迷惑をかけて居らぬが如き口吻のあるのは意外とする處である。今日の東京市の姿は罷業のある事によつて、一般市民が外出を手控へ又外來者は交通の不便を慮り入京を欲せず、其の結果市中は静寂そのものと化し、交通量は著しく減少してゐる。一面商品の賣行にも影響し、夜間に至つては午後九時過ぎから市電バスや電車が漸次委を消すので興行街などは多大の打撃を蒙り、商業街にしても火の消えた様な状態である。之は當然東京市民の收入の上に影響を齎らすものである。且つ市電の罷業により、市電當局は臨時雇ひの費用、事故頻發により一日數萬圓の損失を來し、又交通量減少による當然の歸結として、乗車収入の上に減收を來してゐる。之等は一體何人が負擔するのや、言を俟つ迄もなく、當然市民の負擔である。これら有形無形の損害を合する時は、今回の罷業によつて蒙る市民の損害は實に莫大と云はざるを得ない。

吾等は之等の責任が全部市電當局に歸するものとは云はない。勿論従業員側に於ても負ふ可きで、市の整理案が發表されるや公益事業に従事するの立場を忘れ、直ちに罷業を決行、

市民に迷惑をかけた責任は負はねばならぬ市電従業員たるものも須らく今日の市電の財政状態を考慮し、共存共榮の立場から自己の主張を譲歩し、市電を救ひ、市民の損害防止に心すべきである。こゝに於て、吾等は市電當局並びに罷業團が、大所高所に立脚し、監督官廳の強制調停を待つ迄もなく、自ら進んで調停を申出で、調停委員の席上に於て、正々堂々自己の云はんと欲する處を述べ、公平なる第三者の批判を求め裁断に待つ可きである。市電當局並に罷業團は何時迄も吾等には一歩も譲歩の餘地なしとして、監督官廳の強制調停に反対の意を表明してゐる場合でない。現下我國の非常時なるを認識し、速かに調停に應じ、一刻も早く罷業を解決し、市民の爲め勞資一致市電の赤字克服に邁進せんことを茲に要望するものである。

九 報知新聞 (九月十二日社説)

東京市電従業員のストライキ開始以來六日目に於て、藤沼警視總監は、市側と従業員側の幹部を招致して事態の拾収に努めてもらひたき旨を穩かに警告するところあつた帝都の治安維持の任にある警視總監としては、當然の順序でもある。何となれば、争議そのものには何等の不穩若しくは非合法的

な行爲もなく雙方とも一糸亂れぬ統制ある闘争を續けてを以て、第三者の容喙すべき餘地を與へないのであるが、交通不安の暗雲濃きまゝに放置するは、警視廳としての責を完ふする所以でないからである。また帝都の治安維持、公益事業等に名をかりて、あへて行へば強制調停も直ちに斷行出來ないことはないのであるが、それではこの純然たる經濟闘争！我國勞働運動史上に今まで見ることの出來なかつた整然たる立派な争議に弾壓を加へることとなり、警視廳自ら却つて汚點をつけるにひとしい事となる。かくの如きは頭のある當局としては容易になし得ないところである。それかといつて放置も出來ないから、雙方に對し事態の拾収即ち任意調停に努めんことを先づ説いたことは、順序上からして誠に當然且妥當な處置といふ所以である。

藤沼總監としては、事態拾収の警告に對する雙方の動きを一兩日靜觀した上、雙方が任意調停の舉に出ればそれでよし、然らずして事態は少しも拾収に向はず依然として封峙するに於いては、こゝに初めて強制調停に出でんとするものである。調停はその時になつても決して遅くはなく、順序からしても妥當だからである。

従業員側も市當局側も、強がりやいひ、市側はこの整理案を以て最後案なりとして、一歩も引かず、従業員側もまた四割餘の減給は餓死を強ひるものである、かゝる暴壓案を撤回するまでは飽くまで戦ふといつてゐるが、従業員側にも疲勞の色が見え、市側にも整理案實行に對する不安と毎日の手當に對する惱みとのあることは明らかである。さればこの邊で従来の行懸りを一擲し、市側が先づ争議の原因となつてゐる整理案の實施を調停委員會案の成るまで延期するとして任意調停の舉に出でんことを申出で、従業員側もまた該案の撤回までさせなくともその邊で一先づ争議を打ち切り、調停案の成立をまつこととする態度に出てもらひたいものである。市側の苦衷は重々察するが、早晚かく出るより外に事態を拾収に導く途の全然ないことを思へば、いさぎよくこゝに出るのが最も賢明な方法ではあるまいか。

任意調停にせよ、強制調停にせよ、今回の争議の調停は、従来の争議の調停と異なり容易ならぬことである。それは争議の原因は市電整理案にあるが、市側は市電更生のため、しかも失業者を出さず、無條件に賃下げを行はず、今後再び減賃下げ等を繰返さない事等に重點をおいた最後案といひ、

この案の根底をこはされては市電更生の途は立たないと稱してゐるものであり、他方従業員側は、この整理案(四割餘の減給)は我々の生活をおびやかすもので、かゝる事を勝手にやられては一般勤勞階級の生活安定はあり得ない、暴壓案の撤回までは死を以て戦はねばならぬと宣してゐる程の純然たる經濟闘争であるからである。それ故に若しこれが調停をなすからには、争議の原因をなしてゐる市電整理案そのもの適否をも究め、市財政の根本にまでも確固たる信念を以て觸れなければならぬ。勿論整理案の立直し等は調停委員會と併行して市の理者事をしてなさしめてもよいわけであるが、少くともそれ等の點についての理解なしには、調停案の作成は出來るものではあり得ない。従つて市電の將來とか、市財政の將來とかを考慮に入れた見透しあり納得のゆく整理調停案が出來なければ、争議は再び繰返さるゝこととなるのである。藤沼警視總監が調停に乗り出す以上は、市側は整理案の實施を調停案の成るまで延期せしめ、これにより従業員側をして争議を打ちらしむべく、これと同時に調停案作成上の諸點をも充分のみ込んだ上で、御苦勞ながら一日も早くこれが解決に努めてもらひたきものである。

一〇 時事新報 (九月十二日社説)

東京市電建直しの爲には一大整理の必要あり、生優しい態度では到底實行困難である。即ち整理を敢行せんとする市當局の決意を尊重し、従業員側に對しても整理そのことに就ては原則的に承服せん事を勧告する所以であるが、併し乍ら今度の建直し案全體が、市當局の吹聴するやうに完璧不可侵のものではなく、其内容條件には尙ほ議論の餘地あり、罷業の和議を前にして疑問の點を明にして置く必要を感ずるものである。第一に今回の建直し案では、市電の赤字年額を八百五十萬圓と押へ、之を基礎として計算を立てゝゐるが、先日も指摘したるが如く昭和七年度に八百四十萬圓、八年度に九百五十萬圓と云ふ收支缺陷を現實に出してゐるものが、昭和十年度以降には、果して八百五十萬圓に食止め得るであらうか。其見積の確實性に疑問が存するのである。前途の赤字見積如何は整理建直しの骨子をなすものであるのに、何等合理的の根據は示されてゐない。市電氣局發表の「電氣軌道事業收支概算表」に依れば、今後年々の赤字額は(單位千圓)

昭和十年度 一五、〇一八
昭和十一年度 一五、二七七

ふ見積り其のものが不確實である。即ち右收支の基礎數字に於て、使用料收支に就て今後十年間現狀維持の見積りを立てゝゐる一方、運轉費支出に就ても今後十年間之亦現狀維持の見積りになつてゐる。路面電車事業其ものが行詰り、收支が遞減しつゝある上に、競争交通機關たる地下鐵道が一層路線を擴張せんとする目下の情勢に於て、使用料収入即ち乗車費収入の現狀を十年後まで維持し得る筈なく、又運轉費に就ても其大部分を占むる人件費を今後十年間増加しないで行くことは、従業員が果して黙從するであらうか。

其他十分を望めば、固定資産償却も行はねばならないのであつて、要するに歳入は減少の危険あり、歳出は増大の傾向が顯著であつて、結局收支缺陷額は到底當局の見積り位には止まらないであらう。事情が果して斯くの如しとすれば、市電にとつて一大事なるのみならず、市民の爲にも一大事と云はねばならない。今回のストライキに徴しても明かな如く市電内部の整理はなか／＼困難であるが、左りとて其以外に財源調達を求むれば、電力供給會社に對して其値下げを要求するか、或は電車賃制度に何等かの變更を加ふるか、市の普通經濟から補給を仰ぐかの外はあるまい。普通經濟補給論

昭和十二年度 一二、五八〇
昭和十三年度 一三、四一九

となり、昭和十四年度以降十九年度まで年々一千三百六十四萬圓臺の不足を訴へることになつてゐるが、之と建直し案の基礎たる八百五十萬圓とを比較し、四百萬圓乃至六百五十萬圓の開きは、何故に生ずるのか、市民は未だ理解し得る説明を聞いてゐない。

前記の「電氣軌道事業收支概算表」には、電氣局關係の外債利子の爲替差損金として、年額約三百九十萬圓を計上してある。之に今回の建直し案の赤字八百五十萬圓を加ふれば、一千二百餘萬圓となり、昭和十三年以降の deficit 一千三百餘萬圓とは數千萬圓の差に過ぎないに徴し、今度の市電建直し案に於ては、或は此爲替差損金を政府の補給に目論見を以て、赤字年額を八百五十萬圓しか計上しなかつたのかも知れない。併し中央財政今日の實情では市電が巨額の爲替差金の補給を仰ぐ等と云ふことは全然望みないことであつて、もし國庫補給を目當てに收支缺陷額を過少に見積つてゐるものならば、甚しく不健全な見積りと云はなければならぬ。元來「收支概算表」中の赤字豫定年額一千二百萬圓乃至一千五百萬圓と云

は近來稍や勢を得て來てゐるが、同じく疲弊せる東京市普通經濟の實情では、容易に其餘裕を發見し難く、究極に於て思切つた人件費と物件費の大整理は勿論、更に増税にまでも及ぶものと覺悟せねばならぬ。事ここに至らば、市電の問題は理事者や従業員の問題たる範圍を越えて、直接に市民に振るか、つて來るのである。若し斯くなりし曉に人事の整理も不可、増税も不可、電車賃値上げも不可と悉く反對してゐたらば東京市電は一體何處へ行くか。否な東京市は何處へ行くか。市電の整理のみならず、市財政の建直しに市民の建設的協力を切望するのは、全く斯くの如き東京市の前途を憂ふるが爲であつて、切に市民の自覺を勧告せざるを得ない。而して市民の自覺を望まんとすれば、當局の理事者が市電並に市財政の内容を市民に理解せしむる爲に一層の努力を致す可きものであつて、差當り當面の市電整理案に關する前述の如き疑問を一掃し得る説明を、聽かんと欲するものである。

一一 東京日日新聞 (九月十四日社説)

市電罷業も開始以來すでに十日、一般輿論の關する限り爭議それ自體に對する批判は、まづ大體において決定した形である。即ち、市電經濟建直しの緊要さは、市電當局のいふ通り

だが、さればといつて、市電當局が遮二無二従業員に押しつけようとした整理案をもつては、たゞに市電經濟の更生が期し得られないのみならず、従業員に對する減給の程度と方法とは、どうひいき目に見ても妥當を缺いてゐるといふことである。市當局は未だに、該整理案をもつて、市電更生の最善且最後の案だと、強がりをつけてゐるやうであるが、もしかれらが冷静に輿論の聲に聴くところがあるならば、その九十九パーセントまでが、該整理案の姑息さ、不徹底さ乃至はその醜薄さを、極めて明確に指摘してゐることを、たやすく諒解し得られる筈である。

現にわが社主催の市電問題座談會においても、該整理案の有効性を肯定したものは一人もなかつた。殊に該案において、三大整理方法の一つに謳つてゐる電力自給案などは、今日に至るもなほ案の實行方法が、明白にされてゐない。如何なる方法で、何時から年額二百四十萬圓の電力料が節約されるのか肝腎の實行方法が、示されてゐない。公債の借換へによる節約」といふ一項も、電力自給案と同様、まだ海のものとも、山のものとも、見透しがついてゐないやうだ。われらがかつて該整理案をもつて、杜撰極まるものと指摘したゆゑんもこ

ゝにあるのだが、それにしても、すでに〳〵縣の輕重を問はれた整理案を、市當局は一體、何時まで固執しようとするのであらうか。

が一方、いふところの整理案の不徹底な正體が遺憾なく暴露され市電の更生は別に新しい出發點からなされねばならぬと、衆論殆ど一致してゐる今日、従業員側としても、これ以上に調停を警戒する必要はあるまいと思ふ。

むしろ調停者の手において、嚴正周密に整理案を検討してもらつた方が市電更生のためにも、従つてまた従業員のためにも、却つて有利な結論に到達するのではないだらうか。いづれにしても、市當局並びに従業員側、ともに行懸かりや面目問題にとらはれてゐる時ではないと思ふ。

一一 東京朝日新聞 (九月十四日社説)

東京市電爭議は、罷業後八日を経て、市會議長島議長の調停瀆路のみが傳へられたが、この重大事を市長の専決に委して、考究も審議も怠つてゐた市會關係者に果してその資格があるかどうかは疑はしい。しかしこのまゝ對立してゐても解決の途はないのであつて、内務省方面に調停法による委員會開設の情勢あるは、もとよりその處であらうと思ふ。

たゞ市電従業員の給料問題を解決しただけでは、市電運轉費八百萬圓の幾分を減ぜられるか、到底年々一千萬圓内外の不足額に對してこれだけでは何等の對策ともならぬ事は明らかであつて、かつこの整理案の内容は市電従業員のみなならず一般市をも首肯せしめ得ないインテキ性を覆ひ難いのである。

例へば退職手當が従業員の多年積立てゝゐた共済組合の金であるのに、これをやるから給料を半減しても減收は一二割にしか當らぬといつたり、それを費ひ込んでゐるからこそ、これがために二千萬圓の借金を新に起すことにし、内務省や大藏省がそれを通すかどうかからぬのに、従業員側の總解雇を申渡すことだけをとつて見ても、感服は出來ないではないか。市電整理の必然性は、従業員側の犠牲を要求するといつても、それは従業員だけに犠牲を負はせる意味であつてはならぬ。市電經濟の赤字は、市電従業員の罪ではなく、市電關係職員だけが整理されても、市財政は建直らぬことが明かである以上は、もつと全般的な根本的な解決策の上に建てられたものでなくては、市電整理のための従業員犠牲は承認され得ないのである。せめては我身つねつて他の痛さを知るためにも、市長以下全職員が、従業員と同じ様に、一定の退職金を貰ふ

計算にして、四割の減俸で再就職したとして、整理案を立て、見たらばどうか。さうすれば案のインテキ性も、従業員の苦痛もよくわかるであらうから、その上で案を撤回するなり、調停を待つなりしたらよからうと思ふがどうか。

一二 讀賣新聞 (九月十四日社説)

吾人が強制調停に出づべき必要のあることを重ねて主張するには種々の理由があるが、特に今回の争議が双方共に正々堂々たる態度を示して、争議そのものに常議を外れた過激な行動に出でず、法律の許す範囲内に於て相互に對峙の形勢を守つてゐる以上、解決に赴く道程にも成るべく法律の認むる正式の機關に依つて、争議費用金一封也の不愉快なる場合を現すことなく、市電の經濟更生と従業員の生活安定のために適切妥當な解決案が公明正大な方法に依つて案出せられんことを今後の勞働運動のためにも切望するが爲めである。

或ひは現在に於ても争議關係者が強制調停を喜ばず、折角これを開始して調停案を作成しても、結局に於て不成功に終る懸念があると説くものがある。假りに調停委員會の調停が成功しないとしても、一度第三者たる調停委員の参加に依り、双方の主張を聽いて解決案を作成し得たとするならば、その

案は争議解決に導くべき有力なる一つの基礎案となり殊にこれに對する當事者の主張は解決案と共に輿論の批判を受くべく、この際に起る社會的判斷と道義的責任とは、自ら問題の解決を容易ならしむるに至るのである。

罷業そのものは平穩に行はれてきたる變化を示さないが、社會の罷業に對する態度には既に相當の變化を示して居る。その一は市電當局の整理案なるものが、果して當局者の主張する如く根本的整理案たり得るかに對する疑惑であり、その二は整理案が机上の算盤には合ふにしても、餘りにも人情を無視したるものではないかと疑惑であり、その三は市電の如き公益事業の争議に對して政府當局者が殆ど無關心なる態度を繼續するとせば、警働争議調停法の如きは何の意義ありやとの疑惑である。市電の更生が大切であると同時に、一萬の従業員とその家族の生活は更に大切であり市民の大衆的交通機關の安全なる運行も亦社會生活上無視すべきでない。

(五) 罷業問題に對する諸氏の意見の一斑 (要領)

一 早川徳次氏 (九月十五日東京日日新聞)

三 立石信郎氏 (九月十三日東京朝日新聞)
 まづ以前の更生案には市電經濟の差引不足額一千五百萬圓になつてゐるのに、今度は八百萬圓と發表されてゐる。しかもこの赤字を八百萬圓の運轉費から埋めてかゝらうとしてゐるのは運轉費を零にしてもトン／＼だし、半分の四百萬圓を浮かして見たところでも何にもならん。更にこの運轉費の大部分は従業員の給料である。この給料月額平均約百圓といふのは今の時世では、生活最少限の給料と見てよいから、これを更に減らさうといふのは誠に無茶だ。結局問題はこの赤字を僅か一萬人の従業員負擔にさせるか、五百萬市民に割當てるか、いづれが妥當なりやといふことになる。市電も收支經濟では五百萬圓儲かつてゐるのだから痛は市債費である。これを本市經濟に持つてゆくべきだ。そこで差當り解決案はないかといふ問題になるが、私はないと思ふ。私が市の電氣局長時代にも従業員賃銀は無理のないところまで引下げてゐるし、その時「市債の肩替りはする」とはつきり聲明してゐる位だから幾ら代が變つたからといつてこの聲明を無視するやうな今回の如き整理案を出したのでは道徳的觀念よりしても穩當ではないと思ふ。

私の關係ある地下鐵道も相當の運賃を頂きましてサービスをやるものだと思ひましたから十餘均一にした處が統制がない爲に他との對抗上、やむなく單價を五錢に下げなければならず、だからはじめは地下鐵道はよい成績をあげましたけれども今日はだん／＼苦しくなつて参りました。東京市のバスも競争區間はやはり五錢、他の競争區間でないところは十錢とつてゐるといふ東京市内で區々にやつてゐる。ロンドンではロンドンを中心といたしまして卅マイルは全部國家の法律で統制してやつてゐますが、さういふやうなことが非常に必要なことで、かゝるいふやうな事によつて正當なる賃金を得るやうにすれば市電も更生して参るのぢやないかと思ひます。

二 笈正太郎氏 (九月十四日東京日日新聞)

更生案をもつて果して市電の更生が達し得るかといふと到底達し得ない。どうするか。交通の統制といふことが大切である。省線もバスも電車も一緒にして統制のあるロンドンの如く或はベルリンの如くに總て市民が統制のある交通によるやうにしなければならぬ。次に民營にするか市營にするか私は端的に申しますと市營は結構、併し今日の東京市政の現状を以て見れば疑問をもつてをります。

四 堀切善次郎氏 (昭和九年九月十五日東京日日新聞)

市の電車經濟更生……については収入をふやすか支出を減ずるかより途がないが、収入をふやすか方法は、支出を減らすといふことを考へる。それについても或は市債の肩換りといふ説がある。特別會計でなく考へようといふ説があり市債の肩換りといふことも相當理由があると思ひます。たゞどの程度どうするかといふことは合理的に考へなければなりません。これは研究問題として残ります。特別會計の建前から考へて一般市税に移してよいと考へべきものではないと思ひます。さうしますと經營費である程度考へなければならぬといふことはどうしても免るべからざることである。

五 菊池慎三氏 (九月十四日東京日日新聞)

民間會社ならこの事業は、どうなつて行つたか、大正八年の好景氣の時代よい配當をしたらう、積立金を澤山つくる、さうして株は高い値段で賣買されたらう、公共事業であつたからさういふ時代に積立てるものを積立てない、今度の退職資金だつて二千萬圓と云ふものは、これが民間であれば退職資金の積立と云ふものがある、さういふものが一つも出来てをらぬ、それで震災まではこの仕事は有利な仕事、さうし

て非常な利益を擧げてをつた、その時分に充分に處すべき途を立て、ゝゝなかつたのも悪い。今日になつてこの仕事の責任を理事者、従業員に持つて行くのはいけない。週つて云へば好景氣時代金を濫費したその酬が来たと云ふ形、それで、その問題と幾分關聯して考へれば、その當時従業員の方々が當然得べきものより餘計に得た形、積立てをするところか、その金を目指して職員も吏員も従業員諸君もこれを分配してしまつた。所でその當時この仕事に元投下した資本の償却等が出來なかつたか、十分出來た筈、さういふ時分に市債償還額以上何故償還しなかつたか。殊にフランなど餘計やり得るものがあつたのを雲散霧消した形になつて居る。私は主要な事は其當時後の事の方針を立てなかつたのが悪かつたんぢやないかと思ひます。それから後悪くなる原因は建設計畫市管に依つて市は一億三千萬圓の建設費でやることになりました。

最初三千萬圓くらゐでやつて行くといふ考へであつたらしいが監督官廳が九錢の値上げを認めてやるからこれ〳〵の路線を開けといふやうなことで市の方で種々計畫を建直した結果が一億三千萬圓といふ建設費、その投下したものが十分なる収益を擧げられない、そこへ不況時代が来た。これは政府

に相當責任があるのぢやないか。それから今までの争議の關係を申しますと大正時代は従業員諸君は攻勢的態度でいつも何か獲得するといふ。所が昭和の御代になつてからは反對に必ず歴代の電氣局長が争議に行くか争議に近い所まで進んでゐる。給與削減の方法で従業員側が受身の態度、所が其場合に今までの争議の歴史を見てみますと従業員諸君がどの争議の時でも争議で獲得したものは比較的少ないのぢやないか、ちよつと見たんでは今まで市の電車従業員の給與は争議に依つて得た増加よりも年數に依つて得た増加が大きなものではないか。勤続年數に比例して給與金額が増えたと云ふ制度が悪いんぢやないか。今までの局長時代いくら整理したと云ふが、その整理が直ぐ元へ戻りやしないか。全體の額から云へば一年立てば定期の増給があるから幾らかになる。電氣局の一年間の自然増給は職員従業員を通じて卅萬圓近いものが増える。十年立てば三百萬圓の増給になる。その整理の永續性が一向ない。さうすると今度の三百萬圓は又何年かの後には同じことになる、電氣局だけが苦しむのは悪い。市役所各方面に於ても十分整理しなければならぬのぢやないかと思ひます。大體電氣局の従業員、技手、雇員といふものは水道局

なんかの一割以上の事務員が八十四圓ですが電氣局では九十六圓、つまり電氣局は市役所より一二割高い、さういふ不合理の點が残つてをります。

六 田澤義輔氏 (九月十三日東京朝日新聞)

市の年來の積を電氣局のみに負はせるのは無理だといふ議論には全然同感だ。解決の根本はどうして赤字が出来るかといふことをそれ〳〵の専門家によつて究めることだ。それには大都市を行く省線、地下鐵等を十分目標に入れて研究すべきである。

七 長岡隆一郎氏 (九月十四日東京日日新聞)

今度の整理案が根本的徹底的の整理案であるとは考へて居らぬ。その第一は電力事業といふことが整理案の一つに入つて居るが、これは極めて曖昧なる案であつて、その具體的内容についてわれ〳〵は承知いたすことは出來ないので、それに對して節約し得る金がいくらであるといふことは多少架空的のものではないと考へる。第二は公債整理の問題だが東京市電氣局長の説明によりますと「金輸出再禁止によつて爲替が安くなつたゝめに、その利拂ひが増した。これは國家の政策によつて蒙つた電車經濟の損害である。故に當然國家で負

擔すべきものであるその差損金だけは國家が負擔するものである」と計算の中にお入れになつて居るが、爲替安のために損害を蒙つたのは獨り電氣局ばかりではなく他の公共團體にも澤山あるので、この差損金を國家が負擔するといふことは赤字公債で苦しんでゐる大藏省が承知するとは思へない。勿論従業員が、いくらかの犠牲を拂はねばならぬといふことは認めるが、今度の整理案が成立いたしましたゝめに全然電氣局の經濟が泰山の安きに置かれるものとは思はない。これが根本的の解決策如何といふことに付甚だ大雑把な意見であるが、

第一はこの問題はひとり東京市の問題にあらず、また現在東京市長、電氣局長の問題にあらず、國家の監督方針から或は東京市多年の積弊が今日に至つたものである。第一國家が市の公債、もしくは府縣の公債といふものについて監督方針を變へなければいけない。収益を伴ふ市の公益事業に對しては國家が餘り短期間に、元利を償還するといふ方針を取らずして極めて長期間に、これを出來れば元利償還をせしめるといふ方針をとるなればひとり東京市の經濟といはず、各市町村の公益法人に對する經濟といふものは樂になると思ふ。また電氣局の經濟が行き詰つたといふことについて創業當

時の會社の權利を買ふために巨額の起債をしたことや大震災によつて非常な損害を受けたこと等不自然のものがあらうと思ふ。即ち市區改正時代において路線の新設道路の取擧げといふやうな事について、市の一般經濟において負擔すべき市區改正事業今日の都市計畫事業に對して、電車の特別會計で負擔させた額が非常に多いのである。今日電氣局がもつてをります公債負擔の中に當然、東京市の一般經濟において負擔すべき部分があらうと思ふ。電車の華やかなりし時代、即ち電車が儲かつた時代にこの特別經濟の利益金から市に相當の公納金といひますか、納めてをることなども餘程妙なものである。將來財政を整理する上においては、當然特別會計の負擔して居りますところの負債といふものを、市の一般會計において肩代りしてよからうと思ふ。

第三 殆ど破産に瀕してゐる市の電氣局の經濟を建直すといふ上においては、従業員においても相當の犠牲を負擔しなければならぬものと思ふ。しかし、これは今回の整理案の善悪には觸れてをりませぬ。そこで今度の争議とは縁の遠い話であるが市の電氣局の特別會計および市の一般會計を整理する上においては官吏とか、市會議員とか、政治家とかいふの

今後の問題は根本的に考慮せぬと徹底的な解決案は到底得られない。私はこの問題の解決策について考慮しなければならぬところが二點あると思ふ。

その一は、電車事業は時代から取り残され省線、地下鐵、バス自動車、圓タクなどの包圍攻撃を受けて將來の繁榮を豫想することは困難である。だから將來の發展を前提とする更生案は全く無理である。その二は資本關係に無理がある私は東京、大阪の郊外電車と電力會社について調べたところによると投下資本に對する營業收入は營業狀態の悪いところでも十六パーセントから二〇パーセントを上下し、そのうち營業費は營業收入の約五〇パーセントを中心として動いてゐる。これがまあこの種の會社の定石のやうだ。ところが東京市電の投下資本は二億四、五千萬圓でうち公債だけでも二億圓に上つてゐるのでこれをかりに投下資本を二億圓と見ても市電の營業收入は僅かに一千八百萬圓、だから一割にも達しないこれではたち行かぬのも無理もない。かりに市電が民間の營利會社であつたなら資本金の半減または、三分の一くらゐでも減資しなければならぬまい。しかし市電は公債であるからこの資本の切り捨が出来ぬ。この資本の切り捨を考へぬ限り、こ

でなくしてその方のエキスパートのプレントラストを設けて短期間に合理的の整理案を作ることが、焦眉の急ではないかといふことが私の結論である。最後に一言付け加へておくが電車の經營を民間に拂下げて經營させたらうまく行くとか、いふ意見があるが反對である。第一に、かういふポロ經濟を引受ける者がありや否や。第二に私營事業とすれば營利本位になることと思ふ。即ち市民の交通は、このために餘ほど苦痛を受くることになるかと考へる。第三には電氣、瓦斯、水道といふが如きことはミニシバルでやるべきものであるので、この民間拂下案には遺憾ながら反對である。

八 丸山鶴吉氏 (九月十五日東京日日新聞)

大體あの澤山の電氣事業公債を背負つたものを電氣局だけで解決することは無理、これは市全體として根本的に考へたらどうか。根本策には交通統制といふものも考へる必要もあるさういふことをしつくりやつて行くが、併し今のところは初任給をアツサリと引き上げて、それから根本策——根本的解決の一つの調査委員會といふものを作つて根本的に考へたらどうか。

九 膳桂之助氏 (九月十四日東京日日新聞)

んどの解決策は到底認めない。この切り捨による犠牲は市電の資本家である市即ち市民が負擔すべきものだからこの方法としては公債を市の一般經濟に肩替りするか、または公債の利子償還金を一般經濟から補給すべきであらう。一方従業員の給与の問題であるが、電氣局長の説明によると判任官よりも高く一般工業労働者に比べてもはるかに高位にある、かりに生活費を文化生活から割り出すなら、いま位やるのが當然だといふかも知れないが今日事業がつぶれるかどうかといふ場合多少の犠牲は忍ぶべきで、今日の場合こそ産業協力が必要である。サテ當面の解決策としては應急の處置と永久對策とを考へて立案すべきだすなはち公債肩替りなど永久的根本策は一夜づくりに出来ぬから、市の理事者はかりでなく、各方面のエキスパートを集めて、更生策を樹立するといふかたい條件でこの際、従業員側がある程度まで給料の引下げを忍んでもらつて一應ストライキをやめるのがよいと思ふ。しかしこの應急解決については絶對的に永久的な解決策を樹立することが條件にならねばすぐにまた争議はくり返されるだらう。

一〇 長谷川如是閑氏 (九月六日讀賣新聞)

交通機關の罷業は殊に深刻の社會的生活手段の中断を來し、

不安動搖の大なるものがあるので、特に此の部門の罷業を防止する根本的方法が要求されてゐるわけだが、いまだ適切な解決法が何處にも見出されてないやうである。

罷業の合法性を交通労働だけから奪はんとする法的手段は問題を右から左に移すに止まり、而も一層悪化せしめるものだが併し、國家または自治體の經營に屬する場合には特に全體の組織を現在の如き資本主義的の雇傭關係に據らしめないことも出来るわけだから、さうした組織の變化によつて或ひは罷業の合法性を無くすることも、又進んで罷業やロック・アウトを不可能にする方法をも得られる道理ではないか。

然らばさういふ方法の得られる組織はどうすればいいか。國家全體に互る一系の交通機關の場合には問題の性質は同じでも實行は重大だが、自治體の場合は比較的簡單である。即ち第一には交通機關を収益の目的とせざること、第二には經營を經營技術者と全従業員との責任によらしめること、この二つの原則が許されれば、後は組織技術の問題である。

交通機關を収益の目的とするのは、道路や橋梁によつて金儲けをしようとした封建的方法と同じく現代的社會精神とも經濟精神とも一致しない、「一文惜しみの百損」的態度である。

が要するにこれらの方法上の困難を克服して、交通機關の組織を資本主義組織から隔離する外、根本的の解決方法はないてあらう。

一一 安部磯雄氏（九月十四日東京日日新聞）

今日東京市が電車の經營の爲に困つて居るといふことは今まで、交通機關に對するところの東京市の政策といふものがなかつたからと考へる。つまり都會の交通機關といふやうなもののは市が全部やらなければいかぬと思ふ。即ち東京市が路面電車だけを市營にして他の交通機關を顧みなかつたといふことが今日の恐慌を來した所以であります。これには市會議員も責任を負はなければならぬけれども、それを選擧した市民といふものがこの責を負はなければならぬ。すると今度の問題の如きは非常な損失のために苦しんでゐるのに何等交通機關の經營といふものに嘴をいれなかつた従業員諸君だけが責任を負はなければならぬといふことは弱い者いぢめではないかと思ふ。だから私はこれを電車事業だけの經營といふことを考へずに市民全體の大なる責任であるからすべてをやはり市の經營に移して市がその缺損を補ふ、それには増税の他はないと思ひます。

交通機關を國家や自治體の經營に移すのも、収益の爲ではなく、交通自由の擴大が齎らす國家的、社會的利益のためである。たゞ今日はこの利益のための施設に要する財源を國家や自治體が持たぬために、交通機關を利用する者から徴収するのである。故に鐵道や電車の料金は、資本主義的企業に於ける意味の料金ではなく、交通自由擴大費のための税金なのである従つて理想としては、他に財源を得て、鐵道や電車も道路橋梁と同じく、公衆の自由使用に供すべきである。

交通機關は資本主義的企業たるべからずといふ第一原則は、必然に第二原則を産み出し、その組織を資本主義的のそれと異なるものとせねばならぬ理由を生ずる。この組織に關しては、専門的の組織の科學に據らねばならぬので簡單には行かないが、併しその可能は十分考へられる。

組織の要點は、全従業員をして經營技術者と共に經營の責任者たらしめることによつて、對立關係を排除し、罷業もロック・アウトも不必要にするのだが、その方法としては、代表制度による參加の制度をとる。この制度の弱點と弊害とを除去するためにも組織技術の上で大いに研究を要するが、更に賃錢制度が配當制度に變るについても研究題目は鮮くない。

一二 赤松克麿氏（九月十四日東京日日新聞）

今度のやうな電氣局の案は階級觀念を助長するものであると思ふ。折角今労働運動が經營者側と労働者と相反するものではなく、互に協調して行くといふことは段々發達しつゝある。今では労働者は階級的にばかりかゝつて行くといふことはいけなげやないかといふ再認識が行はれてゐる。そこへ今度のやうに従業員の給料といふものを四割或は五割も急激に引下げるといふことは餘りに無謀である。

今日のやうな案が通ればこの例は頻々として起ると思ふ。従來の雇傭關係といふものを、さうアツサリとまき直すといふことは従來の日本精神に合致してゐるかどうか今までの家族主義に似たところの産業組織といふものについて考へるとさう簡單に行くものではない。資本がうましく行かないから賦首してしまつて新に採用するといふやうなことは道義的に則したやり方ではない。むしろ西洋主義の營利主義の露骨な表現ではないかと思ふ。さういふやうに東京市の一つの電氣局の問題であつても波及するところは一つの問題、國民思想に非常な悪影響を與へる。

一三 麻生久氏 (九月十四日東京日日新聞)

今度の整理案が一般に非難あるに鑑み一度撤回してこれを契機にして東京市政の根本方策をきめるといふ一つの委員会をこの際立てるがい。

一四 島中雄三氏 (九月自十三日至十五日時事新報)

市電車は公の施設なるが故に、純然たる公の費用を以て之を賄ふことを當然とすべく、之が利用者から一定の使用料を徴し得ても斷じて利潤の目的たるを許されぬ。電車の如きは言はず道路の延長である。只だ電車の道路と異なる所は日々の運輸經營に可なりの費用を要する點であるが、それ故にこそ乗車賃として一定の使用料を許されてゐる。もしそれ以上に電車の施設に要したる建設費用をまで、一般乗客に負擔せしむるが如きは即ち過つて經濟企業と看做すところの根本迷謬に出發するものである。

市電問題の合理的解決はかゝる公營事業の本質に照してその經濟の建前を更改することにある。今日この原則をそのまま實行することは至難であるが、この原則を建前として市債の一部を普通經濟へ肩替りせしむることは問題の本質的解決に一歩を進めるものである。その結果として市民負擔を加重

するとも市電經濟の損失は市民共同の損失である以上分に應じて之を負擔するは當然であつて、今回の如く従業員にのみその責任を轉嫁して之が犠牲を要求することの不合理は云ふまでもない。

一五 河合榮治郎氏 (九月十七日帝國大學新聞)

東京市電は私立會社の所有でも經營でもなく公共團體たる東京市の所有であり經營である。然るに爭議が一再ならず頻發するのは何故か。

一切の事業が公共の所有と經營とに移らずして外部において資本主義が依然として支配し而してその一部のみが公共の所有と經營とに變るならばその公共團體は私人ならざるも尙一個の企業家として資本主義の原則の中に生きねばならぬ。かくして私人の企業家を相手とするのでなくとも、公共團體の企業家を相手としてその企業の中に企業家と労働者は依然として對立し一般私人企業におけると同一の爭議の出現することは止むを得ない。

若しこの場合に多少とも労働問題の解決に役立たしめやうとすれば當該企業家たる公共團體の民衆代表機關(即ちこの場合には市會)に、労働者階級の代表者が進出すること、當

該事業(即ちこの場合には市電)に労働者の民主的經營の餘地を許容することであらねばならぬ。これ等の方法が採られ

ざる限り、資本主義下における公共の所有と經營とは生産者と消費者との關係においてこそ若干の貢獻をすればとて企業家と労働者との關係は何等の進展を見ないのみならず消費者のために販賣價格(即ち市電の場合は乗車賃)の引上げを抑止されてゐるだけその負擔が労働者の頭上に落ちるものと考へざるを得ない。

さて、今回の市電爭議はいかに解決さるべきか。之には差當りの解決と恒久的の解決とが考へられる。前者としては結局原則として市電の赤字は東京市民の負擔たるべきものと思ふ。若し普通の私人企業家が借入資金の利子支拂と商品賣上高の減少とによつて何等かの打開が必要とされた場合に彼は労働者の賃銀の引下げと利子支拂の延期と企業家の利潤の低下と商品販賣價格の釣上げとによる外はあるまい。今これを市電の場合に適用すれば利子支拂の延期と利潤の低下とが問題とならぬとすれば残るところは賃銀の引下げと價格の釣上げとだけである。ところが電車企業が公共的性質を有つといふのと又今日の如く他交通機關との競争を控へて獨占的事

業たるの性質を失ひつゝあるとの理由とで、乗車賃の釣上げが出来ないとすれば賃銀の引下げに訴へるの外ない。

しかし一般物價の低落とか一般賃銀の釣合とかの格別の理由なら兎も角今回の如く市電の減収と公債支出の責任を最低生活線を上下する労働者に轉嫁するは不當といはねばならぬ。それでは他に補償の途があるかといへば、一は東京市を中心とする交通機關を一企業に統一綜合し、名實獨占事業たらしめて彼此剩餘と不足とを相補ふ方法を探ることである。だが之が出来ないとすれば市電特別會計とせず之を市の一般會計に合一し市電公債の肩替りは勿論、一切の赤字を企業家たる東京市が負擔し、更に市民が富者に厚く貧者に輕き累進税を納付する外はない。之が單に當面の難關を突破する對案たるのみならず、元來市電の乗車賃を引上げたのは電車事業が公共的性質を持つからであるとすれば、その公共的性質から来る値上阻止の結果は公共團體たる東京市の負擔すべきが當然であり、これによつて密に市は消費者のために社會政策を行ひうるのみならず、又労働者に轉嫁さるべき負擔を自己が負ふことによつて、労働者のためにも社會政策を行ふこととなる。之が公共團體の負ふべき正當の任務でなければならぬ。

恒久的の解決案としては一般東京市財政の根本的再吟味を
することでありまた路面電車の將來性を検討することである。



昭和九年十月十日印刷
昭和九年十月十三日發行

第四回全國都市問題會議
5號報告第二議題乙編
非賣品

編輯者兼 全國都市問題會議
東京市京橋區木挽町二丁目一番地
印刷者 水村冬二

發行所 全國都市問題會議事務局

東京市日比谷公園
財團法人東京市政調査會内
振替口座東京六〇八二四番

水村印刷・印刷